

# 令和3年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

令和3年2月

京 都 市

4	市民のくらし・営業を守る市政運営を .....	1 8 0	2 6 7
	◆以下のことを国に対して求めること .....	1 8 0	2 6 7
	◆市民のくらし・営業を守る市政運営を .....	1 8 7	2 7 7
	◆中小企業，伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の 強化を .....	2 0 1	2 9 9
	◆農林業の振興を .....	2 2 5	3 3 8
5	ジェンダー平等社会の実現をめざして .....	2 3 5	3 5 7
6	競争と格差拡大の教育を改め，どの子ども伸びる「子どもが 主人公」の学校・教育を .....	2 4 3	3 7 3
7	青年がいきいきと住み続けられる京都市を .....	2 6 8	4 1 4
8	文化財の保護，文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境 整備の拡充を .....	2 7 7	4 2 9
9	原発からの撤退と再生可能エネルギー政策の抜本的強化を ..	2 8 8	4 4 7
1 0	環境対策とごみの減量推進を .....	2 9 4	4 5 5
1 1	安心して住み続けられるまちづくりを .....	3 0 7	4 7 3
	◆安全安心の消防活動を .....	3 3 5	5 1 2
	◆上下水道事業の充実を .....	3 3 7	5 1 4
	◆生活道路優先の道路環境整備を .....	3 5 2	5 3 2
1 2	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し， 市民の足を守ること .....	3 6 2	5 5 0
	◆市バス・地下鉄の改善を .....	3 7 1	5 6 4
1 3	公正・公開・市民参加の市政運営を .....	3 8 5	5 8 1

# 目 次

## 重点要求項目

	( No. )	( ページ )
1 新型コロナウイルス感染症対策の強化を .....	1	1
(1) 感染症対策の強化を .....	1	1
(2) 福祉・教育などへの支援の強化を .....	1 9	2 4
(3) 市民生活，中小企業と労働者への支援の強化を .....	3 2	4 9
◆以下のことを国に求めること .....	3 2	4 9
◆京都市としての支援を強化すること .....	4 0	6 0
2 自治体の公的な責任を果たせ .....	5 0	7 7

## 分野別要求項目

1 複合災害に備えたまちづくりで，いのちを守る市政に .....	5 3	8 2
◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を .....	5 3	8 2
◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを .....	5 9	9 4
2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都を つくるため，国に対して次の項目の実現を求めること .....	7 7	1 1 7
3 福祉・医療の充実を .....	8 8	1 2 9
◆以下のことを国に求めること .....	8 8	1 2 9
◆京都市として福祉・医療の充実を .....	9 8	1 4 5
◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を .....	1 1 4	1 7 0
◆保育・子育て支援の充実を .....	1 3 2	1 9 3
◆障害者福祉の充実を .....	1 6 3	2 4 2
◆生活保護・生活支援の充実を .....	1 7 4	2 5 4

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	1
要望内容	回答		
<p><b>重点要求項目</b></p> <p><b>1</b> 新型コロナウイルス感染症対策の強化を</p> <p>(1) 感染症対策の強化を</p> <p>1 感染経路不明者を含む感染者全体の分布や特徴を分析し、新規感染者の発生する確率が高いと考えられる地域・職種などに対し、網羅的なPCR検査を実施すること。そのための検体採取・運搬の体制も確保すること。</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は、症状や経過から新型コロナウイルスに感染している疑いのある患者等について、確定診断を下すために行うものです。</p> <p>このため、本市においては、これまでから、京都府及び京都府医師会と連携し、医師が必要と判断した検査が着実に実施できる体制の整備に努めてまいりました。</p> <p>さらに、令和2年11月1日からは、発熱などの症状のある方が、かかりつけ医など身近な医療機関に相談のうえ、診療・検査ができる新たな体制を整備しており、引き続き、診療・検査体制の拡充強化に努めてまいります。</p> <p>② なお、これらの新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと推進していくためにも、御要望いただいているような検査は、医療や公衆衛生の観点から、実効性のあるものとはいえないため、実施する予定はありません。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策 4,808,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 医療，教育，社会福祉施設，公共交通の従事者および市職員に対する定期的なPCR検査を行うこと。職場・施設などに陽性者が発生した場合には，関係者全員を検査すること。</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は，症状や経過から新型コロナウイルスに感染している疑いのある患者等について，確定診断を下すために行うものであり，御要望いただいているような定期的な検査は，医療や公衆衛生の観点から，実効性のあるものとはいえないことから，実施する予定はありません。</p> <p>② また，本市においては，医療機関や福祉施設等における集団感染対策として，PCR検査についての独自基準を設け，利用者や職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたときは，施設の構造や職員の動線を考慮しつつ，医師の判断の下，症状の有無にかかわらず，必要とされた全ての方について，検査を行っております。</p> <p>③ こうした必要な検査の実施に加え，医療機関や福祉施設等で集団感染が起こった際は，府・市連携による対策チームが，現地に調査へ赴き，施設職員等に対する基本的な感染防御対策についても指導の徹底を図っており，引き続き，感染症対策に万全を期してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策 4,808,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 市民に対して、行政区ごとの感染状況を明らかにすること。本市の検査数、陽性数、陽性率、軽・中・重症数、入院数、宿泊療養施設利用状況など基本的な数値（日計、推移）を提供すること。</p>	<p>① 本市ホームページである「京都市情報館」において、当日の感染者数、市内における患者の発生状況、新型コロナウイルス疑似症等検査件数、PCR検査陽性率（直近7日間平均）、妊婦に対するPCR検査の件数、きょうと新型コロナ医療相談センターにおける週毎の相談件数、地下鉄・市バスの利用状況、来訪者数の推移など、最新の動向を毎日発表しております。</p> <p>なお、行政区ごとの感染状況の公開は、感染拡大防止に寄与するものでなく、風評被害や感染者等に対する差別や偏見につながりかねないことから、発表を考えておりません。</p> <p>引き続き、市民に分かりやすい情報の発信に努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	4
要 望 内 容	回 答		
4 各行政区に発熱外来と一体のPCRセンターを設置すること。	① 本市では、京都府及び京都府医師会等と連携し、既に京都府内700箇所を越える身近な医療機関において、発熱等の症状のある方に、診療・検査ができる体制の整備に努めており、各行政区に発熱外来と一体のPCRセンターを設置する予定はありません。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	5
要望内容	回答		
<p>5 衛生環境研究所における検査体制を拡充すること。 検査体制拡充にむけ、大学や病院、民間検査機関等に協力を要請すること。</p>	<p>① 市衛生環境研究所については、府市合築の強みを活かした府保健環境研究所との相互支援による検査体制の構築や、市衛生環境研究所における検査機器の増設など、検査体制の拡充に努めてまいりました。</p> <p>② また、京都府及び京都府医師会と連携した検査体制の整備や民間検査機関等への委託のほか、京都大学医学部附属病院との包括連携協定を締結するなど、様々な関係機関との協力関係を構築しており、引き続き、検査体制の拡充に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 2年 8月 市衛生環境研究所内で全自動PCR検査装置の導入 11月 京都大学医学部附属病院と包括連携協定を締結</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策 4,808,000千円</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

6 無症状者，軽症者を受け入れる療養施設を確保拡充し，管理体制を早急に構築すること。療養にあたり，必要に応じて食事や日常生活必需品の調達支援など生活に支障をきたさないよう支援すること。

- ① 無症状者，軽症者を受け入れる宿泊療養施設については，本市を含む京都府下の感染患者を見込んだうえで，京都府が必要数の確保に努めております。
- ② 宿泊療養施設へ入所される感染患者に対しては，食事の保障に加え，事前に御準備いただくものや，アメニティや家電等の施設備え付け物品等について，入所生活の御案内を書面で行い，生活に支障をきたさないよう支援しております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	7
要 望 内 容	回 答		
<p>7 入院等に向け調整中の方や自宅療養者に対して、必要に応じて食事や日常生活必需品の調達支援など生活に支障をきたさないよう支援すること。</p>	<p>① 京都府において、令和3年1月29日から、自宅療養者に対する支援として、府域の希望者に対して、マスク、トイレットペーパー等の生活必需品や食料品を順次、自宅へ発送する取組を開始しております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
8 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図ること。	<p>① 本市では、平成21年度の新型インフルエンザ発生時の対応を踏まえ、行政区を超えた全市的な健康危機事案の発生時に、正確な情報を全市一元的に集約し、迅速かつ的確に、そして全市統一した対応ができるよう、平成22年度にそれまで11区ごとに設置していた保健所を京都市保健所として1箇所を集約しました。</p> <p>② この度の新型コロナウイルス感染症対策においても、1箇所に集約した保健所の指揮命令の下、行政区を超えた感染事案や大規模な集団感染に迅速かつ重点的に人員を配置する等、集約化の効果が発揮されており、保健所を各行政区単位に戻すことは考えておりません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	9
要 望 内 容	回 答		
<p>9 コロナ禍においては、インフルエンザの感染拡大を防ぐことが必要であり、高齢者のインフルエンザの予防接種は、希望する高齢者全員がうけることができるよう、全額を公費負担とすること。</p>	<p>① インフルエンザの予防接種については、予防接種法に基づき、インフルエンザに感染すると重症化しやすいとされる65歳以上の方及び60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器に障害があり日常生活を極度に制限される方等に対する定期接種として実施しており、多くの方に接種していただけるよう、公費により費用負担の軽減を図っております。</p> <p>本市においては、定期接種の対象となる高齢者の方について、所得階層に応じた公費助成を行い、令和元年度は、11万2千人余りの方が無料で接種を受けておられます。</p> <p>② 一方で、予防接種法に基づく定期接種については、本来、国が接種に係る経費を支出すべきであると考えており、接種費用の無償化についても、ワクチンの増産とともに国の責任において、実施すべきであることから、国に対し、引き続き要望を行ってまいります。</p> <p>③ なお、インフルエンザワクチンは、インフルエンザに感染した際の重症化予防に効果が認められていることから、予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、個人の重症化予防を目的として希望者が接種を受けられるよう実施するものであり、流行阻止が主目的ではありません。</p> <p>手洗いやマスク着用の励行など、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策は、季節性インフルエンザの感染防止対策にもなること、また、このため令和2年度においては、実際に季節性インフルエンザの流行が抑制されていることから、一層、積極的に取り組んでいただくよう周知に努め、感染拡大防止を図ってま</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	9
要望内容	回答		
	<p>いります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種(高齢者)事業 1,153,731千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	10
要望内容	回答		
<p>10 国に対して、新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症への備えとして、病床数の削減の撤回、公立病院統廃合計画の撤回を求めること。市立病院を含む医療機関の損失補填を求めること。本市として、市立病院への損失補填をおこなうこと。</p>	<p>① 地域医療構想における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策という視点も含めて地域の医療構想を検討する必要があることから、再検証等の期限あるいは進め方についても、改めて様々な意見を聞きながら、整理するとの方針が国から示されております。本市としては、今後とも、地域に必要な医療が過不足なく提供される医療提供体制の確保に向けて、京都府と連携を図るとともに、国の動向を注視してまいります。</p> <p>② 本市では、感染リスクを抱えながらも、市民生活を維持するための医療を提供いただいたことへ感謝の意をお伝えするとともに、今後の感染拡大に備え、引き続きお力を尽くしていただけるよう、市内の医療機関に対して、「支え合い基金」にいただいた寄付金や議員報酬の減額による財源等を活用し、「支え合い支援金」を支給したほか、実際に新型コロナウイルス感染症の患者の治療に当たられた帰国者・接触者外来設置医療機関及び入院患者受入医療機関に対して独自の支援金を交付する等の取組を行っております。</p> <p>加えて、通常、多くの医療機関が休診される年末年始期間中において、「きょうと新型コロナ相談センター」等からの依頼に基づき、発熱患者等の外来診療や検査に御協力いただいた医療機関に対し、感謝の意をお伝えするため、支援金の交付を行っております。</p> <p>さらに、市内の医療機関からいただいた声にしっかりと耳を傾け、国や府等にも確実にこれをお伝えし、引き続き、必要な支援に繋げてまいりたいと考えています。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	10
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1,559,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	11
要望内容	回答		
<p>11 感染防護備品が不足しないよう、京都府、国との連携を強め、調達ルート等について関係者に周知すること。配布の方法等について関係者からの意見を聴取し、効果的な調達配布に努めること。</p>	<p>① 医療機関や社会福祉施設等において必要となる物資、資機材については、国に対して、十分な量を確保し、必要に応じて医療機関や社会福祉施設等に供給するとともに、引き続き国内生産体制の強化に取り組み、安定的に供給できる体制を構築するよう、要望を行っております。</p> <p>また、本市としても、市民の皆様から広く頂戴した御寄付や備蓄を活用して、適宜医療機関や社会福祉施設等への提供を行っているところです。</p> <p>さらに、京都府医療資材コントロールセンターと連携し、医療資材の需給・調達に関する情報の共有を図り、市内の医療機関等の状況把握と支援に努めるとともに、府下市内の医療資材等を取り扱う企業と医療機関等を結ぶマッチングサイトである「CLEAN VOICE KYOTO」を立ち上げ、適正な価格等での調達と中小企業の技術を活かす取組を実施するなど、府市協調で進めているところです。</p> <p>② 今後とも国に対し必要な要望を行うとともに、関係団体や施設等の御意見も踏まえながら、国・府との緊密な連携の下、感染を防止しつつ、必要な医療・福祉サービスが継続して提供できるよう、医療機関や社会福祉施設等の支援に努めてまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	12
要 望 内 容	回 答		
<p>12 市立病院，京北病院が公的医療機関として万全な感染症対策のもと，使命が発揮できるよう運営交付金を抜本的に引き上げること。</p>	<p>① 医療機関においては，平時からの感染予防，早期発見の体制整備，アウトブレイク発生時への早期対応といった必要な感染症対策について，医療機関自らが行うことが基本とされております。</p> <p>② 地方独立行政法人は，原則として独立採算により運営しなければなりません，新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症医療や救急医療，へき地医療等の政策医療の分野において，効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない部分が生じます。</p> <p>これら政策医療に係る収支不足部分を補てんする運営費交付金については，引き続き中期計画に基づき必要な予算を確保してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1,559,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	13
要 望 内 容	回 答		
13 新型コロナウイルス感染患者を受け入れる市立病院職員に対する危険手当等について、京都市が示した規準が実行されるよう責任を果たすこと。	① 地方独立行政法人京都市立病院機構においては、医療の提供にあたる医療従事者等を支援するために、京都府から、医療従事者等に支給する手当等に要する経費が補助される「医療従事者等支援事業」の補助を受け、対応しております。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	14
要望内容	回答		
14 感染者・関連施設等に対する人権侵害・誹謗中傷をなくすための啓発に努めること。	<p>① 新型コロナウイルス感染症に関し、感染された方、医療や福祉に携わる方、更にはその御家族や関係者に対する偏見や誹謗中傷、また、社会機能を維持する業務に従事する方への心ない言動などが生じております。このような偏見や差別は、人々の心を傷付け、苦しめ、また不安を煽るもので、感染拡大を招くことにもなりかねず、決してあってはならないものです。</p> <p>② 本市では、これまでから、感染防止を呼び掛ける中での啓発に加え、「頑張ろう、人間。守ろう、人権。」とのコピーを用いたポスターを作成し、市バス・地下鉄、学校等へ掲示したほか、全国の首長等と連携した「STOP! コロナ差別」キャンペーンにおける市長メッセージ動画の発信など、正しい情報に基づいた行動を広く呼び掛けてまいりました。</p> <p>③ また、差別やいじめ等にあった方には、人権擁護委員による特設人権相談、市民法律相談や法務局の人権相談窓口等で、御相談いただけるよう周知しているところです。</p> <p>④ 引き続き、インターネット上の差別的な書き込み等にも対応するため、京都府と連携した法務局への削除要請に取り組むとともに、本市広報物やイベント等のあらゆる機会をとらえ、市民が感染症を正しく理解し、互いを思いやり、支え合いながら、共に乗り越えていこうという機運が高まるよう、適切な情報提供と広報啓発の取組をしっかりと進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	14
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 25,852千円</li> <li>・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 2,610千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和2年6月 ポスター「頑張ろう，人間。守ろう，人権。」を作成，配布</p> <p>7月 「STOP！コロナ差別」キャンペーンにて市長メッセージ動画を発信</p> <p>11月 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」に啓発記事を掲載 各区役所・支所のテレビモニターにおいて啓発文を掲示 地域の団体や事業所等への出前教室の実施</p> <p>12月 人権月間ポスター等の本市広報物に啓発文を掲載 啓発パネル展示を実施 各局区等が実施する人権啓発イベント等において啓発物品（絆創膏）を配布 人権月間における街頭啓発を人権擁護委員とともに実施</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	15
要望内容	回答		
15 三密を避けるなど感染対策を講じ得る規模で避難所を確保すること。	<p>① 避難所の感染症対策については、避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策編）を作成し、避難所における三密を回避するため、従来の避難スペースとは別の部屋を確保するとともに、消毒液、非接触型体温計、段ボールベッド、間仕切りテント等の感染症対策物品を全ての避難所に配備しております。また、同マニュアルに基づき避難所の感染症対策を適切に行うため、全ての避難所に職員を配備し、地域の皆様と協力して避難所を運営する体制を構築しております。</p> <p>さらに、別室や間仕切りテントを使うなどの対策を取ってもなお三密の状態になりそうな場合に備え、ホテルの空き部屋を短期間の避難場所として活用する仕組みを構築するなど、避難所が過密にならないよう万全を期しております。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル等の活用による災害時の避難場所の確保 3,000千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>令和 2年 5月 災害時の避難の必要性等確認チラシの作成及び回覧等による周知 京都市避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策編）の作成</p> <p>6月 全ての避難所に消毒液、非接触型体温計等を配備</p> <p>8月 全ての避難所に段ボールベッド、間仕切りテント等を配備 災害時の避難場所を確保するため、ホテル事業者及びタクシー事業者と協定を締結</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

16 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。避難所に配置される職員の確保のためにも、区役所業務の集約化は行わないこと。避難所運営にあたり、保健師等専門職の動きを明確化し、感染症対策に職員が精通するための訓練を行うこと。

- ① 区役所・支所における災害対応に係る体制については、平成24年度以降、地域防災活動の拠点となる地域力推進室への「総務・防災課長」及び「地域防災係長」の設置に加え、「企画課長・企画係長」の設置や、係員の配置で合計42名の増員を行うとともに、専門的な知識・経験を有する土木技術職員や消防職員を充てるなど、体制の充実・強化を図ってきたところです。
- ② また、災害発生時、保健福祉センター所属の保健師は、健康長寿推進課担当課長（統括保健師）のもとに集約し、避難所に避難されてきた方に対する健康調査や健康相談、疾病予防を含む保健指導等を実施することとしております。
- ③ 避難所運営の体制については、避難所運営時の新型コロナウイルス感染症対策の対応をまとめた避難所運営マニュアルを整備し、運営に携わる職員等に周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、避難所の感染症対策を適切に行うため、全ての避難所に職員を配備し、地域の皆様と協力して避難所を運営する体制を構築しております。
- ④ 引き続き、市民の皆様の安心・安全の確保に取り組むべく、必要な体制の構築に努めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	17
要望内容	回答		
17 他都市の先進事例に習い、市バス・地下鉄の車両及び駅構内の消毒を強化し、当面少なくとも週1回のペースで行うこと。	<p>① 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月から、市バス・地下鉄車両については2週間に1回程度、地下鉄駅構内については毎日、つり革・手すり等お客様が触れることが多い箇所の定期消毒を実施しているほか、新型コロナウイルス感染症に感染した方が市バス・地下鉄を御利用になられていたことが判明した場合は、車両を特定のうえ緊急消毒を行ってまいりました。</p> <p>② 日々の運行を維持しながら車両の定期消毒の頻度をこれ以上増やす場合、夜間時間帯での作業や多量の人員投入が必要となることから、多額の費用を要するなど課題が多いと考えております。</p> <p>③ このため、2週間ごとの定期消毒に加え、本市では、市バス（822両）及び地下鉄（222両）の全車両に対し、新型コロナウイルスの感染力を失わせる効果が期待される抗ウイルス・抗菌加工を実施することとし、令和2年10月末までに、法定検査中の烏丸線1編成を除き、運行する全車両への施工を完了しております。</p> <p>④ 令和3年度においても、引き続き、定期消毒や新たな車両への抗ウイルス加工などの感染症対策に徹底して取り組み、お客様に安全・安心に御利用いただける環境を整えてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	17
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市バス更新車両への抗ウイルス・抗菌加工（56両） 11,572千円</li> <li>・地下鉄烏丸線新造車両への抗ウイルス・抗菌加工（6両） 934千円</li> <li>・市バス・地下鉄車両の定期消毒等 27,683千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和2年3月～ 新型コロナウイルス感染症に感染した方が市バス・地下鉄を御利用になられていたことが初めて判明した際、同日夜間に職員による緊急消毒を実施</p> <p>以降、感染された方の御利用が判明した際は、車両等を特定し消毒を実施</p> <p>市バス・地下鉄車両及び地下鉄駅の定期消毒の実施（車両は2週間ごと、駅は毎日実施）</p> <p>8月～ 市バス・地下鉄車両への抗ウイルス・抗菌加工の実施 （令和2年10月末までに、運行中の市バス全822両及び法定検査中の烏丸線1編成を除く地下鉄全車両への施工完了）</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	18				
要望内容	回答						
<p>18 バス車内の密集を避けて感染防止が図られるよう対策を検討すること。乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心して乗車できる車内環境を確保するよう努めること。</p>	<p>① 市バスでは、令和2年3月以降、新型コロナウイルスの感染防止対策として、換気扇の常時稼働や窓の開放による換気の徹底、つり革・手すり等お客様が触れることが多い箇所の2週間に1回程度の定期消毒、感染した方の御利用が判明した場合の緊急消毒など、お客様に安全・安心に御利用いただくための様々な取組を実施してまいりました。</p> <p>② また、飛沫感染を防止するため、運転席後部へビニールシートを設置するとともに、左最前列座席の利用を制限し、運転士が安心して乗務できる環境の確保にも努めております。</p> <p>③ 加えて、同年7月市会において補正予算を御議決いただきました車両への抗ウイルス・抗菌加工について、10月末までに運行中の全市バス車両（822両）への施工を完了したほか、令和3年1月以降、車内の換気効率をより一層高めるため、従来よりも換気装置が充実した車両（58両）を順次導入しているところです。</p> <p>④ 令和3年度においても、引き続き、お客様に安心して御利用いただけることはもとより、運転士も安心して乗務できる車内環境の充実に努めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・市バス更新車両への抗ウイルス・抗菌加工（56両）</td> <td>11,572千円</td> </tr> <tr> <td>・市バス車両の定期消毒等</td> <td>3,723千円</td> </tr> </table>			・市バス更新車両への抗ウイルス・抗菌加工（56両）	11,572千円	・市バス車両の定期消毒等	3,723千円
・市バス更新車両への抗ウイルス・抗菌加工（56両）	11,572千円						
・市バス車両の定期消毒等	3,723千円						

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	18
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和2年3月～ 市バス車両の換気対策の実施 市バス車両の定期消毒の実施(2週間ごと)</p> <p>4月～ 飛沫感染防止のための運転席後部へのビニールシート設置</p> <p>5月～ 飛沫感染防止のための左最前列客席の使用中止</p> <p>8月～ 市バス車両への抗ウイルス・抗菌加工の実施 (令和2年10月末までに、運行中の市バス全822両への 施工完了)</p> <p>1月～ 従来より換気装置が充実(2台→3台)した市バス車両の導入(58両)</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	19
要望内容	回答		
<p>(2) 福祉・教育などへの支援の強化を</p> <p>19 社会福祉施設の職員配置の抜本的改善を国に求めること。</p>	<p>① 高齢者福祉施設や障害者福祉施設等の職員配置については、現場における慢性的な職員不足の状況を鑑み、福祉・介護職員の確保・育成が一層推進されるよう、福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算が実施されるなど、処遇改善が図られてきました。</p> <p>今後も財政措置等、必要な措置を講じるよう引き続き国に求めてまいります。</p> <p>② 本市の民間保育園及び幼保連携型認定こども園における保育士の配置につきましては、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、国基準を大きく上回る手厚い配置を確保しております。</p> <p>この結果、定員90人規模の保育園で国基準の1.33倍の保育士配置数となっております</p> <p>③ 学童クラブ事業における職員配置につきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、国の基準に準拠して利用児童数おおむね40人以下につき1クラスを編成し、クラスごとに2人の職員、うち1人を放課後児童支援員の資格を有する職員であるよう配置することとしております。</p> <p>④ 児童養護施設等の職員配置につきましては、国の平成27年度予算において、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた水準まで配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）が引き上げられたことで、大きく改善が図られております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	19
要望内容	回答		
	<p>⑤ 持続可能な制度とすることを前提として、引き続き国に対し、児童福祉施設の職員配置の充実を求めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間社会福祉施設単費援護 4,348,511千円</li> <li>・施設型給付費・委託費(市加配分) 1,736,709千円</li> <li>・1歳児保育における保育士配置体制の充実 133,185千円</li> <li>・児童育成施設運営 4,451,224千円</li> <li>・児童養護施設、障害児通所施設等運営 10,811,226千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	20
要望内容	回答		
<p>20 福祉現場での深刻な職員不足を一刻も早く解消するため、保育・介護・障害など福祉施設職員の大幅な賃金引き上げができるよう、財源を確保すること。感染症対策に必要な施設整備、備品の確保及び手当を保障すること。</p>	<p>① 本市の民間保育園及び幼保連携型認定こども園に対しては、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、令和3年度では約5.1億円もの本市独自の財源を投入し、国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>② また、平成29年度に国制度により創設された、保育士等のキャリアアップと連動した処遇改善を確実に実現するため、令和3年度においても、予算を計上するとともに、必要な知識及び技能の習得のための研修を実施しており、引き続き、副主任保育士や職務分野別リーダーといった施設の課題に対応できる保育の担い手の育成に取り組んでまいります。</p> <p>③ さらに、国において平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」による保育士給与の1%引上げに対応し、令和元年度から本市においてもこれに対応する予算を確保しております。令和3年度も引き続き、保育士等の処遇改善を図ってまいります。</p> <p>④ 今後とも、必要な支援をきめ細かく進めていくとともに、本市単独での取組については限界があることから、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、持続可能な制度となるよう必要な検討を行うとともに、引き続き国に対して必要な措置を要望してまいります。</p> <p>⑤ 保育所等における感染症対策事業として、令和2年3月以降、感染防止用の物品等購入費に対する補助事業、施設における健診再開等に向けた環境整備事業（医師</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	20
要望内容	回答		
	<p>が使用する医療用手袋・フェイスガード等を配布)、施設等への感謝の意を伝えるとともに今後に備えていただくための「支え合い支援金」の支給を行ってまいりました。引き続き、感染状況や国補助制度等の状況を踏まえ、必要な支援を実施してまいります。</p> <p>⑥ 介護保険・障害福祉分野については、国において、確実に処遇改善が図られるよう、平成24年度に「福祉・介護職員処遇改善加算」が新設され、平成27年度には、福祉・介護職員の更なる資質向上の取組や、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象として、賃金月額1.2万円相当分の上乗せを行う加算の拡充が図られました。</p> <p>加えて、平成29年度には、昇給と結びついた形でのキャリアアップの取組を進める事業所を対象として、賃金月額1万円相当の更なる加算の拡充が行われました。</p> <p>⑦ また、平成30年度には、介護分野においては+0.54%、障害分野においては+0.47%となる報酬改定が行われ、令和元年10月には、消費税率改定に合わせ、介護分野で+0.39%、障害分野で+0.44%の報酬改定が図られたほか、経験10年目程度のリーダー級職員について、他産業と遜色のない給与水準(年収440万円)となるよう新たに特定処遇改善加算が実施されるなど、専門職員の配置の手厚い事業所が高く評価される処遇改善が行われたところです。</p> <p>令和3年度には介護分野で+0.70%(うち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が+0.05%(令和3年9月末まで))、障害分野で+0.56%(うち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が+</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	20
要望内容	回答		
	<p>0.05%（令和3年9月末まで）の報酬改定が行われます。</p> <p>⑧ これらの報酬については、法令に基づき定められております。この制度を円滑かつ長期的に安定して運営するためには、国の責任においてしかるべき措置を講じていただく必要があると認識しています。そのため、本市独自の交付金制度の措置は予定しておりませんが、福祉・介護職員の処遇改善は、重要な課題であることから、特定処遇改善加算の効果等も注視しながら、引き続き、必要な処遇改善がなされるよう国に対して要望してまいります。</p> <p>⑨ 介護保険・障害福祉分野の感染症対策に必要な施設整備としては、国や京都府の補助を活用し、簡易陰圧装置・換気設備設置や個室化改修の補助を実施しております。また、利用者や職員に感染者や濃厚接触者が発生した事業所等に対して、サービス継続に必要なかかり増し経費や消毒・洗浄経費の補助を実施しております。加えて、感染症対策に必要な物資については、市民の皆様からいただいた御寄付や備蓄を活用し、福祉施設への提供を行っているほか、本市においても備蓄を行っております。さらに、感染リスクを抱えながらも、市民生活を維持するためにサービス提供をいただいていることへの感謝の意を伝えるとともに今後に備えていただくための「支え合い支援金」の支給を行ってまいりました。</p> <p>⑩ 今後とも国に対し必要な要望を行うとともに、国・府との緊密な連携の下、感染を防止しつつ、必要なサービスが継続して提供できるよう、社会福祉施設等の支援に努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	20
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護施設における職員間の情報共有のためのインカム等導入支援 37,000千円【新規】</li> </ul> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プール制補助金 3,577,765千円</li> <li>施設型給付費・委託費(市加配分) 1,736,709千円</li> <li>1歳児保育における保育士配置体制の充実 133,185千円</li> <li>キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 1,140,320千円</li> <li>児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策 594,220千円</li> <li>障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止支援 52,000千円</li> <li>介護保険施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止支援 57,000千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和2年 7月 国への要望において「子ども・子育て支援の充実」を要望 二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議において 国へ要望</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	20
要望内容	回答		
	7月 大都市介護保険担当課長会議において国へ要望		

## 要 望 内 容

## 回 答

21 保育所等の児童福祉施設職員に対して、感染症対策として、危険手当等が支給されるよう財源の措置を行うこと。必要な人員増、施設整備、備品補充対策のための財源補助を行うこと。

① 保育所等の児童福祉施設における感染症対策事業として、令和2年3月以降、感染防止用の物品等購入費に対する補助事業、施設における健診再開等に向けた環境整備事業（医師が使用する医療用手袋・フェイスガード等を配布）、施設等への感謝の意を伝えるとともに今後に備えていただくための「支え合い支援金」の支給を行ってまいりました。

② 保育所等においては、職員の配置基準について、90人定員の保育園では国基準では保育士12名のところ、1.33倍の16名の配置となるよう、国基準を上回る職員配置とするとともに、保育士の処遇についても平均年収は全国平均の1.34倍となっており、全国レベルを大きく上回る水準を確保しているところです。

③ 危険手当の支給については、保育士等の職員が子どもや職員間の感染防止のため、万全を期しながら保育等に取り組んでいただいていることは承知しておりますが、感染症対策については、前述のとおり、充実した職員配置及び処遇の中で御対応いただいております。本市としては新たな対応を予定しておりません。

ただし、前述の感染防止用の物品等購入費に対する補助事業においては、感染防止用の物品等購入費に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するため、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金などの「かかり増し経費」についても補助対象としております。

④ さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって多くの方が失業や離職を余儀

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	21
要望内容	回答		
	<p>なくされる中、コロナ禍においても福祉現場は業務の継続が求められており、特に24時間対応の入所施設においては、施設職員の負担もより大きく、負担軽減を図る必要があることを踏まえ、失業者等が入所施設へ早期に就職し、定着が図られるよう、令和2年7月から令和3年3月までの期間内に就職した方に対して支援金を支給しております。</p> <p>⑤ 施設においては、条例等で定める面積を確保していることに加え、「子どもが集団で過ごす施設や集団で活動する場所における新型コロナウイルス感染症の予防について（予防のポイント）」を作成し、各施設に配布するとともに、各施設で取り組んでおられる好事例や京都市保健所医師の意見も踏まえたより実践的な予防のポイントを配布する等により、感染予防対策を支援しております。</p> <p>⑥ 引き続き、感染状況や国補助制度等の状況を踏まえ、必要な支援を実施してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策 594,220千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	22
要望内容	回答		
<p>22 児童館を全学区に設置し，必要に応じて複数設置すること。児童館事業の専任職員を複数配置すること。</p>	<p>① 本市では，平成25年度の一元化児童館の整備完了をもって，地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は，山間地域を除きおおむね児童の生活圏に設置できたものと考えております。</p> <p>② 今後は，「京都市はぐくみプラン」に基づき，身近な地域で必要な機能を確保・維持していくため，既存の施設や社会資源を最大限に活用しながら，特にニーズの高い「乳幼児の子育て支援機能」と「学童クラブ機能」について，未設置学区の解消などを重点的に進めることとしております。</p> <p>③ 児童館の職員配置については，平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い，学童クラブ事業に利用児童数おおむね40人以下のクラスごとに2名の職員を配置するとともに，児童館事業に館長を含め2名の職員を配置し，それぞれ十分な体制で事業を実施しているため，児童館事業の専任職員を複数とすることは考えていません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	23
要望内容	回答		
23 学校運営費のうち、コロナ対策費及び光熱水費は別予算とし、保障すること。	<p>① 光熱水費については、使用実績等も考慮しながら適切に配分しており、平成16年度以降、17年間同水準を維持するとともに、猛暑などに対応するため必要な追加配分を実施しております。</p> <p>② また、学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けては、令和2年度は、国が示す「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」による補助制度を活用し、令和2年度4月補正予算においてマスク・消毒液等の保健衛生物品を配備し、さらに同年度7月補正予算で計上した各校配分経費を柔軟に活用し、消毒液等の保健衛生物品購入や、空調・換気設備の購入、校外活動に係るバス増車など、各校の状況に応じて感染防止対策をはじめ関連する学習環境整備に努めております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和3年度においても、引き続き、継続的に必要となる保健衛生物品を学校園に配分するなど、感染防止対策と教育活動の両立を図ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経常運営費 <span style="float: right;">4,289,779千円</span></li> <li style="margin-left: 20px;">〔うち、学校園における感染症対策等の教育活動継続支援経費〕 <span style="float: right;">318,500千円</span></li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	24
要望内容	回答		
<p>24 1クラス20人程度の少人数学級となるよう、学級編制基準、教職員定数を抜本的に改善するよう、国に求めること。</p>	<p>① 義務教育における教職員定数の改善をはじめとする人的措置は、国全体の教育の機会均等という教育施策の根幹であり、各自治体の財政状況によって教育環境が左右されることがないように、国の責務で措置されるべきであると認識しております。この間、本市独自要望や指定都市教育委員会協議会を通じ、少人数学級の推進をはじめ、小学校における専科教員の更なる配置拡充等、抜本的な教職員定数の改善について国に要望しており、令和2年11月13日にも指定都市市長会の代表として意見を取りまとめ、文部科学省に対して要望を行ったところです。</p> <p>② こうした中、令和3年の通常国会において、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校について、学級編制の標準が令和3年度から5か年計画で、小学校2年生から順に、35人に引き下げられる見通しとなりました。今後、中学校を含む義務教育段階での30人学級など、更なる少人数教育の実現とともに、児童・生徒の多様なニーズに対応するため、学校や地域の実情に応じて配置されている加配定数をはじめ教職員定数の、更なる充実を図るよう、引き続き国へ要望してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成15年度 小学1年生35人学級実施（本市独自措置）</p> <p>平成16年度 小学2年生35人学級実施（本市独自措置）</p> <p>平成19年度 中学3年生30人学級実施（本市独自措置）</p> <p>平成23年度 小学1年生35人学級に必要な定数の加配措置</p> <p>令和元年度 小学2年生35人学級に必要な定数の加配措置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	25
要望内容	回答		
<p>25 1クラス20人程度の少人数学級となるよう、教職員の増員を図ること。閉鎖校・公共施設等の活用も含めた教室の確保を急ぐこと。少なくとも、30人を超える学級の解消を図る京都市の独自措置をとること。</p>	<p>① 義務教育における教職員定数の改善をはじめとする人的措置は、国全体の教育の機会均等という教育施策の根幹であり、各自治体の財政状況によって教育環境が左右されることがないように、国の責務で措置されるべきであると認識しております。この間、本市独自要望や指定都市教育委員会協議会を通じ、少人数学級の推進をはじめ、小学校における専科教員の更なる配置拡充等、抜本的な教職員定数の改善について国に要望しており、令和2年11月13日にも指定都市市長会の代表として意見を取りまとめ、文部科学省に対して要望を行ったところです。</p> <p>② こうした中、令和3年の通常国会において、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校について、学級編制の標準が令和3年度から5か年計画で、小学校2年生から順に、35人に引き下げられる見通しとなりました。</p> <p>なお、教室の確保については、本市では、既に、国から政策的に配当される加配定数を活用し、小学校2年生の35人学級は実現できているため令和3年度については不要と考えていますが、今後、必要な整備を検討してまいります。</p> <p>③ また、本市独自予算での、小・中学校全学年での30人学級を実施するには、毎年約70億円以上、20人学級の実現には、毎年約230億円もの巨額の予算が必要であり、本市独自での実施は極めて困難です。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成15年度 小学1年生35人学級実施 (本市独自措置)</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	25
要 望 内 容	回 答		
	平成 16 年度 小学 2 年生 35 人学級実施 (本市独自措置) 平成 19 年度 中学 3 年生 30 人学級実施 (本市独自措置) 平成 23 年度 小学 1 年生 35 人学級に必要な定数の加配措置 令和 元年度 小学 2 年生 35 人学級に必要な定数の加配措置		



## 要 望 内 容

## 回 答

26 子どもたちの心身の健康を考慮し、過大な授業時間数とならないように各学校の裁量で教育内容を精査できるようにすること。学校行事等に関しても一律に削らず、工夫して開催できるように各学校の裁量を認めること。

- ① 教育課程の編成については、カリキュラム・マネジメントや働き方改革の視点も含め、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動が求められる中、これまでから校長の責任と権限に基づき、各校の実情に応じた教育課程の編成に取り組んでいるところです。
- ② こうした中、令和2年度については、各学校において、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、長期間の臨時休校を踏まえ、令和2年度中に必要な内容を履修できるように、子どもの状況や学校の実態に応じて各教科等の指導内容の精選や年間授業時数の確保に向けた、長期休業期間の短縮、1単位時間を5分短縮（小学校40分、中学校45分）しての7時間授業の導入、学校行事の精選等を行っているところです。
- ③ なお、令和3年度については、従前の年間授業日数205日を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大、台風・大雨等による臨時休校や学級閉鎖等に伴う授業日数減に備えるため、年間7日程度の授業予備日を、長期休業期間内を中心に設定しつつ、1単位時間を通常の設定（小学校45分、中学校50分）で実施することとしています。
- ④ 学校行事については、学校生活にうるおいや秩序とリズムなどを与えるとともに、協働的な学びを培う重要な教育活動であり、対策を講じた上で、入学式・卒業式や運動会・文化祭等を実施しております。また、修学旅行についても、中止する自治体もある中、本市では日程や行き先の変更を検討したうえで実施しているところ

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	26
要望内容	回答		
	<p>ろです。引き続き、令和2年度の取組を踏まえ、各校で感染症対策を徹底したうえで、実施してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	27
要 望 内 容	回 答		
27 子どもの通学の負担及び感染リスクを低減するため、高校選抜に「通学圏」及びバス停方式を復活させ、地元の学校に進学できるよう、定員を確保すること。	<p>① 公立高校の特色ある学校づくりを一層推進し、生徒一人一人の進路希望や学習ニーズにより柔軟に応えられるようにするとともに、中学生が自らのキャリア形成に向けて、目的意識を持って、主体的に高校を選択できるよう、平成26年度から、複数回の受検機会を設けるとともに、複数校志願を可能とするなど、進路保障も十分に踏まえた現行の教育制度の下、京都市・乙訓地域の公立高等学校入学者選抜を実施しております。</p> <p>② また、中学校からは、「中学生が将来の夢や希望を見据え、志望する高校の合格に向けて意欲的に学習に取り組んでいる」、高校からは、「入学後、生徒がこれまでより、いきいきと目的意識を持って充実した高校生活を送っている」などの報告がなされるとともに、平成26年度以降は中退者数も減少しており、現行の制度は着実に定着していると考えております。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成23年 6月 「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」設置  平成24年 8月 「今後の京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度の在り方について(まとめ)」が提出  11月 「今後の京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度の在り方について(まとめ)」に対する市民意見募集  平成25年 1月 「新しい高校教育制度」を府・市両教育委員会にて策定  平成26年 2月 「平成26年度京都府公立高等学校入学者選抜(前期選抜)」を実施</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	27
要望内容	回答		
	3月 「平成26年度京都府公立高等学校入学者選抜（中期選抜）」 を実施		

## 要 望 内 容

## 回 答

28 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度のコロナ特例を継続するとともに所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、毎年全児童・生徒に配布すること。対象者に対して、無料低額診療についての情報提供を行うこと。

① 本市では、児童生徒が市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的理由により、就学に困難を有する世帯に対し、就学援助制度を設けており、令和3年度は、約13億円の予算を計上しております。

所得基準額についても、生活保護基準や物価水準等に準じた引下げを行わず、実質的には基準を緩和しております。

援助内容についても、学力の定着と自学自習の習慣化を目指す本市独自の小中一貫学習支援プログラムの経費をはじめ、校外活動費は長期宿泊事業の実施に伴い限度額を撤廃し費用のほぼ全額を支給しているところです。

また、食物アレルギーに伴う診断書作成費の支給項目追加や、学校給食費及び修学旅行費の改定に伴い就学援助費の支給上限金額を増額するとともに、新入学学用品費については平成29年度からほぼ倍額とし、入学前の早期支給を実施しております。その後も国基準単価改定の度に増額し、令和2年度からは卒業アルバム費を新たに対象とするなど保護者負担の軽減に努めております。

さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、家計急変で困窮している家庭を対象に、通常の前年所得ではなく、本年の3箇月の収入で年間収入を推計し、認定基準額を下回れば直ちに認定する臨時措置を実施しており、令和3年度の対応については、今後の状況を踏まえ、検討してまいります。

なお、厳しい財政状況の下、こうした本市独自予算による制度の一層の充実等は困難であり、引き続き国に対して就学援助費に係る財政措置を講じるよう要望しております。

② 平成29年度から認定にあたっては、証明書の提出が不要など、手続が簡易とな

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	28
要 望 内 容	回 答		
	<p>るマイナンバー制度を活用しておりますが、本市に課税情報がない等マイナンバーが利用できない場合には、公的機関が発行する証明書の提出を求める等の対応を行っております。</p> <p>③ また、制度の案内・周知については、令和2年度は家計急変による臨時措置も含め、新入学児童生徒等だけでなく、全学年の児童生徒全員と市外からの転入生の保護者に制度案内を2度配布のうえ、各校が配布する「学校だより」や全家庭配布の「PTAしんぶん」への掲載を行うとともに、保護者懇談会や家庭訪問等の機会を通じて、学校から保護者に直接周知することにも取り組んでおります。さらには、全校の学校ホームページ並びに教育委員会事務局調査課ホームページに基準額・支給内容等も含む詳細の掲載及び各区役所・支所に通年リーフレットを配架して周知を図っております。</p> <p>なお、令和3年度入学予定の児童への新入学学用品費の入学前年度での支給に係る案内は、入学届の提出時に全保護者に直接配布するほか、各区役所・支所でのリーフレットの配架や「市民しんぶん」への掲載により、周知しております。</p> <p>④ 無料低額診療についての情報提供は、既に本市のホームページに事業実施医療機関を掲載するなど、一定の周知を行っておりますが、就学援助対象者が、無料低額診療の対象と一致せず、適切な情報提供とならないこと等から就学援助対象者への周知は困難です。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・就学援助費 1,316,706千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	29
要望内容	回答		
<p>29 コロナ対策上も大規模校は独自の困難を抱えており、適正規模を超える学校は新設をはかることなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。</p>	<p>① 大規模校への対策としては、教室数の不足により、教育活動上支障が生じ、かつ、児童・生徒数の増加傾向が継続すると見込まれるなどの場合に増築等を検討することとしております。</p> <p>② 神川中学校については、生徒数が既にピークを過ぎ、今後も減少していくものと見込まれていることから、増築等の施設整備の必要はないと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;神川中学校における施設整備の取組等&gt;</p> <p>平成15年度 校舎・プール一体型施設の整備</p> <p>平成20年度 運動場を約2倍に拡張</p> <p>平成24年度 普通教室・多目的室等16教室分を有する新校舎を建設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	30
要望内容	回答		
<p>30 児童福祉センター，こころの健康増進センター，地域リハビリテーション推進センターの3施設一体化整備については，感染症対策の観点で，現在進行している計画をストップすること。児童福祉センターについては現在地で再整備をはかり，さらに拠点を増やすこと。</p>	<p>① 本市では，地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，児童福祉センターの3施設に求められている役割の増大や，建物の老朽化，耐震性能不足の課題に対応し，3施設の機能充実や連携の強化，専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること，効率的な整備の実施などを目的として，京都市立病院の北側用地において，3施設一体化整備事業を進めているところです。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策や支援等により，厳しい財政状況ではありますが，現行施設が耐震性を満たしていない建物であること，これまで基本計画，基本設計，実施設計，建設用地等に係る各種調査等を段階的に取り組んできていること，3施設一体化整備の意義等を踏まえ，本整備事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>③ 児童福祉センターについては，新施設において，機能の充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業（土壌汚染対策・地下解体・新築工事費等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">400,000千円</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	30
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 3月 「京都市地域リハビリテーション推進センター，京都市こころの健康増進センター，京都市児童福祉センター一体化整備基本計画」策定</p> <p>平成30年 6月 建設予定地において埋蔵文化財試掘調査等各種調査を実施</p> <p>～平成31年 3月</p> <p>平成31年 4月 設計業務に着手</p> <p>令和 元年 5月 土壌事前調査結果に関する住民説明会を開催</p> <p>7～8月 建設予定地において地質調査（地盤の固さ等の調査）を実施 設計に係るワークショップを実施（2日間開催）参加24名 （2日目は参加21名）</p> <p>12月 建設予定地において土壌本調査に着手</p> <p>令和 2年 4月 建設予定地において既存建物地上部解体工事に着手</p> <p>11月 土壌汚染本調査結果に関する住民周知（資料配布，回覧等）を実施</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	31
要望内容	回答		
<p>31 市立芸術大学について、長期化するコロナ対応として、十分な感染対策や遠隔授業の条件整備が進められるよう必要な予算を確保すること。学費の引き下げや減免・納付猶予の柔軟な適用など、学生生活の継続に責任を果たすこと。</p>	<p>① 京都市立芸術大学においては、新型コロナウイルス感染症対策室を新設し、大学各施設における感染拡大防止策の徹底に取り組んでおります。学生に対して、マスク着用や手洗い、換気、物品消毒等について指導するとともに、各施設共有部の消毒作業を実施するほか、講義室等において飛沫感染防止パネルの設置や換気対策のための換気扇の新設・更新などを行っております。</p> <p>また、遠隔授業の実施に当たっては、通信環境の整っていない学生に対してWi-Fiルーター等の貸出を行うほか、構内に無線LANアクセスポイントを追加設置し、多くの場所で学生が遠隔授業を受講できる環境を整備しており、引き続き、こうした感染防止対策を講じてまいります。</p> <p>② 京都芸大は、平成24年度から公立大学法人による運営に移行しており、学費をはじめ、市立芸術大学が徴収する料金は、地方独立行政法人法に基づき、法人がその上限を定め、議会の議決を経て、設立団体の長である市長の認可を受けるものです。学費の引き下げは、この上限の範囲内において、法人の運営に委ねられております。</p> <p>また、授業料の減免については、国の修学支援制度を活用するほか、大学独自の授業料減免制度については、国立大学では2段階の減免を行っているところ、京都芸大では4段階の減免を行うことで、学生の困窮状態に即して対応しており、経済的に困窮している学生への支援を実施しております。</p> <p>なお、授業料の納付については、従来から期限内の納付が困難な学生に対して個別に事情を聴取したうえで、柔軟に対応しており、今後もきめ細やかな対応を継続してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	31
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術大学運営費交付金 1,527,800千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

(3) 市民生活、中小企業と労働者への支援の強化を

◆以下のことを国に求めること

32 「GoToトラベル」キャンペーンは執行されていない予算は、ただちに停止し、観光業界への直接支援に切り替えること。

① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光関連事業者の経営は極めて深刻化しており、京都観光はかつて経験したことのない危機的状況にあります。GoToトラベルキャンペーンについては、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を国が支援することにより国内旅行の活性化を推進する事業であり、観光事業者からの期待や京都経済への波及効果は非常に大きいものがあります。

② そのため、本市では、GoToキャンペーンの恩恵が広く市内の観光関連事業者に行き渡るよう、キャンペーンへの参加を希望する宿泊施設に対して、サポート窓口の設置や説明会の開催など登録支援を行うとともに、特設サイトを設け、宿泊施設のみならず、飲食店等の地域共通クーポンが利用できる店舗を紹介し、国内旅行需要の促進に努めております。

③ さらには、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、府市協調で実施を予定している「宿泊観光の促進による地域経済活性化事業」を通じて、平日の宿泊観光を促進し、その誘客効果を飲食店や小売店など幅広い業種での消費喚起に繋げる施策を推進してまいります。

④ 本市としては、幅広い業種での消費喚起に繋がるキャンペーンにより、広く観光関連事業者の売上回復を図り、京都経済全体の活性化につなげていくことが重要であると考えております。

もとより、キャンペーンの実施に当たっては、感染防止対策の徹底や、市民、観

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	32
要望内容	回答		
	<p>光客の安心安全が大前提であり、感染状況をしっかりと注視していくとともに、令和2年6月に立ち上げた「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」による事業者への感染対策の助言や、助言に基づく取組に対する補助制度を通じて支援してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和 2年 4月 「京都市観光事業者等緊急支援補助金」の創設  「京都市中小企業等緊急支援補助金」の創設</p> <p>6月 「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」の設置  「地元応援！京都で食べよう、泊まろうキャンペーン」の実施（～令和2年9月）</p> <p>7月 京都市観光協会が中心となり「より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言」（ガイドライン）の取りまとめ  「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を開始</p> <p>8月 「アドバイザーチームによる事業者の感染症対策サポートナビ」の開設  「新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金」の創設  G o T o トラベル宿泊施設向けサポート窓口の設置及び登録支援  G o T o トラベル宿泊施設向け説明会の開催</p> <p>10月 京都観光N a v i でのG o T o トラベルの情報発信</p> <p>11月 京都観光行動基準（京都観光モラル）の策定</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	32
要望内容	回答		
	<p>「新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金（換気・加湿等対策）」の募集を開始（～令和3年1月）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	33
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>33 持続化給付金・家賃支援給付金については、要件を緩和した上で、継続して追加支給ができる制度とすること。</p>	<p>① 本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、京都府や経済界と連携しながら、国に対して事業の継続と雇用を下支えする緊急の支援策について要望を重ね、「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」の創設や対象の拡大を実現してまいりました。</p> <p>② 引き続き、国において、あらゆる事業者に対して万全の対策が講じられるよう、支援策の継続や充実を求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 2年 3月 国への要望を実施（人件費等への助成金制度の創設を要望）</p> <p>4月 国への要望を実施（持続化給付金等の柔軟な制度構築等を要望）</p> <p>5月 国への要望を実施（持続化給付金の要件緩和、家賃等の固定費負担への支援を要望）</p> <p>7月 国への要望を実施（持続化給付金等の継続、利用しやすい環境整備を要望）</p> <p>11月 国への要望を実施（持続化給付金等の継続・充実を要望）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	34
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>34 個人事業者・中小事業者の損失補てんや固定費補助制度など支援策をさらに講じること。現在の制度の対象になっていない事業者に対する支援策を講じること。</p>	<p>① 本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、京都府や経済界と連携しながら、国に対して事業の継続と雇用を下支えする緊急の支援策について要望を重ね、「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」の創設や対象の拡大を実現してまいりました。</p> <p>② これらの支援策については、その時々国内外の経済状況を踏まえて、国において適切に判断されるものと認識しておりますが、引き続き、必要な施策が必要とする事業者に行き渡るよう、国に対して要望してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 2年 3月 国への要望を実施（人件費等への助成金制度の創設を要望）</p> <p>4月 国への要望を実施（持続化給付金等の柔軟な制度構築等を要望）</p> <p>5月 国への要望を実施（持続化給付金の要件緩和、家賃等の固定費負担への支援を要望）</p> <p>7月 国への要望を実施（持続化給付金等の継続、利用しやすい環境整備を要望）</p> <p>11月 国への要望を実施（持続化給付金等の継続・充実を要望）</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	35
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>35 コロナ関連でつくられた融資制度を来年度にかけても継続すること。</p>	<p>① 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援するため、令和2年2月にいち早く府市協調による融資制度を創設したほか、同年5月からは、民間金融機関による実質無利子・無保証料となる新たな融資制度の取扱いを開始しました。</p> <p>② また、令和2年度においては、これまで2度にわたる補正予算によって、リーマンショック時を大きく超える1,590億円の融資制度預託金に関する予算を確保し、市内事業者の資金繰り支援に万全を期してきたところです。</p> <p>③ さらに、国に対しては、実質無利子・無保証料融資の実施期間や無利子期間の延長、融資限度額の引上げ等を要望してきた結果、令和3年3月末までの実施期間延長と、融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げることが決定されました。当該限度額の引上げに伴う資金需要の増加に対応するため、さらに200億円の融資制度預託金の補正予算案を計上しております。</p> <p>今後も経済状況に応じて、金融支援の更なる拡充を国に要望してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・ 融資制度預託金 230,000,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 2年 2月 新型コロナウイルス対応緊急資金(普通保証)を府市で創設 3月 国のセーフティネット保証4号発動(災害対策緊急資金が利用</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	35
要望内容	回答		
	<p>可能)            新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証枠）の創設            国の危機関連保証発動（あんしん借換（危機関連枠）が利用可能)            5月 新型コロナウイルス感染症対応資金（民間金融機関による実質無利子・無保証料となる制度融資）の創設            9月 新型コロナウイルス対応緊急資金（普通保証・セーフティネット保証枠）の実施期間延長            12月 新型コロナウイルス感染症対応資金（民間金融機関による実質無利子・無保証料となる制度融資）の実施期間延長</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	36
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>36 延長された雇用調整助成金におけるコロナ特例は、縮小することなく来年以降も継続すること。</p>	<p>① 雇用調整助成金については、令和2年10月に、本市、京都府、京都経営者協会、連合京都の4者から国に対し、現行の特例措置等の内容を維持しつつ、更なる期間の延長を図るよう要望したほか、同年11月には、本市単独でも国に対し、雇用調整助成金などの支援策の継続を要望したところです。</p> <p>② こうした取組もあり、先般、雇用調整助成金の特例措置の令和3年2月末までの期間延長が実現したところです。</p> <p>③ 引き続き、雇用情勢を注視しながら、国に対して雇用調整助成金の特例措置の更なる延長を要望することも含め、必要な対策を検討してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	37
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>37 最低賃金は、全国一律時給1500円に引き上げること。引き上げにあたっては、社会保険料事業主負担分軽減のための効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。</p>	<p>① 最低賃金は、働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており、地域における労働者の生計費や企業の賃金支払能力などを見極めたうえで、国において適切に判断されるべきものと考えております。</p> <p>② 本市では、令和2年6月、国に対して賃上げと一体となった生産性向上に取り組む企業への支援の充実について、要望を行ったところです。</p> <p>引き続き、国に対し、地域企業の経営強化につながる支援を求めるとともに、本市としても、地域企業の持続的発展を支援してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

◆以下のことを国に求めること

38 新型コロナウイルスの感染拡大による公営企業の減収に対して、補填を行うこと。

① 市バス・地下鉄事業については、令和2年4月以降、新型コロナウイルスの感染拡大による減収補填等の支援策について、本市全体で数次にわたり国に要望を行うとともに、交通局独自でも関係省庁に対し、交通事業者の置かれている状況を正確に把握いただくため、現下の経営状況を具体的に説明し要望を行ってまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症による経営への影響は全国の交通事業者共通の課題であることから、他都市とも連携した要望活動を行ってまいりました。

② その結果、国において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地域公共交通における感染拡大防止に係る補助制度の創設や、公営事業者の資金不足への措置として特別減収対策企業債制度が措置されました。しかしながら、公共交通事業者が置かれている状況に対する支援としてはいまだ不十分であるため、引き続き、国に対し公共交通の維持・確保のための支援策を粘り強く要望してまいります。

③ 上下水道事業については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中、その拡大や収束の状況を踏まえながら、上下水道事業を安定的に運営するため、十分な支援策を講じるように要望を行ってまいりました。

今後も他都市及び全国組織である日本水道協会などとも連携しながら、要望してまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

◆以下のことを国に求めること

39 公営企業における独自のコロナ対策に対する交付金制度を創設すること。

① 市バス・地下鉄事業については、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による減収補填等の支援策について、本市全体で数次にわたり国に要望を行うとともに、交通局独自でも関係省庁に対し、交通事業者の置かれている状況を正確に把握いただくため、現下の経営状況を具体的に説明し要望を行ってまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症による経営への影響は全国の交通事業者共通の課題であることから、他都市とも連携した要望活動を行ってまいりました。

② その結果、国において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地域公共交通における感染拡大防止に係る補助制度の創設や、公営事業者の資金不足への措置として特別減収対策企業債制度が措置されました。しかしながら、公共交通事業者が置かれている状況に対する支援としてはいまだ不十分であるため、引き続き、国に対し公共交通の維持・確保のための支援策を粘り強く要望してまいります。

③ 上下水道事業については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中、その拡大や収束の状況を踏まえながら、上下水道事業を安定的に運営するため、十分な支援策を講じるように要望を行ってまいりました。

今後も他都市及び全国組織である日本水道協会などとも連携しながら、要望してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	40
要望内容	回答		
<p>◆京都市としての支援を強化すること</p> <p>40 新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている市民・事業者に対して、水道料金や下水道使用料の減免制度を創設すること。</p>	<p>① 上下水道事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に事業用での使用量の減少が著しく、大幅な減収となるなど非常に厳しい経営環境となっております。</p> <p>② 仮に減免を実施した場合、老朽化した管路・施設の更新に必要な財源確保のため企業債の追加発行を要し、将来世代に過大な負担を先送りすることとなることから、新型コロナウイルス感染症に係る水道料金・下水道使用料の減免制度を創設する考えはございません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	41
要望内容	回答		
41 国の制度で救済できない事業者に対して、給付などの支援制度をつくること。	<p>① 本市では、新型コロナウイルスの影響で売上げや受注の減少に苦しんでおられる事業者に対し、資金繰り支援や「中小企業等緊急支援補助金」の他、IT化や感染防止対策に向けた支援、伝統産業、商店街、飲食・宿泊業、農林業の振興や、業界団体全体の活性化を促す事業、また、雇用を支える事業、文化芸術活動やスタートアップに対する支援等、幅広い事業者に必要な支援が行き届くよう、独自の支援制度を創設してまいりました。</p> <p>② 今後も、事業者の皆様のニーズをくみ取りながら、その時々に応じた支援策を検討し、実施してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和 2年 2月 新型コロナウイルス対応緊急資金の創設</p> <p>4月 中小企業等緊急支援補助金の創設 観光事業者等緊急支援補助金の創設</p> <p>5月 新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無保証料融資制度）の創設</p> <p>6月 商店街緊急支援補助金の創設 伝統産業づくり手支援補助金の創設 和装産地支援事業の実施 補助事業「スタートアップによる新型コロナ課題解決事業」の実施 「地元応援！京都で食べよう、泊まろうキャンペーン」の実施</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	41
要 望 内 容	回 答		
	<p>(～令和2年9月)</p> <p>7月 事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援事業補助金の創設</p> <p>中小企業等IT利活用支援事業の創設</p> <p>業界が一体となった活性化支援事業の創設</p> <p>8月 「新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金」の創設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	42
要望内容	回答		
42 就職活動や雇止め、アルバイト減などコロナで影響を受けている大学生や若者の実態調査を行い、市独自でさらなる雇用創出に取り組むこと。	<p>① 新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響については、厚生労働省において、雇用調整の可能性がある事業所数や解雇等見込み労働者数などを毎週公表しており、また、京都労働局において、京都府内の雇用失業情勢を毎月公表しております。</p> <p>② 本市においても、新型コロナウイルス感染症による学生の就職活動や企業の採用活動への影響を把握するため、京都府と連携し、令和2年8月に実態調査を実施しました。</p> <p>③ また、大学生アルバイトを含め、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の就業を促進するとともに、中小企業等の事業継続を支援するため、令和2年7月から、本市単独で、「事業継続に向けた中小企業等の担い手確保・育成支援事業」を実施し、同年10月には、府市協調により、補助対象期間を延長するとともに、対象労働者を京都府民に拡大して再募集するなど、雇用の確保に取り組んでおります。</p> <p>④ 引き続き、実態調査の結果も踏まえながら、国及び京都府と連携し、雇用の維持・創出に向けた取組を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	43
要 望 内 容	回 答		
<p>43 コロナ感染拡大により影響を受けた失業者・転職者・労働者の相談窓口の充実，懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。</p>	<p>① 本市では，大学，短大，既卒者（概ね3年以内）などを対象とした就職支援の拠点として，「わかもの就職支援センター」を開設しており，京都の中小企業の担い手確保・定着支援や正規雇用の拡大に向けて，就職活動に関する様々な相談への対応，情報提供，就職後のフォローアップを実施しております。</p> <p>② また，令和2年度からは，同センター内に就職氷河期世代に当たる方の地域企業への就職を支援する「就職氷河期世代活躍支援コーナー」を設置し，就職相談や地域企業とのマッチングにつなげる取組などを実施しております。</p> <p>③ 加えて，コロナ禍においても円滑に就職活動を行えるよう，オンラインでの相談や模擬面接を実施するなど，新しい就活スタイルに対応した取組を展開し，相談窓口の充実，強化を図っております。</p> <p>④ 引き続き，コロナ禍により影響を受けた方をはじめとする相談者に寄り添ったカウンセリングを実施するとともに，京都労働局や京都府とも連携しながら，適切な支援につなげてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業応援プロジェクト（中小企業振興対策） 62,300千円 （うち，就職氷河期世代活躍支援事業 16,000千円）</li> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300千円</li> </ul>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	43
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 28 年度～ わかもの就職支援センターの開設</p> <p>令和 2 年度～ わかもの就職支援センター内に、就職氷河期世代活躍支援コーナーを開設</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

44 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市直営で経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。

① 平成24年4月から、中小企業の視点に立った経営支援をより効率的かつ効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所中小企業経営支援部の各ビジネスサポートデスク及び京北商工会の市内5箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。

この中で経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野における専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題や様々なニーズにワンストップで応える相談体制を構築し、きめ細やかな対応を実施しております。

② また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・個人事業主からの相談対応に関しては、緊急対策として、令和2年4月に京都商工会議所へ経営支援員を5名増員し、体制強化を図っております。

③ さらに、令和2年6月には、京都府行政書士会に委託して「中小企業等支援策活用サポートセンター」を設置し、中小企業・個人事業主からの相談に対してきめ細かく対応してきたところです。

④ 令和2年度2月補正予算においては、府市協調の下、金融機関や京都商工会議所等の関係機関と連携した、専門家による一体的な支援及び相談体制の強化に係る予算を提案しているところであり、今後とも、京都商工会議所等と一体となり、事業者に寄り添った支援を実施してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	44
要望内容	回答		
	<p>⑤ なお、区役所に専門の相談員を配置することは検討しておりません。</p> <p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィズコロナ社会に対応した中小企業相談窓口体制強化事業 100,000千円【新規】</li> </ul> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・中小企業創業・経営支援事業 12,200千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	45
要望内容	回答		
45 中小零細業者を対象にした，リース料，家賃，光熱水費などの固定費の補助，設備投資への助成などの施策を実施すること。	<p>① 新型コロナウイルスの影響で売上げや受注の減少に苦しんでおられる中小零細業者への固定費の補助については，国において対応されるべきという考えの下，これまでから，国に対して事業の継続と雇用を下支えする緊急の支援策について要望を重ね，「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」の創設や対象の拡大を実現してまいりました。</p> <p>② また，設備投資への助成としては，平成30年度から，中小企業の設備投資を支援するため，「生産性向上特別措置法」に基づき中小企業が作成する「先端設備等導入計画」の認定を行い，当該認定計画によって取得した一定の設備について，固定資産税（償却資産）を3年間ゼロとする支援措置を実施しております。本制度につきましては，令和2年度末で終了予定でしたが，コロナ禍における設備投資を支援するため，受付期間を2年間延長しました。</p> <p>③ 引き続き，あらゆる事業者に対し国において万全の対策が講じられるよう求めるとともに，本市としても，必要な支援策の充実に努めてまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>令和 2年 3月 国への要望を実施（人件費等への助成金制度の創設を要望）</p> <p>4月 国への要望を実施（持続化給付金等の柔軟な制度構築等を要望）</p> <p>5月 国への要望を実施（持続化給付金の要件緩和，家賃等の固定費負担への支援を要望）</p> <p>6月 京都市市税条例の一部改正（固定資産税に係る特例期間の延長について）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	45
要望内容	回答		
	<p>7月 国への要望を実施（持続化給付金等の継続，利用しやすい環境整備を要望）</p> <p>11月 国への要望を実施（持続化給付金等の継続・充実を要望）</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	46
要望内容	回答		
46 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを講じること。	<p>① 生活福祉資金貸付制度については、京都府社会福祉協議会において、適切に審査のうえ貸付けを決定し、必要な方に支給しているものと認識しております。今後も制度の円滑な運営のため、必要な働きかけを行ってまいります。</p> <p>② また、経済的困窮状態者に対しては、平成27年度から本市で実施している生活困窮者自立相談支援事業において、対象者への寄り添い支援を行っており、必要な方は、生活福祉資金貸付につなぐなど、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

47 市民税軽減制度の見直しを撤回するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な市民への減免制度を創設すること。機械的な税徴収や差押えを行わず、納税の緩和制度の周知を図り実施すること。

- ① 所得割失格者減免及び少額所得者減免については、昭和25年に現行の地方税法が制定された際に、社会保障制度や法による税の非課税措置が十分に整備されていない状況の中、昭和26年に本市独自の制度として創設したもので、当初は生活困窮者救済措置としての意義を有しておりました。
- ② しかしながら、その後昭和51年に地方税法において非課税制度が創設されたことでその意義は薄れ、とりわけ所得割失格者減免については、地域社会の会費を住民が広く負担するという地方税制度の要請にそぐわない特異な制度となっております。他の政令指定都市を見ても、所得割失格者減免と同様の減免を行っている市は他になく、少額所得者減免として何らかの減免を行っているのは3市のみです。
- ③ さらに、本制度については、これまでから京都市税制研究会をはじめ、第三者からの意見として度々廃止の提言等を受けております。
- ④ このような中、平成30年度税制改正において、国税である森林環境税の徴収が令和6年度から開始され、個人市民税の均等割の枠組を用いることが示されました。森林環境税は、国民に広く恩恵を与える森林を国民が等しく負担を分担して支えていくものであり、地方税制度の要請に沿った全国共通の対応が求められると考えており、令和6年度までには本市の減免制度の適正化を図る必要があると考えております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	47
要望内容	回答		
	<p>⑤ こうしたことから、所得割失格者減免及び少額所得者減免の見直しが必要であると考えております。</p> <p>⑥ 次に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な市民への減免制度については、国の緊急経済対策における税制上の措置として、既存の徴収猶予等の制度に加え、徴収猶予の特例制度や、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税等の軽減措置が新たに設けられるなど、国において必要な措置が講じられており、本市においても適切に対応してまいりました。</p> <p>⑦ また、本市においては、廃業等により所得が前年より著しく減少した方に対する個人市民税の減免制度をこれまでから独自に設けております。</p> <p>⑧ 市税徴収については、地方税法上「市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされております（地方税法第331条第1項等）。</p> <p>本市においては、督促状及び催告書の発付や電話によるお知らせを行っているにもかかわらず、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納税する資力があると確認できた場合に、滞納者の実態を把握したうえで、差押えを執行することとしております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	47
要望内容	回答		
	<p>⑨ 納税の緩和制度については、市税を一時に納付できない方のための猶予制度（徴収猶予、換価の猶予）のチラシをホームページ及び納税相談の窓口を設置しており、納税者の方に対し、個別に、丁寧に説明を行ったうえで、要件に該当する方には猶予制度を適切に適用しております。</p> <p>⑩ 引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難な納税者の方に対しては、これらの措置を適切に運用してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	48
要望内容	回答		
48 京都市文化芸術奨励金事業の内容を拡充し、文化芸術関係者の活動を応援する支援制度を創設すること。	<p>① 令和2年4月に創設した「京都市文化芸術活動緊急奨励金」事業は、文化芸術事業の中止・延期等の長期化に伴う影響が深刻化するなか、文化芸術関係者に対し、上限を30万円とする奨励金を速やかに交付しました。幅広い文化芸術関係者を対象としたことによって、多方面から高い評価をいただいております。</p> <p>② また、文化芸術関係者へのアンケート調査等を踏まえ、7月補正予算では総合相談窓口の開設やふるさと納税型クラウドファンディングを利用した活動支援等の実施をはじめ、9月補正予算では感染拡大防止策を講じながら実施する活動を支援するための補助金を計上するなど、総額10億円に上る切れ目のない支援策を展開しているところです。</p> <p>③ 令和3年度についても、感染症拡大の影響を注視しながら、文化芸術活動の継続・再開を支える総合相談窓口の継続設置をはじめ、ふるさと納税寄付金など、民間資金を活用しながら、持続可能な文化芸術の振興を図ってまいります。</p> <p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <p>・持続可能な文化芸術の振興～ウイズコロナからポストコロナへ～【新規】 50,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和2年 4月 「京都市文化芸術活動緊急奨励金」創設 5月 「京都市の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査」実施</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	48
要 望 内 容	回 答		
	<p>7月 「京都市文化芸術総合相談窓口」開設</p> <p>9月 「京都市文化芸術活動再開への発表・鑑賞拠点継続支援金」創設  「京都市文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金」創設  「オンライン配信サポート」創設</p> <p>10月 「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金」創設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	49
要望内容	回答		
49 施設使用料補助制度は、会場の収容人数等を制限する場合の収入減への補てんを継続実施すること。	<p>① 令和2年10月に「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金」を創設し、施設使用料及び感染防止に係る経費を補助しております。</p> <p>② 両立支援補助金は、収容人数等の制限による収入減を補填する趣旨ではなく、活動の継続・再開を支援するものであり、令和3年3月末までを対象期間としております。</p> <p>③ 令和3年度についても、感染症拡大の影響を注視しながら、文化芸術活動の継続・再開を支える総合相談窓口の継続設置をはじめ、ふるさと納税寄付金など、民間資金を活用しながら、持続可能な文化芸術の振興を図ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度2月補正予算額)</b></p> <p>・持続可能な文化芸術の振興～ウイズコロナからポストコロナへ～【新規】</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	50
要望内容	回答		
<p>2 自治体の公的な責任を果たせ</p> <p>50 自治体の機能と役割，住民自治と地域経済を破壊する「自治体戦略2040構想」及び公務の産業化・集約化方針を撤回するよう国に求めること。</p>	<p>① 本市においては，少子高齢化の進展等により，社会保障費が増加し，財政状況が厳しさを増す中であっても，国や他都市の水準を上回る福祉・教育・子育て支援，災害対応をはじめとする市民生活の安心・安全の確保の推進や，50年後，100年後の京都の未来を見据えた先行投資をしっかりと実施しながら，同時に，持続可能な行財政の確立を図るために，「民間にできることは，民間に」を基本方針に，委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について，職員数を削減しております。</p> <p>② 引き続き，委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について，職員数の適正化に取り組むと同時に，必要な部署には必要な人員をしっかりと配置し，市民のいのちと暮らしを守る執行体制の充実・強化に努めてまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	51
要望内容	回答		
<p>51 自治体に対する地方交付税の必要な財源を確保するよう国に求めること。地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめ、地方交付税の抜本的増額を国に求めること。</p>	<p>① 真の分権型社会の実現には、抜本的な権限と税財源の移譲と併せ、税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源補償機能を充実することが極めて重要であり、地方交付税については、必要額が確保されていないことが大きな問題と考えているため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定過程を明らかにしたうえで、地方の財政需要や税収等を的確に見込むことで交付税の必要額を十分確保すること</li> <li>・ 税収等が急激に落ち込む局面での補てん措置を拡充すること</li> <li>・ 地方財源不足の解消は、法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること</li> <li>・ 観光地特有の財政需要を反映させる算定方法を定め、的確に配分することを、他の指定都市との連携、及び、本市独自で総務大臣に直接要望するなど、これまで以上に国に対して強く求めており、この結果、令和2年度においては、税収等が急激に落ち込む局面で発行が認められる、減収補てん債の対象に、地方消費税交付金が追加されました。今後も地方交付税の必要額確保に向け、強く求めてまいります。</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 2年 4月 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望 【京都市】</p> <p>5月 新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度第2次補正予算編成に対する緊急要望【京都市】</p> <p>7月 令和3年度国の施策・予算に関する提案・要望【京都市】</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	51
要望内容	回答		
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けた要望【京都市】</p> <p>令和3年度国の施策及び予算に関する提案【指定都市】</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）に対する指定都市市長会提言【指定都市】</p> <p>9月 新型コロナウイルス感染症に係る緊急要望【京都市】</p> <p>10月 新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会提言【指定都市】</p> <p>令和3年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充について【指定都市】</p> <p>11月 令和3年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望【京都市】</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

52 次期京都市基本計画の策定にあたっては、従来の行革・リストラ路線を転換し、行政の公的責任を果たし、市民の営業と暮らしを守るものとする。新たなリストラ計画を策定する「持続可能な行財政審議会」は中止すること。

① 次期京都市基本計画については、基本計画審議会や行政で議論を行い、多くの市民の御意見を踏まえた計画案を2月市会に提案しているところです。

② 基本計画に掲げる未来像の実現に向け、市民のいのちとくらし・安心安全を守り、引き続き行政としての責任を果たしていくためには、持続可能な行財政を確立していく必要があると考えております。

③ 本市財政は、国や他都市の水準を上回る福祉・教育・子育て支援、防災・減災対策等により、市民生活の安心・安全を守ってきた一方で、これらに要する財源が不足し、これを公債償還基金の取崩しなど、将来世代への負担の先送りで補てんしてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症により財政状況が一段と悪化したこともあり、このままこうした取崩しを続けると、数年内にも基金が枯渇するおそれがあります。

そうなれば、財源不足の補てんの手立てがなくなり、財政再生団体となって、国基準を超えるサービスを全て廃止せざるを得なくなるなど、市民生活に多大な影響を及ぼしかねません。

そのような事態はなんとしても回避しなくてはならないため、令和2年7月から持続可能な行財政審議会において、公債償還基金の取崩しなどの将来世代への負担の先送りに頼ることなく、社会福祉をはじめとする市民サービスをいかに維持していくかという前向きな議論を行っております。

また、令和3年1月に取りまとめた「今後の行財政改革の視点及び主な改革事

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	52
要望内容	回答		
	<p>項」においては、本市のこれまでと今後の財政運営の状況とともに、令和3年度予算から検討・実行に着手する歳出分野の見直しや受益者負担の適正化等の視点と主な取組をお示ししており、3月に受理する審議会の答申を踏まえ、市民の皆様の御意見もいただいたうえで、次期行財政改革計画（仮称）を策定し、歳入歳出両面からの改革を加速させ、持続可能な行財政の確立を目指してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## 分野別要求項目

1 複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に

◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

53 以下の点について、国・府に要望すること。

- ・豪雨による淀川水系の河川の氾濫，ダムの放流，洗堰・樋門の操作についての実態と教訓を明らかにすること。京都市中域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等，適切な運用が図られるよう管理者に求めること。
- ・被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図ること。

① 治水対策については，本川，支川など上下流のバランスが重要であり，流域の管理者間での綿密な連携を図るため，国・府との様々な協議や意見交換の場を設けており，こうした連携が平成25年の台風18号を踏まえた桂川緊急治水対策の実施につながっております。

引き続き，天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等の適切な運用をはじめ，市域の治水安全度向上のため，必要な要望を行いながら，国・府と連携を図ってまいります。

② 国の被災者生活再建支援法は，全壊等の大規模な被害のみ支援対象としているため，本市としては，被災者の被害の程度は同等でありながら，災害の規模によって制度の支援対象となるか否かが異なるという被災者間の不均衡を生じさせないため，同一自然災害における全被災区域での法適用や，支援対象被害区分の拡大（全壊・大規模半壊に加えて，半壊・一部損壊まで対象拡大）を，国に対して要望しており，令和2年12月の法改正により，新たに「中規模半壊」が定義され，支援対象が拡大されたところです。

なお，大規模な自然災害に対する被災者支援については，支援金の上限額の引き上げを含めて，国の責任において検討を進め措置されるべきものであると考えております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	53
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和元年6月 国への要望を実施（以降、毎年度実施）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	54
要望内容	回答		
<p>54 京都市被災者住宅再建等支援制度を全ての災害に適用し、床下浸水や家屋の損傷への対応など対象をさらに拡大すること。区役所・支所・出張所で、申請受付業務を行うこと。</p>	<p>① 本市の被災者住宅再建等支援制度は、国の被災者生活再建支援法の適用要件に該当しない被害に対し、これまでから本市独自に支援してまいりました。</p> <p>令和2年12月に国制度の支援対象が「全壊等の大規模災害」から「中規模半壊」まで拡充されたことや、「自助」による取組を基本とする考えの下、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、令和3年度に、本制度の独自適用の廃止を行うこととしており、床下浸水や家屋の損傷といった更なる対象拡大については想定をしておりません。</p> <p>被災者住宅等の個人資産の再建にあたっては、「自助」によることが基本であることが国においても示されており、今後の災害による被害に備え、ホームページや市民しんぶん等を活用し、火災保険・共済への加入促進の啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、平成30年度に発生した災害に係る支援、府制度が適用された災害については、引き続き支援を行ってまいります。</p> <p>② 申請受付については、申請のために区役所へ複数回来庁いただくことによる市民負担の増加や、災害対応業務を優先して行う区役所職員への影響等が懸念されたことから、平成31年3月に区役所での窓口申請から本庁への郵送申請に変更を行っており、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・被災者住宅再建等支援金 5,000千円 (京都府制度が適用された災害に対する支援経費)</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	54
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 元年 6 月 国に対して被災者生活再建支援法の適用基準の拡大について予算要望を実施（以降、毎年度実施）</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

55 「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境の改善にとりくむこと。

- ・最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。
- ・指定避難所・指定緊急避難場所への食料・飲料水備蓄を拡充し、屋内用テント・防護具・使い捨てスリッパ・簡易段ボールベッドなどを配備すること。
- ・トイレの洋式化の早期完了とエアコン設置など、指定避難所への環境の抜本改善をはかること。
- ・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については場所を区域外に確保すること。
- ・防災機能強化型体育館整備の箇所数を抜本的に増やすこと。指定避難所となっているすべての元小中学校体育館の耐震化をはかること。

- ① 大規模災害時の避難所の充足率については、学校の体育館のみならず、普通教室や特別教室なども活用することとして、拡充を図ってまいりました。
- これにより、地域防災計画に定められた避難者1人当たり2㎡の換算で、受入可能人数53万2千人となり、最大想定避難者数29万5千人を大幅に上回っています。
- また、この充足率については、間仕切りテントやその他の措置を通じて、コロナ禍でのソーシャルディスタンスの確保を行った場合にも、満たしているものと考えております。
- ② 食料・飲料水備蓄の拡充については、京都市備蓄計画に基づき、引き続き、1日分（3食）の食料を備蓄するとともに、生命維持に不可欠な飲料水や、家庭では備蓄しにくいトイレを重点的に備蓄しているところです。
- 避難所には災害発生初期に必要な最低限のものを備えることとしているため、エアコンなど、避難生活が継続する中で必要となる物資等については、他都市等からの調達や、民間事業者との物資供給に係る協定に基づき、確保してまいります。
- また、新型コロナウイルス感染症対策として、全ての避難所に、間仕切りテント、フェイスシールド、段ボールベッド、非接触型体温計、アルコール消毒液などの感染防止物資を配備しております。
- ③ 避難所のトイレについては、マンホールトイレの洋式上屋の配備や簡易トイレを用いた既存トイレの活用などで、洋式化を推進しているところです。また、体育館を含む学校施設のトイレについては、バリアフリー化の必要性、生活様式の変化、

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	55
要望内容	回答		
	<p>災害時の利用等を踏まえ、全面的な改修（大便器の洋式化のほか、照明器具の改修や増設、手洗設備の自動水洗化、多目的トイレの設置など）を行う「快適トイレ整備事業」と「便器の洋式化に特化した改修」により、令和元年度末に、洋式化に係る令和5年度末までの目標としていた「全市平均60%以上」を上回り、令和2年度末には約64%となる見込みです。厳しい本市財政状況の下、令和3年度以降も、国への財源確保を求めながら、引き続き洋式化を進めてまいります。</p> <p>なお、体育館の空調設備については、多額の費用を要するため、現時点においては設置する計画はありませんが、「防災機能強化型体育館」整備においては、外断熱や遮熱高断熱複層ガラスによる館内温度環境の改善を図るとともに、立地条件等で通風が十分確保できない場合は、通風、換気環境を改善するエア搬送ファンを設置しております。さらに、令和2年度に体育館リニューアルを行った学校のうち小学校1校、中学校1校に試験的に気化式冷風機を整備しており、エア搬送ファンとの併用による効果について今後検証してまいります。</p> <p>また、状況に応じ、空調設備のある多目的室やふれあいサロン等を避難所として開放するなど関係機関と連携しながら柔軟に対応するものとしています。</p> <p>本市所有の学校施設以外の避難所についても、施設管理者との協議、検討を行い、避難所における生活環境の向上を図ってまいります。</p> <p>④ 地震等の大規模災害において、長期間生活することとなる「指定避難所」及び水害、土砂災害からの一時的な避難場所である「指定緊急避難場所」については、原則、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域など危険と想定される区域外の公共施設の指定を進めております。</p> <p>しかしながら、区域外に公共施設がなく、代替施設の確保も困難な地域において</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	55						
要望内容	回答								
	<p>は、安全確保のため、洪水浸水想定区域内の施設の場合は、垂直避難が可能な施設を、土砂災害警戒区域内の場合は、斜面と反対側に避難場所を有する施設を、まずは指定することに努めております。</p> <p>引き続き、民間施設を含めた避難場所の確保に努めてまいります。</p> <p>⑤ 避難所となる体育館については、「京都市地域防災計画」を踏まえて策定した「京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業基本構想」に基づき、「防災機能強化型体育館」として、改築とリニューアル合わせて毎年5校程度の整備を進めてきており、令和2年度末時点で32校の整備が完了する予定です。</p> <p>今後も自然災害が多発化する中、市民の安心安全を守るためには、防災機能強化型の体育館整備に確実に取り組んでいくことが極めて重要と考えており、厳しい財政状況を鑑み、改築より費用を抑えることができるリニューアル整備を基本に整備を進めてまいります。</p> <p>また、避難場所となっている閉校施設の耐震化については、平成30年度までに完了している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、引き続き、必要な対応を検討してまいります。</p> <p><b>(令和2年度2月補正予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・快適トイレ整備事業</td> <td>408,000千円</td> </tr> <tr> <td>・屋内運動場老朽化等対策改築事業</td> <td>250,400千円</td> </tr> <tr> <td>・体育館防災機能強化リニューアル事業</td> <td>120,600千円</td> </tr> </table>			・快適トイレ整備事業	408,000千円	・屋内運動場老朽化等対策改築事業	250,400千円	・体育館防災機能強化リニューアル事業	120,600千円
・快適トイレ整備事業	408,000千円								
・屋内運動場老朽化等対策改築事業	250,400千円								
・体育館防災機能強化リニューアル事業	120,600千円								

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	55
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害用備蓄器材等整備 57,032千円</li> <li>・屋内運動場老朽化等対策改築事業 486,485千円</li> <li>・体育館防災機能強化リニューアル事業 300,020千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 4月 社会福祉施設107箇所を福祉避難所として事前指定 (以降, 順次指定を拡大) 災害時における物資の提供協力に関する協定締結</p> <p>7月 地域における見守り活動促進事業に係る同意取得活動を開始</p> <p>10月 京都市避難所運営マニュアル(ひな形)の策定</p> <p>11月 地域で見守り活動を実施する団体への名簿貸出開始</p> <p>平成25年 1月 災害時における子どもの一時預かり等に関する協定締結</p> <p>3月 福祉避難所運営ガイドラインの策定</p> <p>平成26年 3月 京都市備蓄計画策定 福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定締結</p> <p>平成25年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施</p> <p>平成27年 2月 福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定</p> <p>3月 大学等9箇所を妊産婦等福祉避難所として事前指定 (以降, 順次指定を拡大)</p> <p>平成26年度 活用の見込みがある施設(元春日小・元貞教小)以外の体育</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	55
要望内容	回答		
	平成28年 2月	京都市福祉避難所備蓄計画策定	館・講堂について、非構造部材の専門家による点検を実施
	平成27年度	元堰源小（体育館），元有隣小（体育館）について、耐震補強工事を実施	
	平成29年 3月	福祉避難所運営ガイドライン改定 市内全区での妊産婦等福祉避難所の事前指定を達成 （15箇所）	
	平成31年 3月	京都市備蓄計画改定	
	令和 元年度	元月輪小・元梅逕中体育館について耐震改修工事の設計を実施	
	令和 2年度	元月輪小・元梅逕中体育館について耐震改修工事を実施	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	56
要 望 内 容	回 答		
56 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。	<p>① 市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた市民には、京都市住宅供給公社内に設置された「被災者向け住宅情報センター」において、市営住宅を無償で一時使用できる制度を案内するとともに、民間住宅の情報提供、登録不動産事業者の紹介を行っています。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	57
要 望 内 容	回 答		
<p>57 被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談にのる体制をつくとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助も検討すること。</p>	<p>① 直接被害を受けた中小企業者が災害復旧に迅速に取り組めるよう、低利の融資制度を常設する等、必要な資金の円滑な供給に努めています。</p> <p>② また、令和元年台風19号等の災害時には、「小規模事業者持続化補助金」等において、被災企業を対象とした補助枠が創設されるなど、国において必要な対応が行われています。</p> <p>③ 被災された中小企業者の被害対策などの相談に関しては、京都府と連携し、京都商工会議所、京北商工会等の経営相談窓口において特別窓口を開設するとともに、本市職員も直接事業者の声をお聞きしながら、きめ細かく対応しています。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 12,200千円</li> <li>・ 融資制度預託金 230,000,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	58
要望内容	回答		
58 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農地や農機具・施設の復旧支援を拡充するため、国庫補助の対象範囲を広げること。	<p>① 農地・農業用施設の災害復旧については、土地改良区等に国庫補助の活用を働きかけるとともに、国庫補助の対象外となった農業用施設については、著しい被害があった場合、本市の補助率を上乗せして対応しています。</p> <p>② 平成30年台風21号等では、多くのパイプハウス等が被災したことから、国庫補助等を活用し、本市の補助率を上乗せして対応することで、農業者の負担軽減を図るなど復旧支援を行ってまいりました。</p> <p>③ 今後も、被災した農地・農業用施設の復旧を速やかに支援することにより、意欲ある農業者が営農を継続できるよう努めてまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	59
要望内容	回答		
<p>◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを</p> <p>59 国や府と連携し、速やかに急傾斜地、崩落危険箇所対策を具体化すること。</p>	<p>① 急傾斜地、崩落危険箇所対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊対策事業の実施主体である京都府と、積極的に意見交換を行うなど連携を密にしつつ、事業実施に向けた要望を行った結果、現在、市内3箇所において急傾斜地崩壊対策事業が実施されております。</p> <p>今後も新規事業箇所が採択されるよう、引き続き、京都府に対して要望してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>＜西京区松室山添町＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度京都府事業費 50,000千円</li> <li>（うち、京都市負担金 5,000千円（負担割合10%））</li> </ul> </li> <li>＜左京区北白川仕伏町＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度京都府事業費 10,000千円</li> <li>（うち、京都市負担金 2,000千円（負担割合20%））</li> </ul> </li> <li>＜左京区岩倉上蔵町＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度京都府事業費 40,000千円</li> <li>（うち、京都市負担金 2,000千円（負担割合5%））</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成29年度～ 西京区松室山添町における急傾斜地崩壊対策事業の開始  平成30年度～ 左京区北白川仕伏町における急傾斜地崩壊対策事業の開始  令和元年度～ 左京区岩倉上蔵町における急傾斜地崩壊対策事業の開始</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	60
要望内容	回答		
60 民間社会福祉施設の耐震化診断と改修を早期に完了させること。	<p>① 社会福祉施設の耐震化については、災害時に要配慮者の緊急受入先となる点も踏まえ、鋭意取り組んでおります。</p> <p>② 民営保育園等の耐震化については、「京都市民営保育園耐震化計画」に基づき、「子ども若者はぐくみ事業基金」も活用しながら、耐震化に係る事業者負担の軽減を図っております。</p> <p>また、民営保育園以外の民間社会福祉施設等についても、「京都市民間社会福祉施設等耐震化計画」に基づき、民営保育園等と同様、耐震化に係る事業者負担の軽減を図るとともに、施設種別ごとに抱える課題の解決に取り組みながら、耐震化を着実に進めているところです。</p> <p>③ 引き続き、施設ごとに抱える課題の解消を図り、早期に耐震化が図れるよう、各施設と緊密に連携を取り、耐震改修を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の耐震化の促進 24,400千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	61
要 望 内 容	回 答		
<p>61 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導體制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において早期に完了させること。</p>	<p>① 施設等への連絡については、「京都市地域防災計画」に基づき、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等が発表された場合には、速やかに対象となる区域に所在する要配慮者利用施設に情報の伝達を行うこととしております。</p> <p>② また、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に施行され、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地が記された施設については、利用者の円滑かつ迅速な非難の確保を図るために必要な事項（防災体制、避難誘導、施設の整備等）を定めた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。</p> <p>これを受け、本市として、対象施設に避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施について通知し、計画作成の助言及び内容の点検等を行ってきたところで</p> <p>さらに、令和2年7月豪雨により、熊本県の特別養護老人ホームにおいて入所者14人が河川氾濫による浸水の犠牲となられたことを重く受け止め、災害による被害を未然に防ぐ観点から、未策定の施設に対して避難確保計画の作成を強く要請するとともに、計画に基づく避難訓練が円滑に行われるよう、引き続き、取組を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	62
要望内容	回答		
<p>62 消防分団施設（市や地域の施設と共用している、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を市の責任において早期に完了すること。</p>	<p>① 消防団施設の耐震化については、消防団施設の補助金制度の優先的な活用によって促進を図っており、耐震診断を実施し、耐震化が必要と診断された消防団施設56施設のうち、50施設で耐震化工事が完了しております。</p> <p>令和2年度は、1施設において新築建物を建設しているところであり、仮設の器具庫に移転しております。</p> <p>今後も残る5施設の耐震化に向け、消防署が該当分団と地域関係者の間に入り、調整を図るなど、積極的にサポートしてまいります。</p> <p>② 市や地域の施設と共用していること及び10㎡未満であることが理由で、耐震診断を実施しなかった施設のうち、耐震化が必要な施設については、地域や分団と調整し、消防団施設の補助金制度の優先的な活用を促進してまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・消防団施設新築等補助金 25,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	63
要 望 内 容	回 答		
<p>63 豪雨対策については、以下の点を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府と協議を行い、河川の越水・漏水防止，集中豪雨による急な増水への対策を強めること。</li> <li>・内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。</li> <li>・土木事務所等の職員を増員し，災害時の体制を強化すること。</li> <li>・公園や学校のグラウンド表面に一時的に雨水を貯留する施設（例：一乗寺公園野球場）などを計画的に整備すること。</li> </ul>	<p>① 本市が管理する普通河川については、「普通河川整備プログラム」に基づく取組を進めており，令和3年度は，引き続き，竹田川及び奥殿川の改修工事等を実施してまいります。</p> <p>河川の維持管理費については，近年は予算を増額し，土砂の堆積などにより対策が必要となる河川について，しゅんせつ及び除草などを実施しております。</p> <p>加えて，令和元年度に策定した「京都市河川維持保全実施計画（第1期）」に基づき，効率的で効果的な維持管理を実施してまいります。</p> <p>② 都市基盤河川については，都市部を流れる河川流域における治水安全度の向上を目的として，概ね10年に1回の確率で発生することがある大雨に耐えることができる都市基盤河川改修事業を実施してまいります。</p> <p>③ 国が管理する河川の改修については，平成25年の台風18号による被害を受けた桂川の治水対策を，国に対して強く要望し，令和元年度までに緊急的な治水対策が実施されました。今後は，引き続き，河川整備計画に基づく更なる治水対策の早期完了を要望してまいります。</p> <p>加えて，嵐山地区では，これまでに行われた堆積土砂及び6号井堰の撤去により，渡月橋下流部では一定の水位低減効果が見られますが，平成30年7月豪雨でも，渡月橋上流部において溢水が生じたところであり，市民の生命・財産を守るため，国・府・市と地元とが緊密に連携し，令和元年12月に工事着手した渡月橋上流部における可動式止水壁による左岸溢水対策を推進してまいります。</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	63
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 災害時の体制については、平成 26 年度から災害活動体制 1 号と 2 号の間に、「土木 2 号」を新設するなど、災害活動体制の強化にも取り組んでおります。</p> <p>⑤ 雨水流出抑制対策については、「京都市水共生プラン」に基づき、浸水被害の防止及び健全な水循環の保全を図るため、河川や雨水幹線の整備だけでなく、公共施設における雨水貯留・浸透施設の整備に取り組んでおります。</p> <p>公園や学校のグラウンド表面における雨水貯留施設については、公園や学校の機能に支障を与えない箇所において、整備を実施しております。</p> <p>今後も、様々な工夫を行いながら、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、効果的な浸水対策を実施してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	64
要望内容	回答		
<p>64 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。</p>	<p>① 大規模盛土造成地の滑動崩落対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民への周知に努めているところです。</p> <p>② 平成28年度からは、第二次調査実施計画で第二次調査（現地調査・安定計算等）の必要性が高いと位置付けた大規模盛土造成地について、優先的に第二次調査に着手しており、令和2年度も継続して実施しております。</p> <p>③ 令和3年度も引き続き、大規模盛土に係る現地踏査や調査結果のとりまとめに取り組むとともに、国に対して事業実施に係る統一基準の策定を求めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・大規模盛土造成地調査 5,800千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成24年3月 大規模盛土造成地第一次調査に着手</p> <p>平成25年1月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 解説リーフレットの配布</p> <p>平成26, 27年度 第二次調査実施計画の策定及び住民との合意形成に係る課題整理, 第二次調査の課題解決策について事例研究</p> <p>平成28年度 大規模盛土造成地第二次調査に着手</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

65 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。

① 本市の液状化危険度分布については、「京都市第3次地震被害想定」において、京都盆地とその周辺地域に分布する8つの活断層による内陸型地震と南海・東南海地震（南海トラフ地震）が発生した場合を想定し、地震ごとに示しております。  
また、本市ホームページにおいて、「液状化危険度分布図（市全域図）」を公開し、市民、建設事業者等に周知し、液状化危険地域対策を図っております。

② 都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓發文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。

また、ライフラインなどの対策については、京都BCP推進会議（京都府）に参画し、府内ライフライン事業者と共に、連携型BCPの取組などの効果的施策の検討、推進を図っております。

**（経過・これまでの取組等）**

平成15年10月 京都市第3次地震被害想定の方策  
（液状化危険度分布図（市全域図）を策定）

平成23年12月 京都市防災対策総点検委員会の最終報告

平成30年 3月 京都市第2次防災対策総点検委員会の報告



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	66
要 望 内 容	回 答		
66 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早急に完成させること。	<p>① 京都府が管理する安祥寺川及び四宮川の改修については、早期に対策を講じる必要があることから、四宮川を京都府が、安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし、平成29年3月に両河川改修の前提となる河川整備計画の変更を行いました。</p> <p>② 安祥寺川では、平成30年度から都市基盤河川改修事業として、京都市が主体となって河川改修事業に取り組んでおり、令和3年度は、令和元年度に実施した詳細設計に基づき、引き続き、用地測量並びに用地取得に向けた調査等を実施してまいります。四宮川については、京都府が主体となって、平成30年度から河川改修工事に必要な設計を実施し、合流する山科川の護岸改修工事を実施しております。</p> <p>引き続き、京都府と連携し、早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	67
要 望 内 容	回 答		
67 新設・既設を問わず、公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。	<p>① 新設公園の整備や既存公園の再整備の際には、地域からの要望を踏まえ、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の災害時に活用できる防災設備の設置を進めているところです。厳しい財政状況ではありますが、市民の安心安全を確保するため、災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。</p> <p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <p>・公園施設整備 132,322千円</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・公園施設整備 60,225千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;平成18年度以降に防災設備を整備した公園(令和元年度末時点)&gt;</p> <p>かまどベンチ 70公園 (80基)</p> <p>防災ベンチ 7公園 (12基)</p> <p>マンホールトイレ 30公園 (108基)</p>		

要 望 内 容

回 答

68 新「耐震改修促進計画」の2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。

- ① 住宅・建築物の耐震化については、「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」に基づき、公民一体となって安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組んでおり、令和2年度に行った中間点検の結果を踏まえ、引き続き耐震化対策の促進に努めてまいります。
- ② 木造住宅の耐震化支援については、引き続き「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」を核にしながら、公民一体となった「耐震ネットワーク」や地域の自主防災組織等と連携し、市民自らによる耐震化の取組を促進してまいります。
- ③ 特定建築物の耐震化支援については、耐震診断が義務化された建築物、病院や避難所等の防災上重要な建築物及び防災上重要性の高い道路（緊急輸送道路、避難路）沿道の建築物の耐震化の促進へ向けて、支援制度の運用及び普及啓発を継続して実施してまいります。

(令和3年度予算額)

- ・民間建築物の耐震化対策 409,210千円
- 〔 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 257,080千円 〕
- など

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	69
要望内容	回答		
<p>69 マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図ること。</p>	<p>① 分譲マンションの耐震化を促進するため、本市では、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助制度を実施しております。平成26年度からは、更に使いやすい制度とするため、耐震化の優先度の高いピロティ階のみの耐震改修工事を補助対象とするなど、制度の充実を図ってまいりました。</p> <p>② また、これらの補助制度をより活用していただくため、対象となる分譲マンションの管理組合等に対する啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、関係部局が連携を図りながら、普及啓発を進め、分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲マンションの耐震化対策事業 4,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	70
要望内容	回答		
<p>70 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋りょう」92橋の内、橋りょう健全化プログラム（第2期）に位置づけた橋の改修は、早急に完了すること。京都市域の「都市防災上重要な橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。</p>	<p>① 本市では、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、橋りょうの耐震補強及び点検結果に基づく老朽化修繕を実施しております。</p> <p>② 令和3年度までに対策を完了させるとしている88橋（耐震補強32橋、老朽化修繕56橋）のうち、令和2年12月末現在で全橋に着手し、64橋（耐震補強20橋、老朽化修繕44橋）の対策が完了しております。</p> <p>③ 厳しい財政状況の中ではありますが、国補助金の確保に努めながら、令和3年度も引き続き、市民の命と暮らしを守るため、橋りょう健全化の取組を着実に推進してまいります。</p> <p><b>（令和2年度2月補正予算額）</b></p> <p>・耐震補強，老朽化修繕 443,040千円</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・耐震補強，老朽化修繕 1,946,873千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成23年12月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」 （第1期：平成24～28年度）の策定</p> <p>平成29年 2月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」 （第2期：平成29～令和3年度）の策定</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	71
要望内容	回答		
71 道路のり面維持保全計画は前倒し実施すること。	<p>① 「道路のり面維持保全計画」では、緊急輸送道路や災害発生時における市民生活への影響が大きい道路での斜面を対策優先箇所として選定し、重点的かつ計画的に防災対策工事を進めております。厳しい財政状況の中ではありますが、予算の確保に努め、本計画の推進に取り組んでまいります。</p> <p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <p>・緊急輸送道路等に面する斜面の防災対策 80,000千円</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・緊急輸送道路等に面する斜面の防災対策 832,460千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 2月 「道路のり面維持保全計画(第1期)」の策定</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

72 山間部沿道の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。

- ① 平成30年の台風21号で発生した倒木被害については、令和元年度から本市独自の補助制度である「災害復旧に向けた倒木対策の推進」事業を創設し、被害の復旧に努めております。また、本市と森林組合とが合同で道路パトロールを実施し、道路の通行に支障となりそうな樹木について、調査のうえ処理を行っております。引き続き、森林所有者の負担軽減を図り、早急な倒木処理を促してまいります。
- ② 二次被害のおそれのある民家裏等については、京都府に対し、府営事業による対策を要請し、順次工事が進められております。今後も京都府としっかりと連携し、倒木対策を進めてまいります。
- ③ 倒木の未然防止に向けて、令和2年度から、本市独自の補助制度である「風倒木被害地の再生支援事業」を創設し、倒木処理後の森林においては、地中深くに根を発達させる広葉樹を中心とした多様な植栽や道路境界から一定範囲における中低木樹種の植栽を促しております。また、災害に強い森林への再生を実現するために必要な施策の創設及び充実について、国や府に働きかけております。加えて、安心安全な市民生活を確保するため、自治会等が実施する道路や民家等に隣接する森林の危険木撤去を、引き続き支援してまいります。
- ④ さらに、令和2年度から叡山電車鞍馬線沿いの地域において実施している重要インフラ施設周辺森林整備事業について、森林所有者、施設管理者と連携して、着実に進ちよくしているところであり、引き続き、倒木未然防止対策に取り組んでまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

## (令和3年度予算額)

・ 森林整備の推進	284,535千円
〔うち、森林総合整備事業	80,800千円
森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～	
〕	62,200千円
・ 災害に強い森づくりの推進	81,700千円
〔うち、重要インフラ施設周辺森林整備事業	28,300千円
風倒木被害地の森林再生支援事業	26,800千円
危険木伐採支援事業	4,500千円
〕	
・ 農林災害復旧	173,000千円
(うち、災害復旧に向けた倒木対策の推進	128,100千円)

## (経過・これまでの取組等)

平成30年 9月 台風21号による倒木被害発生  
12月 第1回森林倒木地の再生に関する有識者会議  
平成31年 3月 第2回森林倒木地の再生に関する有識者会議  
令和 元年 6月 第3回森林倒木地の再生に関する有識者会議  
9月 第4回森林倒木地の再生に関する有識者会議  
11月 針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針  
(平成30年台風21号被害) 策定



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	73
要望内容	回答		
<p>73 ブロック塀の安全対策について、以下の項目を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育園、介護施設等について、子どもや高齢者の安全が確保される状況を早期に京都市としてつくること。</li> <li>・民間ブロック塀除却助成を周知すること。民間ブロック塀の安全対策支援制度については、すべてのブロック塀を対象とするとともにフェンス設置等にも支援を拡充すること。</li> <li>・通学路のブロック塀の安全対策について、最後まで責任を持ってすすめること。</li> </ul>	<p>① 市営保育所、公設児童館、公設老人デイサービスセンター等の公共施設のブロック塀については、第一段階として、とりわけ危険性が高いと判断されるブロック塀の対策を最優先で進めることとし、平成30年9月補正予算において所要額を計上するなど、撤去及び必要に応じたフェンス等の設置を行っております。令和2年12月末時点で32箇所の実施済みであり、令和2年度は3箇所の対策が完了する予定です。</p> <p>また、とりわけ危険性が高いブロック塀以外で不備が判明しているブロック塀についても、撤去を行うまでの間、接近防止措置等の安全措置を徹底しながら、順次対策を進め、令和2年度中に13箇所の対策が完了する予定です。令和3年度以降引き続き、隣接者との協議等、条件が整い次第、改修工事を進めてまいります。</p> <p>② 民間保育園、児童館、児童養護施設、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設のブロック塀についても、公共施設と同様に、とりわけ危険性が高いと判断されるブロック塀の対策を最優先で進めることとし、平成30年9月補正予算等において所要額を計上するとともに、「京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金」を創設し、撤去等の対策に取り組んできました。引き続き、各施設の状態を把握し、施設の状態に合わせて個別に対応してまいります。</p> <p>③ 通学路をはじめとする道等に面する民間所有のブロック塀等の安全対策については、平成30年7月にブロック塀等の除却工事に対する助成制度を創設し、地域と連携した普及啓発や市民しんぶんでのお知らせ、全戸回覧及び各区役所・支所等の窓口への当該制度のリーフレット配架等により制度周知を行っております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	73
要望内容	回答		
	<p>特に、改善の進まないブロック塀等の所有者等に対しては、個別に助成制度の活用を促すなど、安全対策の実施を粘り強く働き掛けているところです。</p> <p>令和3年度においても、引き続き、民間所有のブロック塀等における安全対策を進めてまいります。</p> <p>④ なお、民間ブロック塀等の除却助成については、これまでから道等に面するブロック塀等は全て助成対象としています。また、危険性を取り除くことを最優先にしているため、撤去後のフェンスの設置については、一律には助成制度の対象とはしておりませんが、密集市街地の細街路等に面しているものについては、除却に合わせて塀等の新設を行う場合にも補助を行う制度を設けております。</p> <p>⑤ 学校・教育機関のブロック塀については、特に緊急性が高いと判断した95施設のブロック塀の改修工事を平成30年度に完了し、令和元年度からは、倒壊した場合に児童生徒や市民等への大きな危害が想定される道路に面したブロック塀の改修工事を優先的に実施しており、令和2年度中に全校で工事を完了する予定です。</p> <p>なお、民有地に面したブロック塀については、隣接者との協議等、条件が整ったものについて令和2年度から順次改修工事を進めており、令和3年度も引き続き、安全対策に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和2年度2月補正予算額)</b></p> <p>・ 公共施設のブロック塀対策</p> <p style="text-align: right;">216,800千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	73
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のブロック塀対策 803,757千円</li> <li>・民間ブロック塀等の除却促進事業 13,496千円</li> <li>・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 35,010千円 (うち、危険ブロック塀等改善事業 3,600千円)</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 6月 「京都市防災まちづくり推進事業(危険ブロック塀等改善事業等)」の創設</p> <p>平成30年 6月 大阪府北部地震に伴うブロック塀対策について災害対策本部長名で指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀の緊急点検及び対応について</li> <li>・ブロック塀への注意喚起ビラ等の掲出について</li> </ul> <p>ホームページにて、ブロック塀の安全点検等の注意喚起を実施</p> <p>7月 ブロック塀等の安全対策に関する専用窓口「ブロック塀等支援窓口」の開設及びブロック塀等の安全対策に係る支援制度の創設</p> <p>10月 ホームページにて、危険性のあるブロック塀の9月補正予算対象箇所の公表</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	74
要望内容	回答		
74 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。老朽化している排水機場等の整備計画を前倒しで進めること。	<p>① 排水機場の保守管理・運転監視業務については、委託によって行っておりますが、排水機場稼働時には、本市職員が現地に出動し、各排水機場の状況を把握するなどの対応を行っております。</p> <p>② 平成28年4月からは、排水機場集中監視システムの運用を開始し、ポンプの稼働状況や水位を一元的に把握するとともに、24時間体制で監視を行うなど、監視体制を強化しております。</p> <p>③ また、排水機場長寿命化修繕計画に基づき、計画的な機器の整備、更新、適切な維持管理の実施及び長寿命化を進めており、令和3年度は、洲崎排水機場エンジン更新等を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水機場維持管理 214,415千円</li> <li>・「排水機場長寿命化修繕計画」に基づく排水機場の老朽化修繕 720,070千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

75 すべての町内会単位の防災行動マニュアルとマップについては住民への広報を徹底すること。

① 各自主防災会で策定した防災行動マニュアルについては、防災マップも含め防災訓練や防災研修などの機会を通じて実践・検証するとともに、住民への周知を行い、自主防災会や消防団をはじめとした各種地域団体等の意見を聞きながら、それぞれの地域の実情に応じて運用されるよう支援しております。自主防災部における防災行動マニュアルや防災マップについても、町内会単位で実施する地域発災型訓練等の実施時に随時内容を確認し、必要に応じて修正するよう指導しております。

② 令和2年度から、自主防災部の平時や災害発生時の役割、具体的な活動内容のほか、自主防災部長の交代時に、これまで実施した訓練などの活動履歴を後任者へ確実に引継ぎが行える様式などを取り入れた「自主防災部活動ファイル」を全自主防災部に配布しました。引き続き、自主防災部への育成指導に取り組み、防災行動マニュアルとマップなどの周知をはじめ、地域発災型訓練の実施など、地域防災力の維持・向上に努めてまいります。

**(経過・これまでの取組等)**

平成27年度～ 防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布  
防災行動マニュアル策定指導開始

平成29年9月～ 「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」作成・配布開始

平成30年5月～ 水害ハザードマップの改訂に伴う防災行動マニュアル（水災害編）の見直し197/197自主防災会（令和2年12月末現在）  
（想定浸水深50cm以上又は立退き避難が必要区域を含む）

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	75
要 望 内 容	回 答		
	令和 2年度～ 自主防災会、189自主防災会及び任意8自主防災会) 各自主防災部に「自主防災部活動ファイル」を配布		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	76
要望内容	回答		
76 自主防災会への補助金を増額すること。	<p>① 自主防災組織活動助成金については、地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚及び平常時における自主防災組織の活動促進を目的に、年間5万円を上限として、防災訓練に必要な物品の購入や、防災知識の普及啓発などに活用いただいております。引き続き、各自主防災会が充実した活動を実施できるよう支援してまいります。</p> <p>また、公設消防隊の到着に時間を要する北部等山間地域の自主防災会に対しては、初期消火活動に必要な器材の整備に助成金を交付しております。</p> <p>② 自主防災組織の活動に対しては、助成金の交付のほか、標旗の交付、防災器材等の修繕、訓練指導や研修などを実施しており、いざというときに活動できる人づくり、組織づくりに引き続き努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織活動助成金 11,350千円</li> <li>・北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金 1,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>昭和62年度 活動助成金交付事業開始（1自主防災会当たり3万円）</p> <p>平成8年度 活動助成金交付増額（3万円→5万円）</p> <p>平成8・9年度 自主防災組織用器材の緊急整備事業（各自主防災会に1セット）</p> <p>平成10年度 自主防災リーダー養成事業開始（～平成25年度）</p> <p>平成12年度 身近な地域の市民防災行動計画づくり開始</p> <p>平成20年度 北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成事業開始</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	77
要 望 内 容	回 答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>77 憲法9条を改悪しないこと。政治に憲法の理念を生かすこと。</p>	<p>① 日本国憲法が制定されてから70年以上が経過しており，国内の社会情勢や，日本を取り巻く国際環境が大きく変化してきた状況において，現行憲法における基本的な理念，原則を大切にしつつ，憲法について国民が関心を高め，しっかりと議論がされることは意義のあることと考えており，その在り方については，国家，国民の基本に関わる事項として，国民全体で議論が深められるべきものと考えております。</p>		



令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>7 8 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加するとともに，核兵器のない世界をめざす流れの先頭に立つこと。</p>	<p>① 核兵器廃絶に向けましては，本市も加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議において，毎年，国に対して，核軍縮にリーダーシップを発揮するよう，要請しており，国においても，「核兵器のない世界」の実現に向け，非核三原則を堅持しつつ，被爆の悲惨な実相への理解の促進とともに，核兵器の保有国と非保有国との橋渡し役を果たし，双方に働き掛けを行うことを通じて，国際社会を主導していく決意が既に示されているところです。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	79
要 望 内 容	回 答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>79 憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。</p>	<p>① 左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	80
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>80 憲法に緊急事態条項設置をめざす憲法調査会の開催を強行しないこと。</p>	<p>① 左記の項目については，専ら国権の最高機関である国会において結論を出されるものであり，国において判断されるべきものと考えております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	81
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>81 日米安保条約を廃棄し，対等，平等，友好の日米関係を築くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日米地位協定を抜本的に改定し，世界に例のない米軍優遇の特権をなくすこと。</li> <li>・京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。</li> <li>・辺野古の新基地建設を中止すること。</li> <li>・米軍基地内における新型コロナウイルス対策を講じること。</li> </ul>	<p>① 左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。</p> <p>なお，米軍Xバンドレーダー基地については，地元自治体である京都府及び京丹後市が，国と真摯な協議を重ねられ，住民の安心・安全が確保されることを前提として，基地建設を受け入れられるに至ったものと認識しております。</p> <p>また，米軍基地内における新型コロナウイルス対策については，政府と在日米軍が緊密に連携し，取り組んでいくこととされております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	82
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>82 公営交通事業，上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率企業債の借り換えについては，5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。</p>	<p>① 公営交通事業については，地方公営企業法に基づき，サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして，サービス等の提供に要する経費を，料金として徴収することが原則とされておりますが，行政上必要な施策に対しては，国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しております。</p> <p>② 上下水道事業は，地方公営企業法に基づいて，市民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を独立採算制により円滑に運営しており，引き続き，公営企業として事業を推進してまいります。</p> <p>③ また，高金利の企業債の借換えについては，これまでからも国に対して求めてきたところであり，引き続き，要望してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	83
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>83 市バス・地下鉄事業，上下水道事業の消費税は非課税にすること。</p>	<p>① 消費税の課税対象については，国の施策として定められ，国の税制の根幹を成すものであり，制度の趣旨に則り，適切に対応してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	84
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>84 公営バス事業に対する補助金を確立すること。</p>	<p>① 公営バス事業に対する国庫補助金の拡充に向けた要望については，これまでから，あらゆる機会を捉えて要望しており，新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響も踏まえながら，引き続き，他都市等とも連携を図り国に働き掛けてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	85
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>85 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。</p>	<p>① 地下鉄改修に対する国の補助制度の改善については，これまでからあらゆる機会を捉えて，「鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており，新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響も踏まえながら，引き続き，要望してまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	86
要望内容	回答		
<p>2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること</p> <p>86 全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。</p>	<p>① 本市においては，駅利用者の転落防止対策として，鉄道事業者に対し，国及び京都府と協調して補助金を交付することにより，取組を進めてきており，これまでに，JR京都駅の新幹線ホームにおける可動式ホーム柵整備が完了しております。</p> <p>② 一方，鉄道駅へのホーム柵の設置については，車両の扉位置が統一されていないことや事業費が高額であるなどの課題があります。</p> <p>③ 国土交通省においては，「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」において，1日の利用者が10万人以上の駅に対して優先的に設置することとされております。</p> <p>④ 今後とも，国の検討会の動向を注視しつつ，令和3年度は，引き続き，JR京都駅の在来線の一部ホームの昇降式ホーム柵整備を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・駅等のバリアフリー化の推進 62,695千円  (うち，JR京都駅 54,683千円)</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

2 憲法・地方自治法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対して次の項目の実現を求めること

87 水道・下水道などライフラインの耐震化，老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう国の補助制度を抜本的に拡充すること。

① 市民のライフラインである水道及び公共下水道については，将来にわたって安全，安心，安定的に御使用いただけるよう，管路・施設の適切な維持管理を徹底し，老朽化した管路・施設の改築更新，耐震化のスピードアップを計画的に進めております。「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）京（みやこ）の水ビジョン－あすをつくる－」においても，老朽化対策を重要事業の一つとして位置付けており，限られた財源の中で，優先度を見極め計画的・効率的に進めてまいります。

② 水道事業においては，老朽化した基幹管路の更新や水道施設の地震対策に係る補助制度などを有効に活用し，財源確保に努めてまいります。

公共下水道事業においても，国の補助制度を活用し，重要な管路の耐震化を着実に推進してまいります。

③ しかし，老朽化した施設等の更新事業を推進するためには，更なる財源を必要とすることから，引き続き，全国の水道及び公共下水道事業体等と連携して，あらゆる機会を通じて国に対して，財政支援における現行制度の継続・拡充等を要望してまいります。あわせて，施設マネジメントの取組により効果的・効率的な更新事業を進めることで，一層の経営効率化，財政健全化を推進してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	87
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>水道管路の改築更新・地震対策 14,250,000千円【充実】  (うち、配水管の布設替え 12,262,000千円【充実】)</li> <li>水道施設の改築更新・地震対策 5,550,000千円【充実】</li> </ul> </li> <li>・公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管路の改築更新・地震対策 5,334,000千円【充実】</li> <li>下水処理施設の改築更新・地震対策 7,149,000千円【充実】</li> </ul> </li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度～ 水道配水管の更新をスピードアップ</li> <li>平成26年3月 洛西地域における配水管腐食対策工事完了  (平成24年度工事開始)</li> <li>平成30年3月 「京都市上下水道事業経営ビジョン(2018-2027)  京(みやこ)の水ビジョン-あすをつくる-」及び「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2018-2022)」策定</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	88
要望内容	回答		
<p>3 福祉・医療の充実を</p> <p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>88 年金のマクロ経済スライド制を廃止すること。最低保障年金制度を創設すること。</p>	<p>① 公的年金制度のマクロ経済スライドについては、少子高齢化により支え手となる現役世代が減少し、年金受給者が増加していく状況の中で、持続可能性を高め、将来世代への給付水準を確保する観点から、国において導入されたものと認識しています。本市としては、負担とのバランスを図りつつも公的年金制度そのものが高齢者等の生活を安心して支えるものとなるよう、老齢基礎年金等の支給額の改善を国に要望しております。</p> <p>② 低所得者に対するセーフティネットの強化に関しては、国が設置した「社会保障制度改革国民会議」の報告書において、年金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応することとされており、令和元年10月1日からは、年金生活者支援給付金法が施行され、同年12月から、低所得の年金受給者に対し、年金に上乗せして支給されているところです。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆以下のことを国に求めること

89 公的医療保険として国保制度を立て直すために、以下について求めること。

- ・国民健康保険制度の均等割・平等割をなくすこと。
- ・国による保険料免除制度をつくること。
- ・資格証明書の発行をやめること。滞納を理由とした財産差押えはやめること。
- ・国保都道府県化で、自治体の一般会計からの繰入中止を強要・誘導しないこと。

① 国民健康保険制度については、全ての被保険者が等しく保険給付を受け、また、全ての被保険者に応分の負担をいただくことが基本的な考え方となっております。被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料軽減措置については、国において既に講じられており、本市では約8割の方が対象となっております。

② 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提であるため、現時点において、新たな保険料免除制度の創設に係る国への要望は考えておりません。

なお、本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑み、国において財政支援措置が実施されることを踏まえ、本市においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する特例減免を創設し、令和2年6月1日から申請を受け付けているところです。国に対しては、今後の感染状況等を踏まえた財政支援の継続実施について引き続き要望を行ってまいります。

③ 保険料を滞納している世帯に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することは、被保険者間の公平を確保し、保険料納付の促進を図ることを目的として、法令等に規定されております。従って、保険料を特別な理由もなく、長期にわたり滞納している世帯に対して、法に基づいて資格証明書を交付することは、やむ

## 要望内容

## 回答

を得ないものと考えております。

なお、その交付に当たっては、滞納者に対して区役所・支所への相談を求める等、できる限りの接触を図り、保険制度の主旨を十分に説明するとともに、滞納に至った事情を十分に聴取して、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談や納付指導を行っております。交付対象となった世帯に対しても、十分に説明を行ったうえで交付しております。

- ④ 国民健康保険料については、国民健康保険法第76条において、「市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない」と規定されています。保険料の徴収にあたり、保険料を滞納している方には、督促状を送付しており、督促送付後、なおも滞納が続いている場合は、年4回、全市一斉に催告書を送付している他、必要に応じて催告書等を送付し、納付勧奨を行っております。また、納付が困難な方には、区役所・支所への来所を求め、個々の世帯状況等を十分に聴取し、きめ細かな対応を行っております。

しかしながら、資力がありながら、特別な事情もなく未納保険料を放置している滞納者に対しては、納期限内に納付をいただいている大多数の市民の方との負担の公平性の観点から、差押等の毅然とした処分は必要であると考えており、法に基づく適正な滞納処分を執行しております。

- ⑤ 一般会計繰入れの取扱いについては、都道府県単位化後も法で禁止されているものではなく、市町村において個別に判断することとなっております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	90
要望内容	回答		
<p>◆ 以下のことを国に求めること</p> <p>90 保育の完全無償化を実現すること。</p>	<p>① 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては無償となっております。</p> <p>② また、保育所等の同時入所を要件としない、第3子以降の保育料無償化については、国に先んじて、平成27年4月から市府協調により実施するとともに、国制度よりも幅広く、概ね年収640万円未満の世帯を対象としておりますが、本市の厳しい財政状況を考慮すると、現状以上に本市独自で利用者負担額の軽減を実施することは非常に困難であると考えています。</p> <p>③ 利用者負担の更なる軽減については、国において取り組んでいくべきものであると考えており、今後とも国に必要な要望を行ってまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	91
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>91 児童虐待に対応するため児童相談所や一時保護所の職員を増やすなど体制を強化するとともに、職員の専門性にふさわしい処遇改善を行うこと。そのための財源を確保すること。</p>	<p>① 本市では、これまでから虐待通告後48時間以内に児童の安否確認を行う「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設や第二児童福祉センターの設置により児童福祉司等の増員を図るなど、児童相談所（第二児童相談所を含む。）及び一時保護所の体制強化に努めてまいりました。</p> <p>② 令和元年度には、各区役所・支所子どもはぐくみ室による「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」を一層充実するため、全て子どもはぐくみ室に子育て支援係長を1名ずつ配置し、係員10名の増配置と合わせ、計24名増配置しました。また、児童相談所による「子どもの安全確保及び虐待を受けた子どもへの自立支援」を一層充実するため、課長級1名の新設及び児童福祉司4名を増配置したところです。</p> <p>③ また、令和2年度は、組織編成の一部見直しと併せて、児童相談所及び第二児童相談所に計8名の児童福祉司（主席児童福祉司1名を含む。）を増配置したほか、年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、面前DVや119番通報に伴う警察からの書面通告や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る初動調査・啓発業務等を行う会計年度任用職員を新たに6名配置し、児童相談所の体制強化を図っております。</p> <p>④ さらに、社会的養育を推進するため、里親の募集から里親委託後の相談支援までを包括的に行う支援機関（フォスタリング機関）として重点的に取り組むため、課長1名及び里親養育支援係を新設するなど、児童相談所の専門性の強化を図ってお</p>		



要 望 内 容

回 答

ります。

⑤ 専門職の職員体制については、児童相談所に国が示す配置基準を上回る69名の児童福祉司を確保するとともに、多角的かつ専門的な支援が可能となるよう、行政職だけでなく、心理職や保健師、保育士等の多様な職種を配置しております。

⑥ 更なる体制強化、職員の処遇改善に当たっては、現在の地方交付税措置としてではなく、実質的な補助とするようあらゆる機会を捉えて、引き続き国に求めてまいります。

(令和3年度予算額)

- ・児童虐待対策 65,594千円
- ・児童福祉センター運営 400,855千円

(経過・これまでの取組等)

<児童福祉センター(第二児童福祉センターを含む)における児童福祉司・児童心理司の配置数> (単位:人)

年度	25年度	26年度	27~30年度	令和元年度	令和2年度
児童福祉司	55	57	57	61	69
児童心理司	17(6)	17(6)	18(6)	18(6)	21(6)

( )内は会計年度任用職員(令和元年度までは非常勤嘱託員)の再掲

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	91
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;児童相談所及び第二児童相談所の体制強化&gt;</p> <p>平成24年度 第二児童福祉センター開設</p> <p>平成25年度 児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置 一時保護所に児童心理司1名を配置</p> <p>平成26年度 児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置</p> <p>平成27年度 児童相談所に児童心理司1名増配置</p> <p>平成28年度 一時保護所運営担当課長を新設，直接処遇職員10名増員配置 本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員1名を担当課長として併任配置（平成30年度から担当課長1名に代え，課長補佐級職員2名に増員）</p> <p>令和 元年度 児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室の連携強化のため，児童相談所に連携調整担当課長を新設するとともに，児童福祉司1名を配置。第二児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」に主席児童福祉司1名を，児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」（2チーム）に児童福祉司各1名を増配置</p> <p>令和 2年度 児童相談所「子ども虐待防止アクティブチーム」を増設（2→3チーム）し，主席児童福祉司及び児童福祉司各1名を増配置 第二児童相談所「子ども虐待防止アクティブチーム」を増設（1→2チーム）し，児童福祉司1名を増配置 児童相談所及び第二児童相談所「子ども虐待等ケアチーム」にそれぞれ2名及び1名の児童福祉司を増配置 児童相談所に社会的養育推進担当課長を新たに配置するとともに，里親養育支援係を新設し係長を含む児童福祉司3名を配置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	91
要望内容	回答		
	<p>児童相談所及び第二児童相談所に警察からの書面通告や泣き声通告への対応を行う会計年度任用職員6名を新たに配置</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

◆以下のことを国に求めること

92 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、要介護者まで拡大しないこと。

① 平成29年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」については、市町村が中心となり地域の実情に応じて、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

② 財務省の財政制度等審議会財政制度分科会及び経済財政諮問会議において、要介護1・2の方の生活援助サービス（訪問介護及び通所介護）について、地域支援事業への移行の検討が提言されました。これを受け、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で検討が行われ、令和元年12月27日付けで取りまとめられた同部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である。」とされております。したがって、国においては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間において、要介護1・2の方の生活援助サービスを総合事業に移行することは予定されておられません。

③ 引き続き、国の動きを注視するとともに、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、多様な担い手の活躍を目指し、総合事業の取組を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	93
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>93 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用抑制につながる回数制限を行わないこと。</p>	<p>① 訪問介護における生活援助中心型サービスの回数につきましては、一定回数を超えるケアプランを作成した場合、市町村に届出を行うことが義務付けられ、市町村では、地域ケア会議等で検証し、必要に応じ、自立支援等の観点から是正を促すこととされているものであり、回数制限を目的とするものではありません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	94
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>94 後期高齢者医療保険制度に一部負担金の減免制度を拡充すること。保険料の特例軽減措置の段階的廃止はやめること。</p>	<p>① 後期高齢者医療制度においては、京都府後期高齢者医療広域連合において規則等に基づき、災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対して、平成20年3月に国が示した基準に基づき、一部負担金の減免を実施しております。</p> <p>一部負担金は診療等の対価としての性質を持ち、医療保険の相互扶助の精神からも負担すべきものとされておりますが、国への要望も含め、保険者である京都府後期高齢者広域連合において判断されるものと考えております。</p> <p>② 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、平成20年の制度発足時に、急激な保険料の上昇を防ぐために、本来の軽減に上乘せする形で行われ、当面の暫定措置として特例的に実施されてきました。しかしながら、制度発足から10年が経過していることや、軽減特例措置には多額の国費が投入されていることから、制度の持続性を高め、世代間の負担の公平を図る観点で、段階的に見直しが行われています。</p> <p>今後も保険料に係る見直しが行われる際は、低所得者の負担が過重にならないよう十分に配慮し、被保険者に対する丁寧な説明と十分な周知を国の責任で行うよう求めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	95
要 望 内 容	回 答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>95 重度訪問介護の対象に，通勤・就労への支援も加えること。</p>	<p>① 常時介護が必要な重度障害のある方に対して，介護，外出支援等を総合的に行う重度訪問介護については，障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスであり，報酬告示において，通勤，営業活動等の経済活動に利用できないとされております。</p> <p>② 本市においては，常時介護が必要な障害のある方が働くことで生きがいを持てるよう，平成30年度に，さいたま市が内閣府の地域分権改革有識者会議に提案した，在宅就労時も重度訪問介護の利用を認める規制緩和について，追加共同提案団体として賛同しております。</p> <p>③ また，二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議による要望の一つとして，令和2年7月に厚生労働省に対し，重度訪問介護の運用緩和を図り，雇用機会の創出と継続的に就労するための支援体制を整えるべきとの要望書を提出しております。</p> <p>④ 令和3年度からは，障害のある方に対する新たな就労支援の取組として，重度障害者等が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合等に，就労を継続するうえで喀痰吸引や体位の変換，安全確保のための見守り，移動の介護等の必要不可欠な支援を行う，「重度障害者等就労支援特別事業」を実施し，障害のある方が安心して地域で生活を続けられるよう，取り組んでまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・ 重度障害者等就労支援特別事業 71,000千円【新規】</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	96
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>96 生活保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回し、引き上げること。夏季加算を創設すること。</li> <li>母子加算，児童養育加算の削減は撤回すること。学習支援費は参考書・図書等も対象とすること。</li> <li>資産申告の通知を撤回すること。</li> <li>医療費一部負担，有期保護の導入は行わないこと。</li> <li>生活保護世帯の子どもが世帯分離をしなくても大学・専門学校への進学できるよう改善すること。</li> </ul>	<p>① 生活保護基準は，憲法25条の生存権を保障するため，健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう，社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し，国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て，厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。</p> <p>平成30年10月の見直しについては，一般低所得世帯（下位10%）の消費水準と保護基準との均衡を図るという基本的な考え方のもと，同部会における議論等を踏まえ，引下げ幅を5%以内にとどめるとともに，3年間をかけて段階的に実施されるなど一定の配慮がなされており，また，令和元年10月の見直しでは消費税率の引上げを勘案して+1.9%の改定が行われるなど，適切に実施されており，国に対して引上げを求めることは考えておりません。</p> <p>また，住宅扶助の見直しについては，同部会での検証に加え，各地域における家賃実態や近年の家賃物価の動向等も踏まえて実施されたもので，冬季加算の見直しについても，一般低所得世帯における冬季の光熱費支出の地区別実態や近年の光熱費物価の動向等を踏まえ，地区別・世帯人数別・級地別の水準の適正化が図られたものです。いずれにつきましても，最低限度の生活維持に支障が生じないように，個別の世帯の事情に配慮した経過措置や特別基準の設定が可能となっております。</p> <p>また，夏季加算の創設については，近年の猛暑が続く状況等も踏まえ，引き続き国に対して意見を伝えてまいります。</p> <p>② 母子加算については，国において，ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額に見直すため，平成30年10月から3年間かけて段階的に実施されるものであり，本市から国に対して撤回を求めることは考えており</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	96
要望内容	回答		
	<p>ません。</p> <p>また、同年10月の見直しにおいて、学習支援費は、クラブ活動に要する費用の実費を支給するものとされ、参考書・図書等の家庭内学習費用は、児童養育加算で対応することとされました。</p> <p>なお、児童養育加算は、3歳児未満等は月1万5千円から1万円に、3年間かけて減額されますが、加算対象が「中学生まで」から「高校生まで」に、同年10月から拡大されています。</p> <p>③ 要保護者の方からの資産に関する申告は、生活保護の実施要領において、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととなっております。</p> <p>これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うためと認識しております。</p> <p>本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めているところですが、その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしてまいります。</p> <p>④ 医療費の一部負担については、医療扶助の適正化に向け患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただく効果的な手法と考えられ、制度導入の可否等について議論することは重要であると考えられますが、本市においては、実際に一部自己負担を導入した場合の受給者の方々の家計への影響や、医療機関や保健福祉センターにおける事務的な負担等を総合的に勘案し、制度導入に向けた積</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	96
要望内容	回答		
	<p>極的な提言は行っておりません。</p> <p>⑤ 生活保護の実施に当たって、生活保護受給者本人が、自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、特に稼働可能な方に対しては目標となる期間を設定して、集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することが重要と考えておりますが、一方で、個別の世帯に応じた支援を実施していくためにも、全世帯一律の期限を設定することは適切ではないと考えております。</p> <p>⑥ 平成30年の法改正において、生活保護世帯の子どもが大学へ進学する際の「進学準備給付金」が創設され、平成30年4月以降、自宅から通学する子どもに10万円、自宅外から通学する子どもに30万円が給付されることになりました。</p> <p>また、生活保護世帯内から大学等へ通学する子どもは直ちに就労して収入を得ることが困難となるため「世帯分離」の対象となりますが、同年4月からは、世帯分離前の基準で住宅扶助費を支給できる取扱いとされました。</p> <p>さらに、令和2年度から、新たな高等教育費の負担軽減策として、授業料等減免制度の創設や給付型奨学金の拡充が実施されており、引き続きこれらの施策も活用して、子どもの貧困対策に努めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・生活保護扶助費 75,230,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	97
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>97 すべての生活保護世帯において一時扶助でエアコン設置と修理を行えるようにすること。</p>	<p>① 平成30年6月27日付けの国通知により、保護開始又は長期入院・入所から退院・退所した方等で、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期に冷房器具の持ち合わせがない場合に、50,000円以内の購入費と、設置費用の実費を支給できるものとされました。さらに、令和2年10月からは、基準額が53,000円以内に増額されております。</p> <p>② 本市においても、従来から国に対して冷房器具購入費用の支給を求めてきたものであり、今般の通知改正は、本市の要望等が反映されたものとして一定評価していますが、支給対象に一定の制限があることから、平成30年10月3日には本市を含む18市の生活保護主管課長連名で、令和元年10月28日及び令和2年5月29日には20政令市及び東京都の生活保護主管課長連名で、支給対象を拡大するよう厚生労働省に対して要望書を提出しております。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆京都市として福祉・医療の充実を

98 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げる。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。傷病手当制度を導入すること。

① 本市財政は、近い将来、財政再生団体になる恐れもある危機的な状況であり、京都市持続可能な行財政審議会での議論に基づき、令和3年1月に市会へお示した「今後の行財政改革の視点及び改革事項」も踏まえ、今後、一般会計からの財政支援分を見直し、一般会計、国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう検討する必要があります。

令和3年度予算においては、京都府から示された納付金を基に収支計算を行うとともに、コロナ禍における被保険者への影響も考慮して、令和元年度決算で発生した実質累積黒字6億円を繰越金とし、令和3年度当初予算の財源に活用するうえ、なお生じる収支不足分63億円を財政支援分として確保し、保険料率を据え置くこととします。

今後も、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ることで被保険者の保険料負担増加の抑制に努めるなど、持続可能な制度運営に努めてまいります。

② 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。また、平成22年度には非自発的失業者に係る軽減制度を創設して失業等による保険料の納付困難世帯に対する負担軽減を図っています。

本市国保の厳しい財政状況においては、独自の条例減免制度の拡充は困難な状況にありますが、引き続き、保険料の納付が困難な世帯からの相談に対し、丁寧に対応してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑み、国において財政支援措置

## 要 望 内 容

## 回 答

が実施されることを踏まえ、本市においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対して、6月1日から特例減免を実施しているところです。国に対しては、今後の感染状況等を踏まえた財政支援の継続実施について要望を行っております。

③ 保険料を滞納されている方に対しては、可能な限り接触を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対しては、被保険者間の公平性を確保する観点から、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することはやむを得ないものと考えております。

④ 過去の判例を踏まえ、差押禁止財産のみが預金口座に振り込まれていることが明らか場合は、当該預金の差押を行わないよう職員に対し周知徹底を図っております。また、給与・年金等については、源泉徴収される税や社会保険料の他、生活維持のための金額についても差押禁止の範囲として国税徴収法に定められており、差押に際しては、法を厳格に順守しております。

⑤ 滞納処分の根拠としている国税徴収法では、学資保険は差押禁止財産とされておらず、給与についても、前述の差押禁止の範囲を除いて差押が可能な財産であることから、他の財産と区別して取り扱う合理的な理由はないと考えております。

⑥ 国民健康保険における傷病手当金については、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、保険者が財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	98
要 望 内 容	回 答		
	<p>制定して行うことができる任意給付として規定されているところです。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給した場合は、支給額の全額について国が特例的な財政支援を行うこととされ、本市では令和2年4月から実施しておりますが、国の財政支援の対象となる範囲を超えて、傷病手当金の支給を行うことは、本市国保の厳しい財政状況からは、困難であると考えております。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

99 国民健康保険制度を改善すること。

- ・子どもの均等割を軽減すること。
- ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
- ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
- ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
- ・高額療養費・特別療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。

① 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため子どもに係る均等割保険料（税）（医療分及び後期高齢者支援分）の軽減措置等の制度を国の財政負担により創設されるよう、国に対して求めているところです。国においても未就学児に係る均等割保険料について、その5割（法定軽減の対象の場合は法定軽減後の5割）を公費により軽減する制度を令和4年度から導入する方針で検討が行われており、引き続き国の動向を注視してまいります。

② 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。一部負担金減免制度の承認に係る収入基準額については、国の定める収入基準である「生活保護基準額」よりも広い基準を設けております。

また、国において平成22年9月に一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示されたことから、その基準に該当するものについても、一部負担金減免の取扱いを行っております。

③ 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を保有している方には、その活用をお願いしております。

## 要 望 内 容

## 回 答

④ 入院時における食事代負担等については、日常生活でも要する程度の額に関して、自己負担をお願いしているものですが、低所得者の方に対しては、負担の軽減を図るため減額制度が設けられています。

軽減対策の更なる拡充については、他の被保険者との負担の公平性の観点から、困難であると考えています。

⑤ 70歳未満の方への限度額適用認定証の交付にあたっては、法令上、保険料の滞納がないことが条件となっております。ただし、届出により、保険料を滞納していることについて、特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合については、限度額適用認定証を交付することとなっております。

特別の事情については、滞納理由が災害・盗難・病気・事業廃止等による場合とされており、これに該当しない滞納（特別の事情の発生日より前の滞納）があれば限度額適用認定証が交付されないこととなります。

しかしながら、本市においては、機械的な一律の対応を行っておらず、滞納がある場合においても、個々の世帯の状況等をお聞きしたうえで、きめ細かな対応を行っており、一定の納付意思が認められる場合は、限度額適用認定証の交付を行っております。

また、限度額適用認定証の制度については、市民向けパンフレットである「国保ガイド」及び本市ホームページ「京都市情報館」に当該制度を掲載することにより周知を行っております。なお、「国保ガイド」については、毎年、被保険者全世帯に対して送付しております。

⑥ 限度額適用認定証の区分判定は、法令により毎年8月1日を基準日として、前年度の市民税情報に基づき判定することとなっております。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	99
要望内容	回答		
	<p>⑦ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意を得たうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。</p> <p>⑧ 70歳以上の方の高額療養費・高額介護合算療養費の見直しについては、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から行われたものです。このため、低所得の方の限度額は据え置かれております。</p> <p>また、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費については、医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとなりました。しかしながら、難病の方や居住費を負担すると生活保護が必要となる方については、引き続き居住費の負担を求めないこととする配慮がなされているところです。</p> <p>また、こうした見直しの趣旨を踏まえ、現時点で国への要望や本市としての補助は考えておりません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	100
要望内容	回答		
100 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。	<p>① 患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については、現在、無料低額診療事業の対象外となっており、近年の医薬分業を踏まえ、事業実施機関からも院外処方による薬代について、事業の対象とするよう要望が寄せられております。</p> <p>② 無料低額診療事業の制度の在り方に関しては国の責任で検討されるべきと考えており、本市としては、引き続き国に必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和元年度 利用実績 290,636人  &lt;内訳&gt; 生活保護 199,618人  生活保護以外 91,018人</p> <p>※ 上記実績は、市内32箇所の施設(令和元年度)における利用者数</p> <p>&lt;国への要望活動&gt;</p> <p>令和2年 7月 大都市民生主管局長会議による要望  8月 全国自治体ホームレス対策連絡協議会要望行動</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	101
要望内容	回答		
<p>101 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たすよう、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。</li> <li>・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。</li> <li>・早急に人工透析ができる体制を作ること。当面、市立病院への送迎体制を整えること。</li> </ul>	<p>① 市立京北病院については、医療、介護サービスの提供に支障がないよう、計画的に必要な施設修繕等が実施されております。</p> <p>② 市立京北病院の職員については、常勤医師を含め、市立病院との連携等により、適切な人員配置が図られております。</p> <p>③ 市立京北病院において人工透析を行うことは、医師等の確保が難しく、医療設備等の課題もあることから、困難です。</p> <p>なお、市立病院との連携により人工透析等の受診環境を確保するため、両院を結ぶ患者送迎便を運行しております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市立京北病院運営費交付金 204,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	102
要望内容	回答		
<p>102 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時選定療養費はH28年診療報酬改定前の水準に戻すこと。</p>	<p>① 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の130%以下と認定される者に対し減免措置を講じております。また、院内減免制度を含む経済問題に関する相談についても医療ソーシャルワーカー（MSW）を配置し、随時対応しております。</p> <p>② 市立病院においては、感染症医療、災害医療などの政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を担っており、京北病院についても、市立病院と一体的運営の下、地域に根差した医療を提供することとしており、既に他の市内32の医療機関において無料低額診療事業が実施されていることから、市立病院及び京北病院において、当該事業の実施は考えておりません。</p> <p>なお、当該事業を必要とされる方に対しては、無料低額診療事業の実施医療機関を紹介するなど適切な対応を行っております。</p> <p>③ 初期診療は地域の「かかりつけ医」に担っていただき、市立病院は「かかりつけ医」からの紹介を受けて、高度かつ専門的な医療を提供するという地域医療連携を一層推進する観点から、平成28年度の診療報酬改定により、初診時選定療養費の義務化が行われ、併せて同療養費が改定（例：医科3,240円→5,400円、消費税率の引上げに伴い令和元年10月から5,500円）されました。今後も、国の医療政策の動向を注視しつつ、適切な医療を提供するよう努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	103
要望内容	回答		
103 市立病院院内保育所は病院機能の一部であり、京都市と病院が直接責任を持ち運営すること。	① 市立病院院内保育所については、医師や看護師等が安心して仕事を続けられ、また、保育の質を確保するとともに適切な運営が行われるよう、本市と市立病院で密に連携を図ってまいります。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	104												
要望内容	回答														
104 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。	<p>① 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、極めて困難な状況です。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・重度心身障害者医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2,306,587千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>28,927千円</td> </tr> <tr> <td>・重度障害老人健康管理費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1,300,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>33,218千円</td> </tr> </table>			・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,306,587千円		事務費	28,927千円	・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,300,000千円		事務費	33,218千円
・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,306,587千円													
	事務費	28,927千円													
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,300,000千円													
	事務費	33,218千円													

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	105
要望内容	回答		
105 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。	<p>① 我が国は、今や人口減少社会への対応が喫緊の課題となり、急速な高齢化・少子化の進行に対応した、世代間における負担と給付の公平性が確保された、持続可能な社会保障制度への改革が求められております。このような中、国において、平成26年4月から、新たに70歳に到達された方の医療保険における自己負担割合が1割から2割に引き上げられました。</p> <p>② このため、65歳から69歳までの所得の低い方等を対象に実施している本制度についても、全国的に同様の制度がほとんど廃止されている中、制度の存続を前提に京都府等と検証した結果、府内統一の制度として、平成27年4月から自己負担割合を2割に軽減するとともに、同年8月から対象要件を所得税非課税世帯のみとする見直しを実施しております。</p> <p>③ この見直し後においても、他の政令市にはない充実した内容となっており、従来制度のまま対象者を74歳まで拡大することは、更に多額の経費を要することから困難と考えております。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・老人医療費支給事業 医療費 242,000千円 事務費 36,645千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	106
要望内容	回答		
106 国に対し、難病医療における自己負担の軽減、軽度の切り捨てにならないよう引き続き強く要望すること。	<p>① 平成27年1月の難病医療に係る制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾患が56疾患から110疾患に整理・拡大されるとともに、自己負担額の見直しが図られました。また、同年7月には対象疾患が306疾患、令和元年7月には333疾患と順次拡大されております。</p> <p>② 重症度要件を満たさない軽症の方については、医療費助成を受けられず、重い医療費を負担する必要が生じないように、法施行時の制度改正において「軽症高額特例」措置が設けられており、本市としては引き続き、軽症の方への丁寧な説明を行うとともに、難病患者の医療費助成における対象疾患の更なる拡大・自己負担の軽減に向けた検討を進めるよう、国に対して要望してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・難病対策総合推進事業 2,953,829千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成25年 6月 希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充について国へ要望</p> <p>平成26年 6月 難病患者の医療費助成について、対象疾患の拡大・自己負担の軽減に向けた更なる検討、大都市特例の施行に向けた早期の制度設計及び準備並びに市町村への権限移譲後における市町村の財政負担を前提としない明確な財政措置について国へ要望（以降、毎年度実施）</p>		



令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	106
要 望 内 容	回 答		
	平成 27 年 1 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 (医療費助成対象疾患の拡大, 56 疾患が 110 疾患に整理・ 拡大)	
	7 月	医療費助成対象疾患が 196 疾患追加, 306 疾患に拡大	
	平成 29 年 4 月	医療費助成対象疾患が 24 疾患追加, 330 疾患に拡大	
	平成 30 年 4 月	医療費助成対象疾患が 1 疾患追加, 331 疾患に拡大 京都府から難病医療費助成事務の権限が移譲 「京都難病相談・支援センター」を京都府と共同設置	
	令和 元年 7 月	医療費助成対象疾患が 2 疾患追加, 333 疾患に拡大	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	107
要 望 内 容	回 答		
107 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率をさらに向上させること。人間ドックも希望者全員が受けられるようにすること。	<p>① 本市では、40歳以上の生活保護受給者等（健康保険未加入の方）を対象に、一人あたり年1回健康診査の受診票を交付し、無料で健康診査及び保健指導を実施しています。</p> <p>また、生活保護世帯の健診受診率を高めるため、毎年3月に送付している生活保護決定通知書とあわせて、健康診査のお知らせをすべての対象者に通知したうえで、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課の窓口において、地区担当員から、対象となる生活保護受給者に対し、健康診査受診の手引き等を配布することにより、受診推奨に努めております。</p> <p>② さらに、平成27年度以降は、生活保護医療扶助相談支援事業として、保健師資格を有する医療扶助相談支援員を各保健福祉センターに配置し、被保護者健康管理支援事業の一環として、専門職の立場から健康診査の受診勧奨を実施しております。</p> <p>③ 75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者健康診査については、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査は重要であるとの認識に立ち、京都市国民健康保険が実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施し、令和元年度の受診率は16.0%となっております。令和3年度も、事業委託先の京都府医師会と連携を図りながら、受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>④ 本市の特定健康診査及び後期高齢者健康診査における人間ドック助成につきましては、これまで後期高齢者人間ドックにおいて定員を上回る利用希望をいただいで</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	107
要望内容	回答		
	<p>いたところですが、令和3年度は、京都府後期高齢者医療広域連合の補助制度の見直しに伴い、公費負担額が減額となる一方で、利用定員の撤廃を行うことにより、人間ドックの希望者全員に利用いただけることとしております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者等健康診査事業 8,071千円</li> <li>・生活保護医療扶助相談支援事業 27,673千円</li> <li>・保健事業（国保ドックを含む） 1,106,753千円</li> <li>・後期高齢者健康診査（後期ドックを含む） 430,173千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成20年 4月 生活保護受給者を対象にした健康診査及び保健指導を開始</p> <p>平成27年 4月 「生活保護医療扶助相談支援事業」を開始</p> <p>平成28年 4月 「生活保護医療扶助相談支援事業」の対象エリアを全市に拡大</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	108
要 望 内 容	回 答		
<p>108 後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと、自己負担割合は現行制度を維持することを京都府後期高齢者医療広域連合、国に強く求めること。</p>	<p>① 後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、被保険者の療養の給付等に要する費用の約5割を公費で、約4割を現役世代が加入する医療保険からの支援金で、残り約1割を被保険者に納めていただく保険料で賄う仕組みとなっています。</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合においては、保険料の増加抑制のために、国、京都府、広域連合が拠出する財政安定化基金等の活用を行っております。</p> <p>また、医療費の自己負担割合については、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図る観点から、令和2年12月に全世代型社会保障検討会議において「後期高齢者にあっても課税所得が28万円以上及び年収200万円以上（複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とする」「施行時期については令和4年度後半」とする旨の方針が示され、内閣において閣議決定されました。</p> <p>開始時期をはじめ、制度の詳細は、現在国において検討されているところですが、引き続き本市としても、広域連合及び国の動向を注視してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	109
要望内容	回答		
109 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした差押えはやめること。	<p>① 後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収が原則であり、大多数の被保険者には、納期限内に保険料を負担していただいております。</p> <p>② 保険料を滞納している方には、督促状を送付し、なおも滞納が続いている場合は、全市一斉催告のほか、必要に応じて催告書等を送付し、納付勧奨を行っております。また、納付が困難な方には、区役所・支所への相談を求め、個々の被保険者等の状況を十分に聴取し、きめ細かな対応を行っております。</p> <p>③ 一方で、資力がありながら、特別な事情もなく未納保険料を放置している滞納者に対しては、特別徴収等により納期限内に納付をいただいている大多数の方との負担の公平性を確保する観点から、差押等の処分を実施することは必要であると考え、法に基づく適正な滞納処分を執行することとしております。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

110 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ゲーム依存症について対策を具体化すること。

- ① 本市では、依存症対策の拠点として、薬物依存症に関する普及啓発のための各種講演会の開催、リーフレットの配布、本人及びその家族等への電話・来所相談、依存症者家族支援プログラムを実施しております。また、依存症者本人向けの回復支援プログラムにおいては、医師等の専門職スタッフも入り医療の観点からのアドバイスも踏まえた取組を実施しております。
- ② 平成28年度からは、医療機関や京都DARCなどの民間更生団体職員等をメンバーに「依存症者支援実務者連絡会議」を開催しており、令和2年度には「京都府依存症等対策推進会議」にオブザーバーとして参画するなど、取組を進めております。引き続き依存症対策関係機関と連携し、地域での依存症に関する情報や課題の共有、ネットワーク構築に取り組んでまいります。
- ③ 断酒会等自助グループへは、これまでから本市施設の会場提供を行うとともに、自助グループがメンバーとして参画している各区役所・支所の精神保健福祉連絡協議会における依存症に係る啓発や講演会の共同開催を行っております。
- ④ さらに、ギャンブル依存症をはじめとする専門医療機関や相談機関の少ない依存症対策として、平成30年度から「薬物依存症・ギャンブル等依存症外来」をこころの健康増進センターに設置し、月1回専門医による相談や診察の場を設けています。また、依存症に対応可能な医療機関を明確化し、早期に適切な依存症医療につなげるため、京都府と共同でアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症専門医療機関を選定する協定書を締結し、平成30年11月には医療法人稲門会いわくら病院

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	110
要望内容	回答		
	<p>を、平成31年4月には京都府立洛南病院を、令和2年8月には安東医院を選定するとともに、ホームページ等で周知を行っております。今後とも、依存症者の回復支援に努めてまいります。</p> <p>⑤ なお、現在、ゲーム依存症に特化した対策は行っておりませんが、思春期・青年期のこころの健康相談等の中で、本人及びその家族等の支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康増進センター管理運営 20,980千円  (うち、依存症対策事業 2,867千円)</li> </ul>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 1
要 望 内 容	回 答		
1 1 1 中央斎場は直営を堅持し，衛生職員を採用すること。火葬技術の伝承，後継者育成に努めること。	<p>① 本市においては，「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき，技能労務職業業務の再構築に取り組んでおり，全ての業務について，その必要性や業務執行体制，費用対効果等をゼロベースで見直し，「民間でできることは，民間へ」を基本方針として，ごみ収集業務以外の技能労務職業業務については，今後，採用を行わないこととしています。</p> <p>② 中央斎場の運営については，平成 2 5 年 2 月の「京都市中央斎場のあり方検討委員会」の提言に基づき，行き届いた市民サービスを安定的に提供するため，受付部門を平成 2 6 年度からノウハウを持つ民間へ委託しております。今後も，民間の力も活用しながら，御遺族の方々に安心して御利用いただけるように，適切な管理運営に努めてまいります。</p> <p>③ 中央斎場の火葬業務については，「京都市中央斎場のあり方検討委員会」において，衛生業務員の高い技術力と意識を評価したうえで，「その技術を今後とも活用すべきである」と示されており，今後も職員による火葬技術の伝承を確実に引き継ぎ，後継者育成に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 3 年度 予算額)</b></p> <p>・中央斎場運営 2 9 5，7 7 2 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 8 年度 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を策定</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	111
要 望 内 容	回 答		
	平成24年 8月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」を設置 平成25年 2月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」が提言書を提出		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	112
要望内容	回答		
112 京都社会福祉会館用地の売却をやめること。現地で建て替え、入居団体の再入居を保障すること。	<p>① 京都社会福祉会館（以下「会館」という。）については、市有地を京都府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）に貸し付け、府社協が建物を所有し、京都社会福祉会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）が管理・運営を行っておられ、令和2年3月末に閉館されました。</p> <p>② 会館は、建設から50年が経過し、耐震や老朽化の問題を抱える中、運営委員会において、会館の再整備について検討されてきましたが、資金確保の課題がありました。</p> <p>③ そのため、平成31年1月、運営委員会から、本市と府社協が共同して土地及び建物を売却し、府社協が得る借地権割合に相当する売却益を、運営委員会を母体とした新たな社会福祉法人に譲渡し、当該法人が公益性の高い社会福祉事業を実施するための会館を移転整備するという方法が、会館の設立経過も踏まえた最も現実的な対応策であるとして、本市に協力依頼があり、本市としても新たな法人が新会館を整備し、社会福祉事業を実施することは、本市が目指す地域共生社会の実現に資するものと考えることから、共同売却の手続きを進め、令和2年度中の売却を予定しております。</p> <p>④ また、本市は土地を府社協に貸し付けているにすぎず、会館の建替えや再入居の保障等については、運営委員会において検討されるものですが、引き続き、府社協及び運営委員会の取組を支援してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

113 京都府に「地域共生社会実現サポート事業補助金」の拡充を求めること。京都市として民間社会福祉施設が施設改修費等に活用できる補助制度を創設すること。

① 地域共生社会実現サポート事業補助金については、京都府において、昨今の社会福祉法人制度改革等を踏まえ、社会福祉法人等が実施する地域の重点課題への取組に対する新たな支援制度として、平成30年度に、それまでの民間社会福祉施設サービス向上補助金から見直されたものです。

一律の補助金であった旧制度から、取組実績に応じて補助金が交付される仕組みへと見直されたことで、法人等の取組に対する評価を適正に行えるものとなり、また、旧制度では対象外であった介護保険施設も対象とされる等、事業が充実されるとともに、補助率格差の是正も図られ、本市負担の軽減も図られたところです。

② 引き続き、社会福祉法人等の地域の重点課題に対応した取組を支援する制度となるよう、京都府と連携を図ってまいります。

③ 障害者施設の施設改修費等については、国の補助を活用し、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の大規模修繕等を促進するための補助を実施しております。

④ 高齢者施設の施設改修費等については、国及び京都府の補助を活用し、小規模高齢者福祉施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の大規模修繕等を促進するための補助を実施しております。さらに、「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めることを目的に、特養等の介護施設等を1施設創設することを条件に広域型施設（特養・老健・介護医療院・養護・軽費）1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	113														
要 望 内 容	回 答																
	<p>業についての補助メニューが、令和2年7月から追加されております。</p> <p>⑤ 児童養護施設等の施設改修費等については、国の補助を活用し、退所児同士の交流や退所児の相談援助を行う設備、本体施設の小規模グループケア化、地域小規模児童養護施設の設置・拡充等を行うための補助を実施しております。</p> <p>⑥ 障害児施設の施設改修費等については、本市として現状では補助制度を創設しておりません。</p> <p>⑦ 保育所等の施設改修費等については、国の補助を活用し、待機児童対策の観点からの施設の定員増を伴う大規模修繕や、利用者等の安心・安全の観点からの耐震改修等について補助を実施しております。</p> <p>⑧ 引き続き、民間社会福祉施設の施設改修費用等を支援してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・地域共生社会実現サポート事業</td> <td>125,466千円</td> </tr> <tr> <td>    内訳 保健福祉局分</td> <td>5,275千円</td> </tr> <tr> <td>            子ども若者はぐくみ局分</td> <td>120,191千円</td> </tr> <tr> <td>・民間社会福祉施設の施設改修費等</td> <td>677,775千円</td> </tr> <tr> <td>    内訳 保健福祉局分</td> <td>63,750千円</td> </tr> <tr> <td>            子ども若者はぐくみ局分</td> <td>640,225千円</td> </tr> <tr> <td>・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業</td> <td>18,600千円</td> </tr> </table>			・地域共生社会実現サポート事業	125,466千円	内訳 保健福祉局分	5,275千円	子ども若者はぐくみ局分	120,191千円	・民間社会福祉施設の施設改修費等	677,775千円	内訳 保健福祉局分	63,750千円	子ども若者はぐくみ局分	640,225千円	・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	18,600千円
・地域共生社会実現サポート事業	125,466千円																
内訳 保健福祉局分	5,275千円																
子ども若者はぐくみ局分	120,191千円																
・民間社会福祉施設の施設改修費等	677,775千円																
内訳 保健福祉局分	63,750千円																
子ども若者はぐくみ局分	640,225千円																
・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	18,600千円																

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

114 敬老乗車証は応益負担を導入せず、現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。

① 敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加を促進し、健康長寿のまちづくりを進めるうえで重要な施策であり、高齢化が進む中、将来にわたり持続可能で、より良い制度となるよう、また、より幅広い世代の支持が得られるものとなるように検討することが必要であると考えております。

② 平成25年10月には、社会福祉審議会の答申及び市民意見募集の結果等を踏まえ、今後における本制度の枠組みを示すことを目的に「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」）」を策定しました。

③ 平成29年8月には、制度の現状や課題について幅広い世代の市民からの御意見をいただくため、市民アンケートを実施するとともに、市民しんぶん区版への折り込みチラシを実施しました。

この市民アンケート等の結果について、幅広い世代に御理解、御協力いただけるよう、同年12月には京都新聞に広告記事を掲載し、周知に努めました。

④ 令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」においては、基本的な考え方で示すICカード化と応益負担は、技術革新も踏まえ、より効率的な導入手法を研究するため、導入を延期することとしております。

一方で、本市財政は、公債償還基金の枯渇も見込まれる、かつてない深刻な状況にあるため、現在の負担額を市民に周知しつつ、受益と負担のバランスや平均寿命を踏まえ、現行制度（応能負担）の枠内で検討を行うこととしております。

要 望 内 容

回 答

⑤ 今後、京都市持続可能な行財政審議会や市会での議論等を踏まえる中で、敬老乗車証制度を持続可能なものとしていくため、引き続き、必要な検討を行ってまいります。

(令和3年度予算額)

		予算額(千円)
歳出		5,884,704
内	交通局繰出金	4,650,000
	市バス撤退地域	946,462
訳	民営バス	195,119
	京北地域	711
	証更新事務費	92,412
歳入		667,032

(経過・これまでの取組等)

平成25年 10月 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方を策定

平成29年 8月 市民しんぶん折り込みチラシを実施  
市民アンケートを実施

12月 敬老乗車証制度の現状や課題に係る新聞全面広告の掲載

## 要 望 内 容

## 回 答

115 介護保険第8期計画策定にあたって、保険料を抜本的に引き下げること。利用料の京都市独自の軽減措置を行うこと。減免制度の拡充を図ること。

- ① 介護保険料は介護サービス等の介護保険事業に係る費用に充てられるものであり、第1号被保険者の保険料は、介護サービス利用量が多いほど高くなる仕組みとなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間においても更なる高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする要介護高齢者の増加が見込まれることから、介護保険料の上昇を見込まざるを得ない中、基金を取り崩し、低所得者に配慮した保険料設定とする予定です。
- ② 平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画期間において、段階的に実施されてきた国の低所得者軽減強化の完全実施に伴い、第1段階（0.45→0.3）、第2段階（0.68→0.43）及び第3段階（0.75→0.7）の保険料率の引下げを実施しましたが、この公費投入による低所得者の保険料軽減は第8期計画期間においても継続を予定しており、引き続き低所得者の負担軽減を図ってまいります。
- ③ 介護保険制度は全国一律の制度であり、利用料の負担軽減の拡充については、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであり、これまでから国に要望しております。
- ④ 平成13年10月から、真に保険料の負担が困難な方に対し、本人の申請により保険料を減額する本市独自の減額制度を実施しており、以降、適宜対象者等を拡充し、所得の低い方の負担軽減に努めております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	115
要望内容	回答		
	<p>⑤ なお、利用料については、所得に応じた上限が設けられており、上限を超えた部分については高額介護サービス費が支給される等、利用者に負担能力以上の負担が生じないような制度も設けられています。</p> <p>⑥ 介護保険の保険料等の財源構成や利用料の負担割合は法令で定められており、一般会計からの繰入等により介護保険料や利用料の軽減を図ることは、負担と給付の関係を不明確なものとし、制度の根幹を揺るがしかねないことから、制度の趣旨や国の指導に照らしてもこれを行う考えはございません。</p> <p>⑦ 引き続き、他の政令指定都市等とも連携のうえ、国に対して、適切な措置を講じるよう要望してまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	116
要望内容	回答		
116 希望する全ての高齢者が入所できるよう特別養護老人ホームの施設整備を行うこと。	<p>① 特別養護老人ホームへの入所希望については、京都市老人福祉施設協議会等の参画を得てとりまとめた「京都市介護老人福祉施設入所指針」に基づき、各施設が共通の基準で適切な入所判定を行ったうえで、入所の必要性の高い方が優先的に入所できる仕組みとなっております。</p> <p>特別養護老人ホームの整備状況は現時点において、「第7期京都市長寿すこやかプラン」における整備目標数6,717人に対して102施設6,763人分の整備を完了する予定であり、進捗率は100.7%となります。</p> <p>令和3年度以降は、令和3年3月策定予定の「第8期京都市長寿すこやかプラン」に基づいて整備を進めることとしており、令和3年度は、特別養護老人ホーム29床分の整備を見込んでおります。今後とも、特別養護老人ホームをはじめ入所系サービスの整備を着実に推進するとともに、できる限り住み慣れた地域での在宅生活が維持できるよう、在宅系サービスの充実にも注力し、入所系・在宅系サービスの両面から高齢者の生活を支援してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム等整備助成 89,500千円 (うち 52,500千円【新規】)</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	117
要望内容	回答		
117 介護労働者の実態調査を行い、処遇の改善を行うこと。	<p>① 介護労働者の実態調査については、介護サービス事業者に対し、処遇改善等の調査を令和元年度に行っております。</p> <p>② 介護職員の処遇改善については、国において、これまで年額70万円程度の改善が図られてきており、令和元年10月からは、経験10年目程度のリーダー級職員について、他産業と遜色のない給与水準（年収440万円）となるよう新たに特定処遇改善加算が実施されたところです。</p> <p>③ 介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、本市独自で処遇改善加算の拡充を行う考えはございませんが、介護職員の処遇改善は、重要な課題であると認識しており、今回の加算の効果等も注視しながら、引き続き、必要な処遇改善がなされるよう国に対して要望してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

118 介護認定給付事業の民間委託を中止し、本市事業に戻すこと。

① 介護保険認定・給付業務については、要介護認定者数の増加に対応するため、資格を有する非常勤嘱託員を順次増員しておりましたが、要介護認定者数の増加が見込まれる中、有資格者を確保し続けることは、極めて困難な状況にありました。そこで、今後の業務量の増加に対して的確に対応するとともに、効率的な執行体制を確保するため、令和2年4月から介護認定・給付業務を集約・委託化しました。

② 認定申請から認定結果通知までの期間については、集約・委託化直後の令和2年4月は、前年度の平均処理日数（47.8日）よりも短縮（47.2日）しており、介護認定給付事務センターが意見書等の提出勧奨、書類の確認、審査会運営等といった一連の作業を通して行うことになった令和2年6月には、平均処理日数は36.3日となり、その後も同程度の処理日数を維持しております。

③ また、この間、認定結果通知までの処理日数の大幅な遅延等の大きなトラブルは生じておりません。委託業者には、日々の実績報告を義務付け、本市としても進捗管理し、改善点が生じた際には、早急に対策を講じることにより、総じて円滑に移行できております。

引き続き、業務水準の維持向上に努めてまいります。

**（令和3年度予算額）**

・ 区役所・支所要介護認定給付事業集約化事業 474,680千円

## 要 望 内 容

## 回 答

119 介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援型訪問介護の単価を、介護型と同じに引き上げること。

- ① 平成29年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」については、市町村が中心となり地域の実情に応じて、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。
- ② 本市では、これまでのサービスに加え、高齢者一人ひとりの状況に応じた多様なサービスを提供するため、「基準緩和型サービス」として、掃除や買い物代行などの日常生活の支援のみを行うヘルプサービス等を設け、適切なケアマネジメントの下で、必要なサービス提供に努めているところです。
- ③ 本市の生活支援型ヘルプサービスの報酬は、国における要介護1以上の方への生活援助45分以上の報酬と同額で、介護給付と比べて遜色がなく、サービス内容に見合った報酬であると考えており、単価を見直す考えはございません。
- ④ 引き続き、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、多様な担い手の活躍を目指し、総合事業の取組を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	120
要望内容	回答		
120 地域支え合い活動創出コーディネーターを「日常生活圏域ごと」「学区ごと」に配置すること。	<p>① 各区社会福祉協議会に配置している地域支え合い活動創出コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）については、令和元年10月から、地域共生社会の実現に向けて効果的に事業を展開する体制を構築するために、コーディネーターの配置体制を、各行政区に常勤専従職員1名の配置から、各行政区に常勤換算1.0名、員数最大2名（伏見区は常勤換算2.0名、員数最大4名）の配置に変更し、コーディネーター業務と区社会福祉協議会業務との兼務を可能としています。これにより、他分野の取組と連携しつつ、一層効果的な高齢者支援の取組を進めてまいります。</p> <p>② また、これまで1名で従事していたコーディネーター業務を最大2名体制としたことによる兼務配置の効果や、複数名で活動するための効果的な連携方法等を検証するとともに、引き続き、適切な体制について検討しながら取組を進めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・生活支援サービスの基盤整備 75,971千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成28年 5月 各行政区単位でコーディネーターを配置  平成30年 4月 伏見区において、コーディネーター1名を増員  令和 元年10月 各行政区のコーディネーター配置体制を変更</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	121
要 望 内 容	回 答		
<p>121 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設における補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。</li> <li>・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用は、それぞれの利用者の実態や心身等の状況等を勘案した個別マネジメントをふまえて、居宅サービス計画に基づき提供できることを居宅介護支援事業所へ徹底すること。</li> <li>・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。</li> <li>・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。</li> <li>・新たな認知症初期集中支援チーム、在宅医療介護連携支援センターとの連携、相談件数の増加、困難事例等個別地域ケア会議の開催等多忙化する業務に対応するため、全ての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。</li> <li>・緊急ショートステイ事業については、介護者や家族の疾病等、利用対象を元に戻すこと。</li> </ul>	<p>① 介護保険の補足給付における限度額認定証発行の際の資産要件の追加は、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との負担の公平性を図る必要があることや、預貯金等の資産を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足的給付が行われる負担の不公平を是正する必要があることから、全国一律の措置として行われているものです。</p> <p>本市としては、引き続き、適切に運用してまいります。</p> <p>② 生活援助や通院・院内介助等のサービスは、それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき、適切にサービス提供されているものと認識しております。</p> <p>③ 保険料滞納による給付制限は、介護保険法により規定されており、本市においても、その規定に基づき運用しております。</p> <p>本市では保険料滞納による給付制限について、被保険者に送付する文書に掲載して周知に努めるとともに、保険料を滞納されている方に対して分割納付に応じる等のきめ細かな納付相談を行い、できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。</p> <p>④ 居宅サービスに設けられた利用限度額は、介護が必要な度合いに応じて、提供されるサービスに差が生じないように、制度の公平性を確保するための仕組みです。</p> <p>介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから、利用限度額の在り方についても、国において整理されるべきであると考えております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	121
要望内容	回答		
	<p>⑤ 本市においては、各「高齢サポート（地域包括支援センター）」の人員について、担当圏域の高齢者数及び単身高齢者世帯数に応じた、国基準を上回る加配基準により増員を行い、体制の充実に取り組んできたところです。</p> <p>また、社会的なニーズが増大している認知症対応や医療介護連携については、認知症初期集中支援チームや在宅医療・介護連携支援センター等との連携を更に進め、高齢化に伴い増加する一般相談や困難事例を抱える高齢サポートがより一層機能的に業務に取り組める体制の構築に努めてまいります。</p> <p>⑥ 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）については、国の制度改正に伴い、国の補助金の対象外とされたことを受けて、本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため、平成28年7月から、介護者や家族の疾病等による利用は対象外とし、虐待等のより緊急性の高いケースに対応できるようにするとともに、介護保険制度との整合性を図る観点から、介護保険給付の枠外での利用は対象外とし、また、最長2箇月の利用期間も、原則14日（最長1箇月）とする見直しを行いました。</p> <p>現在では、虐待等の緊急性の高いケースの受け入れが適正に行われている状況であり、引き続き、同事業を適切に運用してまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業 1,764,859千円</li> <li>・在宅医療・介護連携推進事業～在宅医療・介護連携支援センターの地域展開～ 126,708千円</li> <li>・～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	121
要望内容	回答		
		85,480千円	
	・短期入所生活介護緊急利用者援護事業	1,526千円	



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	122				
要 望 内 容	回 答						
<p>122 サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームでの見守りの実施や適正なサービス給付が行われているか等について、指導・監督を徹底すること。引き続き未届けの施設をなくし、入居者が不利益を被らないよう指導を徹底すること。</p>	<p>① サービス付き高齢者向け住宅については、本市への登録申請の際、契約書の確認やハード面の確認等、関係局が連携し、書類審査や現地確認等の事前チェックを行っております。届出後は年一回、重要事項説明書の提出を求め、運営のチェックを行っているところです。</p> <p>また、登録数の増加に伴い、平成26年度から、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく立入検査を実施しているところです。</p> <p>さらに、平成27年7月から、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法及び有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づく有料老人ホームとしての立入検査も併せて実施しております。</p> <p>② 有料老人ホームについても、サービス付き高齢者住宅と同様に、書類審査や立入検査を行う等、関連部署が連携して指導を行っております。</p> <p>また、平成30年4月に老人福祉法の法改正が行われ、未届出有料老人ホームを含めた悪質な事業者に対する事業停止命令の新設等、指導の強化が図られたところであり、未届施設への粘り強い指導の結果、平成30年度中にすべての施設から届出を得て、本市内において覚知されている未届有料老人ホームはありません。</p> <p>今後も、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、関係部署が連携して指導を行ってまいります。</p> <p>※ 市内の施設数（登録数）（令和2年12月末時点）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> <td>110棟</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム</td> <td>73施設</td> </tr> </table>			サービス付き高齢者向け住宅	110棟	有料老人ホーム	73施設
サービス付き高齢者向け住宅	110棟						
有料老人ホーム	73施設						

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	123
要望内容	回答		
123 養護老人ホームを増設・充実すること。	<p>① 心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホーム入所事業 2,285,714千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	124
要望内容	回答		
124 配食サービスは昼間独居世帯も対象とすること。	<p>① 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス事業 88,943千円</li> <li>・配食サービス事業(60～64歳) 741千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	125
要望内容	回答		
125 加齢性難聴に対する補聴器の購入補助をおこなうこと。	<p>① 加齢に伴う難聴は、症状が進行すると、コミュニケーションが難しくなり、社会から孤立することで、認知症やうつ病につながるとの指摘もあり、現在、国において補聴器を用いた場合の認知機能低下予防に関する研究が進められております。</p> <p>② 本市独自の補助制度創設については、加齢に伴う難聴は誰にでも起こりうるものであることや、多くの対象者が見込まれ、多額の経費を要することから、本市の厳しい財政状況の下では、実施することは困難ですが、他都市に率先し、国に対して、早期に研究結果をまとめ、その有用性が確認されるのであれば、全国一律の補助制度の創設を検討するよう令和2年度から要望しているところであり、今後とも、機会を捉えて国に要望してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	126
要望内容	回答		
126 緊急通報システム利用料，認知症高齢者GPSの負担を軽減し，高齢者の地域生活を支えること。	<p>① あんしんネット119（緊急通報システム）については，生計中心者の合計所得金額に応じて4段階の階層に区分し利用料を御負担いただいております。</p> <p>② また，負担額については，年度途中であっても生活実態や経済状況に変化があった場合においては，負担軽減措置を実施しているところです。 引き続き，必要とされる方が本事業を御利用いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>③ 高齢者あんしんお出かけサービス事業（認知症高齢者への小型GPS端末機の貸出）については，初期費用・解約時の手数料の全額と，月額利用料の半額以上を本市が負担するとともに，利用者が生活保護等を受給されている場合は利用料を無料としております。 また，令和2年8月から行方不明リスクの高い認知症の人の早期把握や支援強化を目的に，本事業の利用者を対象として，新たな利用者負担なく，日常生活賠償保険を付帯するサービスを始めたところであり，引き続き，更なる事業の利用促進に努め，認知症高齢者の行方不明対応の強化を図ってまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム事業 85,632千円</li> <li>・高齢者あんしんお出かけサービス事業 3,380千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	127
要 望 内 容	回 答		
127 京都市家族介護用品給付事業を継続し、給付額を増額すること。	<p>① 京都市家族介護用品給付事業は、在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などに、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付している事業であり、令和3年度においても継続して実施してまいります。</p> <p>② 給付額については、これまでから年間6万円を上限に給付しており、令和3年度においても当給付額を堅持してまいります。本市の厳しい財政状況の中、給付額を増額することは困難です。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護用品給付事業 147,388千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	128
要 望 内 容	回 答		
128 外国籍市民に対する，高齢者・重度障害者特別給付金を増額し，対象を拡大すること。	<p>① 国が必要な対応を行うまでの措置として，「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し，無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが，その増額及び対象者の拡大については，本市の厳しい財政状況の下，極めて困難であると考えております。</p> <p>② 無年金者の救済については，本来は国が制度化を図り，公平に解決されるべきものと考えており，今後も，他の政令指定都市と協力し，国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 11,848千円</li> <li>・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 6,120千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成16年 4月 対象者を拡大し，精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加</p> <p>平成19年 4月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給月額を増額 36,000円→41,300円(+5,300円) 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額 10,000円→17,000円(+7,000円)</p> <p>平成21年 4月 年金制度の改正(障害基礎年金と老齢厚生・遺族年金との併給可能)の趣旨を踏まえ，給付金の支給要件を同様に緩和</p> <p>令和 2年 7月 二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議の「令和2年</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	128
要 望 内 容	回 答		
	<p>度国に対する要望書」により要望            大都市民生主管局長会議の「令和二年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	129
要望内容	回答		
129 高齢者雇用安定法に基づき、シルバー人材センターに限らず非営利・公益団体を支援し、積極的に仕事を発注すること。	<p>① 高齢者の生きがいがづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府、経済界等とも連携を図りながら、高齢者の就労機会の拡大に努めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター運営補助等 77,759千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	130
要望内容	回答		
130 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。	<p>① 単位老人クラブへの支援については、国における「老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づき、引き続き、活動を支援してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやかクラブ京都(老人クラブ)補助等事業 72,758千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	131
要望内容	回答		
131 老人福祉センターを増設すること。	<p>① 本市においては、市内17箇所に老人福祉センターを設置し、レクリエーション等の活動の場として、市内の高齢者に広く御利用いただいております。</p> <p>② 増設については、本市の厳しい財政状況の中で、建設等に係る費用や運営に要する経費などを更に確保することは困難であることから、予定はしておりません。</p> <p>③ 本市では、平成27年度の改正介護保険法において創設された介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、「健康長寿サロン」等の、より身近な地域において気軽に利用できる通いの場の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>④ 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、引き続き、「健康長寿サロン」をはじめ、より身近な通いの場の拡充に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター運営 227,867千円</li> <li>・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 11,110千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆保育・子育て支援の充実を

132 子どもの主体的権利を認め、意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。

① 児童福祉法では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を等しく保障される権利を有すると明記されております。さらに、これらの原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならないとされております。

② 本市においては、児童に関する各種施策の実施にあたり、児童福祉法の同原理を尊重するとともに、更に子どもの最善の利益の観点から、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都はぐくみ憲章）、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業等、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、取組を進めているところです。

③ 令和元年度に策定した「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」において、目指すべきまちの姿として「すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち」を掲げており、京都はぐくみ憲章の理念の下、プランに掲げる施策を推進してまいります。

④ また、子どもの権利救済については、京都はぐくみネットワークとの連携などにより、法務省による子どもの人権110番の周知を進めるとともに、児童福祉センターにおける相談のほか、「教育相談総合センター（こどもパトナ）」や各区役所・支所の子どもはぐくみ室において相談対応に応じております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	132
要望内容	回答		
	<p>⑤ さらに、教育委員会において、指導主事が学校と保護者の間の調整を図るとともに、児童相談所支援課併任の子ども支援専門官が学校の取組と児童相談所の家庭支援をつなぐ役割を担っているところであり、現在の体制で、子どもの権利救済に関する十分な対応が実施できているものと認識しております。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを共に育む京都市民憲章の推進 24,552千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	133
要望内容	回答		
133 給食は保育の一環であり、保育園における給食費は京都市が公費で負担すること。	<p>① 国においては、副食材料費を含む給食の材料にかかる費用（給食費）は、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用であることを踏まえて、これまでから、主食材料費は実費で徴収し、副食材料費は保育料の一部として保護者が負担することとされています。</p> <p>② 幼児教育・保育の無償化に係る国制度においても、この考え方は維持されており、無償化に伴い副食材料費は、月額4,500円を目安として、各園で使用した食材料費を保護者が各園に直接支払うこととされましたが、低所得世帯等への負担軽減策として、年収360万円未満相当世帯等や同時入所第3子以降の児童については副食材料費の徴収が免除される規定が設けられています。</p> <p>③ 本市としても、これまで市府協調で独自に保育料を無償としてきた「京都府第3子以降保育料無償化事業」の対象者については、幼児教育・保育の無償化に伴って新たに保護者負担が発生する、いわゆる逆転現象を避けるために、副食費の徴収を免除する対策を講じております。</p> <p>それ以外の給食費の取扱いについては、国において検討されるべきものであり、独自に公費で負担することは考えておりません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	134						
要望内容	回答								
134 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。	<p>① 子ども医療費支給制度については、国による補助制度のない中、市府協調のもと、制度の拡充を順次図ってきており、令和元年9月診療分からは、3歳以上の通院医療費の自己負担額を3,000円から半額の1,500円とする8度目の拡充を行ったところです。</p> <p>② 今後の制度の在り方については、市会で決議いただいた真に持続可能な制度とする観点等を踏まえ、今回の制度拡充の効果等を検証しつつ、京都府とも連携を図りながら検討してまいります。</p> <p>なお、子ども医療費を中学校卒業まで無料にすることについては、新たに多額の経費が必要となることから、本市の厳しい財政状況のもとでただちに実施することは困難と考えております。</p> <p>③ また、子ども医療費の負担軽減については、国の責務として、全国一律に実施されるべきであり、これまでから補助制度の創設等の措置を求めており、令和2年度にも国への要望を行ったところです。引き続き、国の動向を注視しながら他都市とも連携し、要望を行ってまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・子ども医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2,283,364千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>83,964千円</td> </tr> </table>			・子ども医療費支給事業	医療費	2,283,364千円		事務費	83,964千円
・子ども医療費支給事業	医療費	2,283,364千円							
	事務費	83,964千円							

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	134
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成5年10月 制度開始  (入院・通院とも0～1歳まで1月1医療機関200円)</p> <p>平成8年12月～ 2歳児入院に拡大</p> <p>平成11年1月～ 2歳児通院にも拡大</p> <p>平成15年9月～ 就学前入院・通院にも拡大  (3歳以上の通院にかかる自己負担額8,000円)</p> <p>平成19年9月～ 入院小卒まで拡大。3歳以上通院負担金軽減  (自己負担額8,000円⇒3,000円)</p> <p>平成24年9月～ 通院小卒まで拡大(自己負担額3,000円)</p> <p>平成25年9月～ 3歳以上通院1医療機関3,000円超を現物給付</p> <p>平成27年9月～ 通院入院とも中卒まで拡大</p> <p>令和元年9月～ 3歳以上通院負担金軽減  (自己負担額3,000円⇒1,500円)</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

135 保育における公的責任を後退させる市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。

① 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」において、公・民の役割分担について、財政面だけでなく、あらゆる場面で検討を進めることとしており、引き続き、公としての役割について不断の検証を行い、民間移管に取り組むことを掲げております。

また、本市では施設保有量の最適化に向けた取組の推進を図ることとしており、市営保育所についても、地域の保育ニーズやその充足状況等を勘案し、施設の規模や存続について再点検してまいります。

② 民間移管に当たっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら、最長2年間の引継ぎ・共同保育により保育内容の引継ぎに取り組むこととしております。また、保護者・移管先法人・本市からなる三者協議会を設置し、移管後の保育園の運営等について、保護者の意見を尊重しながら、課題等の解消に努めております。

③ 増加かつ多様化する保育ニーズに対し、質の高い幼児教育・保育を実践することで、子どもの健やかな育ちや学びを提供していくことを目的に、今後とも、公・民が一体となって本市全体の保育水準の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図ってまいります。

④ なお、市営保育所を新設する場合、国の財政措置が見込めず、整備に要する費用の全額を本市独自の負担で賄うこととなることから、本市の厳しい財政状況の下で、市営保育所を新たに設置することは困難です。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	135
要望内容	回答		
	<p>⑤ 市営保育所については、認定こども園への移行は現時点では検討しておりません。市立幼稚園については、引き続き、多様な幼児教育・保育ニーズに対応できるよう現在実施している全市立幼稚園での長時間預かり保育の継続や市立幼稚園と小規模保育事業所との連携推進等も含め、所要の検討を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	136
要望内容	回答		
136 保育士配置基準をさらに引き上げると共に、職員の処遇改善を図ること。保育士宿舎借り上げ支援事業は調理師等も対象とすること。保育士等の家賃補助制度を創設すること。	<p>① 認可保育所及び幼保連携型認定こども園については、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」において、国の基準を上回る職員配置基準を規定しております。</p> <p>② さらに、発達の著しい時期である1歳児のうち、特に月齢の低い児童については、保育士等の負担が大きくなることから、平成28年度から職員加配に要する費用の助成を行っております。また、令和2年度からは、加配対象児童を従来の「1歳6箇月未満児」から「1歳7箇月未満児」へ拡充するための経費を上乗せしており、1歳児保育における保育士配置を充実しております。</p> <p>③ 本市の民間保育園及び幼保連携型認定こども園に対しては、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>④ 平成29年度から実施している保育士宿舎借り上げ支援事業においては、令和2年度に対象保育士の要件及び補助対象期間の拡充を図っております。 なお、同事業では、国制度において調理師等は、宿舎借り上げ事業の対象となっていないことから、引き続き国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p>⑤ また、これらの制度については、令和3年1月に市会にお示した「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、持続可能な制度となるよう必要な検討</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	136
要望内容	回答		
	<p>を行ってまいります。</p> <p>なお、家賃補助制度については、本市の厳しい財政状況等を踏まえ、新たに創設することは考えておりません。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール制補助金 3,577,765千円</li> <li>・施設型給付費・委託費(市加配分) 1,736,709千円</li> <li>・1歳児保育における保育士配置体制の充実 133,185千円</li> <li>・保育士確保対策事業 123,389千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	137
要望内容	回答		
137 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。小規模保育事業所からの移行や途中入所を含め、入所を保障するため、認可保育所増設を行うこと。	<p>① 保育の実施責任については、保育を必要とする全ての児童に対して適切に保育が提供されるよう市町村が利用調整を行うこととされており、引き続き公的な役割と責任を果たしてまいります。</p> <p>② 保育提供体制の確保にあたっては、令和2年度を始期とする「第2期京都市子ども・子育て支援事業計画」において、既存施設の活用を第一とし、それでは保育ニーズの増加に対応できない地域においてのみ、保育園、小規模保育事業所等の創設を検討することとしており、令和3年度も引き続き、同計画に基づき、国の補助制度を活用しながら、必要な整備等を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等待機児童の解消 611,700千円</li> <li>(うち、民間保育所等整備助成 611,700千円【新規】)</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

138 0～2歳児の保育料を値下げすること。第三子以降の保育料無料化は所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者に過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。

① 本市においては、国基準では8階層となっている階層区分を独自で22階層に多段階化するとともに、利用時間区分を8時間以下の区分と、8時間を超えて30分単位で区切った6区分の、合計7区分に細分化するなど、世帯の所得や利用時間に応じたきめ細かい保育料設定とすることで、保護者の保育料負担を大幅に軽減しております。

② また、保育所等の同時入所を要件としない、第3子以降の保育料無償化については、国に先んじて、平成27年4月から市府協調により実施するとともに、国制度よりも幅広く、概ね年収640万円未満の世帯を対象としております。

③ さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては無償となっております。

令和3年度予算においては、本市独自に公費を計上し、保護者の保育料負担は、全体として国基準の約71.0%まで軽減しているところであり、本市の財政状況を考慮すると、これ以上の保育料の軽減拡充を本市独自で実施することは非常に困難です。

④ 多子世帯に対する施策の充実をはじめ、利用者負担の軽減策については、国において取り組んでいくべきものと考えており、持続可能な制度となるよう必要な検討を行っていくとともに、今後とも国に必要な要望を行ってまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	138
要望内容	回答		
	<p>⑤ また、保育料の減免制度については、各区役所・支所の窓口での案内や保育利用申込みの案内冊子、ホームページへの掲載等によって、引き続き市民に周知してまいります。</p> <p>⑥ 上乗せ徴収については、各施設が教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると判断する場合に、本市にあらかじめ届出を行い、保護者から文書による同意を得たうえで行うことを認めており、徴収内容等が不適切な場合には指導を行うなど、引き続き取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3子以降保育所等保育料免除事業 130,376千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

139 民間保育園で働く職員が安心して働き続けられるように公私間格差を是正し、どの保育園で働いても定期昇給を保障すること。小規模保育事業も対象とすること。

① 民間保育施設で働く職員の給与水準等の勤務条件については、本市が統一的に定めるものではなく、それぞれの事業主において定められるものと認識しております。

民間保育施設に対する処遇改善等については、具体的には、これまでから民間保育園職員給与等運用事業において、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、民間保育施設における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。

② また、平成27年度からは、毎月の施設型給付費（委託費）及び地域型保育給付費に保育士の処遇改善のための加算が含まれております。

さらに、平成29年度には保育士のキャリアアップと連動した処遇改善の仕組みが国制度により創設されたことから、本市においても必要な知識及び技能の取得のための研修を実施しています。

③ これらの制度の活用により、各園においては、保育士の経験年数だけでなく、保育現場における役割・職責に応じた給与体系とすることで、職責等をより正に評価できるようになることに加え、職員においても中長期的に身に付けていくべきスキルや専門性を理解することができ、自身の将来ビジョンの形成や自己啓発意識の醸成、ひいては保育の質、児童処遇の向上に繋がっていくものと考えています。

また、職員配置基準については、公民同じ基準であり、処遇についても公営保育所では処遇改善加算がない、さらに、本市の保育士には、夜勤の勤務場所に異動がある等、単純に比較できず、公私間格差があるといえる状況ではありません。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	139
要望内容	回答		
	<p>④ なお、これらの制度は、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、持続可能な制度となるよう必要な検討を行ってまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール制補助金 3,577,765千円</li> <li>・施設型給付費・委託費(市加配分) 1,736,709千円</li> <li>・地域型保育給付費 5,171,848千円</li> <li>・キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 1,140,320千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

140 民間社会福祉施設産休等代替職員制度，特殊健康診断廃止の影響を把握し，復活すること。メンタルケア相談を保障すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。補償に必要な財源を国に求めること。

① 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については，健康保険の給付等を活用することにより，産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ，児童処遇の確保が保たれることから，本市の厳しい財政状況の中，限られた財源を有効に利用するため平成23年度末で廃止したものです。

特殊健康診断については，頸肩腕障害・腰痛症を発症する職員が大幅に減少してきたことを受け，腰痛・頸肩腕障害の予防の方に事業をシフトするとともに，平成25年度から新たにメンタルヘルス対策事業を実施するよう，見直しを行ったものです。

なお，腰痛・頸肩腕障害の予防事業においては，アンケート方式の調査により，民間社会福祉施設職員の腰痛・頸肩腕障害に係る健康状態に大きな変化が生じていないかを確認したうえで，健康管理委員会に報告し，必要となる対策，取組について協議することで，民間社会福祉施設職員の健康保持増進に努めております。

また，メンタルヘルス対策事業については，京都市内の民間社会福祉施設職員に対するメンタルヘルス対策研修や，悩み事等を相談できる相談室を開設することで，職員の健康管理を図るとともに人材確保に努めております。

② 妊婦通院・時間短縮については，男女雇用機会均等法において母性健康管理の措置として事業主に義務づけられているものであり，賃金の取扱いについては各事業主の定めるところによるものです。本市の厳しい財政状況の中，民間社会福祉施設に対して，本市が独自に補償することは困難です。

引き続き，実施が必要な施策に係る財源については，国に求めてまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

141 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。

① 認可保育所及び幼保連携型認定こども園については、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」において、国の基準を上回る職員配置基準を規定しており、その引き上げ分については本市独自に運営費を充実させております。

② さらに、発達の著しい時期である1歳児のうち、特に月齢の低い児童については、保育士等の負担が大きくなることから、平成28年度から職員加配に要する費用の助成を行っております。また、令和2年度からは、加配対象児童を従来の「1歳6箇月未満児」から「1歳7箇月未満児」へ拡充するための経費を上乗せしており、1歳児保育における保育士配置を充実しております。

③ このように、本市においては国基準を上回る職員配置基準を適用しておりますが、全国的な課題として、保育士確保が厳しい状況にあり、平成28年3月に、保育士以外の者の活用（保育士配置の弾力化）により保育の担い手確保を図る特例措置が国から示され、本市においても、平成29年度から3年間の時限措置として、保育士配置の弾力化を活用できるよう条例を改正しました。

④ 当該措置については、引き続き、当該措置を活用している施設が存在しており、当該措置を直ちに終了した場合、これらの施設の保育に影響が生じることや、保育の担い手確保が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、令和2年2月市会で条例を改正し、当該措置を5年間（令和6年度末まで）延長しております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	141
要望内容	回答		
	<p>⑤ 職員の配置については、プール制により、民間保育園等における常勤職員の処遇改善を図っており、常勤職員を基本とした保育の支援に取り組んでいます。</p> <p>しかし、保育士確保が厳しい状況にあることや、多様な働き方に応じた保育士の短時間勤務に対するニーズ等を踏まえれば、非常勤職員である保育士を確保・活用することは必要と考えております。</p> <p>今後とも、現場の実情に応じた保育体制を確保するとともに、保育の質の向上に努めてまいります。</p> <p>⑥ また、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、持続可能な制度となるよう必要な検討を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール制補助金 3, 577, 765千円</li> <li>・施設型給付費・委託費(市加配分) 1, 736, 709千円</li> <li>・1歳児保育における保育士配置体制の充実 133, 185千円</li> <li>・キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 1, 140, 320千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	142
要望内容	回答		
142 小規模保育事業の職員配置は認可保育所の基準と同様にし、財源は市が保障すること。	<p>① 小規模保育事業A型・B型の職員配置基準については、保育園（所）及び認定こども園の国基準上の職員配置に加え、更に1名分が公定価格における基本分単価に組み込まれており、事業者が十分に保育の質を確保し、安定した経営ができる水準として制度設計されていると判断しております。</p> <p>② また、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業については、本市条例による独自基準として、家庭的保育者にも保育士資格を有することを義務付けることで、保育の質を確保しております。</p> <p>③ そのため、小規模保育事業の職員配置は十分な質を確保できていると考えられることから、認可保育所の基準と同様とすることは考えておりません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	143
要望内容	回答		
143 民間保育園でのプール事故防止のために監視員が配置できるよう市が責任を果たすこと。	<p>① 本市においては、これまでから、保育園等における安全対策については、民間保育園等向けの運営説明会等で、事故報告をはじめ、衛生管理、感染症対策などへの対応の徹底を求めてまいりました。</p> <p>② 平成26年度に重大な事案が発生したことを踏まえ、監視員と指導員を分けて配置すること等、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを作成し、全保育施設・事業所に配布するとともに、指導監査においてプール活動をはじめとする安全対策の実施状況を確認しております。</p> <p>③ また、平成30年度には、水遊び中を含む事故防止のために必要な備品の導入に係る補助を実施したとともに、保育補助者雇上げのための貸付事業を継続して実施するなど、プール活動の監視を含む保育士の負担軽減の取組を推進しております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	144
要望内容	回答		
144 小規模保育事業，家庭的保育事業の耐震化率100%となるよう対策を強化すること。	① 小規模保育事業，家庭的保育事業の事業所の耐震化につきましては，小規模な保育事業所という特色から，多くが，賃貸物件を活用し，事業を運営されているため，耐震性がある建物への移転を促すなど，今後とも耐震化率の向上に努めてまいります。		

## 要 望 内 容

## 回 答

145 学童保育所は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく、全学区に複数含め設置すること。高学年児童の利用を考慮した条件整備を行うこと。大規模学童保育所を分割して、新設すること。施設外クラスは単独の学童保育所として設置すること。利用料、実費負担分を軽減すること。職員は全て正規雇用とし、支援の単位ごとに複数の専任職員を配置すること。運営委託費については、年度当初の登録児童を算定の基礎とするよう改めること。

- ① 学童クラブ事業については、児童の生活圏に設置してきた児童館での実施をはじめ、小学校区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場、地域学童クラブ等の児童館以外での取組も含め、市内各地で実施しております。令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」では、ハードではなく学童クラブの機能に着目して、未設置学区の解消などを重点的に進めることとしており、既存の施設や社会資源を最大限に活用し、利用ニーズを見極めながら、全ての小学校区で学童クラブ機能を確保できるよう努めてまいります。
- ② 本事業については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、対象年齢を小学校6年生まで拡大し、高学年児童を受け入れたうえ、分け隔てなく全児童に適用されるべき基準に則りながら実施しており、学童クラブ事業の実施場所の確保に当たっては、基準に則ることを通じ、児童の過ごす環境の充実に努めてまいります。
- ③ また、本事業を実施する各施設においては、基準に則り、児童1人当たりの実施場所面積の確保に加え、おおむね40人以下のクラス編成を行ったうえ、1クラスに2名の職員を配置しているため、事業所を分割する必要性はないと考えております。
- ④ なお、利用児童数の変動により、必要なクラス数と職員数が増減するため、職員の全てを正規職員とすることを前提とするのは困難です。
- ⑤ 利用料金については、これまでから、一般財源を投入し、国の考え方と比較して



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	145
要望内容	回答		
	<p>保護者負担の軽減を図っております。</p> <p>おやつ代や行事参加に係る交通費等は、学童保育事業の利用料に含まれないことから、実費負担が原則であり、また、一般世帯との均衡の観点から、軽減することは困難です。</p> <p>⑥ 運営に係る委託料については、年度当初の登録児童数を基礎とし、適切な額を算定しております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	146
要望内容	回答		
146 共同学童保育に対する助成を，市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯，ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。	<p>① 地域学童クラブに対しては，国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付しており，これまでから，国の基準改定を踏まえ，補助金の増額を行ってまいりました。</p> <p>本市の厳しい財政状況の下，本市単独で新たな助成を実施することは困難ですが，今後も，各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう，国の運営基準の改定状況を踏まえ，充実を検討してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	147
要望内容	回答		
147 放課後ほっと広場については、正規職員を複数配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。	<p>① 放課後ほっと広場については、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな基準に則り、利用児童数おおむね40人ごとにクラスを編成したうえで、1クラスにつき2名の職員を配置しております。</p> <p>学校閉鎖期間中の開所については、各小学校の状況も考慮したうえで、引き続き、検討してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	148
要望内容	回答		
148 児童館事業担当職員，学童クラブ事業担当職員全てに対する抜本的処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加算を設けること。	<p>① 本市では，これまでから，児童館・学童クラブ事業の実施時間の延長や平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行，本市職員の給与改定等に合わせ，委託料算定の基礎としている人件費の基準の改定を行うとともに，令和2年度にも，平成30年度及び令和元年度に引き続き，子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴って「経験手当」を反映できるよう委託料の増額を行ってまいりました。</p> <p>本市の厳しい財政状況の下ではありますが，運営法人側において職員の処遇改善に資するよう，委託料の更なる増額に向け，今後も国に対し財政支援の充実を求めてまいります。</p> <p>② また，一元化児童館においては，職員が休憩や休暇を取ったときも含め，児童館事業担当職員と学童クラブ事業担当職員が相互に応援できる体制となっております。さらに，児童館・学童クラブ事業の委託料には，学童クラブのクラス数が2クラス以上の児童館に対し，正規職員が年次休暇を取得した際の代替職員配置のための経費を積算しております。</p> <p>加えて，小学校の長期休業期間には，学童クラブ事業の実施時間が長時間にわたることを踏まえ，正規職員に代わって勤務されるアルバイトの経費の一部を委託料に計上しております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	149
要 望 内 容	回 答		
<p>149 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。</p>	<p>① 障害のある児童の学童クラブ事業への受入れについては、介助者の派遣や児童館等への事業費の加算、経験豊かな主任厚生員による巡回指導等により支援を行っております。</p> <p>② 平成27年4月からの、学童クラブ事業の対象年齢拡大に伴う、障害のある児童の登録増加に対応するため、介助者の確保に向けて、児童福祉等に関する学部を設置する大学との、学生派遣に関する協定の締結や、介助者謝金の増額（500円／時間→700円／時間）を行いました。</p> <p>また、平成28年度からは、障害のある児童を5人以上受け入れている児童館等において臨時職員を配置できるよう、学童クラブ事業への委託料の事業費加算を増額するなど、受入体制の強化を図っております。</p> <p>③ なお、学童クラブ事業における医療的ケア児に対する支援について、令和2年度から、訪問看護を利用する際の自費診療の一部を助成しているほか、看護師等を直接雇用している児童館・学童保育所・放課後ほっと広場に対して、人件費の助成等を行っております。</p> <p>令和2年度は、これらの助成について、1名ずつの医療的ケア児の利用があり、それぞれ児童館で受け入れています。</p> <p>さらに、今後、国に対しても引き続き、制度の充実について働きかけてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	150
要望内容	回答		
150 ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げ等，生活支援をつよめること。母子家庭の自立支援事業をいっそう拡充すること。	<p>① ひとり親家庭に対する支援については，区役所・支所の子どもはぐくみ室及びひとり親家庭支援センターにおいて，児童扶養手当の支給をはじめ，ひとり親家庭等日常生活支援事業などの，生活や就労に関するきめ細かな取組を実施しております。令和3年度は，国の制度拡充に合わせ，高等職業訓練促進給付金等事業については，准看護師の養成機関を修了する者が，引き続き，看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や，4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合は4年間の支給を可能とするほか，自立支援教育訓練給付金事業についても，高等職業訓練促進給付金等事業の支給年数の拡充に併せ，4年間の支給を可能とするなど，国の動向を注視しながら，必要に応じて事業の拡大を検討してまいります。</p> <p>② ひとり親家庭等医療費支給制度については，ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減するとともに，保健の向上を図る大変意義のある制度であり，国による補助制度のない中，府市協調の下，平成元年度の制度開始以降，今日まで5度にわたり制度の拡充を行っております。今般の厳しい財政状況の中，低所得者やひとり親家庭等を取り巻く医療制度や社会環境を踏まえながら，将来にわたって持続可能な制度となるよう，必要に応じて京都府とも適宜，協議してまいります。</p> <p>なお，所得基準の引上げについては，新たに多額の経費が必要となることから，本市の厳しい財政状況のもとでただちに実施することは困難と考えております。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・ひとり親家庭支援センター運営 23,875千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	150
要望内容	回答		
	・児童扶養手当支給事業	給付費	6,067,268千円
		事務費	49,908千円
	・ひとり親家庭自立支援対策		114,610千円
	(うち、母子家庭等自立支援給付金の拡充		2,900千円【充実】)
	・ひとり親家庭等医療費支給事業	医療費	989,200千円
		事務費	54,426千円
	(経過・これまでの取組等)		
	<ひとり親家庭等に対する支援>		
	平成21年 4月	母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業(講習会事業, 交流会事業)	
	平成22年 4月	高等技能訓練促進費事業制度改正(対象資格の拡大)	
	5月	生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施	
	平成24年 4月	母子福祉センターの名称変更(京都市ひとり親家庭支援センター)	
	平成25年 4月	高等技能訓練促進費事業, 自立支援教育訓練給付金事業制度改正(支給対象拡大, 支給対象期間変更(高等技能))	
	平成26年 10月	母子寡婦福祉資金貸付制度の父子家庭への対象拡大	
	12月	児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直し	
	平成27年 4月	高等職業訓練促進給付金等事業(※平成26年4月に「高等技能訓練促進費事業」から名称変更)における対象資格追加	
	6月	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	
	平成28年 4月	高等職業訓練促進給付金等事業における対象資格追加 ひとり親家庭等日常生活支援事業の定期利用(未就学児)の	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	150
要望内容	回答		
	<p>実施</p> <p>11月 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施</p> <p>平成30年 4月 高等職業訓練促進給付金等事業制度改正（一部対象者の支給対象期間拡大）</p> <p>平成31年 4月 高等職業訓練促進給付金等事業制度改正 （支給額の引上げ，一部対象者の支給対象期間拡大）</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業制度改正 （対象講座の追加，支給上限額の引上げ）</p> <p>令和 2年 4月 ひとり親家庭等日常生活支援事業の拡充 （定期利用の対象を小学生まで拡大，支援員の派遣手当引上げ）</p> <p>&lt;ひとり親家庭等医療費支給制度（制度改正経過）&gt;</p> <p>平成 元年 6月 小学校卒業までの児童を対象に制度発足</p> <p>平成 2年 6月 18歳までの母子家庭児童とその母親を対象を拡大</p> <p>平成 3年 8月 成人男子（祖父等）に扶養されている母子を対象を拡大</p> <p>平成 8年 8月 両親のいない児童を対象を拡大</p> <p>平成24年 9月 訪問看護ステーション利用料を支給対象に追加</p> <p>平成25年 8月 父子家庭を対象を拡大するとともに所得制限額を見直し，事業名を「母子家庭等医療費支給事業」から「ひとり親家庭等医療費支給事業」に変更</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	151
要望内容	回答		
151 生活困窮世帯、一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。	<p>① 学習支援の取組については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で実施しております。</p> <p>本事業は、令和元年度に、継続的にボランティアを確保し、子ども達にとってより良い学習環境を提供できるよう、1回当たりの交通費の支給額を増額する等の充実を行っており、今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡充を検討してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 17,772千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	152
要 望 内 容	回 答		
152 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を増額し、運営費も補助すること。	<p>① 子ども食堂をはじめとする子ども等の居場所づくりについては、地域や民間団体等によって自主的に進められ、子どもやその保護者が地域の人々とつながり、安心して過ごせる地域資源として重要な役割を担っていると認識しており、本市では、初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を実施しています。</p> <p>② 令和2年度に創設した「子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業」では、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行っています。</p> <p>③ また、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況下において、市民生活を支えていただいた施設へ感謝の意をお伝えするとともに、引き続きウィズコロナへの対応においても市民の安心・安全のため力を尽くしていただけるよう、「支え合い基金」にいただいた寄付金や議員報酬の減額による財源等を活用し、支援金を支給しております。</p> <p>子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・子どもの居場所づくり支援事業（初期費用の一部助成） 1,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	152
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 12,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	153
要 望 内 容	回 答		
153 学童う歯対策事業は継続し，未就学児にも拡充すること。	<p>① 乳歯から永久歯に生え変わる小学生の時期は，最もむし歯になりやすい時期であり，早期治療は，生涯にわたり歯の健康を守るために大変重要であることから，本市では，学童期のう歯治療費を全額公費負担しております。</p> <p>今後とも，関係局等と連携しながら，持続可能な制度となるよう必要な検討を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・学童う歯対策 363,780千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>昭和43年～ 市内の小学生を対象に，学童期のう歯治療費を公費負担</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	154
要望内容	回答		
154 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。	<p>① 保険適用の範囲や診療報酬額など、診療報酬体系全般につきましては、保険者、被保険者の代表や、医師、歯科医師等の診療に携わる方の代表も参画されている中央社会保険医療協議会において議論され、その答申に基づき厚生労働大臣が決定し、告示することとなっています。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

155 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。施設の老朽化対策を行い、必要な改修を行うこと。

① 児童相談所及び第二児童相談所においては、これまでから、京都府警察本部との協定に基づき、府警職員2名を担当課長補佐に併任するなど、体制を強化しております。さらに、令和元年度に、子どもの安全確保及び虐待を受けた子どもへの自立支援を一層推進するため、主席児童福祉司1名を含む児童福祉司4名を増配置し、また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室の連携を円滑に図るための連携調整担当課長を新たに1名配置しております。

② 令和2年度は、組織編成の一部見直しと併せて、児童相談所及び第二児童相談所に計8名の児童福祉司（主席児童福祉司1名を含む。）を増配置したほか、年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、面前DVや119番通報に伴う警察からの書面通告や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る初動調査・啓発業務等を専任で行う会計年度任用職員を新たに6名配置し、児童相談所の体制強化を図っております。

③ また、社会的養育を推進するため、里親の募集から里親委託後の相談支援までを包括的に行う支援機関（フォスタリング機関）として重点的に取り組むため、課長1名及び里親養育支援係を新設するなど、児童相談所の専門性の強化を図っております。

④ 専門職の職員体制については、児童相談所に国が示す配置基準を上回る69名の児童福祉司を確保するとともに、多角的かつ専門的な支援が可能となるよう、行政職だけでなく、心理職や保健師、保育士等の多様な職種を配置しております。

要 望 内 容

回 答

⑤ 一時保護所については、青葉寮の移転後の空スペースを活用し、環境改善に取り組むとともに、平成28年4月には一時保護所運営担当課長を新設するなど、職員体制を強化しているところです。

⑥ 施設の老朽化対策については、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設一体化整備に向けた取組の進捗状況を考慮しつつ、必要な対応を行ってまいります。

(令和3年度予算額)

- ・児童虐待対策 65,594千円
- ・児童福祉センター運営 400,855千円

(経過・これまでの取組等)

<児童福祉センター(第二児童福祉センターを含む)における児童福祉司・児童心理司の配置数> (単位:人)

年度	25年度	26年度	27~30年度	令和元年度	令和2年度
児童福祉司	55	57	57	61	69
児童心理司	17(6)	17(6)	18(6)	18(6)	21(6)

( )内は会計年度任用職員(令和元年度までは非常勤嘱託員)の再掲

<児童相談所及び第二児童相談所の体制強化>

平成24年度 第二児童福祉センター開設

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	155
要望内容	回答		
	<p>平成25年度 児童相談所及び第二児童相談所児童福祉司を各1名増配置 一時保護所に児童心理司1名を配置</p> <p>平成26年度 児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置</p> <p>平成27年度 児童相談所に児童心理司1名増配置</p> <p>平成28年度 一時保護所運営担当課長を新設、直接処遇職員10名増員配置 本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員1名を担当課長として併任配置（平成30年度から担当課長1名に代え、課長補佐級職員2名に増員）</p> <p>令和 元年度 児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室の連携強化のため、児童相談所に連携調整担当課長を新設するとともに、児童福祉司1名を配置。第二児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」に主席児童福祉司1名を、児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」（2チーム）に児童福祉司各1名を増配置</p> <p>令和 2年度 児童相談所「子ども虐待防止アクティブチーム」を増設（2→3チーム）し、主席児童福祉司及び児童福祉司各1名を増配置 第二児童相談所「子ども虐待防止アクティブチーム」を増設（1→2チーム）し、児童福祉司1名を増配置 児童相談所及び第二児童相談所「子ども虐待等ケアチーム」にそれぞれ2名及び1名の児童福祉司を増配置 児童相談所に社会的養育推進担当課長を新たに配置するとともに、里親養育支援係を新設し係長を含む児童福祉司3名を配置 児童相談所及び第二児童相談所に警察からの書面通告や泣き声通告への対応を専任で行う会計年度任用職員6名を新たに配置</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	156
要望内容	回答		
156 鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を更に拡充すること。	<p>① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターでは、これまでから児童精神科医を確保して発達障害の診断を行っております。</p> <p>また、センターと連携した民間の医療機関に確定診断を行っていただく取組も行っており、今後とも発達障害の確定診断の待機解消に努めてまいります。</p> <p>② なお、児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめとする必要な福祉サービスにつきましては、児童福祉センターにおいて発達検査等を行い、必要性が認められれば診療の有無にかかわらず提供しているところであり、待機の影響はありません。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・児童福祉センター運営 400,855千円</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

157 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。

① 児童養護施設等の職員配置基準については、国の平成27年度予算において、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた水準まで配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）が引き上げられたことで、大きく改善が図られたところです。

② 児童養護施設の夜間体制は、措置費制度上、「宿直体制」が想定されておりますが、実際には処遇困難児童への対応など昼夜を問わない業務があり、「夜勤体制」をとらざるを得ない実態等があります。こうしたことを踏まえ、これまでから本市が独自に実施している、入所児童の処遇水準の向上に資する取組として、民間児童福祉施設職員の夜勤手当の改善を図るために必要な経費（労働基準法上の基本額と措置費に含まれる手当額との差額）を補助してきました。

③ 平成29年度には、「ニッポン一億総活躍プラン」において、児童養護施設等に勤務する職員の処遇改善が掲げられ、本市においても、引き続き、国が示した処遇改善に沿って、社会的養護処遇改善加算等を実施し、改善を図っているところです。

④ 今後も、措置費制度において、職員の処遇改善に係る十分な財政措置が行われるよう、国に対して引き続き要望してまいります。

（令和3年度予算額）

・児童養護施設，障害児通所施設等運営 10,811,226千円

要 望 内 容

回 答

・民間社会福祉施設単費援護 100,987千円

(経過・これまでの取組等)

平成21年度 乳児院における個別対応職員，基幹的職員の配置乳児等受入加算費創設

平成22年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施

平成23年度 地域小規模児童養護施設増設  
※ 児童養護施設定員増による受入体制確保

平成24年度 乳児院，児童養護施設，児童自立支援施設，情緒障害児短期治療施設に個別対応職員，家庭支援専門相談員の配置義務化  
乳児院，児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置  
配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ  
※ 設備運営基準（省令）については平成25年度に引上げ

平成27年度 配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）の引上げ

平成29年度 職員の処遇改善（民間施設給与等改善費の処遇改善分及び社会的養護処遇改善加算）の創設

令和元年度 民間施設給与等改善費の処遇改善分の引上げ

## 要 望 内 容

## 回 答

158 児童養護施設入所者の大学進学等に対する学費や家賃補助等の支援をさらにすすめること。

① 児童養護施設等の退所者への支援については、これまでから、本市独自に、就職・就学支度金の支給、施設と連携した自立拠点確保事業の実施や大学等への進学支援事業の実施等に加え、国の補助金を活用した、就職時や賃貸借契約時の保証人確保のための身元保証人確保対策事業や、入所中から退所後を見据えた切れ目ない支援のための社会的養護自立支援事業を実施する等、社会での自立に向けた支援に取り組んでおります。

また、修学困難な生徒に対する奨学費として設置している山下奨学基金を活用し、退所後も親元に帰れない等の理由により、経済的に困窮している者に対して修学費を支給し、進学を後押しする児童養護施設等退所者修学費支給事業を平成30年6月から実施しております。

さらに、令和2年度からは、退所後、大学進学や就職する際に必要な家具什器類の購入経費及び住居・生活費等の経費について、施設退所時の年齢にかかわらず支給できるよう拡充しております。

② また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などにより、施設等を退所し自ら生計を立てている者においては、特に大きな困難が心身等に生じている状況を踏まえ、これまで本市の子ども若者支援に係る施策に御賛同していただいた皆様の寄付金等を活用し、対象者に給付金を支給する「児童養護施設等退所者応援給付金支給事業」を令和2年度7月補正予算で計上し、10月から実施しております。

③ 引き続き、施設等に居住しながら進学・就職する者の支援を行うとともに、退所

要 望 内 容

回 答

後に自ら生計を立てている者に対しても、安心して生活できるよう支援してまいります。

(令和3年度予算額)

- ・ 児童養護施設入所児童等支援事業 15,555千円
- ・ 児童養護施設、障害児通所施設等運営 10,811,226千円
- ・ 民間社会福祉施設単費援護 100,987千円
- ・ 児童養護施設退所者等支援 40,975千円
- 〔うち、社会的養護自立支援事業 37,975千円〕
- 〔 児童養護施設等退所者修学費支給事業 3,000千円 〕
- ・ 社会的養護関係施設機能強化補助事業 4,125千円

(経過・これまでの取組等)

- 平成4年度 児童養護施設等退所児童就職・就学支度金支給事業開始  
母子生活支援施設退所者住宅支度金支給事業開始
- 平成20年度 身元保証人確保対策事業開始
- 平成22年度 児童養護施設入所児童及び退所児童に対する自立支援事業開始
- 平成26年度 児童養護施設退所児童等進学支援事業開始
- 平成28年度 養護施設・母子生活支援施設退所者支援事業における就職・就学支度金及び児童養護施設退所児童等進学支援事業について、母子生活支援施設及び児童心理治療施設への適用を開始  
貧困家庭の子ども・青少年に係る実態調査

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	158
要望内容	回答		
	平成29年 3月	「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定	
	6月	児童養護施設退所者等支援事業実施	
	6月～7月	施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査	
	11月～	施設退所者等を対象とした交流事業を青少年活動センターにおいて実施（以降、毎月1回実施）	
	平成30年 3月	施設等退所者向け生活ハンドブック「船出のためのナビ」を発行し、入所者や退所者に配布	
	4月	社会的養護自立支援事業開始（自立支援コーディネーターの配置、居住費の支給等）	
	6月	児童養護施設等退所者修学費支給事業開始	
	令和2年 4月	社会的養護自立支援事業制度改正（学習費等支援事業開始）	
	10月	児童養護施設等退所者応援給付金支給事業開始	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	159
要 望 内 容	回 答		
159 里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者をおくこと。	<p>① 里親支援の取組については、これまでから、賠償保険の公費負担や里親のレスパイト・ケア等の実施に加えて、訪問支援や里親サロン等の実施により、支援の充実を図っているところです。また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるため、リーフレットの配布や出前講座等を行っており、市民向け里親公開講座の開催や広報啓発活動については、里親会と協力して実施しているところです。</p> <p>② また、本市が所管する全ての乳児院（2箇所）及び児童養護施設（7箇所）に里親支援専門相談員を配置するなど、施設による里親支援体制の充実を図ってまいりました。</p> <p>③ 家庭的な養育環境の充実のため、本市では、平成27年度からの15年間を取組期間とする、「京都市家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設等の小規模ユニット化・地域分散化や里親委託を中心とした家庭的養護及び家庭養護の推進の2つの観点から、取り組んできたところです。平成29年度に国において、「新しい社会的養育ビジョン」が示されたことから、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と一体的に、同ビジョンで示された考え方等を踏まえた「京都市社会的養育推進計画」を令和2年3月に策定しました。</p> <p>④ 令和2年度からは、同計画に基づき、本市独自の広報ポスター及び映像等を製作し、様々なマスメディアを用いて広報するなど、効果的かつ効率的な里親制度の普</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	159
要 望 内 容	回 答		
	<p>及啓発の取組を進めているところです。また、児童相談所を里親の募集から里親委託後の相談支援までを包括的に行う支援機関（フォスタリング機関）として位置付けるとともに、里親の訪問支援や相互交流を行うことに加え、ショートステイ事業も実施することにより、身近な地域で子どもと子育て家庭を支える「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点」を令和2年10月に下京区に開設しました。</p> <p>引き続き、養育里親をはじめとした里親委託の推進に取り組んでまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉センター運営 400,855千円</li> <li>・養育里親の推進をはじめとした社会的養育推進事業 37,700千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成21年度 賠償保険の公費負担開始 レスパイト・ケア開始</p> <p>平成23年度 里親支援事業開始</p> <p>平成24年度 第二児童相談所開設に伴う里親担当主席増員 (兼任1名→兼任2名)</p> <p>平成25年度 乳児院1箇所及び児童養護施設3箇所に里親支援専門相談員配置 ※平成25年9月からは更に児童養護施設1箇所に配置</p> <p>平成26年度 市所管乳児院（2箇所）及び児童養護施設（7箇所）の全てに里親支援専門相談員を配置</p> <p>令和2年度 児童相談所に社会的養育推進担当課長を新たに配置するとともに、里親養育支援担当を新設し係長を含む児童福祉司3名を配置</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	160
要望内容	回答		
160 「こんにちは赤ちゃん」事業を担っている助産師等が安定して確保できるよう、報酬を引き上げること。	<p>① 本市では、生後4箇月までの乳児のいる全ての家庭を対象として「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、区役所・支所子どもはぐくみ室職員又は母子保健訪問指導員が家庭を訪問することで、保健指導や子育てに関する不安や悩みに対する相談対応を行っております。</p> <p>② 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、感染症対策を徹底のうえ、本事業の取組を推進してまいりました。</p> <p>③ 同事業に従事する母子保健訪問指導員については、保健師、助産師、小児科又は産婦人科で勤務経験のある看護師を会計年度任用職員として任用しており、子どもの発育発達に関する一般的な確認のみならず、高度な専門性や経験を生かしながら、医療的判断や健康障害への予防的介入、虐待の未然防止といった視点からも、きめ細かな支援を提供しております。引き続き、必要な体制を確保してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

161 乳幼児健診については午前中の実施とし，早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。

- ① 乳児健診（4箇月児・8箇月児）については，新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ，対象者が安心して受診することができるよう，令和2年6月から医療機関での個別健診を実施しています。
- ② 幼児健診（1歳6箇月児・3歳児）については，従事可能な医師を確保するため，午後の時間帯に実施している場合がありますが，感染症対策を徹底のうえ，短時間の実施に努めながら，子どもの普段の様子や相談したいこと等について，あらかじめ保護者に記入をしていただいた質問票をもとに，問診，診察及び個別相談等を通じて総合的かつ正確な健診を実施しております。
- ③ また，5歳児健診については，平成21年3月厚生労働省が発表した「乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果」において，5歳児健診の実施の有無に関わらず，地域の実情に応じた幼児期発達障害支援体制の整備が求められているところです。
- ④ 本市においては，定期の健診終了後も保護者から相談があった際は心理発達相談につなげ，相談結果に応じ，継続的な心理発達相談の実施や，早期療育の必要性の観点から，必要時は速やかに精密検査を促す等の対応に努めております。
- ⑤ また，乳幼児健診がより精度の高いものになるよう，令和2年度から，健診の流れや体制を改善し，心理発達スクリーニングの強化を図っております。  
引き続き，多職種の専門性を活かしたきめ細かな支援を実施してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	161
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <p>・乳幼児健康診査 135,583千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和37年～ 順次, 4箇月児健診, 8箇月児健診, 1歳6箇月児健診, 3歳児健診を開始</p> <p>平成25年度 発達障害等の早期発見及び必要な支援につなぐために乳幼児健診の見直しを実施</p> <p>平成26年 7月 上記の見直しについて運用開始。自閉症, 広汎性発達障害の早期発見を目的に米国で開発されたスクリーニング項目であるM-CHATを, 1歳6箇月児健診に導入</p> <p>令和 2年 4月 心理発達スクリーニングの強化を図るために乳幼児健診の実施体制及び流れ等の見直しを実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から, 乳幼児健診を休止</p> <p>令和 2年 6月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から, 乳児健診の個別健診を実施</p> <p>令和 2年 7月 感染症対策を徹底のうえ, 幼児健診(1歳6箇月児)の集団健診を再開</p> <p>令和 2年10月 感染症対策を徹底のうえ, 幼児健診(3歳児)の集団健診を再開</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	162
要 望 内 容	回 答		
162 京都こども文化会館の廃止方針を撤回すること。	<p>① 京都こども文化会館は、開設から40年近くが経過する中、施設・設備の老朽化、近隣に多数の文化施設が整備されてきたことに伴う利用者の減少等の課題が生じていたため、「京都こども文化会館あり方懇談会」を市府共同で設置し、今後の在り方について専門的な見地等から幅広く意見を求め、懇談会から市府に対して報告書が提出されました。</p> <p>② 報告書の提出を受け、市府で慎重に検討を重ねた結果、設置当時に比べ子どもたちが文化芸術に親しむことができる環境が整ってきた中、耐震性能の不足等、安全面におけるリスクの高まり、これらの修繕や建替えに要する多額の費用等も考慮し、閉館することとしたものです。</p> <p>③ 会館は既に令和2年11月13日をもって閉館しており、これまで会館運営を担ってきた法人も閉館に伴って解散していることから、方針を撤回する考えはありません。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 9月 懇談会から報告書の提出  令和 2年 5月 閉館方針の発表  11月 閉館</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	163
要望内容	回答		
<p>◆障害者福祉の充実を</p> <p>163 障害児相談支援事業について、以下の改善をはかること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市の責任で障害のある児童の支援計画をつくること。</li> <li>・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合、3歳未満の児童について負担軽減を図ること。</li> </ul>	<p>① 障害児通所支援事業の利用については、児童福祉法により相談支援事業所が作成する利用計画又は利用者自身が作成するセルフプランが必要であると定められており、障害児相談支援事業所でのプラン作成を進めていく必要があると考えています。</p> <p>今後とも、障害児相談支援事業所による専門的な見地に基づいた、適切なサービスの提案やモニタリングを受けることが重要であるという認識のもと、障害児相談支援事業所での相談支援の利用が進むよう、取り組んでまいります。</p> <p>② 障害児通所支援事業等については、国が示している費用負担の上限額について、所得に応じた本市独自の費用負担の軽減策を、既に実施しております。</p> <p>引き続き、適切なサービス利用を支援するよう取り組んでまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

164 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け容れる場合、必要な財政的措置をとること。

① 児童発達支援など障害児通所支援事業につきましては、国制度に基づき、運用しているところであり、本市独自での運営保障等を実施することは、本市の財政状況を踏まえると、非常に困難です。

しかし、児童発達支援は利用者の休みが多く、事業所の収入が不安定になりやすい状況にあるため、報酬の増額や自然災害による休所時の保障等について、機会を捉えて国に要望してまいります。

② 発達検査については、児童福祉センターにおいて業務改善等に取り組むとともに、療育施設や教育委員会等と連携し、協力を得ながら、適切な時期に実施できるよう取り組んでいるところです。

今後とも、関係機関との連携及び協力を行い、発達検査の待機期間短縮に努めてまいります。

③ 重症心身障害児、医療的ケアを必要とする児童への支援に当たっては、平成28年度から重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助金に加え、児童通所支援事業所の従業員に対し、喀痰吸引第3号研修の受講費用を補助する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金を設けており、重症心身障害児、医療的ケアを必要とする児童の受入体制の整備に取り組んでおります。

今後とも、さらに医療的ケアが必要とする児童や重症心身障害児が安心してサービスが受けられるよう、様々な形態のサービス提供体制整備を検討してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	164
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助 7,656千円</li> <li>・喀痰吸引等研修受講支援事業 150千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	165								
要 望 内 容	回 答										
<p>165 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。</p>	<p>① 平成25年4月から施行されている障害者総合支援法において、原則応能負担とされているものですが、本市としては、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担を生じない、また、将来にわたって安定し、利用者に分かりやすい制度となるよう、他の政令指定都市とも連携しながら、引き続き国に対し、必要な意見を述べてまいります。</p> <p>② 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、令和3年度も継続して実施してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」</td> <td>354,476千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜内訳＞</td> </tr> <tr> <td>    保健福祉局分</td> <td>236,684千円</td> </tr> <tr> <td>    子ども若者はぐくみ局分</td> <td>117,792千円</td> </tr> </table> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年 6月 国への要望（以降、毎年度実施）</p>			・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」	354,476千円	＜内訳＞		保健福祉局分	236,684千円	子ども若者はぐくみ局分	117,792千円
・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」	354,476千円										
＜内訳＞											
保健福祉局分	236,684千円										
子ども若者はぐくみ局分	117,792千円										



## 要 望 内 容

## 回 答

166 65歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。

- ・介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について、条件を大幅に緩和して周知を図ること。
- ・介護保険優先の原則を廃止するよう、国に求めること。

- ① 障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第7条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。
- ② また、国においては、これまで障害福祉サービスを利用されていた方の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、平成30年4月施行の障害者総合支援法改正において、65歳に達する前に5年以上、定められた障害福祉サービスを利用していた方に対し、所得の状況や障害の程度等を考慮し、介護保険サービスの利用者負担を償還する制度を設けております。
- ③ 一方、障害のある方の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、その意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が、介護保険サービスでは受けられないと認められる場合は、障害福祉サービスの支給ができるとされているため、本市において基準を定めて対応しております。ただし、国において明確な取扱基準が定められておらず、各自治体によって基準が異なっており、居住地によって利用できるサービスに差が生じるため、国に対して、明確な基準を示すよう要望しております。
- ④ さらに、本市では障害福祉サービスの利用者が介護保険の対象年齢となった際、利用者及び支援者の制度の理解や利用者に応じたサービスの検討が適切かつ円滑になされるよう、平成26年度から京都市障害者自立支援協議会に「介護保険部会」を設置し、現状の課題や対応策等について検討しているところです。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	167
要望内容	回答		
<p>167 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。</p>	<p>① 本市では、障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、入所施設利用者の地域生活への移行を進めているところであり、障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームについて、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や、設置事業者に対する開設に必要な情報の提供等、設置促進に取り組んでいるところです。</p> <p>令和3年度は、障害者共同生活援助事業所2箇所に対し整備助成を実施してまいります。</p> <p>② なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。</p> <p><b>（令和2年度2月補正予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者共同生活援助事業所整備助成      38,000千円【新規】</li> </ul> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者共同生活援助事業所整備助成      65,100千円【新規】</li> <li>・ あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 1,273千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

168 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。

- ① 移動支援については、同じガイドヘルプサービスとして国の制度で設けられている同行援護、行動援護及び重度訪問介護に準じた取扱いを行っております。
- ② 施設入所者の外出支援は、当該入所施設で対応されるべきものとして報酬上の評価がされており、重複報酬を避けるため、原則として同行援護、行動援護及び重度訪問介護の利用は対象外となっておりますが、一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない日は利用することが可能とされており、移動支援においても同様の取扱いです。
- ③ 国の通知において、給付できる日常生活用具については、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とされており、パソコンについては、上記の要件を満たさないものと考えており、日常生活用具の対象に加えることは困難です。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	169
要望内容	回答		
169 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいようにスポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。	<p>① 本市では、障害者スポーツセンター（左京区）及び障害者教養文化・体育会館（南区）を障害者スポーツの拠点と位置付け、全ての障害のある方がスポーツの機会を持てるよう、両施設において、教室の開催等を行っております。</p> <p>また、例年多くのボランティアや市民の皆様に支えていただきながら、全京都障害者総合スポーツ大会や全国車いす駅伝競走大会を開催するなど、障害のある方がスポーツを通じて社会参加し、障害の有無を問わず、交流が図れる機会を創出しております。</p> <p>令和3年度においても、東京パラリンピックに向け、ウィズコロナ時代を踏まえた実施方法に十分配慮のうえ、更に多くの方々に障害者スポーツを知ってもらう取組を進めるとともに、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進を図ってまいります。</p> <p>② なお、本市の厳しい財政状況から、障害者スポーツ施設の増設や既存施設への宿泊機能の付与等の予定はありませんが、障害のある方が利用しやすい施設のあり方については、引き続き検討してまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京パラリンピック2020大会に向けた障害者スポーツ振興 6, 243千円</li> <li>・障害者スポーツ振興 3, 323千円</li> <li>・全国車いす駅伝競走大会 14, 401千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	170
要望内容	回答		
170 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。	<p>① 手話通訳者養成事業を引き続き実施するとともに、将来的に手話通訳者を目指す方を増やしていくために、はじめて手話を学ぶ方向けの講座も継続して実施し、手話通訳者の養成につなげてまいります。</p> <p>② また、聴覚に障害のある方の情報保障を通じた社会参加を図るため、手話通訳者派遣事業を引き続き実施してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話による情報保障及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発等に関する事業 2,003千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成28年 4月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」施行</p> <p>平成29年 3月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」の策定</p> <p>令和 2年 3月 「第2期京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」の策定</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	171
要望内容	回答		
171 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。	<p>① 本市の厳しい財政状況の中、福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証と同一にまで拡大する予定はありません。</p> <p>② なお、磁気カードは、劣化に伴い磁気不良が生じる可能性があり、年度ごと等の更新が必要となり、多額の財政負担を伴う等の課題があることから、磁気カード化の予定はありません。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1,312,417千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	172												
要望内容	回答														
172 重度心身障害者医療費助成制度，重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。	<p>① 精神障害者の方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては，本市の厳しい財政状況において，実施は極めて困難です。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・重度心身障害者医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2,306,587千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>28,927千円</td> </tr> <tr> <td>・重度障害老人健康管理費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1,300,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>33,218千円</td> </tr> </table>			・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,306,587千円		事務費	28,927千円	・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,300,000千円		事務費	33,218千円
・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,306,587千円													
	事務費	28,927千円													
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,300,000千円													
	事務費	33,218千円													

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	173
要望内容	回答		
<p>173 福祉タクシーのチケットについては、利用実態調査をおこなうこと。利用者の声を聞いて使いやすいものに改善すること。</p>	<p>① 重度障害者タクシー料金助成事業については、これまで、交付対象者の拡大や助成額の変更など、制度を安定的・継続的に運営するための見直しを行ってきております。利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・重度障害者タクシー料金助成事業 154,268千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年10月 交付対象者拡大(精神障害者保健福祉手帳1級も対象)</p> <p>助成額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用券1枚当たり小型基本料金相当額→500円</li> <li>・利用券1乗車1枚使用→最大2枚まで使用可</li> </ul>		



## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆生活保護・生活支援の充実を

- 174 憲法25条に基づく生活保護行政を行うこと。
- 生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
  - 申請権を保障すること。生活保護申請用紙としおりを保健福祉センター窓口に置くこと。
  - 生活保護制度について、生活困窮者が気軽に利用できる制度として周知すること。
  - 生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について十分配慮すること。
  - 保護期限を定めた「就労指導」はしないよう徹底すること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
  - 後発医薬品の使用に不安がある場合は医師・歯科医師への相談や薬剤師を通じた疑義照会で先発医薬品の利用が可能なことを周知すること。
  - 高齢加算の復活を国に求めること。
  - 窮迫状態にある場合には速やかに職権による保護を行うこと。
  - ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。必要に応じて集団検討・研修等でケースワークに集団的に責任を持てるようにすること。
  - 保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守する

- ① 生活保護基準は、憲法25条の生存権を保障するため、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。
- 平成30年10月の見直しについては、一般低所得世帯（下位10%）の消費水準と保護基準との均衡を図るといった基本的な考え方のもと、同部会における議論等を踏まえ、引下げ幅を5%以内にとどめるとともに、3年間かけて段階的に実施されるなど一定の配慮がなされており、また、令和元年10月の見直しでは消費税率の引上げを勘案して+1.9%の改定が行われるなど、適切に実施されたものと考えていることから、国に対して引き上げを求めることは考えておりません。
- ② 本市では、専任の面接員を市内全保健福祉センターに配置し、保健福祉センターに相談に来られた方の困っておられる状況を詳しくお聴きし、利用できる施策等を案内するとともに、生活保護制度についてもしおりを交付して説明し、保護を受給するうえで発生する様々な義務や制約についても理解いただいたうえで、保護の申請をされるかどうかを判断していただいております。そのため、生活保護の申請書は、カウンター等に置くのではなく、御事情を詳しく聴かせていただき、必要な情報をもれなくお伝えしてから申請していただくため、面接室に準備させていただいております。
- ③ 生活保護制度については、生活にお困りの方が保健福祉センターに相談していただく機会が失われることがないように、その周知方法については適宜点検してまいり

## 要 望 内 容

## 回 答

こと。

- ・資産調査を強要しないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。
- ・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。
- ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
- ・捕捉率を調査すること。
- ・中高生への学習援助をさらに強化すること。支援者への適正な報酬を保障すること。
- ・加齢性難聴の補聴器を、治療材料として給付するよう求めること。
- ・市民が安心して暮らしの相談や生活保護制度が受けられるように、生活福祉課に福祉職の配置率を高め、新規職員への教育をいっそう充実すること。

たいと考えております。

なお、「京都市生活ガイドブック」暮らしのてびき（平成25年2月以降発行分）において、『生活に関するご相談』先として各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課を御案内するとともに、生活保護制度の説明を掲載させていただいております。

また、令和2年6月の市民しんぶんにおいては、「貸付制度・料金減免・相談窓口のご案内」として各区役所・支所の生活福祉課の窓口を案内するなど、必要な方が生活保護の窓口につながるよう、広報の拡大を図っています。

- ④ 就労支援に当たっては、身体状況以外にも生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた支援を行っており、あらかじめ保護の期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。

なお、働く力があるにもかかわらず、理由なくその活用を怠る場合は、生活保護法第27条に基づき文書で指示を行うなど、けじめのある指導を行っております。

- ⑤ 医療費の一部負担については、医療扶助の適正化に向け患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただく効果的な手法と考えられ、制度導入の可否等について議論することは重要であると考えられますが、本市においては、実際に一部自己負担を導入した場合の受給者の方々の家計への影響や、医療機関や保健福祉センターにおける事務的な負担等を総合的に勘案し、制度導入に向けた提言は行っておりません。

- ⑥ 平成30年10月の生活保護法改正により、生活保護の医療扶助においては原則

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	174
要望内容	回答		
	<p>として後発医薬品を処方するものとされました。ただし、生活保護受給者が後発医薬品の使用に不安を感じる場合等は、医師又は歯科医師に御相談いただくか、薬剤師を通じて疑義照会していただくなどにより、先発医薬品の処方を検討できるとされていますので、ケースワーカーが家庭訪問時等に説明する他、毎年度末に全被保護世帯へ配布するリーフレットにもこの取扱いを記載する等、必要な周知に努めております。</p> <p>⑦ 老齢加算の廃止については、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会・福祉部会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論を踏まえて決定されたと聞いており、直ちに廃止するのではなく3年間で段階的に引き下げ廃止するという激変緩和措置が設けられたことなどから、一定の配慮が行われたものと考えており、本市として、これを元に戻すよう求めることは考えておりません。</p> <p>⑧ 本市では、常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合には職権による保護を適用するなど、適切な制度運用に努めているところです。</p> <p>⑨ ケースワーカーの配置については、適切な自立支援をより一層推進していくため、厳しい財政状況の中で人員確保が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置しております。</p> <p>また、本庁課が主体となり生活保護法に関する内容に加え、他法他施策に関する</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	174
要 望 内 容	回 答		
	<p>内容など幅広い分野において研修を実施することにより、生活保護業務に携わる職員の知識の習得及び能力の向上を図ることに努めるとともに、各福祉事務所においても、自主的な研修の実施に努めております。</p> <p>加えて、ケースワーカーが行う業務のうち、専門的な内容について、就労については福祉・就労支援コーナーやキャリアカウンセラー、年金については年金検討員、健康については医療扶助相談支援員を配置して生活保護を受給されている方の支援を行うことで、ケースワーカーの業務を補完するとともに、適切なケースワークが行えるよう取り組んでおります。</p> <p>⑩ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。</p> <p>⑪ 生活保護の実施要領において、要保護者の方からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととされております。</p> <p>これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うためと認識しております。</p> <p>本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めているところですが、その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	174
要望内容	回答		
	<p>また、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらず、保有することが可能であるとされており、生活保護受給者の預貯金を一律に禁止するものではありません。</p> <p>⑫ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という過去の見舞金事業の目的は既に達成されたと考えられること、また本市の極めて厳しい財政状況から、あらためて夏季見舞金を創設することは考えておりません。</p> <p>⑬ 医療証方式では、保健福祉センターとして、受診希望者の医療の要否が事前に確認できない、適切な受診先医療機関の選定を行うことができないといった問題があることから、同方式の導入については、国において慎重に検討されるべきものと考えております。</p> <p>⑭ 生活保護制度の捕捉率に関する調査は、ナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきものであり、本市として独自に調査することは考えておりません。</p> <p>⑮ 学習支援の取組については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で実施しております。</p> <p>本事業では、令和元年度に、継続的にボランティアを確保し、子ども達にとってより良い学習環境を提供できるよう、1回当たりの交通費の支給額を増額する等の充実を行うなど、今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡充を</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	174
要望内容	回答		
	<p>検討してまいります。</p> <p>⑩ 補聴器については、聴覚障害のある方に対する障害者施策としての給付は認められていますが、近年、生活保護世帯の中で高齢者世帯の割合も50%を超え、障害があるとまでは言えないものの、聴覚に不自由のある方が多数いらっしゃることは認識しているところです。</p> <p>このため、本市としましても、例えば、聴覚の低下を原因として被保護者の日常生活に著しい支障がある場合は、生活保護医療扶助の治療材料としての給付を認めることができるよう、国に対して意見を伝えてまいります。</p> <p>⑪ 本市では、福祉行政の根幹を担うことができる職員を確保・育成することを目的として、平成24年度から一般事務職（福祉）（以下、「福祉職」という）を採用しており、令和2年4月17日時点での総数は95名となっております。</p> <p>今後も、福祉職を生活保護分野へ引き続き配置し、福祉職の職員が保有する知識や経験、専門性を新規職員を含めた所属全体で共有・発信し、活用することで、組織力の強化を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めてまいります。</p> <p>また、新規職員の教育については、配属先にて現業活動に直結した内容について研修やOJTサポート制度を通じて、業務に必要な知識や技能の早期習熟と業務を進めるに当たっての不安軽減を図るなど、職員の知識の習得及び能力の向上を図っております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b>  ・生活保護扶助費 <span style="float: right;">75,230,000千円</span></p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	174
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 17,772千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	175
要望内容	回答		
<p>175 市民のいのちを守るために、電気・ガス事業者、上下水道局とも連携し、料金・使用料及び税等の滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。</p> <p>・生活保護世帯及び、生活困窮者に対する上下水道料金の福祉減免制度を創設すること。</p>	<p>① 生活にお困りの方が相談等で訪問することがあると思われる各区の社会福祉協議会やハローワーク、また、地域の身近な相談相手として活動する民生・児童委員などはもとより、上下水道局とも協議を行うなど、生活困窮者支援制度について周知を図り、関係機関との連携体制を構築しております。</p> <p>② 今後とも、各区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、市民の方からの相談を受け付ける様々な関係機関や事業所に対して、生活困窮者支援制度についての周知、連携に努め、生活困窮者の把握や早期支援につなげていけるように努めてまいります。</p> <p>③ 水道料金及び下水道使用料の生活困窮者等への福祉減免制度の創設については、特定の利用者の料金を減免することにより他の利用者とその負担を転嫁することになることから、料金負担の公平の原則の下、実施する考えはございません。</p> <p>④ また、生活保護制度では、生活扶助の支給内容に水道料金及び下水道使用料をはじめとする光熱水費が含まれており、生活保護世帯に対する減免を行う必要はないものと考えております。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・生活困窮者自立支援事業 57,737千円</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

176 ホームレスの生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。

- ・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。一時保護施設に入所した場合も、居宅と位置づけ、すみやかに保護認定した上で、地域での生活が送れる支援を強化すること。
- ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
- ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
- ・中央保護所の機能を高め充実すること。救護施設は市の責任で利用者が活動しやすい場所に設置し、運営すること。
- ・緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人を利用できるように、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備を行うこと。健康で文化的な生活を営むための必要経費を支給すること。

① ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きした上で、その方に適した支援方針を定めております。このため、本人が生活保護を申請し、居宅生活を希望され、本市が国の通知に基づき居宅生活が可能と判断した場合には、速やかな生活保護の審査及び居宅確保に努めており、今後も適切に対応してまいります。

② 自立支援センターについては、実態に即した定員設定や支援体制等の整備を行い、ハローワークとの連携による就労支援等に取り組んでいるところです。今後も、入所者の住環境の改善を図るとともに、就労による自立に向けた支援を進めてまいります。

③ 本市のホームレス支援を推進していくに当たっては、ホームレスを支援する民間団体等が有するノウハウ等を活用し、連携して取り組むことが重要であると考えております。引き続き、事業委託等も含め、民間団体等と連携を深めてまいります。

④ 中央保護所については、引き続き、指定管理者と連携し、入所者の自立の支援に取り組んでまいります。また、救護施設の整備については、社会福祉法人みなと寮の計画の断念を受け、令和2年4月20日に再公募を行うとともに、市内の法人・事業者に対して公募内容を説明に回るなど、積極的に働きかけをおこなってまいりましたが、期限内の応募はありませんでした。本市としては、救護施設が必要な施設であるとの考えのもと、引き続き、検討を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	176
要望内容	回答		
	<p>⑤ 緊急一時宿泊事業については、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、新たに宿泊施設を募集し、施設を増やしているところであり、今後、新型コロナウイルス感染症による影響を注視しながら、より一層利用しやすい施設となるよう検討してまいります。また、就職活動等の理由により日用品が必要な利用者の方に対しては、必要に応じて日用品を現物で支給しております。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス自立支援センター事業            49,042千円</li> <li>・中央保護所運営経費                            104,925千円</li> <li>・宿泊援護事業                                    139,098千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	177
要望内容	回答		
177 厳しさを増す市民生活に鑑み、市営葬儀事業を復活させること。	<p>① 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で、残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業を復活する考えはありません。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」こととされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月 事業廃止</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	178
要望内容	回答		
178 京都市独自の通年で実施する生活資金貸付事業を創設すること。生活保護受給者も対象とすること。	<p>① 経済的困窮者への支援としましては、平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を開始し、通年で生活全般の困りごとに関する相談にきめ細やかに対応しており、また、相談内容に応じて、京都市社会福祉協議会が受付を行っている生活福祉資金貸付が利用できる仕組みが構築されています。</p> <p>② 今後とも、生活困窮者自立相談支援事業において、対象者への寄り添い支援を行うとともに、必要な方は、生活福祉資金貸付につなぐなど、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	179						
要望内容	回答								
179 各内職会への補助金制度の廃止方針は撤回すること。	<p>① 本市では、これまでから要綱に基づき、各内職会の運営事務費に対し、補助金を支出してきておりますが、依然として厳しい本市財政状況や内職就労を取り巻く状況に鑑み、補助金支出の必要性を含め検証し、団体の自助努力による存続が可能となるよう団体とも協議しながら、段階的に見直しを行い、令和2年度で廃止するものであり、その撤回は考えておりません。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の段階的な見直し(予算額の推移)</li> </ul> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>500千円</td> </tr> </table>			平成30年度	2,000千円	令和元年度	1,000千円	令和2年度	500千円
平成30年度	2,000千円								
令和元年度	1,000千円								
令和2年度	500千円								

## 要 望 内 容

## 回 答

## 4 市民の暮らし・営業を守る市政運営を

## ◆以下のことを国に対して求めること

180 経済・景気・暮らしを回復するために、消費税は廃止を展望し、5%に減税すること。中小零細企業の営業に深刻な打撃を与えるインボイス制度の導入をやめること。

① 消費税率については、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために10%への引上げが行われたものです。

消費税率の引上げ分は、介護、年金、医療及び子育て等の社会保障に充てることとされており、本市としましても、こうした施策にしっかりと取り組み、市民のいのちと暮らしを守ってまいります。

② インボイス制度は、軽減税率が導入されるに当たり、適正な課税を確保するため、令和5年10月1日から導入されるものと認識しております。

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者からの仕入れでなければ仕入れ税額控除ができないため、免税事業者については適格請求書発行事業者となるために課税事業者に転換するかどうかの判断が必要となります。このため、軽減税率の導入からインボイス制度の実施まで4年間の猶予期間が設けられるとともに、免税事業者が納入先企業等から短期間のうちに課税事業者への転換を求められたりすることのないよう、インボイス制度の実施後も、免税事業者からの仕入れについて一定割合の仕入れ税額控除を認める6年間の経過措置が設けられるなどの対策が講じられております。

本市としても、商工会議所をはじめとする経済団体との連携を密にし、国や京都府とも一体となって、こうした制度の周知徹底を図るなど、円滑に制度が運用されるよう、取り組んでまいります。

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	180
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 26 年 4 月 消費税率 8 % への引上げ</p> <p>平成 27 年 3 月 消費税率 10 % への引上げ時期を 1 年半先送りする改正法が成立</p> <p>平成 28 年 11 月 消費税率 10 % への引上げ時期をさらに 2 年半先送りする改正法が成立</p> <p>令和 元年 10 月 消費税率 10 % への引上げ</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

◆以下のことを国に対して求めること

181 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。

① 平成23年度税制改正大綱において、「納税者権利憲章」を策定し、平成24年1月1日に公表することとされていましたが、国会における審議の結果、平成23年度における策定が見送られました。国においては、納税者権利憲章の制定よりも、納税者の利益の保護の観点も踏まえた措置を手当てしていくことの方が重要との考え方の下、平成27年度税制改正において、納税の猶予制度に関する手続の明確化が行われるなど、納税環境の整備が進められており、本市においても、市税条例の改正などの対応を行っております。引き続き、国における対応を踏まえ、納税環境の整備を含め、適正かつ公平な税務事務の推進に努めてまいります。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	182
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に対して求めること</p> <p>182 生活費非課税の原則に基づき、基礎控除・人的控除引き上げなど課税最低限を引き上げること。</p>	<p>① 個人所得課税における所得控除は、納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり、その見直しについては、税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか、国民生活、地方自治体等に与える影響や給付措置等を踏まえ、国において総合的に判断された結果と認識しております。</p> <p>② また、国では、平成30年度税制改正において、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、令和3年度分以後の個人住民税について、基礎控除を一律10万円引き上げることとされております。本市においては、これを受けて、個人市民税の減免範囲を拡大（所得要件を10万円引き上げ）したところです。今後も、国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆以下のことを国に対して求めること

183 累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。

- ・個人市民税の累進制を復活すること。法人市民税の累進制を強化すること。
- ・大企業優遇の税制度をあらため、中小企業並みの負担を求めること。

① 所得課税である所得税については、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、累進的な税率構造が、個人市民税については、応益性や偏在度の縮小といった観点から、比例税率が採用されており、両税目で役割分担の明確化が図られております。

そのため、個人市民税の税率については、国税である所得税等、所得課税全体の中で検討されるべきものと考えております。

② 法人市民税については、本市では、資本金等の額が3億円を超える企業等に対し、法人税割の税率を8.2%（標準税率6.0%）とする超過課税を行い、その能力に応じた負担をお願いしているところです。

③ 大企業・高額所得者の負担に関して、この間、国において、所得税の最高税率の引上げや大企業に対する欠損金繰越控除額の引下げが行われたほか、平成30年度税制改正において、令和3年度分以後の個人住民税について、高額所得者に係る基礎控除が逡減・消失する仕組みの創設や、給与所得控除の上限の引下げ、高額所得がある年金受給者の公的年金等控除の見直しが行われたところです。

④ また、国においては、日本の立地競争力や企業の競争力を高める一環として、成長志向に重点を置いた法人税改革を進めており、法人実効税率の引下げが行われております。法人住民税については、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ることを、指定

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	183
要望内容	回答		
	都市共同で要望しております。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	184
要 望 内 容	回 答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>184 雇用は正社員を基本とし、労働者派遣法は抜本改正すること。</p>	<p>① 正規雇用の拡大を図るためには、雇用の7割を占める中小企業の成長と下支えが重要であり、これまでから、中小企業の振興をはじめ、産業政策と雇用対策を一体的に取り組んでまいりました。</p> <p>② とりわけ、令和元年度からは、観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトを実施しており、非正規雇用率が高い観光関連産業における正規雇用化を推進しております。</p> <p>③ また、令和2年4月からは、わかもの就職支援センター内に、就職氷河期世代に当たる方の地域企業への雇用を促進する拠点を設置し、就職相談や地域企業とのマッチングなどを実施しております。</p> <p>④ さらに、令和2年6月には、国に対し、正規雇用化の一層の促進により、地域経済の好循環を促し、更なる経済成長につなげるため、非正規雇用から正規雇用への促進のための支援の充実について要望を行ったところです。</p> <p>今後とも、正規雇用の拡大、雇用の質の向上を図り、市民所得の向上に向けて取り組んでまいります。</p> <p>⑤ なお、労働者派遣法については、同一労働同一賃金の導入など、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止を盛り込んだ改正法が、令和2年4月（中小企業への適用は令和3年4月）に施行されており、本市としても、京都労働局や京都府と連携し、企業への周知に努めてまいります。</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	184
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 3 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域企業応援プロジェクト (中小企業振興対策) 62,300 千円  (うち, 就職氷河期世代活躍支援事業 16,000 千円)</li> <li>・ 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300 千円</li> <li>・ 観光関連産業の担い手確保・育成支援 17,600 千円  (うち, 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 8,800 千円)</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 29 年度～平成 30 年度 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</p> <p>令和 元年度～ 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトの実施</p> <p>令和 2 年度～ わかもの就職支援センター内に就職氷河期世代活躍支援コーナーを設置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	185
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>185 「残業代ゼロ」、過労死を増やす「働き方改革一括法」は廃止すること。</p>	<p>① 働き方改革については、国は、雇用の7割を占める中小企業で、着実に推進することが重要であるとともに、その推進を通じて魅力ある職場とすることで、中小企業の担い手不足の解消にもつながるとしております。</p> <p>② 本市では、これまでから「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭生活の両立支援等に積極的に取り組む企業の表彰や、ロールモデルの発掘、ふれあいまつり等の機会を活用した広報啓発等に取り組むとともに、女性の活躍推進においても、オール京都体制で様々な取組を進めております。</p> <p>③ また、経済団体等と連携し、京の企業「働き方改革」自己診断制度の利用を促進するとともに、京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」事例の周知啓発を行うことで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押ししております。</p> <p>④ 今後とも、国や京都府と密接な連携と適切な役割分担を図りながら、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、着実に取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 3月 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画策定</p> <p>平成29年 3月 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画(改定版)の策定</p> <p>4月 局を横断する「働き方改革」推進プロジェクトチームを設置</p> <p>平成30年10月 京の企業「働き方改革」自己診断制度を創設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	186
要望内容	回答		
<p>◆以下のことを国に対して求めること</p> <p>186 「カジノ解禁推進法」及び「カジノ実施法」は廃止し、具体化しないこと。</p>	<p>① 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」を踏まえ、平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が成立し、令和2年1月には、国においてIR事業者の監督等を行う「カジノ管理委員会」が設置されました。</p> <p>また、同年10月には、カジノを含むIRを整備するための基本方針案のパブリックコメントが実施され、同年12月18日に決定されたところです。</p> <p>② IR整備法の区域整備計画の認定申請の期間は、政令により、令和3年10月1日から令和4年4月28日までと定められており、今後、IRの誘致を目指す自治体において、実施方針の策定・公表やIR事業者の公募・選定が進められることとなります。引き続き、広域観光の観点等から、他都市の動向を注視してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆市民の暮らし・営業を守る市政運営を

187 公共施設の再編・集約化の方針を改めるとともに、区役所機能の強化を図ること。

- ・「京都市資産有効活用基本方針」にもとづく「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」は撤回すること。市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。
- ・集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。

① 区役所機能の強化については、地域防災力の向上のため、区役所・支所が、地域や関係団体と密接に連携しながら「地域の防災拠点」としての役割を果たしていけるよう、平成24年4月に「地域防災係長」を配置しております。

また、区長が総合調整機能を発揮し、区民主体のまちづくりを戦略的に推進するために、平成28年度から令和2年度にかけて、企画課長・企画係長を配置する等、区役所・支所の政策立案機能強化に取り組んでいるところです。

加えて、平成31年4月には、課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援の充実を図るため、全区役所・支所の子どもはぐくみ室に「子育て支援係長」を新たに配置し、令和2年8月には、引きこもり状態の方等への寄り添い支援の調整役として、全区役所・支所の健康長寿推進課に「寄り添い支援係長」を配置するなど、必要な人員はしっかりと増員し、区役所機能の強化を図っております。

② 市有地の有効活用に当たっては、「京都市資産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき取組を推進しているところです。

基本方針においては、本市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を図ることとしております。また、市民、事業者等からの提案を受け付ける「資産有効活用市民等提案制度」、基本方針の理念の下に策定した「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づく提案募集等により、あらゆる角度から活用を検討し、推進しているところです。今後も、基本方針の考えに基づき、市民の意見を踏まえながら、市有地の更なる有効活用を進めてまいります。



## 要 望 内 容

## 回 答

- ③ 税務事務については、「税務行政の複雑化に対応するための専門性の維持向上及び人材育成」及び「より効率的な執行体制の確立」を図るため、平成26年11月に市税事務所を設置し、課税業務を集約しております。
- ④ また、徴収業務については、平成27年4月に各区役所・支所内に税務センターを設置した以降も、滞納者数・金額ともに大幅に減少しているなどの状況変化を踏まえ、より効果的かつ効率的な執行体制を構築するため、市民サービスの低下を招かないような措置を講じたうえで、令和元年10月15日に市役所分庁舎に集約を行いました。
- これらの集約後も、混乱なく適正かつ円滑に運用を行っております。
- ⑤ この集約・再編により、職員が培った知識やノウハウの共有、蓄積を進めることによる職員の専門性の向上や効率的かつ効果的な執行体制の構築を図ることができ、ひいては、より適切かつ公平な税務事務の推進につながるものと考えております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	188
要望内容	回答		
188 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。	<p>① 文化庁の移転は、国において、全国の多様な文化に光を当て、東京一極集中の是正と文化による地方創生を目指した歴史的な取組です。同時に、地元京都にとっても、都市格の向上や将来の発展に大きく繋がるものであり、京都もその目的の達成へ責任を担っていく必要があります。</p> <p>② 文化庁の誘致に当たっては、オール京都で、土地の提供、庁舎建設費の応分の負担、職員の受入に係る協力の3点をお約束しており、こうしたオール京都で示した地元の熱意と本気度が伝わり、現時点では、全国で唯一の中央省庁の地方移転となる、文化庁の全面的移転という国の英断に結びついたものと考えております。</p> <p>③ 今後とも、京都府、経済界と共にオール京都で、文化庁を受け入れる地元の協力について誠実に実行するとともに、文化庁との連携の下、衣食住などの生活文化をはじめ、京都の強みである「文化」を基軸に、あらゆる政策との融合・連携を図り、文化の力で日本を元気にする取組を展開してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b>  ・文化庁の京都移転の推進 4,900千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成28年度 国への要望(以降毎年度実施)  平成29年 4月 「文化庁地域文化創生本部」発足</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	188
要望内容	回答		
	7月	「文化庁移転協議会」(第4回)開催 ・「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」の取りまとめ	
	平成30年 8月	「文化庁移転協議会」(第5回)開催 ・「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」の取りまとめ	
	10月	「新・文化庁」発足	
	令和 元年 9月	「文化庁移転協議会」(第6回)開催 ・「京都移転シミュレーション実施計画」の取りまとめ	
	令和 2年 2月	「文化庁移転協議会」(第7回)開催 ・「文化庁の京都移転に伴う庁舎整備の工期延伸について」の取りまとめ	
	6月	「文化庁移転協議会」(第8回)開催 ・「文化庁の本格移転先庁舎の整備について」の取りまとめ	
	9月	「文化庁移転協議会」(第9回)開催 ・「令和2年度京都移転シミュレーション実施計画について」の取りまとめ	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	189
要望内容	回答		
<p>189 職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。「民間でできることは民間に」と市民サービスを低下させ公的責任の放棄につながる事務・事業の民間委託化はすすめないこと。</p>	<p>① 本市においては、国や他都市の水準を上回る福祉や教育、子育て支援等を推進しながら、持続可能な行財政の確立を図るため、「民間でできることは、民間に」を基本方針に、この間、ごみ収集・処理業務の委託化や福祉施設の民間移管など、市民サービスをしっかりと維持しながら、委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について、職員数を削減しております。</p> <p>② 一方で、人員が必要な部署にはしっかりと増員しており、児童虐待対策の充実や、区役所・支所における地域防災対策の充実、企画機能の強化、ひきこもり状態にある方への寄り添い支援など、市民のいのちと暮らしを守るための体制強化を行ってきたところです。</p> <p>③ 引き続き、市民サービスを維持しつつ、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、委託化・民営化などによって業務量の減少が確実に見込める部分について、職員数の適正化に取り組んでまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	190
要 望 内 容	回 答		
190 職員募集・採用については、障害者法定雇用率を早期に満たすこと。	<p>① 本市では、障害者の社会参画の一層の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進に関する法律」で定められた法定雇用率を確保し、事業主の責務を果たしていくため、平成15年度以降、身体に障害のある方を対象とした採用試験を実施しております。</p> <p>② また、令和2年度から、障害のある方を対象とした採用試験の受験対象に知的・精神障害者を追加するとともに、より柔軟に勤務時間や業務内容等を調整することが可能な会計年度任用職員としての雇用も進めております。</p> <p>③ 引き続き、令和2年6月1日付けで策定した「京都市障害者活躍推進計画」に基づき、障害の種別にかかわらず、障害のある方が、その意欲、能力、適性に応じて働くことができる環境整備を進め、法定雇用率の達成に向けた取組を推進してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
<p>191 公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。</li> <li>・雇用の継続についての項目を設けること。</li> <li>・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。</li> </ul>	<p>① 報酬額の最低限度額を定める条項については、条例制定の過程で、多くの団体等から意見を聴取した結果、賛否両論があったことや、賃金に関する必要な規制は法律に基づくことが基本であることなどを総合的に勘案し、本市としては熟慮のうえ導入しないこととしました。公契約基本条例に基づき、公契約の発注者として国の関係機関等とも連携し、公契約の下で働く労働者の良好な労働環境全般が確保並びに維持及び向上されるよう、引き続き、努めてまいります。</p> <p>② 雇用の継続については、それぞれの業務等の実態に応じて検討すべきものであり、条例で一律に規定するものではないと考えております。</p> <p>③ 平成28年6月からは、一定の公契約の受注者に対して、全ての下請事業者も含め、社会保険や最低賃金など労働関係法令遵守状況報告書の提出を義務付けており、違反者に対しては、事業者名の公表などの措置を採ることとしております。また、労働者等からの通報や相談のための窓口を設置することなどにより、適正な運用を担保しております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約審査委員会 579千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

192 民間まかせにせずに職員を抜本的に増員し、「民泊」「簡易宿所」に対する調査・指導体制を強化すること。市民生活環境と調和せず、改善も見られない事業者に対しては、営業の許可を取り消すこと。

① 本市においては、市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、使用人等の原則施設内への駐在や近隣住民への事前説明を事業者に義務付けるなど、法律の範囲内という限界ぎりぎりまで挑戦した、全国で最も厳しい条例の制定をはじめとする本市独自のルールを定め、全庁を挙げて宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進めております。

② 宿泊施設に対する調査・指導体制については、平成29年4月に医療衛生センターに「民泊」対策専門チームを設置して以降、逐次体制の強化を図っており、市民の生活環境を脅かす違法な「民泊」は断じて許さないという強い決意のもと、徹底的な指導に取り組んできたところです。

その結果、平成28年4月から令和2年12月末までに違法「民泊」疑いにより通報のあった2,662施設のうち99%に当たる2,657施設について、営業中止等に至らしめ、苦情件数も激減するなど大きな成果を挙げております。

③ また、宿泊施設における不適正な運営に対しては、「民泊通報・相談窓口」等も活用して、その状況を把握するとともに、重大なルール違反があった場合には、法令に基づく行政処分を実施するなど、厳正に対処しております。

④ 引き続き、違法、不適正な「民泊」の根絶に向けた取組を強力に進めるとともに、本市の独自ルールが確実に守られ、地域住民と事業者の調和がしっかりと確保されるよう、取組を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	192
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「民泊」対策事業 53,642千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年12月 「「民泊」対策PT」の設置</p> <p>28年 7月 「民泊通報・相談窓口」の開設</p> <p>29年 4月 医療衛生センター内に、「民泊」対策専門チームを設置</p> <p>30年 3月 「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」等の制定</p> <p>6月 京都市「民泊」対策等連絡協議会の設置</p> <p>8月 「民泊」地域支援アドバイザー派遣事業の開始</p> <p>令和 2年 4月 既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用</p>		



要望内容

回答

<無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況（平成28年4月～令和2年12月末時点）>

（単位 施設）

年度	延べ 通報 等回数 <sup>※1</sup>	延べ 現地 調査 回数	調査指導 対象施設数 <sup>※2</sup>		営業者 等の特 定調査 中	指導中	営業中 止・ 撤退	旅館業 に該当 せず <sup>※3</sup>
				新規				
平成28	1,901	2,143	1,159	1,159	505	222	352	80
29	1,337	2,996	1,339	612	746	260	228	105
30	870	2,564	1,689	683	16	8	1,482	183
令和元	203	498	203	179	2	2	110	89
2 <sup>※4</sup>	33	33	33	29	4	1	14 <sup>※5</sup>	14
			【累計】	2,662			2,186 <sup>※6</sup>	471

合計 5 施設が指導中  
又は継続調査案件

- ※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの
- ※2 前年度から継続調査の必要な施設を含む（平成28年度から集計開始）
- ※3 住居等として使用していたもの
- ※4 令和2年12月末時点
- ※5 本市の取組により、営業実態が失われるなど、指導の必要性がなくなった施設数10施設を含む
- ※6 うち、旅館業の許可取得施設は、148件（平成28年度：52件、平成29年度：30件、平成30年度：54件、令和元年度：12件、令和2年度：0件）、住宅宿泊事業の届出施設は、15件（平成30年度：10件、令和元年度：5件、令和2年度：0件）

要 望 内 容

回 答

<民泊通報・相談窓口の通報等受付件数（平成28年7月13日～令和2年12月末時点）>

年度	通報	開業相談	その他意見等	計
平成28※1	1, 148件	211件	364件	1, 723件
29	1, 010件	107件	843件	1, 960件
30	1, 095件	140件	899件	2, 134件
令和元	468件	41件	370件	879件
2※2	127件	13件	120件	260件
累計	3, 848件	512件	2, 596件	6, 956件

※1 平成28年7月13日から受付開始

※2 令和2年12月末時点

<旅館業法に基づく許可施設数の推移について（令和2年12月末時点）>

年度	旅館・ホテル		簡易宿所				合 計	
	総施設数	新規許可件数	新規許可件数		総施設数	新規許可件数		
			総施設数	うち、京町家※1			総数	うち、京町家※1
平成28	550	25	1, 493	370	813	231	2, 043	838
29	575	38	2, 291	543	871	181	2, 866	909
30	624	73	2, 990	684	846	171	3, 614	919
令和元	656	61	3, 337	899	602	166	3, 993	663
2※2	675	45	3, 188	957	311	113	3, 863	356

※1 京町家は平成24年度から実施

※2 令和2年12月末時点

## 要 望 内 容

## 回 答

<住宅宿泊事業届出受付窓口対応状況（平成30年3月15日～令和2年12月末時点）>

年度	窓口対応 件数	電話問合せ 件数	対応件数合計	受理件数	廃業等届出件数
平成29 <sup>※1</sup>	193	320	513	0	0
30	2,432	4,921	7,353	502	12
令和元	976	2,254	3,230	307	81
2 <sup>※2</sup>	186	627	813	54	135

※1 平成29年度計は、平成30年3月15日～3月31日分の集計

※2 令和2年12月末時点

## 要 望 内 容

## 回 答

193 住宅宿泊事業法による届出「民泊」施設，旅館業法に基づくホテル・旅館業，簡易宿所について，環境衛生監視員による年1回の立入調査を徹底すること。各行政区に保健所，相談窓口を復活すること。

① 住宅宿泊事業の届出を行った施設や旅館業営業の許可を取得した施設に対しては，民間委託による調査も活用しながら，各施設の運営状況を把握し，必要な指導を行うなどの取組を進めております。

不適正な運営があった施設などについては，「民泊通報・相談窓口」等への通報等があった場合，直ちに状況を確認のうえ，是正するように指導を徹底しております。また，本市の指導にもかかわらず，悪質なルール違反を繰り返す者には，行政処分も視野に，適切かつ厳正な対応を行っており，宿泊施設の適正運営が確保されるよう，取り組んでおります。

② なお，保健所及び相談窓口については，全市的に機動的かつ効果的な対応を図るために集約化を図ったものであり，各行政区に戻すことは考えておりません。集約化のメリットを活かし，違法，不適正な「民泊」の根絶に向けた取組を強力に進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	194
要望内容	回答		
194 小規模宿泊施設、京町家も含め、全ての宿泊施設内に玄関帳場設置と管理者の常駐を義務づけること。	<p>① 本市では、独自に、原則として全ての旅館業施設に玄関帳場等の設置を義務付けており、小規模宿泊施設や京町家を活用した施設内への玄関帳場設置を免除する例外を適用する場合であっても、旅館業施設の適正な運営に必要なルールとして、面接による鍵の受け渡しや宿泊者名簿の正確な記載、迷惑行為を防止するためのハウスルールの説明などを条例により義務付け、その徹底を強く指導しております。</p> <p>② また、全ての旅館業施設において、迷惑行為に対する苦情や緊急事態などに的確に対応するため、人を宿泊させる間、営業者等が施設内又は直ちに駆け付けることができる場所に駐在することを本市独自ルールで義務付けております。さらに、令和2年11月には、これらを厳格に運用できるよう条例を改正し、当該駐在義務等に違反した場合は、旅館業法に基づく行政命令の対象とすることができるようにするなど、市民と宿泊者の安全安心の確保を図っております。</p> <p>引き続き、本市独自ルールの遵守を一層徹底し、地域住民と事業者の調和が確保され、安全安心な施設運営が徹底されるよう取組を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	195
要望内容	回答		
195 木造住宅密集地，路地奥，連棟，学校・社会福祉施設周辺での「民泊」「簡易宿所」の立地を制限する条例改正を行うこと。連棟での「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。	<p>① 宿泊施設（連棟形状であるものを含む。）の立地については，旅館業法又は住宅宿泊事業法のほか，建築基準法や消防法令等の関係法令に違反しない限り事業の実施は可能であり，法令に反しないものを本市が恣意的に認めないということはありません。</p> <p>② 一方で，事業の実施に当たり，住民の皆様の理解を得ていくことは極めて重要であることから，本市独自ルールにおいて，許可申請又は届出の20日前までに近隣住民への事前説明を実施することや，人が宿泊する間，施設内又は10分・800メートル以内の場所に駐在することなどを事業者には義務付けております。</p> <p>③ 宿泊施設の立地規制については，建築基準法に基づく用途制限や接道規定等が定められ，住民意思をまちづくりに直接反映させるための地区計画や建築協定といった制度の活用も図っております。</p> <p>さらに，本市独自の取組となる，宿泊施設立地に際しての「地域との調和」に向けた事前説明手続の充実として，構想段階における説明を求める新制度※を令和2年12月に創設したほか，宿泊施設の「質の向上」に向けたバリアフリー基準の更なる充実として，一般客室の内部にまで踏み込んだバリアフリー条例の改正案を令和3年2月市会に提案するなど，令和3年度の施行に向けて取組を実施しているところです。</p> <p>※「京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱」</p> <p>④ 引き続き，本市の独自ルールが確実に守られ，地域住民と事業者の調和がしつか</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	195
要望内容	回答		
	りと確保されるよう、全庁を挙げて取組を進めてまいります。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	196								
要望内容	回答										
196 近隣住民等から求められた際の協定書は義務規定とすること。	<p>① 協定書は、事業者と自治会等地域住民の間で、信頼関係構築のため任意に締結される契約です。地域住民からの申入れ等があれば、真摯に対応し、合意事項を協定書として締結するよう指導はしておりますが、旅館業法に基づく許可及び住宅宿泊事業法に基づく届出において義務付けることはできません。</p> <p>② 一方で、住民の理解を得ていくことは極めて重要であることから、本市独自ルールにおいて、営業者に対し、許可申請又は届出の20日前までに、施設の概要等を記載した標識の掲示や近隣住民への事前説明の実施、周辺住民の生活環境悪化防止のためのハウスルールの作成・説明を義務付けております。さらに、住民と営業者の間の信頼関係の構築を図るため、協定書の締結や説明会の実施について助言するほか、住民からの求めに応じ「民泊」地域支援アドバイザーを派遣するなど、住民の不安やお困りごとを具体的に解消する仕組みを設けております。</p> <p>引き続き、地域住民と事業者の調和の確保を図る取組をしっかりと進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・「民泊」対策事業費</td> <td>53,642千円</td> </tr> <tr> <td>    (うち、「民泊」に係る地域住民支援事業)</td> <td>1,400千円)</td> </tr> <tr> <td>・建築協定等を活用したまちづくり支援事業</td> <td>10,100千円</td> </tr> <tr> <td>    (うち、地域に対する専門家派遣等の支援)</td> <td>5,100千円)</td> </tr> </table>			・「民泊」対策事業費	53,642千円	(うち、「民泊」に係る地域住民支援事業)	1,400千円)	・建築協定等を活用したまちづくり支援事業	10,100千円	(うち、地域に対する専門家派遣等の支援)	5,100千円)
・「民泊」対策事業費	53,642千円										
(うち、「民泊」に係る地域住民支援事業)	1,400千円)										
・建築協定等を活用したまちづくり支援事業	10,100千円										
(うち、地域に対する専門家派遣等の支援)	5,100千円)										



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	197
要 望 内 容	回 答		
197 全ての「民泊」「簡易宿所」にスプリンクラー及び消防署への通報機能のある火災報知器の設置を義務づけること。	<p>① スプリンクラー設備は、火災を感知し、自動的に放水して消火する設備であり、宿泊施設については、延べ面積が6,000㎡以上又は11階以上の建物に設置が義務付けられています。</p> <p>また、宿泊施設に設置するスプリンクラー設備は、大規模かつ複雑であるため、小規模な宿泊施設への設置が困難であることに加え、設置費用等も高額であり、スプリンクラー設備の設置を義務付けることは適当ではないと考えます。</p> <p>② 火災通報装置は、そのボタンを押下し、又は、自動火災報知設備と連動させて、自動的に、119番通報を行うことができる設備であり、宿泊施設については、延べ面積が500㎡以上で設置が義務付けられています。</p> <p>火災通報装置は、設置に際して、電話回線の開設や本体及び関連機器を購入する必要があり、一定の経費負担が発生するため、現時点では、全ての宿泊施設に対して火災通報装置の設置を義務付けるまでは考えていませんが、より有効な通報体制を確保し、一層安全な宿泊施設とするため、令和2年度から消防法令上義務付けのない施設に対しても設置に向けて、指導用のチラシを配布しており、令和3年度においても、引き続き、指導を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設に対する火災通報装置の設置指導の推進 100千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	198
要望内容	回答		
198 社会経済情勢の変化，生活様式及び人口減少社会をふまえ，リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。	<p>① リニア中央新幹線は，東海道新幹線の老朽化や災害リスクに備えるとともに，3大都市圏を約1時間で結ぶ「新たな国土軸」を形成するものであり，京都はもとより，国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。</p> <p>② 引き続き，京都府，経済界等と連携し，京都府中央リニアエクスプレス推進協議会と連携したリニア京都誘致の活動を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進 750千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年 1月 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」の設置</p> <p>平成22年 7月 「明日の京都の高速鉄道検討委員会」の設置</p> <p>平成24年 2月 「明日の京都の高速鉄道検討委員会」が「提言」を発表</p> <p>9月 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会総会」の開催</p> <p>平成26年 1月 「リニア中央新幹線の京都誘致に向けた決起会」の開催</p> <p>4月～ 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」として，地下鉄各駅での広告掲出やPR事業等を実施</p> <p>7月 シンポジウム「みんなで考える、京都の未来 ～リニアを、京都へ。～」の開催（主催：公益社団法人京都青年会議所，本市）</p>		

要 望 内 容

回 答

199 北陸新幹線延伸については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小廃止につながることで、地下水など自然環境や、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。延伸計画を京都市は進めないこと。

① 北陸新幹線は、近畿圏と北陸圏を結ぶ、環境性能と効率性に優れた基幹的な高速輸送体系を形成するものであり、移動時間の短縮により地域の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、新駅が設置される地域だけに限らず、新駅と結節する沿線地域にも広く利便性の向上をもたらす、災害時等には東海道新幹線の代替路線としての機能も果たし得る貴重な社会資本です。

② 北陸新幹線の延伸については、現在、環境影響評価の進められているところであり、当該手続の中で、環境影響評価審査会の御意見もいただいたうえで、自然環境や生活環境、文化財、都市機能、建設発生土砂の処理など様々な点で影響を徹底して回避・低減していただくため、本市として、しっかりと必要な意見を提出してまいります。

③ また、在来線がJR西日本から経営分離されないための措置、地元自治体に対する財政措置等については、京都府や関西広域連合と連携し、市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した円滑な整備の推進等とあわせて、引き続き、国に要望してまいります。

(令和3年度予算額)

・ リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進 750千円

(経過・これまでの取組等)

平成27年11月～ 国への要望活動を実施 (以降毎年度実施)

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
	平成28年 4月～	商店街関係者と連携したPR事業や、各局区の事業におけるブース出展など、きめ細かな活動をリニア京都誘致の取組と併せて実施	
	平成29年 3月	「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」において、北陸新幹線の敦賀・大阪間は、「敦賀駅－小浜市（東小浜）附近－京都駅－京田辺市（松井山手）附近－新大阪駅」を結ぶルートとすることが決定	
	令和 元年 5月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を公表	
		7月	配慮書に対する京都市長意見を京都府知事と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に提出
		11月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を公表
	令和 2年 3月	方法書に対する京都市長意見を京都府知事に提出	
		4月	方法書に対する京都府知事意見を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に提出

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	200
要望内容	回答		
200 区役所の権限と予算を拡充すること。	<p>① 本市では、区長が総合調整機能を発揮し、区民主体のまちづくりを戦略的に推進するため、平成28年度から令和2年度にかけて企画課長・企画係長を配置する等、区役所・支所の政策立案機能強化に取り組んでいるところです。</p> <p>② また、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」においては、各区の特性を發揮できる予算権限を区長・担当区長に与えており、区民にとって最も身近な各区役所・支所が地域の課題や区民のニーズをしっかりと把握したうえで、課題解決等に向けた事業に区民と共に取り組んでおります。</p> <p>③ 今後は、本市の極めて厳しい財政状況も踏まえ、令和3年1月に市会でお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」に基づき、区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算について、区民のまちづくりへの参加の機運を維持向上させる事業の趣旨を一層生かしつつ、各区役所及び支所の実情に応じて、予算の重点化・効率化・財源確保等の見直しを進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり</li> <li>「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」 200,720千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	201
要 望 内 容	回 答		
<p>◆中小企業，伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を</p> <p>201 「中小企業憲章」を国会決議とすること。中小企業基本法については，「中小企業憲章」の立場で，「中小企業と大企業の格差是正」など中小企業を応援するものに見直すこと。小規模企業振興基本法の具体化を早急に図ること。相談窓口については，体制支援の予算化を図り，事業者の身近な相談窓口を充実させること。</p>	<p>① 「中小企業憲章」は，中小企業の果たす経済的・社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに，中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や，政府の行動指針を定めたものであり，今後とも国の具体的な施策展開等を注視してまいります。</p> <p>② 小規模企業振興基本法において，中小企業，とりわけ小規模企業は，地域における経済や雇用を支える重要な存在として，その成長発展のみならず，事業の持続的発展を図ることとされています。</p> <p>本市では，平成31年4月に地域企業条例を施行するなど，小規模企業振興基本法が目指す地域を支える中小企業振興を推進しているところであり，今後とも国や産業支援機関と連携し，取り組んでまいります。</p> <p>③ また，京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所相談窓口においては，様々なニーズにワンストップで応える経営相談や経営支援員による企業への個別訪問を実施し，利用者のほとんどが中小企業・小規模事業者です。</p> <p>令和2年4月には新型コロナウイルスに伴う緊急対策として京都商工会議所に経営支援員を5名増員し，体制強化を図っております。さらに，令和2年度2月補正予算においては，府市協調の下，金融機関や京都商工会議所等の関係機関と連携した，専門家による一体的な支援及び相談体制の強化に係る予算を提案しているところであり，今後とも，事業者に寄り添って支援してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	201
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィズコロナ社会に対応した中小企業相談窓口体制強化事業 100,000千円【新規】</li> </ul> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	202
要望内容	回答		
<p>202 中小企業振興のため以下の内容の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）の実態把握に努めること。</li> <li>・自治体の役割発揮など小規模企業振興基本法の趣旨を取り入れ、具体化を行うこと。</li> <li>・広く関係者の参加と討議を経て、市において、中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）についての振興計画を立案すること。</li> <li>・市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標を設定しその実現をめざすこと。WTO案件については、分割発注できるよう工夫し、市内・中小・小規模事業者の活性化が図られるようにすること。</li> <li>・横浜市のような「取組報告書」を作成し、同「報告書」を含め、条例の具体化について、各年度ごとに市民と議会に報告すること。</li> <li>・金融機関に対し、市内中小企業への融資割合向上目標設定など地域貢献策立案を働きかけること。</li> </ul>	<p>① 中小企業の実態把握については、中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え、経済団体との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに、「京都市地域企業未来力会議」において、意見交換を活発に実施しております。</p> <p>② 中小企業は、地域経済の主要な担い手であると同時に、地域社会や市民生活に大きく貢献するなど重要な役割を果たしております。</p> <p>とりわけ小規模企業は、小規模企業振興基本法において、地域における経済や雇用を支える重要な存在として、その成長発展のみならず、事業の持続的発展を図ることとされております。</p> <p>引き続き、「京都市地域企業未来力会議」をはじめ、あらゆる場において「現場の声」をしっかりと聞きし、実効性ある振興策を推進してまいります。</p> <p>③ また、本市では、京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所の相談窓口において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問を実施するなど、小規模企業振興基本法が目指す地域を支える中小企業振興を推進しているところであり、今後とも国や産業支援機関と連携し、取り組んでまいります。</p> <p>④ 公契約基本条例に基づき、市内中小企業の受注機会の増大に向けて、可能な限り分離分割発注するなど、全庁的に取組を徹底した結果、工事契約における令和元年度の市内中小企業との契約件数の割合は、約9割となっております。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	202
要望内容	回答		
	<p>⑤ 一方、発注の前提として、WTOなどの法令上の制約や、市内中小企業では受注し難い案件などもあり、市内中小企業の発注目標を設定することは困難と考えております。</p> <p>⑥ なお、地域要件や企業規模要件を設けることができないWTO案件についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な範囲での分離分割発注により、市内中小企業が受注可能な規模とする、</li> <li>・下請への市内企業の選定を総合評価方式の工事の評価項目とする、</li> </ul> <p>といった工夫を引き続き行い、市内中小企業の受注機会の増大に努めてまいります。</p> <p>⑦ これらの中小企業振興に関する取組状況につきましては、事務報告書による市会への報告や個別の事業ごとの広報発表、成果発表等の実施により、広く市民への周知に努めており、今後も様々な機会を捉えて、本市の中小企業振興の取組状況を発信してまいります。</p> <p>⑧ 金融機関に対しては、市と府で連携して、中小企業の資金繰りに影響がないよう積極的な支援の要請を実施しており、引き続き、融資制度の運営等を通じ、オール京都体制で下支えしてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	203
要望内容	回答		
203 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。	<p>① 耐震・省エネ等を目的とした住宅リフォームに関する助成制度では、市内事業者が工事を行うことを要件とし、地域の仕事起こしや雇用確保など地域経済の活性化及び地域建設業者の育成に繋がるものとしております。</p> <p>② 住宅や商店のリフォームについては、市内産木材を活用した住宅・店舗等を増築する場合や、商店街が空き店舗をコミュニティ施設に改装する場合の補助制度を設けております。</p> <p>③ 今後も、市民の安心・安全の確保や、脱炭素社会の実現に向けて、政策上の重要度・緊急度が高いものについて、優先的かつ重点的に取り組んでまいります。</p> <p>また、制度の周知に更に努めるとともに、窓口寄せられた市民や事業者からの意見を参考に、より使いやすい制度となるよう検討を重ねてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅の省エネリフォーム支援事業 41,221千円</li> <li>・民間建築物の耐震化対策 409,210千円</li> <li>〔うち、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業〕 257,080千円</li> <li>・商店街等支援事業 54,500千円</li> <li>（うち、商店街等環境整備事業 28,000千円）</li> <li>・木のあるまちづくりの推進 27,100千円</li> <li>（うち、市内産木材を使った京のまちなみ推進事業 21,100千円）</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

204 次期観光基本政策の策定にあたっては、外国人観光客数や観光消費額を追い求めることなく、既存の伝統産業等、適切な支援を行い、まちなみを守ること。行政区ごとに地域の特殊性を活かせるよう、地域の声が反映される内容とすること。経済の地域内循環が実現できるような観光政策とすること。

- ① 平成26年に「京都観光振興計画2020」を策定し、「世界があこがれる観光都市」を目指す姿として掲げるとともに、平成30年には同計画に取組の追加・充実及び目標の修正を行った「京都観光振興計画2020<sup>+</sup>」を取りまとめ、持続可能で満足度の高い国際文化観光都市を目指した取組を進めてまいりました。
- ② 令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う旅行需要の激減、不要不急の外出自粛等により、京都観光を取り巻く状況は激変し、京都観光はかつて経験のしたことのない危機的な状況にあります。
- ③ こうした中、同計画の取組期間が令和2年度末で終了することから、現在、次期観光振興計画の策定を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響からの一刻も早い回復に向け、まずは徹底した感染症予防・拡大防止対策により、市民・観光客双方にとって安心・安全な環境を整えるとともに、市民生活や地域文化をより重視し、市民が豊かさを感じられる、地域に貢献する観光を目指す必要があると考えております。
- ④ 令和2年度末に策定予定の「京都観光振興計画2025（仮称）」の中間案では、「2030年に実現を目指す5つのまちづくりと観光」の一つに「市民生活と観光の調和が図られ、市民が豊かさを実感できる」ことを掲げています。また、その実現に向けた取組として、観光による地域経済等への貢献の最大化を図るため、観光が伝統産業をはじめとする関連産業の振興や、地産地消や地域産品・地域産材活用の推進、文化の継承と創造、歴史的なまちなみや美しい景観の保全等に寄与し

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	204
要望内容	回答		
	<p>ていく旨を掲げております。</p> <p>⑤ 今後、京都市観光振興審議会での各委員の御意見や、パブリックコメント等を通じて頂いた声を踏まえ、令和2年度末の策定に向けた取組を進め、市民（地域）、観光客、観光事業者・従事者等の皆様にとって満足度の高い、持続可能な観光を目指してまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成26年10月 「京都観光振興計画2020」の公表</p> <p>平成30年 5月 「京都観光振興計画2020<sup>+</sup>」の公表</p> <p>令和 元年 5月 「市民生活と調和した持続可能な観光都市」推進プロジェクトチームの設置</p> <p>11月 「市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市」の実現に向けた基本指針と具体的方策についての中間取りまとめを発表</p> <p>令和 2年 5月 「京都市観光振興審議会」の設置</p> <p>8月 第1回京都市観光振興審議会の開催（方向性の提案）</p> <p>11月 京都市観光振興審議会部会の開催（骨子案の提案）</p> <p>12月 第2回京都市観光振興審議会の開催（中間案の提案）</p> <p>「京都観光振興計画2025（仮称）中間案」に関するパブリックコメントの募集（～令和3年2月）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

205 市民生活に悪影響を及ぼしている、「宿泊施設拡充・誘致方針」及び「上質宿泊施設誘致制度」は撤回し、宿泊施設の総量規制をはかること。既存の旅館への支援を強化すること。

① 観光は、我が国全体の人口が減少している中、交流人口の増大を生み出し、京都経済の活力と市民の豊かさを牽引し、持続可能な社会の実現に寄与するものです。そのため、本市では、平成28年10月に、安全・安心の確保と共に、地域との調和を前提とした「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」を策定し、質の高い宿泊施設の拡充・誘致及び違法民泊の根絶に取り組んでまいりました。

② 令和元年11月には、「当時計画されている宿泊施設も含めると、施設数としては基本的に満たされているが、一方で、農家民宿など、地域固有の魅力を活かした施設や地域文化の継承に繋がる施設は必ずしも十分ではない」との見解を示しました。そして近年、本市の都市格の向上に伴い、オフィス・研究所や住宅等の必要性が大きくなっていることから、市民の安心・安全と地域文化の継承を重要視しない宿泊施設の参入はお断りしたいと宣言し、宿泊施設立地に際しての「地域との調和」に向けた、構想段階からの事前説明手続の充実や、宿泊施設の「質の向上」に向けた、一般客室内部にまで踏み込んだバリアフリー基準の更なる充実について、令和3年度の施行を目指して取組を実施しているところです。

引き続き、市民の安心・安全と地域文化の継承を重要視する宿泊施設を拡充・誘致する「上質宿泊施設誘致制度」も活用し、宿泊施設と地域との調和に取り組んでまいります。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、旅館を含む市内の宿泊施設は、長期に亘って大変深刻な状況に置かれていると認識しております。引き続き、旅館関係団体等との連携を深めながら、歴史・文化体験・接遇研修や、OTAを活用した旅館

要 望 内 容

回 答

の魅力発信などの旅館支援に取り組んでまいります。

(令和3年度予算額)

・ 宿泊観光の振興	21,200千円
〔うち、旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援〕	
京都市宿泊施設拡充・誘致事業	9,000千円
地域協働・貢献型 宿泊施設促進制度	2,200千円
	3,500千円

(経過・これまでの取組等)

- 平成28年10月 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」の策定
- 平成29年 5月 「京都市上質宿泊施設誘致制度」の運用開始
- 平成29年12月～ 「京都らしい宿泊施設表彰」の実施
- 平成30年 4月 京都の旅館の魅力を発信する動画の公開、発信
- 6月～ 宿泊税徴収事務導入セミナー・個別相談会、専門家派遣等の実施
- 8月～ 旅館振興支援のための経営、広報、IT等に係る各種専門家派遣の実施
- 平成31年 3月 京都の旅館の魅力を凝縮したマンガの作成、発信
- 令和 元年 7月 「地域協働・貢献型 宿泊施設促進制度」の創設
- 令和 2年 6月 「地元応援！京都で食べよう、泊まろうキャンペーン」の実施（～令和2年9月）

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	206
要望内容	回答		
<p>206 以下の雇用対策に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業者・転職者・労働者の相談窓口の充実，懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。</li> <li>・市独自の雇用創出，企業への要請など，さらに取り組むこと。</li> <li>・雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し，体制強化を図ること。</li> <li>・労働者の雇用形態，賃金・労働時間等の実態把握とデータの収集・整理・公開に努めること。</li> <li>・高齢者・障害者などへの独自の雇用対策を強めること。</li> </ul>	<p>① 本市では，「わかもの就職支援センター」に相談窓口を設置しており，大学低年次生から卒業後3年以内の方などを対象に，就職活動に関する様々な相談への対応，情報の提供，就職後のフォローアップを行うなど，若者の就職・定着を支援しております。</p> <p>また，令和2年度からは，同センター内に，就職氷河期世代に当たる方の地域企業への就職を支援する「就職氷河期世代活躍支援コーナー」を設置し，就職相談や地域企業とのマッチングにつなげる取組などを実施しております。</p> <p>加えて，コロナ禍においても円滑に就職活動を行えるよう，オンラインでの相談や模擬面接を実施するなど，新しい就活スタイルに対応した取組を展開し，相談窓口の充実，強化を図っております。</p> <p>② 雇用創出については，産学公・公労使の「オール京都」体制の下，特に担い手不足が深刻な建設業，ものづくり産業，非正規雇用率の高い観光関連産業を対象として，質の高い安定的な雇用を創出することを目的とした「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」に取り組んでおります。</p> <p>③ 体制強化については，平成29年度に「ひと・しごと環境整備担当部長」及び「ひと・しごと環境整備係長」を配置し，雇用の質の向上を図る「ひとを大切にす京都ならではの働き方改革」の取組を推進してまいりました。</p> <p>また，令和2年7月には「ひと・しごと環境整備担当課長」を配置し，新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等を雇用する中小企業等への支援制度を創設するなど，雇用の維持・創出を後押しする施策を着実に進めてお</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	206
要望内容	回答		
	<p>り、雇用情勢に応じた体制の強化を図っております。</p> <p>④ 労働者の雇用形態、賃金・労働時間等については、国の統計等のデータを収集・分析する中で、実態の把握等に努めているところです。</p> <p>⑤ 高齢者雇用については、引き続き、公益社団法人京都市シルバー人材センターへの支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>⑥ 障害のある方の就労支援については、国・府・本市の関係行政機関や民間企業など様々な機関等が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を核として、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の底上げ等に取り組むとともに、長期就労に向けた定着支援のため、「京都市障害者職場定着支援等推進センター」において、就職先の訪問や相談等により、障害のある人に寄り添った支援を進めております。</p> <p>引き続き、障害のある方の就労支援及び定着支援の推進に取り組んでまいります。</p> <p>⑦ なお、令和2年7月から実施しております「事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援事業」においても、中小企業等における60歳以上の高齢者及び障害のある方の雇用を支援対象とし、更なる雇用の促進に努めております。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	206
要望内容	回答		
	<p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業応援プロジェクト（中小企業振興対策） 62,300千円  <ul style="list-style-type: none"> <li>（うち、就職氷河期世代活躍支援事業 16,000千円）</li> </ul> </li> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300千円</li> <li>・観光関連産業担い手確保・育成支援 17,600千円  <ul style="list-style-type: none"> <li>（うち、観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 8,800千円）</li> </ul> </li> <li>・障害者就労支援推進事業 57,760千円</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労支援プロモート事業 11,258千円</li> <li>障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 720千円</li> <li>障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 2,389千円</li> <li>はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業 21,250千円</li> <li>障害者職場定着支援等推進センター事業 22,143千円</li> <li>・京都らしい農福連携推進事業 2,500千円</li> <li>・シルバー人材センター運営補助等 77,759千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度 京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト</li> <li>～平成30年度</li> <li>平成29年度 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</li> <li>～平成30年度</li> <li>令和元年度～ 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトの実施</li> <li>令和2年度～ わかもの就職支援センター内に就職氷河期世代活躍支援コー</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	206
要望内容	回答		
	令和2年7月	ナーを設置 産業観光局産業企画室に「ひと・しごと環境整備担当課長」 を配置	
	令和2年7月～	「事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援事業」 の実施	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	207
要望内容	回答		
207 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。	<p>① 平成24年4月から、中小企業の視点に立った経営支援をより効率的かつ効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所中小企業経営支援部の各ビジネスサポートデスク及び京北商工会の市内5箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。</p> <p>この中で経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野における専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題や様々なニーズにワンストップで応える相談体制を構築しております。令和2年度2月補正予算においては、府市協調の下、金融機関や京都商工会議所等の関係機関と連携した、専門家による一体的な支援及び相談体制の強化に係る予算を提案しているところであり、引き続ききめ細やかな支援に努めてまいります。なお、区役所へ専門の相談員を配置することは検討しておりません。</p> <p>② また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・個人事業主からの相談対応に関しては、緊急対策として、令和2年4月に京都商工会議所へ経営支援員を5名増員するとともに、同年6月には、京都府行政書士会に委託して「中小企業等支援策活用サポートセンター」を設置する等、万全を期しており、今後とも事業者に寄り添って支援してまいります。</p> <p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <p>・ウィズコロナ社会に対応した中小企業相談窓口体制強化事業 100,000千円【新規】</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	207
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化      72,000千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業      12,200千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	208
要 望 内 容	回 答		
208 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。	<p>① 本市の喫緊の課題である事業承継に対応するため、令和2年度に府市で創設した後継者支援のための新たな融資制度では、利用する中小企業者に対して信用保証料の一部を補助しております。</p> <p>② また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するために、令和2年5月に創設した民間金融機関による実質無利子・無保証料となる融資制度では、国において借入から当初3年間の利子を補給するとともに、返済据置期間も最長5年まで設定可能としているところです。</p> <p>③ 今後も経済状況に応じて、国に対し、金融支援の更なる拡充を要望し、市内事業者の資金繰り支援に万全を期してまいります。</p> <p>④ なお、保証料や利子については、本来、融資を利用する者が負担すべき性質のものであることから、基本的には本市が独自に、かつ一律にその軽減や補給を実施する考えはありません。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業応援プロジェクト（中小企業振興対策） 62,300千円 （うち、事業承継に係る後継者支援事業（信用保証料の補助） 8,700千円）</li> <li>・融資制度預託金 230,000,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	209
要望内容	回答		
209 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。	<p>① 本市融資制度の利用に際しては、市内200店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで、利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っています。</p> <p>② 今般のコロナ禍においても、実質無利子・無保証料となる融資制度について、非常に多くの事業者の皆様に迅速に融資が実行されているところであり、本市による融資あっせん業務を再構築することは検討しておりません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	210
要望内容	回答		
210 企業立地促進助成制度については、大企業を除外した制度に見直すこと。	<p>① 企業立地促進制度は、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、「市内企業の移転流出防止」及び「市外からの企業誘致」を図るため、企業の本社、工場、開発拠点、研究所の新增設等を促進する支援制度として、平成14年度の制度創設以降、190件の指定を行ってきました。</p> <p>② サプライチェーンで繋がる多くの市内中小企業への受注や、雇用、税収面での効果を見込めることから、大企業も補助の対象としていますが、平成27年度から、補助対象期間については、大企業が2年であるのに対し、中小企業は5年とするなど、中小企業に手厚い制度としております。</p> <p>③ あわせて、京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”認定企業」を「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金」の対象とするなど、中小企業に対する支援内容の充実を図り、事業拡大をより一層支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的企業誘致の推進 814,400千円</li> <li>（うち、企業立地促進助成 806,000千円）</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年4月 「企業立地促進制度」の創設（190件指定）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	210
要望内容	回答		
	(令和2年12月末現在)		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	211
要望内容	回答		
211 総合企画局や政府各機関等との連携を密にし、経済・工業・商業・雇用等の実態調査と実態把握に努め、地域内循環型経済を実現すること。	<p>① 本市ではこれまでから、市内経済活動における産業間の取引状況等をまとめた産業関連表の分析による産業構造の俯瞰的な把握や、国や府、さらには経済団体等が実施する統計調査等のデータを活用し、経済等の実情把握に努めております。</p> <p>② 特に中小企業の実態把握については、中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え、経済団体との日常の連絡や会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに、京都市地域企業未来力会議や業界団体等との懇談会など、積極的な意見交換を実施しております。</p> <p>③ 引き続き、各種統計データを活用するとともに、関係機関等と連携を図りながら、経済の実態把握等に努め、地域内循環の重要性を念頭に置きつつ、事業者のニーズを踏まえた支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済構造分析事業 1,700千円</li> <li>・地域の産業構造分析 3,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	212
要 望 内 容	回 答		
212 原材料の仕入先や製品の納品先・販路，単価の動向等，市として責任をもって実態を明らかにすること。地域内再投資力を調査すること。	<p>① 本市では，国の実施している各種統計を活用することと併せ，平成29年度には京都市産業連関表を作成し，市内経済活動における産業間の取引関係の把握，域外から稼ぐ産業や高い付加価値を生み出している産業，生産波及効果の高い産業の把握など，産業構造の分析に努めております。今後も，産業連関表をはじめとする各種統計による分析の精度を高めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済構造分析事業 1,700千円</li> <li>・地域の産業構造分析 3,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成29年12月 平成23年京都市産業連関表を作成</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	213
要望内容	回答		
213 大企業や大型店に対し、地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。	① 大企業等に対しては、毎年、市・府等が連携してオール京都で、下請取引の適正化や正規雇用の拡大等の要請を実施しており、引き続き、中小企業・小規模企業の声を反映した働きかけを行ってまいります。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	214
要望内容	回答		
214 環境関連産業（グリーンエコノミー）等，各業種・業種別の振興政策を立案すること。	<p>① 本市では，グリーン（環境・エネルギー），ライフ（医工薬・食品），コンテンツ（マンガ・アニメ等）等の新産業分野をはじめ，商業，伝統産業，観光業，農林業等を重点的に振興するため，専門の部署を設置し，政策立案を行っております。</p> <p>② また，中小企業経営動向実態調査及び経済団体や各業種別団体からのヒアリング等により，各業種・業界が抱える課題等の把握に努め，必要な施策の立案につなげております。</p> <p>③ なお，あらゆる業種・分野を横断的に支援するため，京都商工会議所等と一体となって，市内の身近な5箇所の相談窓口に加え，企業活動の現場を訪問する巡回相談において，様々なニーズにワンストップで応える経営相談や，支援策の案内等に努めており，補助金申請に関する相談のほか，売上増加，販路開拓等の経営力強化，創業に関する相談など，引き続き，きめ細やかな支援を行っております。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 12,200千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	215
要望内容	回答		
215 社会インフラの整備を担う建設産業の技術力・専門力の強化と、担い手の確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。	<p>① 本市では、これまでから中小企業経営動向実態調査等により、各業種・業界が抱える課題等の把握に努め、必要な施策の立案につなげております。</p> <p>② また、今般のコロナ禍において、建設業など、慢性的に担い手不足を抱える業界の雇用のミスマッチ解消にも資する取組として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者等を雇用する中小企業等への補助事業を府市協調で実施し、建設業界からも多くの申請があったところです。</p> <p>③ 今後とも、建設業を含め、京都経済を支えているあらゆる業種・業界の活性化に向けて、業界団体や事業者の皆様の生の声をいただきながら、必要な支援を実施してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 令和 2年 7月～ 「事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援事業」 の実施</p>		

## 要望内容

## 回答

216 伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。すべての伝統産業調査を行った上で、喫緊の課題である後継者育成をすすめること。伝統産業従事者のつくり手に直接支援すること。伝統産業設備改修等補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。

- ① 本市では、伝統産業の振興のため「京都市伝統産業活性化推進条例」を制定し、第3期京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、販路開拓や新商品開発、後継者育成の支援などに取り組んでおります。大変厳しい本市財政状況ではありますが、本計画の推進に取り組むとともに伝統産業のつくり手に対する支援を進めてまいります。
- ② 伝統産業に係る実態調査については、伝統産業設備改修等補助制度において、申請事業者に対する個別訪問による聞き取り、過年度の制度利用者へのアンケート、また業界への需要調査等、幅広く実施しております。また、西陣織工業組合では、昭和30年から3年に1度、西陣機業の全数調査を行っており、毎回、これらの調査結果を基に組合と協議を重ね、後継者育成をはじめとする業界の諸問題への対応に取り組んでおります。
- ③ 伝統産業設備改修等補助制度については、業界に対する次年度の需要調査の結果を踏まえ、一定のニーズに応えることができる予算を計上するとともに、計画的に申請いただけるよう、周知に努めてまいります。
- ④ 新商品の開発、販路拡大については、これまで、パリ市と共同で両市の職人やアーティストが相互交流を通して、商品開発を行い、国内外で販路開拓を支援する「京ものアート市場開拓支援事業」などの取組を実施してまいりました。  
引き続き、伝統産業のつくり手に対する国内外の新たな市場開拓の支援に取り組んでまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	216
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統産業設備改修等補助 41,000千円</li> <li>・ 伝統産業技術の保存・担い手育成支援 15,630千円  (うち、技術後継者育成事業 4,000千円)</li> <li>・ 販路開拓, 産地商品宣伝 18,203千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;京ものアート市場開拓支援事業&gt;</p> <p>(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出展展示会等(予定)</li> </ul> <p>会期: 2月10日~14日(京都伝統産業ミュージアム)  3月18日~21日(アートフェア東京)</p> <p>参画者数: 5組</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	217
要望内容	回答		
<p>217 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ，道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う後継者の確保・養成に継続してとりくむこと。「西陣織物産地振興協議会」（仮称）をつくり，新商品の開発，販路の開拓を含む総合的な産地振興を図ること。</p>	<p>① 工賃の引上げについては，西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し，丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり，本市においてもホームページ等での周知を行っております。</p> <p>② 道具類の確保，織機等のメンテナンスの担い手養成と確保については，稀少道具類の確保と需給安定化を目的に，府内15の伝統産業産地組合によって構成される「京都伝統産業道具類協議会」において，道具類に関する調査・回収及び貸出制度を実施していることに加え，平成27年度から，同協議会の事務局である西陣織工業組合が，織手の技術力養成を目的とした研修を実施しております。</p> <p>③ また，令和2年度は，西陣織工業組合が，京都市伝統産業振興事業補助金を活用し，枯渇部品の代替品開発に向けて取り組むとともに，「モノづくり事業部」を設置して専門の職員を雇用し，織機等のメンテナンスを担う後継者の育成に取り組まれております。本市としましても，引き続き，これらの取組を支援してまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・ 販路開拓，産地商品宣伝                      18,203千円</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	218
要 望 内 容	回 答		
218 友禅職人の工賃の引き上げ，各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。	<p>① 本市支援の下，京手描友禅協同組合が構築した京手描友禅のトレーサビリティシステムを運用し，手描友禅の価値を高めることで，需要と販路の拡大を図るべく引き続き支援することで，工賃の引上げにも繋げてまいります。</p> <p>② また，後継者育成については引き続き，育成資金の交付や「伝統産業技術後継者育成研修」を実施するなど，積極的に取り組んでまいります。</p> <p>さらに，伝統産業業界における後継者確保や技術継承と，障害のある方の就労支援・職域拡大という社会的課題の解決を図るため，両者のマッチングを通じた伝福連携を推進しているところです。令和3年度も引き続き，工程の維持のための後継者育成等を支援してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統産業技術の保存・担い手育成支援 15,630千円  (うち，技術後継者育成事業 4,000千円  京都市伝福連携担い手育成支援事業 1,150千円)</li> <li>・ 伝統産業技術後継者育成研修（地方独立行政法人京都市産業技術研究所）  11,400千円</li> </ul> <p>※ 法人予算により実施（京都市産業技術研究所運営費交付金の一部）</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt; 伝統産業技術後継者育成研修（地方独立行政法人京都市産業技術研究所） &gt;  京友禅（手描）受講者数（令和2年度）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	218
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎コース：10名</li><li>・プロ養成コース：7名</li></ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

219 大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めることとともに、中小規模店を保護する仕組みを市独自でつくること。事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。

- ① 平成18年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。
- ② また、小売業を行う店舗の立地に際しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。
- ③ 一方、本市では、商業施設の望ましい店舗面積の上限の目安を定めた「京都市商業集積ガイドプラン」を平成12年6月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げております。
- ④ 今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	220
要望内容	回答		
<p>220 「商店街振興条例」の具体化，推進に当たっては，一つひとつの商店の実態調査を行い，小売店・商店街の振興をはかるものとする。地域の個性や実状に応じた，総合的な商業振興策を確立し，具体化をはかること。空き店舗の効果的活用をはかること。商業振興計画を復活すること。</p>	<p>① 商店街の振興については，本市では，これまでから商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備に対する補助をはじめ，イベントなどの商店街の賑わいづくりや，アーケード・街路灯の設置などの，商店街の魅力を向上させる取組，さらに，防犯カメラの導入や街路灯のLED化などの安心・安全で快適な買い物環境を創出する整備に対する補助等の支援を行ってきたところです。</p> <p>② 令和2年度は，新型コロナウイルス感染症拡大により，経済活動に大きな影響を受けていることも踏まえ，市内の全商店街を対象として，コロナ禍の現状や課題についてヒアリングを行い，各商店街の現状等について調査しているところです。</p> <p>令和3年度は，アフターコロナを見据えた商店街活動として，地域資源の活用やブランド化が期待できる商店街にコーディネーターを派遣して，文化・教育・福祉等との融合による取組を進めることなど，引き続き商店街の活性化を目指してまいります。</p> <p>③ また，本市では，今日のめまぐるしい商業環境の変化に対応するため，長期の商業振興計画を策定するのではなく，新たに学識者等で構成する商業振興アドバイザー会議を設置し，実施施策の検証や新規施策の立案等について，本市の商業施策全般について幅広い御意見をいただきながら，施策を推進する体制を確立しております。</p> <p>今後も，このような体制の下，商業者や市民の生の声をお聞きしながら，商店街の賑わい創出を支援し，京都らしい魅力ある商業の活性化を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	220
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等支援事業 54,500千円</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <p>商店街等環境整備事業, 商店街等競争力強化事業, 商店街地域資源活用事業</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年4月 「京都市商店街の振興に関する条例」施行</p> <p>平成23年3月 「京都市商業活性化アクションプラン2011」策定</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	221
要望内容	回答		
<p>221 買物弱者について実態調査を行い，産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め，地元の事業者，団体と協議し対策を早急に具体化すること。</p>	<p>① 買物弱者対策については，近年，大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等が実施されております。本市としても，商店街をはじめとする民間事業者と連携し，買物環境の向上に努めてまいります。</p> <p>② 支援が必要な高齢者に対しては，現在，介護保険による訪問介護サービス及び京都市総合事業の訪問型サービスの一環としてホームヘルパーが買い物の代行等を行っており，引き続き，適切な生活支援サービスが提供されるよう，関係機関とも連携を図ってまいります。</p> <p>③ 加えて，平成28年度から，各区単位で配置した「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通して，高齢者の多様なニーズに対応するため，地域ケア会議と連携しながら，地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手養成等の資源開発に取り組んでいるところであり，民間企業や福祉施設等と連携した高齢者の買物支援の取組が創出された事例も出てきています。今後とも住民が主体となる地域における支え合い体制の構築を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービスの基盤整備 75,971千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

222 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街，大学，地元住民や関係者と連携し，具体的な取り組みの支援を行うこと。

- ① これまでから実施している「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実やロケツーリズムの推進に加え，平成28年度から新たに，市民にエキストラとして映画・ドラマ等に出演していただくボランティア・エキストラ登録制度を立ち上げ，制作者や市民の双方に活用いただくことにより，撮影環境の改善と，市民にとっての地域への愛着や誇りの醸成を図っております。
- ② 令和元年度には，市内全域への更なる誘客による地域活性化も目的として，周辺地域を含む多様なエリアに渡るロケ地を紹介した「京都市ロケーションガイド」を作成しており，冊子の配布やウェブサイトを通じて，映画・ドラマ等の制作会社へ情報を提供するなど，ロケ支援や情報発信を行っております。
- ③ 今後も「京都市メディア支援センター」におけるロケ支援や，「京都映画祭」の成果を継承されている「京都国際映画祭」への支援等を通じ，映画文化・産業の振興，地域の活性化に取り組んでまいります。また，令和3年度は引き続き，京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図るため，時代劇をはじめとする映画を対象とした「京都映画賞（仮称）」を実施してまいります。
- ④ また，マンガ・アニメ，ゲーム，映画などの京都のコンテンツ産業の更なる発展と振興及びクロスメディア展開を促進するため，オール京都の産学公連携の下に実施している「KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience)」を，各種イベントが連携して実施される世界最大規模の統合的フェスティバル「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の一環とし

要 望 内 容

回 答

て、引き続き開催してまいります。

(令和3年度予算額)

- ・観光・文化コンテンツの情報発信・収集 121,840千円  
 [ うち、ロケ地情報の発信強化・作品誘致支援事業 ]  
 6,600千円
- ・コンテンツ産業推進事業 79,000千円  
 (うち、KYOTO CMEX 12,000千円)
- ・京都国際映画祭 4,700千円
- ・京都映画賞(仮称)の実施～時代劇の担い手を未来へ～  
 18,480千円

(経過・これまでの取組等)

- 平成9年12月 第1回京都映画祭の開催(～平成24年度)
- 平成17年2月 京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置
- 平成21年12月 京都市フィルム・オフィスの開設  
 9月, 10月  
 KYOTO CMEX2009の開催(以降, 毎年度開催)
- 平成25年11月 京都市メディア支援センターの開設  
 10月 第1回京都国際映画祭の開催(以降, 毎年度開催)
- 平成28年10月 京都市ボランティア・エキストラ登録制度を開始
- 令和元年12月 京都映画賞(仮称)公開シンポジウムの開催
- 令和2年1月 「京都市ロケーションガイド」発行



## 要 望 内 容

## 回 答

223 国・府・市の中小・小規模事業者への支援制度をわかりやすく紹介・周知するために、制度紹介パンフレットの作成・普及や、インターネットホームページ「京都市情報館」の内容の改善をすすめること。

- ① 本市では、京都商工会議所等と一体となって、市内の身近な5箇所の相談窓口に加え、企業活動の現場を訪問しての巡回相談において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や、支援策の案内等に努めており、補助金申請に関する相談のほか、売り上げ増加、販路開拓等の経営力強化、創業に関する相談など、きめ細やかな対応を行っています。
- ② これらの窓口以外でも、パンフレットはもとより、SNS、メールマガジンでの周知や、最新の情報とその問合せ先を一元的に発信する「事業者支援ナビ」を開設するなど、事業者へ直接的に情報発信を実施しております。また、京都市情報館においても、支援制度を一覧で掲載し、随時更新するなど、分かりやすい情報発信に努めてきたところです。
- ③ さらに、本市では、日頃から、京都経済センターを核として、オール京都での中小企業・地域企業支援を進めており、同センターにおいて、あらゆる支援制度を分かりやすく紹介・周知するとともに、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）や京都市産業技術研究所などの産業支援機関、200店舗を超える制度融資の取扱金融機関などと支援情報を共有し、連携を図るなど、それぞれの機関において、事業者のニーズに応じたタイムリーな情報が御案内できるよう努めているところです。
- ④ 今後とも、気軽に相談が受けられる相談体制や、利用しやすい制度の構築により、必要な支援策が確実に事業者が届くよう、関係団体や市内産業支援機関等とも

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	223
要望内容	回答		
	<p>連携して取り組んでまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 12,200千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和2年5月 「新型コロナウイルス感染症対策事業者支援ナビ」開設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	224
要 望 内 容	回 答		
<p>224 改正卸売市場法のもと、京都市卸売市場においては、京都市が設置者であることを維持し、「第三者販売禁止」「直荷引き禁止」「商物一致」などのルールを堅持しながら、公正・適正な価格形成に努め、市民に低価格で安全な食品の提供に努めること。</p>	<p>① 京都市中央市場及び京都市中央食肉市場については、引き続き、本市が開設者として、運営を行ってまいります。</p> <p>② 法改正に伴う取引ルールの設定に当たっては、取引参加者等の意見を十分に聴取するとともに、必要な議論を重ねてまいりました。その結果、第三者販売及び直荷引きについては引き続き原則禁止とし、市場の活性化に資する場合には柔軟に対応できるよう例外規定を設けるとともに、商物一致の原則については、物流環境の改善にも資することから規定を廃止することとしました。そして、これらの取引ルールを盛り込んだ京都市中央卸売市場業務条例については、令和元年9月市会において御議決いただき、令和2年6月21日から施行しております。</p> <p>③ 今後とも、京都市中央市場及び京都市中央食肉市場が、公正な取引等を通じ消費者に安全・安心な生鮮食料品等を適正な価格で安定的に供給する食品流通の核として、その社会的使命を果たしていけるよう、市場関係者と一丸となって、新たな条例の下で京都の強みを活かした市場運営に取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 6月 「改正卸売市場法」の公布</p> <p>11月 市場関係者の意見を聴取するための条例改正検討会議を設置 (京都市中央市場)</p> <p>平成31年 1月 市場関係者からの意見聴取を随時実施 (京都市中央食肉市場)</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	224
要 望 内 容	回 答		
	<p>3月 市場取引委員会（青果部，水産物部，食肉部）</p> <p>4月 市場取引委員会（青果部，水産物部）</p> <p>令和 元年 8月 運営協議会（両市場合同開催）</p> <p>11月 「京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例」の公布</p> <p>令和 2年 5月 中央卸売市場として認定（京都市中央市場）</p> <p>6月 中央卸売市場として認定（京都市中央食肉市場）</p> <p>「改正卸売市場法」及び「京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例」の施行</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆農林業の振興を

225 国に対して以下のことを求めること。食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。コメの需給調整政策を放棄しないこと。コメ直接交付金を復活させ、価格保障・所得保障をおこなうこと。コメの生産と流通に国が責任を持つこと。農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。

① 食料自給率については、関係機関と連携して新規就農者等の育成及び支援に取り組み、農地の有効利用を図るとともに、経営所得安定対策等の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策を実施し、その向上に資するよう努めてまいります。

② コメの需給調整政策については、国のコメ政策改革により、生産農家自らの経営判断で消費者ニーズに応じた水田農作物の生産が行われております。本市としては、生産農家に対して、コメの需要等に関する情報を提供するとともに、生産に必要な農業機械や施設の導入支援等を行うことで、農業経営の安定化を図り、農家の所得向上、後継者の育成に努めてまいります。

## (令和3年度予算額)

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ・新規就農者の担い手確保・育成支援    | 71,787千円  |
| （うち、新規就農総合支援事業～農力開発～ | 49,384千円） |
| ・水田農業構造改革対策事業        | 8,454千円   |

## (経過・これまでの取組等)

<令和2年度の取組状況（12月末現在）>

- |               |            |
|---------------|------------|
| ・農産物価格安定対策    |            |
| 春キャベツ（洛南，上鳥羽） | 契約数量 335トン |
| 夏秋なす（大原野）     | 契約数量 170トン |

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	225
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜等経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>青とうがらし（京北） 契約数量 8.7トン</li> <li>小豆（京北） 契約数量 0.6トン</li> </ul> </li> <li>・経営所得安定対策等交付申請件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市地域農業再生協議会 758件</li> <li>京北地域農業再生協議会 77件</li> </ul> </li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	226
要望内容	回答		
<p>226 国の経済主権を脅かし、産業・医療・雇用等、国民生活を犠牲にするアメリカとの貿易協定やTPP, EPA, FFRは止めるよう、国に求めること。京都市における影響については、実態を把握し、必要な支援をすすめること。</p>	<p>① 平成30年12月のTPP協定発効により、関税の引下げ・撤廃や知的財産保護、貿易等の幅広い分野でルールが整備されたことで、中小企業の海外展開にプラスに働くと考えられております。一方で、安価な海外製品の輸入増加により、消費行動が多様化するなど、中小企業への影響も懸念されております。</p> <p>② 本市では、これまでから中小企業に対して、JETRO等と連携した海外展開支援や、下支えによる企業体質強化に取り組んでおり、今後、より一層、これらの支援に努めてまいります。</p> <p>とりわけ、農林業分野では、国際的な市場競争力が一層求められるため、農家の体質強化、付加価値の高い農産物の生産体制の確立及び足腰の強い林業生産基盤の構築に向けた支援に取り組んでまいります。</p> <p>③ 引き続き、TPP等の影響について、情報収集に努めてまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

227 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDGsの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を作成し、具体化し、以下の点を推進すること。

- ・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取組みを支援すること。産直制度を活用し、消費者との協働で営農意欲をたかめること。新規農業就農者の育成を図ること。
- ・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路拡大、農業施設整備等を強めること。
- ・共同利用機械の導入を支援すること。農業機械への更新時の補助を拡充すること。兼業農家の営農を支援すること。

① 本市の農業は、古くから少量多品目栽培や振り売りを代表とする家族農業が多く営まれており、市民に新鮮な野菜を届けるなど、市民生活を支え、豊かにしています。また、本市の家族農業は、SDGsの実現、とりわけ持続可能な農業の実現に大変重要な役割を担っているため、現在検討を進めている次期「京都市農林行政基本方針」においても、家族農業をはじめとする本市の農業が次世代に継承されることを目指し、施策の具体化を図ってまいります。

② 農家が運営する直売所に対する支援については、直売所における農産物の販売を促進するため、これまでから市民への直売所情報の発信に取り組んできており、コロナ禍においては、非接触型販売手法の導入への経費助成等を通じて支援してまいりました。

また、市内農業の大部分を支える小規模農家は主に京野菜を生産する家族農業が中心であることから、引き続き、市民の皆様にも旬の時期に地元産の野菜を食べることを推進する「京の旬野菜推奨事業」の実施や、新京野菜の開発・普及等にも取り組むことにより、小規模農家の所得向上を図ってまいります。

③ 学童農園や体験農園等、市民が農産物に親しみ、農業への理解を深めていただく機会の創出については、未来の消費者の育成や農業の担い手確保を図るため、これまでから小学校での農業体験の推進、市民農園の制度周知や施設整備等を支援するとともに、コンビニエンスストアでの市内産農産物の販売を実施してまいりました。引き続き、市民の学ぶ機会の創出や地産地消の推進などに取り組んでまいります。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	227
要望内容	回答		
	<p>④ 新規就農者の育成については、交付要件を満たす新規就農者に、就農後最大5年間の資金的支援を行う農業次世代人材投資事業の実施や、就農後に抱える課題に対して指導・助言を行う新規就農サポーターの設置など、引き続き、新規就農者の経営安定を図ってまいります。</p> <p>⑤ 中山間地域については、平成12年度から「中山間地域等直接支払制度」を導入し、集落で行う耕作放棄地発生防止の取組や共同利用機械の導入等への支援を行い、集落営農の維持を図っております。</p> <p>また、担い手不足や高齢化に対応するため、令和2年度は、京北地域において、稲作の作業効率化及び生産性の向上につながるスマート農業機械の導入を支援しております。</p> <p>今後も、中山間地域での営農が継続的に行われるよう、地域の実情に即した効果的な支援を実施してまいります。</p> <p>⑥ 農業機械については、これまでから生産緑地や農業振興地域を受益地として導入される共同利用の機械への補助を行っております。また、現在では、本市の家族農業や兼業農家に多く見られるような、比較的小規模な経営面積に見合った新たな技術開発が進みつつあることから、こうした技術の導入支援をはじめ、本市の農家の経営の実情に応じた農業生産振興策を実施してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の担い手確保・育成支援 71,787千円</li> <li>(うち、新規就農総合支援事業～農力開発～ 49,384千円)</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	227
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の振興・啓発 <span style="float: right;">31,499千円</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>〔うち、京の旬野菜推奨事業 <span style="float: right;">6,354千円</span>〕</li> <li>〔スマート農業実装推進事業 <span style="float: right;">1,200千円</span>〕</li> </ul> </li> <li>・環境保全型農林水産業推進事業 <span style="float: right;">118,000千円【新規】</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>（うち、中山間地域等直接支払交付金 <span style="float: right;">30,700千円</span>）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>&lt;令和2年度取組状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金活動組織数 <span style="float: right;">34組織</span></li> <li>・農業生産振興対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>トラクター導入（京北） 1台</li> <li>ハイクリブーム導入（乗用管理作業機）（京北） 1台</li> <li>堆肥散布機導入（久世） 1台</li> </ul> </li> <li>・スマート農業実装チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>GPS機能付田植機導入（京北） 1台</li> <li>GPS機能付トラクター（京北） 1台</li> </ul> </li> <li>・農業次世代人材投資事業交付対象者（予定） <span style="float: right;">24名</span></li> <li>・新規就農サポーター設置人数 <span style="float: right;">20名</span></li> </ul>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 8 生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内の農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。</p>	<p>① 本市では、生産緑地法に基づく生産緑地の指定対象となる規模要件を緩和する「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定・施行（平成30年4月）し、毎年、農地所有者から指定申請を受け付け、生産緑地の追加指定を行っています。</p> <p>② 特定生産緑地の指定申請については、生産緑地所有者宛のお知らせ送付や、セミナーでの説明など、JAとも連携しながら、積極的な制度や手続に係る周知に取り組んでおります。また、令和2年8月から開始した、指定申請の受付にあたっては、生産緑地所有者に身近なJA各支店や農業振興センターを会場とするなど、円滑に申請手続を行っていただける体制を構築しております。</p> <p>引き続き、各機会を捉えて、制度周知や申請案内を行ってまいります。</p> <p>③ 生産緑地の保全については、セミナー等において、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく生産緑地の貸借制度の周知を徹底し、意欲ある担い手への貸借や市民農園としての活用により都市農地が有効活用されるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・生産緑地地区に関する事務 1, 6 6 7 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和 元年 4 月 「特定生産緑地制度に係るお知らせ」送付（全所有者宛）</p>		

令和 3 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
	令和 2 年 4 月 「特定生産緑地指定申請のお知らせ」送付（平成 4 年指定所有者宛） 6 月 「特定生産緑地指定申請の受付開始のお知らせ」送付（同上） 8 月 特定生産緑地指定申請（平成 4 年指定分）の受付開始		

## 要 望 内 容

## 回 答

229 耕作放棄地を解消するために、農道整備や畦の草刈り、用水路の整備等の農業基盤整備をすすめ、農業生産への利用を促進すること。

① 本市では、農作物の生産に欠かせない用排水路・ため池・農道・揚水機等の農業生産基盤の改修や新設に対して支援を行い、生産性や作業効率の向上を図るとともに、農業者が行う維持管理の負担を軽減するなど、営農環境の改善に努めております。

② また、畦や農地法面の草刈り等については、国の事業である、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して支援を行っております。

③ 引き続き、これらの農業振興に資する支援を実施し、農地の農業生産への利用を促進することで耕作放棄地の発生の予防及び解消を図ってまいります。

## (令和3年度予算額)

・環境保全型農林水産業推進事業	118,000千円【新規】
┌ うち、多面的機能支払交付金	65,000千円
└ 中山間地域等直接支払交付金	30,700千円
・農業基盤整備事業	50,000千円

## (経過・これまでの取組等)

<令和元年度実績>

・農業基盤整備事業（農業振興対策事業）	揚水機等改修12箇所
・多面的機能支払交付金活動組織数	21組織

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	229
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金活動組織数 34組織</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	230
要 望 内 容	回 答		
230 学校給食などと連携し、地産地消の農業の促進で、近郊農村の強みを生かした営農を促進すること。	<p>① 本市では、これまでから旬の時期に地元産の野菜を食べることを推進する「京の旬野菜推進事業」に取り組み、市内産野菜の生産振興を図るとともに、地産地消の推進に努めてまいりました。</p> <p>② こうした中、学校給食との連携については、平成22年から、右京区京北地域において生産される大豆を使用した「京北まごころ味噌」を学校給食に供給しているほか、令和元年度から年1回、京北産の米を市内全小・小中学校に供給するなど、地域食材の利用を進めております。</p> <p>③ また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた農家が持続的に営農できる環境を整備するため、農産物の販路拡大の取組を支援しました。令和3年2月からは、自動販売機を含む直売所の設置場所や生産者の情報等をホームページ等で発信し、安心して新鮮な市内産の農産物を求める市民のニーズに応えてまいります。</p> <p>④ さらに、令和2年度から、大手コンビニエンスストアと連携し、山科区内の店舗で市内産農産物の販売を開始しました。市民にとって身近な場所で生鮮野菜を購入できる手軽さから、販売が好調であるため、今後、他地域への拡大も含め、取組を進めてまいります。</p> <p>⑤ 引き続き、学校給食での市内産農産物の利活用と情報発信等による需要喚起を図るとともに、市民が農林産物を購入する際に市内産農林産物を積極的に購入しやす</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	230
要望内容	回答		
	<p>くなるよう、民間企業等とも連携した環境整備を進めるなど、環境と調和のとれた市民生活の実践を促し、地産地消を推進してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の振興・啓発 31,499千円</li> <li>（うち、京の旬野菜推奨事業 6,354千円）</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年～ 京の旬野菜推奨事業制度創設</li> <li>平成22年～ 「京北まごころ味噌」の全市立小・小中学校での供給開始</li> <li>令和2年 1月～ 京北産米の全市立小・小中学校での供給開始</li> <li>7月 山科区のコンビニエンスストア店舗での市内産野菜販売開始</li> <li>農産物等の販路拡大事業の実施（7月・9月補正予算）</li> </ul>		



## 要 望 内 容

## 回 答

231 種子法の復活を国に求め、京都府にも種子条例創設をもとめること。種苗法の改正に反対し、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。

- ① 種子法については、廃止後も引き続き、京都府において、「主要農作物種子生産基本方針」に基づき、種子生産ほ場の認定、ほ場の検査、生産物の検査が一体的に行われるなど、府内の主要作物種子の農家への安定的な供給体制が確保されております。
- ② 種苗法の改正における自家増殖の規制については、既存の品種にはない特徴を持ち、法に基づく登録をされた「登録品種」に対象が限られております。伝統野菜をはじめ市内で生産されている農産物のほとんどは、誰でも自由に増殖することができる「一般品種」として扱われていますので、市内で生産されている農産物の自家増殖は、そのほとんどが改正後においても規制を受けるものではありません。
- ③ 種苗の研究・開発についても、種苗法の改正以降も規制を受けるものではなく、引き続き農家による種苗研究が可能となっています。また、農家自らが種苗研究・開発に取り組むかどうかは、農家の経営上の判断によるものと考えますが、とりわけ本市の貴重な資源である伝統野菜については、自家栽培の現状が維持されるよう努めてまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

232 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲，追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。有害鳥獣防護柵敷設年間計画を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。

① 有害鳥獣被害防止対策については，農家団体への防除柵の設置助成，地域ぐるみの鳥獣対策への支援などの防除対策と，猟友会等の協力による捕獲対策を組み合わせ，効果的に行っております。その結果，市内全体の令和元年度の農林作物被害額は，ピーク時の平成22年度から，5分の1以下に減少しております。

② また，市内農協や森林組合，本市等で構成する「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」を設置し，国や府の制度も活用しながら，防除対策の推進，捕獲の強化に取り組んでおります。

③ イノシシ，シカについては，市街地への侵入防止のため，防除柵やICTを活用したわなの設置のほか，本市独自の捕獲奨励制度の創設により，捕獲体制の充実に努めております。

さらに，令和3年度からは，市街地に加え，新たに山間地においても，ICTを活用したわなを設置するなど，有害鳥獣の捕獲を進めてまいります。

④ サルについては，集中的な捕獲を実施した結果，農作物被害は大幅に減少しており，平成29年度からはGPSを活用して位置を把握するなど，効果的な追上げ活動と捕獲を実施しております。引き続き，京都府や隣接自治体などとも連携し，地域の被害状況に応じた追払いや捕獲に取り組むとともに，市街地や農地に出没した際には被害の防止に向けて迅速な対応を行ってまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	232
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、専門機関による捕獲を実施しており、引き続き、市域からの根絶を目指し、専門機関と連携のうえ、隣接自治体とも情報共有及び協議を行いながら、取組を推進してまいります。</p> <p>⑥ 防除柵については、地域で取り組む防除施設の設置に際して、資材費の補助を行っています。</p> <p>引き続き防除効果を持続させるため、地域ぐるみでの見回り等の徹底を図るなど、施設が適切に維持管理されるよう取り組んでまいります。</p> <p>⑦ 今後とも、有害鳥獣被害防止のため、関係局区で構成する「京都市野生鳥獣被害対策会議」において連携を図り、全庁を挙げて有害鳥獣対策を推進してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>&lt;市民生活被害対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策 5,710千円</li> </ul> <p>&lt;農林業被害対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合獣害対策事業 102,787千円</li> <li>（うち、有害鳥獣捕獲強化事業 8,000千円【新規】）</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	232
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;イノシシ及びシカ対策&gt;</p> <p>平成26年度 本市独自のシカ捕獲奨励金を導入</p> <p>平成29年度 イノシシの市街地への侵入経路特定調査 東山周辺でのイノシシの捕獲檻設置</p> <p>平成30年度 本市独自のイノシシ捕獲奨励金を導入</p> <p>令和元年度 ICTを活用したわなによる捕獲システムの導入</p> <p>&lt;農林作物被害額の状況&gt;</p> <p>平成29年度 59,918千円</p> <p>平成30年度 51,375千円</p> <p>令和元年度 44,406千円</p> <p>※ 被害額のピーク時：平成22年度 254,949千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	233								
要望内容	回答										
233 持続可能な森林づくりに取り組み、自伐型林業を支援、強化すること。	<p>① 本市では、持続可能な森林づくりに向けて、間伐や植林などの森林整備に取り組むとともに、担い手を確保するため、林業事業体が新規就労者に貸与する機材等の購入支援や、長期就労者への奨励金支給、退職金積立の助成などに取り組んでおります。また、労働事故を防止するため、林業事業体を実施する安全講習等の労働安全対策も助成しております。</p> <p>② さらに、自伐林家をはじめ、林業事業体の施業環境を改善するため、林道や作業道等の開設や修繕にも取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、担い手の確保や林業のインフラ整備に取り組むとともに、森林所有者による手入れがしやすく、収入にもつながりやすい特用林産物等の生産に適した樹種への植え替えを支援するなど、自伐型林業を支援してまいります。</p> <p>④ あわせて、林業の活性化や森林の保全について、これまでの林業振興施策の枠組みに捉われない全庁的なプロジェクトチームを令和2年10月に発足し、具体的な施策について検討しているところであり、今後、本プロジェクトチームをベースに、副市長をトップとする推進体制を構築してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・ 森林整備の推進</td> <td style="text-align: right;">284,535千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 20px;">  うち、森林総合整備事業</td> <td style="text-align: right; border-left: 1px solid black;">80,800千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 40px;">    林業担い手対策事業</td> <td style="text-align: right; border-left: 1px solid black;">5,535千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 40px;">    京都市版森林管理システム構築事業</td> <td style="text-align: right; border-left: 1px solid black;">40,000千円</td> </tr> </table>			・ 森林整備の推進	284,535千円	うち、森林総合整備事業	80,800千円	林業担い手対策事業	5,535千円	京都市版森林管理システム構築事業	40,000千円
・ 森林整備の推進	284,535千円										
うち、森林総合整備事業	80,800千円										
林業担い手対策事業	5,535千円										
京都市版森林管理システム構築事業	40,000千円										

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	234
要 望 内 容	回 答		
<p>234 北山杉をはじめ市内林業の振興を図るため以下の取り組みをすすめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植林，間伐など森林整備を一層強化すること。</li> <li>・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。</li> <li>・みやこ杉木制度の活用条件を緩和し，工務店・設計士にも広げること。</li> <li>・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。</li> </ul>	<p>① 本市では，これまでから間伐や植林などの森林整備に加え，森林整備の要となる林道の維持管理に対する支援などに取り組んでいます。また，現在，大規模集約型林業モデル事業において，効率的で収益性の高い林業の構築に向けた取組を進めており，更なる森林整備の促進に努めてまいります。</p> <p>② 「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき，公共建築物等への市内産木材「みやこ杉木」の使用を積極的に進めているところです。</p> <p>③ 民間建築物については，住宅のリフォームに限定していた「みやこ杉木」の補助対象を，平成25年度からは新築住宅や店舗等に，平成27年度からは屋外広告物に，令和2年度からは民間ビル等に順次拡大し，「みやこ杉木」の利用促進を図っています。</p> <p style="padding-left: 40px;">引き続き「みやこ杉木認証制度」を運用する京都市域産材供給協会の活動を支援し，安定した供給体制の確立に努めるなど，民間における市内産木材の需要拡大に取り組んでまいります。</p> <p>④ 間伐材等の木質バイオマスについては，木質ペレットだけでなく，未利用木材等をエネルギー源としたバイオマスエネルギーの利活用が図れるよう，効果的な仕組みを検討してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

(令和3年度予算額)

- ・ 森林整備の推進 284,535千円
  - 〔 うち、森林総合整備事業 80,800千円
    - 森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～ 62,200千円
    - 大規模集約型林業モデル事業 36,000千円
- ・ 災害に強い森づくりの推進 81,700千円
  - (うち、京都市林業用道路保全活動支援 22,100千円)
- ・ 京都らしい森づくりの推進 33,955千円
- ・ 木のあるまちづくりの推進 27,100千円
  - 〔 うち、市内産木材を使った京のまちなみ推進事業のうち、民間建築物
    - の木造・木質化支援 12,350千円
    - 未利用木材の利用促進事業 6,000千円

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	235
要望内容	回答		
<p>5 ジェンダー平等社会の実現をめざして</p> <p>235 すべての人が多様な性を認め合い人権が尊重される社会を実現することを目的とする条例を策定すること。</p>	<p>① 性的少数者の方々の様々な課題については、人権尊重の視点で進めていくこととしており、「京都市人権文化推進計画」において、重要課題として位置づけ、令和2年9月から「京都市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど、性の多様性の理解促進や、当事者の方の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進する取組を進めております。</p> <p>今後も、同計画に基づき、多様な性の在り方が尊重され、「一人一人を包摂する共生社会」の実現に向け、性的少数者の方々が、安心して、暮らし、働き、学べる環境づくりに取り組んでまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	236
要望内容	回答		
236 女性差別撤廃条約批准国として、一刻も早い女性差別是正のための法整備と「選択議定書」の批准を国に求め、「個人通報制度」や「調査制度」等を実現させ推進すること。	<p>① 平成28年3月に国連女子差別撤廃委員会から「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」が公表されて以降、国においては、再婚禁止期間の短縮等に係る民法改正（平成28年6月）や性犯罪の厳罰化等に係る刑法改正（平成29年6月）、成年年齢引下げに伴う婚姻開始年齢（18歳）の男女統一に係る民法改正（平成30年6月）が行われるなどの法整備が進んでおります。</p> <p>国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」を明確に掲げているところであり、「第5次男女共同参画基本計画」においても同様に掲げられております。</p> <p>今後も、女性差別是正のために必要とされる取組等について、国における動向を注視してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	237
要 望 内 容	回 答		
<p>237 第5次男女共同参画計画策定にあたって、以下の取り組みを強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く権利を守り、あらゆるハラスメントをなくすため、京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を追加すること。</li> <li>・市職員の同性パートナーを家族と認め、休暇（結婚、育児、介護、看護、忌引き等）や手当等を支給すること。民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。</li> <li>・京都市職員・教職員の出産休暇の目標を定めること。育児休暇の取得目標30%は、早期に達成し、促進すること。京都市イクボス宣言者の公表を行うこと。</li> <li>・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。</li> </ul>	<p>① 第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」において、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策の推進を盛り込むとともに、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」を重点分野に掲げております。第5次男女共同参画計画においても同様に重点分野として掲げる方向で審議会等で検討を進めており、引き続き、誰もが安心して働き続けられる環境づくりに向けて取り組んでまいります。</p> <p>② 「京都市男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進に関する基本理念や男女共同参画推進施策の基本となる事項等を定めるものであり、罰則を定めるべき条例とは認識しておりませんが、引き続き、市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携して取組を進めてまいります。</p> <p>③ 市職員の同性パートナーについては、社会通念上、法律上の婚姻関係にある者や事実婚と同様であるとまでは言い難い状況であることから、現時点では、休暇・手当制度の対象としておりませんが、今般のパートナーシップ宣誓制度導入の趣旨や人事委員会の報告及び他都市の動向を踏まえ、令和3年4月から、同性パートナーを対象とした新たな休暇制度を創設してまいります。</p> <p>また、民間事業所に向けては、企業向けの啓発パンフレット「ダイバーシティLGBTの視点から考える これからの職場づくり」を発行するなど、引き続き、多様な性の在り方が尊重され、差別や偏見のない「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	237
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 令和2年3月に改定した京都市特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン2nd step」に基づき、全ての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくりに向けて取組を実施しております。その結果、男性職員の育児休業の取得率については、令和元年度実績が25.3%と、前プランの目標値15%を大幅に上回る実績となっております。</p> <p>また、「出産補助休務」や「育児参加休務」についても、あらゆる機会を利用して取得を促す取組を進めているところです。引き続き、重点的に男性職員の育児に関する休暇取得の推進に取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 本市職員・教職員について、安心して出産や子育てができるよう、休暇等の各種制度を詳しくまとめた「仕事と子育て両立支援ハンドブック（市長部局作成）」や「子育て応援ハンドブック（教育委員会作成）」を通して周知に努めており、出産休暇については、希望する教職員全員が取得しているところです。</p> <p>⑥ 本市では、管理職員が「働き方の見直し」を改めて認識し、自ら実践するとともに、部下の「真のワーク・ライフ・バランス」を支援する「イクボス」となることを周囲に宣言する「イクボス宣言」を推奨しており、約72%の管理職員が宣言を行っております。イクボス宣言は所属職員に周知することとしており、イクボス宣言の趣旨を踏まえると、所属職員以外に宣言を行ったことを周知する効果は低いいため、個々の宣言者の公表は考えておりません。引き続き、職員の「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けてイクボス宣言の推奨に取り組んでまいります。</p> <p>⑦ 本市における女性職員の登用については、「女性の職業生活における活躍の推進</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	237				
要望内容	回答						
	<p>に関する法律」の制定を踏まえ、特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン2nd step」に基づき、令和7年4月1日時点で、管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合25%を数値目標として取り組んでおり、令和2年4月1日時点で、18.9%となっております。</p> <p>また、令和2年4月の定期異動では、人事委員会事務局長や産業観光局観光MIC推進室担当部長をはじめ、様々な要職に女性職員を抜擢する等、引き続き登用を推進しました。</p> <p>同プランに掲げる目標達成に向け、引き続き、重点的に取り組んでまいります。</p> <p>⑧ 本市の審議会委員への女性の登用については、「きょうと男女共同参画推進プラン」において、「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を65%以上にする」を目標としており、令和2年3月末時点では67.4%となっております。引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>＜男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合＞</p> <table border="0"> <tr> <td>平成31年3月末時点</td> <td>66.8%</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月末時点</td> <td>67.4%</td> </tr> </table>			平成31年3月末時点	66.8%	令和2年3月末時点	67.4%
平成31年3月末時点	66.8%						
令和2年3月末時点	67.4%						

## 要 望 内 容

## 回 答

238 LGBT/SOGIの権利保障に取り組むこと。

- ・当事者及び支援者等を含め幅広く市民に対して、アンケート調査等での意見・要望を継続的に聞く機会をつくること。
- ・関係課長会議を発展させ、プロジェクトチームとして専任職員を配置し、全庁的課題として市職員の教育、総合的な対策を検討すること。職員ガイドブックを活用し、全職員の研修を実施すること。
- ・専門相談窓口の設置及び常設のコミュニティスペースを設置すること。
- ・パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、同性婚を認めるよう国に対して求めること。
- ・パートナーシップ宣誓をしていないパートナーに対しても家族として、市営住宅への入居を認めること。
- ・教育委員会として全教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。
- ・学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意思を尊重し、対応すること。
- ・多目的トイレを大幅に増設し、「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。
- ・京都市自殺対策計画にLGBT/SOGIを盛り込む

① LGBT等の性的少数者（以下「性的少数者」という。）の人権尊重については、人権文化推進計画に重要な人権課題として掲げ、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、自分らしく自由に生きられる「一人一人を包摂する共生社会」の実現を目指して、性的少数者の方々が安心して、暮らし、働き、学べる環境づくりを進めております。

② これまでから、継続的に有識者や市民公募委員で構成する人権文化推進懇話会や、また、必要に応じて当事者支援団体の代表にも参画いただいた専門意見聴取会から意見を聴取し、パートナーシップ宣誓制度をはじめ、様々な取組を進めております。

今後も、パートナーシップ宣誓者のアンケート、コミュニティスペースの場などにおける当事者の声を聞きながら、人権文化推進会議などを通じて、各局区等が連携して取組を進めてまいります。

③ 市職員の研修については、平成30年度人権月間講座において「多様な性を考える」をテーマにLGBT等の性的少数者の人権について研修を実施した他、毎年12月の「人権月間」に各所属で行う人権研修において、LGBTを推奨テーマの一つとしております。また、令和2年8月には、「多様な性に関する職員ハンドブック」を改訂しており、令和3年度についてもLGBTに関する研修を実施するなど、引き続き、職員がLGBTに対して正しい知識を持てるような取組を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	238
要 望 内 容	回 答		
こと。	<p>④ 性的少数者の方からの相談については、区役所等で開催される人権擁護委員による特設人権相談や国が開設している専用の電話相談を紹介するなど、相談者の希望に応じた対応をすることとしております。</p> <p>また、令和2年12月に開催したLGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」では、個別相談会を併せて実施しており、その結果等も踏まえながら、今後の実施形態について検討してまいります。</p> <p>⑤ 同性婚の法制化については、家族の根幹に関わる問題でもあり、国において、広く国民の意見を踏まえ、検討されるものと考えております。</p> <p>⑥ 本市の市営住宅においては、適正な管理等を目的として、市営住宅の入居者資格に同居親族要件を設けております。</p> <p>令和2年9月から、京都市パートナーシップ宣誓制度が開始されたことに合わせて、宣誓した二人も親族に該当するものとして、入居者資格を有するものと扱うこととしました。</p> <p>二人がパートナーであることは、宣誓証等による公的な証明をもって確認できるものであり、こうした確認ができないパートナーを親族とみなし、入居者資格を認めることは困難であると考えております。</p> <p>⑦ 市立学校では、全校種・全職種を対象に希望制で実施する「人権教育講座」において、性的少数者をテーマに取り上げるなど、学校での配慮や支援の在り方等について、正しい知識を持てるよう取組を進めております。また、これまでから全校園長を対象とした研修会及び校園長による校内での確実な伝達研修、児童生徒から心</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	238
要 望 内 容	回 答		
	<p>身の相談を受けることが多い養護教諭や心理，福祉の専門職であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーを対象とした，性的少数者の現状と具体的な支援方法等について理解を深める研修を実施するとともに，研修の配付資料をポータルサイトに掲載し，教職員の理解促進に努めております。</p> <p>子どもたちに対しては，性的少数者に限らず，広く多様性を認め合う心を育む中で，人権学習の一環として性的少数者をテーマにした学習や講演会等を実施する学校も増加するとともに，小学校6年生の全保護者に配布している啓発冊子「思春期のこどもの心と親のかかわり」において，性的少数者の子どもたちへの理解を深めるためのページを設けるなど，保護者への普及啓発にも取り組んでおります。</p> <p>⑧ 学校施設については，校舎の改築やリニューアル改修等の際に，学校の意向や状況等を踏まえ，多目的トイレ等の設置を検討するとともに，制服については，女子のストラックスを選択できるようにするなどの対応を行っております。</p> <p>⑨ 多目的トイレについては，車いす使用者や身体が不自由な方々に加え，外見上は多目的トイレが必要だと分かりづらい方々も利用しやすくなるよう，当事者団体等へのヒアリングを実施し，平成31年4月から，本市が所管する多目的トイレの名称を「多機能トイレ」と統一するとともに，使用に係る啓発文に「外見からは分かりにくい困難を抱える方」も使用できることを明示しております。</p> <p>⑩ 「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」では，自殺の原因や動機となる健康問題，経済・生活問題，家庭問題，学校問題，職場問題，人権問題（LGBT含む。）など様々な悩みを抱える市民が，適切な相談機関につ</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	238
要望内容	回答		
	<p>ながら、問題や悩みの解決が図られるよう、自殺の要因について実態を把握するとともに、相談機関の連携・ネットワークの充実が重要であるとしています。引き続き、庁内外の様々な関係機関・団体との連携体制を強化してまいります。</p> <p>また、現在、LGBT等の性的少数者に対する理解を深めるための内容を加えたゲートキーパー研修を実施しております。令和3年度も継続して実施する予定としており、引き続きLGBT等の性的少数者に対する支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進（人権文化推進計画進行管理） 4,422千円</li> <li>・命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実 41,438千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年 3月 「きょういのちほっとプラン（自殺総合対策推進計画）」策定</p> <p>平成27年 1月 人権大学講座の開催（世界人権問題研究センター）</p> <p>12月 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」への関連記事の掲載 （平成28年5月、12月、平成30年5月、12月、令和元年5月、令和2年12月にも掲載）</p> <p>人権月間職員研修（テーマ「LGBTについて理解を深めよう」、講師：東小雪氏）</p> <p>平成29年 1月 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト2017」を「性的少数者の人権尊重」をメインテーマに開催</p> <p>3月 「きょういのちほっとプラン（自殺総合対策推進計画）〔改定〕」策定</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	238
要 望 内 容	回 答		
	6月	企業向け人権啓発講座の開催（以降毎年度実施）	
平成30年	1月	世界人権問題研究センターが「性の多様性について考える」をテーマに「人権フォーラム」を開催	
	5月	性的少数者に関する関係課長検討会議を立ち上げ啓発パネルの展示（ゼスト御池 令和元年度5月にも実施）	
	6月	性的少数者の支援企業・団体へのヒアリングを実施	
	11月	「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成し、全庁に周知	
	12月	人権月間職員研修（テーマ「多様な性のあり方を考える」、講師：谷口洋幸氏）	
平成31年	4月	性的少数者に対する平成30年度の全庁的な取組（①申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し、②本市施設における多機能トイレの表示の見直し、③職員向けの性的少数者に関する手引きの作成）について広報発表	
令和 元年	8月	性的少数者の人権に関する啓発リーフレットの発行	
令和 2年	9月	京都市パートナーシップ宣誓制度の実施	
	10月	企業向けパンフレットの発行、LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」（1回目）の実施	
	12月	LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」（2回目）及び個別相談会の実施	
令和 3年	1月	性の多様性についての理解を深める座談会を（公財）世界人権問題研究センターと共催で実施	

## 要 望 内 容

## 回 答

239 家族従業者の働きを認めない所得税法56条について「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。

- ① 所得税法第56条の規定は、生計を一にする配偶者その他親族に対して支払われる給料等の対価について、恣意的に対価を定めるなどにより所得分散を図り、税負担を軽減しようとする行為を防止するために設けられているものです。
- ② 家族従業員に対して支払われる給与については、所定の帳簿を整備し、家計と事業の収支を経理上明確にした所得税法第57条に基づく青色申告であれば、必要経費に算入できるとされております。
- ③ 国においては、平成29年度税制改正で配偶者控除の見直しが行われるなど、女性活躍を支える制度や基盤の整備が進められており、本市といたしましては、こうした動きを含め、今後の国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

240 DV対策を強化すること。

- ・DV相談支援センターの相談の増加に見合う体制や支援の拡充をさらに行い、被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
- ・加害者更生支援の専門機関を創設すること。
- ・民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行い、公的責任を果たすこと。
- ・デートDV等、中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。

① 京都市DV相談支援センターにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施された特別定額給付金事業において、DV避難者への支給特例措置が行われ、相談件数が大幅に増加したことから、相談体制の充実を図っております。また、被害者の自立に向けた支援に重点的に取り組んでおり、引き続き、相談件数等利用状況を踏まえ、体制や支援の拡充に適切に対応してまいります。

② 加害者の更生対策については、加害者からの希望に応じて、京都府が実施する「DV加害者更生カウンセリング」を案内しており、引き続き、府との連携を図りながら、加害者の更生を後押ししてまいります。

③ 京都市内におけるDV被害者が利用できる公的シェルターについては、京都府家庭支援総合センターが設置しており、同センターとは定期的に情報共有を行うなど、緊密な連携を図っております。

また、本市では、緊急時の安全確保を行うため、民間シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用の助成と生活諸費相当額の助成を実施しているほか、令和2年度からは、DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施していくことを目的に創設された国交付金を活用し、民間シェルターへの事業補助を行っております。

引き続き、国交付金を活用しながら、取組を進めてまいります。

④ デートDV等に関する若年層への啓発については、中学校及び高等学校の授業での使用を想定して作成した予防教材やDV予防講座等により行っており、今後も引

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	240
要望内容	回答		
	<p>き続き、様々な機会や媒体を活用して取組を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談支援センターの運営及び被害者支援事業 60,520千円</li> <li>(うち、国交付金を活用した民間シェルター事業補助 10,000千円)</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成17年 4月 京都市民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度の創設</p> <p>平成23年 3月 京都府、京都市を事務局とする配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議を設置</p> <p>※関係機関が情報の共有化を図り、効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。</p> <p>10月 京都市DV相談支援センター開所</p> <p>京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金制度の創設</p> <p>平成25年 4月 男性のためのDV電話相談窓口を開設</p> <p>平成29年 3月 若年層におけるデートDV予防のため、「京都市デートDV予防教材 アイのカタチ」を作成</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	241
要望内容	回答		
241 性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、支援体制を確立すること。	<p>① 本市では、平成23年4月施行の京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、（公社）京都犯罪被害者支援センターにワンストップの総合相談窓口を設置しております。</p> <p>② （公社）京都犯罪被害者支援センターでは、種々の犯罪被害に関する相談を電話等で受け付けていますが、その中で、主として、京都府警察から引き継いだ性犯罪被害関係の相談も受け付けており、性犯罪被害者に対しても支援を行っております。</p> <p>③ 平成27年8月には、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力による被害を受けた方に総合的な支援を提供する相談窓口である、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターが開設されると同時に、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター連携・検証会議が設置されました。</p> <p>④ 京都府を事務局とする京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター連携・検証会議は、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターにおける直近の相談支援状況等を踏まえ、連携等における課題について協議及び検証を行うとともに、連携マニュアルや支援員マニュアルを関係機関で共有するため毎年開催され、本市もその構成員として参加しております（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送り）。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	241
要望内容	回答		
	<p>⑤ 引き続き、(公社)京都犯罪被害者支援センター、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターをはじめとした関係機関と連携し、性犯罪被害者等に寄り添った支援を行ってまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援策の推進 8,968千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成23年 4月 京都市犯罪被害者等支援条例施行  (公社)京都犯罪被害者支援センターに本市の総合相談窓口を設置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	242
要望内容	回答		
<p>242 犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等支援条例における生活資金給付の対象に、同性パートナーを加えること。支援制度として、一時保育、精神医療費、転居費等の助成金交付を行うこと。</p>	<p>① 本市では、平成23年4月施行の京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪によって当座の生活に困窮することとなった犯罪被害者等に対し、生活資金を給付しております。</p> <p>② 令和2年4月からは、犯罪によって日常生活を営むことについて支障がある方や、監護する子の保育等が困難となった場合に、ホームヘルプサービスや一時預かり保育サービスを利用された方に対して、費用の一部を給付しております。</p> <p>③ これらの給付対象は、犯罪被害者及びその遺族であり、現行の制度において同性パートナー等を給付対象となる遺族として認めていませんでしたが、現在、給付対象とすることについて検討しているところです。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・犯罪被害者等支援策の推進 8,968千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成23年 4月 京都市犯罪被害者等支援条例施行  (公社) 京都犯罪被害者支援センターに本市の総合相談窓口を設置</p> <p>令和 2年 4月 日常生活支援金給付制度の新設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	243
要望内容	回答		
<p>6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を</p> <p>243 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経常運営費を増額すること。</li> <li>・老朽校舎等の改築と改修を急ぐこと。</li> <li>・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。</li> <li>・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。</li> <li>・学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとにただちにトイレを設置すること。</li> </ul>	<p>① 学校経常運営費については、この12年間は同水準を確保してきたものの、本市の財政状況が極めて厳しい中、光熱水費を除く経費について一定の見直しをせざるを得ない状況ですが、令和3年度については、国庫補助を活用した感染症対策等の学校配分経費や教育振興基金等の活用により、実質同水準を確保しております。</p> <p>② 本市では、平成29年3月に「京都市学校施設マネジメント基本計画」を、平成30年1月には、同基本計画を踏まえた具体的な「行動計画」を策定し、平成30年度から、校舎の構造躯体である壁などの耐久性を確認する「構造躯体の健全性調査」を実施しております。</p> <p>また、学校施設マネジメント基本計画及び行動計画を踏まえたメンテナンスサイクルの実現に向け、校舎の長寿命化改修を核としながら、屋根や窓枠、外壁等をはじめとする保全工事についても計画的に実施しており、財政支出の平準化を図りつつ、教育環境の充実にに向けた取組の推進に努めてまいります。</p> <p>さらに、建築基準法に基づく点検をはじめとする法定点検や、教職員による日常的な点検を行い、点検結果については学校と教育委員会が共有し、危険度の高いものから順次改善に努めております。</p> <p>③ 本市では全国に先駆け、小中学校全ての普通教室の冷房化を完了し、特別教室への空調設備についても、コンピューター室のほか、平成14年度に図書館、平成25年度には第一音楽室への設置を完了しております。</p> <p>その他の特別教室については、校舎の改築やリニューアル改修等、効率的に整備</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	243
要望内容	回答		
	<p>できる機会を捉えて進めているところであり、小中学校における特別教室の冷房化率は74.4%と、全国平均(55.5%)を大きく上回っています(令和2年9月1日現在)。</p> <p>また、体育館の空調設備については、多額の費用を要するため、現時点で設置する計画はございませんが、「防災機能強化型体育館」整備においては、外断熱や複層窓ガラスによって館内温度環境の改善を図るとともに、立地条件等で通風が十分確保できない場合には、通風、換気環境を改善するエア搬送ファンを設置しております。さらに、令和2年度に体育館リニューアルを行った学校のうち小学校1校、中学校1校に試験的に気化式冷風機を整備しており、エア搬送ファンとの併用による効果について今後検証してまいります。</p> <p>また、状況に応じ、空調設備のある多目的室やふれあいサロン等を避難所として開放するなど関係機関と連携しながら柔軟に対応するものとしています。</p> <p>④ 子どもたちが最も身近に本や資料にふれることができるよう、学校図書館の読書センターとしての機能はもとより、「学習・情報センター」としての機能を充実させるため、司書や司書教諭の資格を有する「学校司書」を、平成21年度から各校に配置し、平成27年度には、配置が必要な全小・中・総合支援学校への配置を完了しております。また、令和元年度には全校で複数日配置を完了しております。なお、専任化については、国の財源措置が必要であり、要望してまいります。</p> <p>⑤ 体育館を含む学校施設のトイレについては、バリアフリー化の必要性、生活様式の変化、災害時の利用等を踏まえ、全面的な改修(大便器の洋式化のほか、照明器具の改修や増設、手洗設備の自動水洗化、多目的トイレの設置など)を行う「快適</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	243
要望内容	回答		
	<p>トイレ整備事業」と「便器の洋式化に特化した改修」により、令和元年度末に、洋式化に係る令和5年度末までの目標としていた「全市平均60%以上」を上回り、令和2年度末には約64%となる見込みです。厳しい本市財政状況の下、令和3年度以降も、国への財源確保を求めながら、引き続き洋式化を進めてまいります。</p> <p>トイレの増設については、その必要度や施設の状況を勘案し検討してまいります。</p> <p><b>(令和2年度2月補正予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化改修を核とする学校施設マネジメントの推進 945,300千円</li> <li>・屋内運動場老朽化等対策改築事業 250,400千円</li> <li>・体育館防災機能強化リニューアル事業 120,600千円</li> </ul> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経常運営費 4,289,779千円</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>〔うち、学校園における感染症対策等の教育活動継続支援経費〕</li> <li>318,500千円</li> </ul> </li> <li>・長寿命化改修を核とする学校施設マネジメントの推進 360,800千円</li> <li>・屋内運動場老朽化等対策改築事業 486,485千円</li> <li>・体育館防災機能強化リニューアル事業 300,020千円</li> <li>・学校司書配置事業 165,031千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	244
要望内容	回答		
244 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。	<p>① 本市では、「第2期 京都文化芸術都市創生計画」及び「京都文化芸術プログラム2020+」等に基づき、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的として、「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」事業を実施しており、特に中学生が能楽堂等本格的な文化芸術の舞台で伝統芸能公演を鑑賞する機会を平成30年度から拡充したほか、例年、京都芸術センターにおいても、公益財団法人京都市芸術文化協会との共催により、子どもたちが文化芸術に触れ体験する「夏休み芸術体験教室」や「藝文京芸術教室」を実施しております。</p> <p>② 加えて、令和元年度は、日常生活の中で伝統文化に触れる機会を創出し、未来の「担い手」、「支え手」の育成に繋げていくことを目的に、子どもたちが能の謡の合唱に取り組む「中学生の能楽大連吟～未来～」事業を実施しました（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。</p> <p>③ 子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会の確保は重要であるとの認識の下、令和3年度についても、子どもたちが舞台芸術に触れる機会を創出してまいります。</p> <p>④ さらに、市立小学校では、ミュージカルを鑑賞する「演劇鑑賞教室」や京都市交響楽団によるオーケストラの演奏を鑑賞する「小学生のための音楽鑑賞教室」を学校行事として実施しているところです（令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）。</p> <p>また、文化庁事業「文化芸術による子供育成総合事業」を活用し、市立小・中・高等学校に伝統芸能や現代劇等の専門家をお招きし、子どもたちが優れた文化芸術</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	244
要望内容	回答		
	<p>を鑑賞・体験する機会を設けており、引き続き、ほんものの文化芸術に触れる機会を創出してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出      33,000千円</li> <li>・芸術文化協会事業助成      24,824千円</li> <li>・京都芸術センター運営      129,178千円</li> <li>・中学生の能楽大連吟～未来～の実施      3,800千円</li> <li>・演劇鑑賞教室      1,880千円</li> <li>・小学生のための音楽鑑賞教室      13,854千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	245
要 望 内 容	回 答		
245 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず，国にやめるよう求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。	<p>① 全国・学力学習状況調査は，児童・生徒の学力実態や学習・生活習慣等を的確に把握し，指導改善に活かせる有意義なものであると認識しております。</p> <p>本市では，教育委員会から全市の平均点や分析結果などを公表するとともに，各校においても，自校の子どもたちの観点別の課題や取組の方向性などを保護者・地域と共有し，授業改善や家庭学習の充実などに取り組んでおります。</p> <p>今後とも有効に活用するとともに，学校の序列化や過度な競争につながることはないよう配慮してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	246
要望内容	回答		
246 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。	<p>① 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、算定基準額（地方税の課税所得×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じる））が30万4,200円（世帯年収910万円程度）以上の世帯については授業料を徴収することとなっており、所得制限の導入は、限られた予算の中で、低所得者世帯への経済的支援の一層の拡充を図るためのものと考えており、前述の世帯以外については、国の「高等学校等就学支援金制度」に基づき公立高校の授業料は市府ともに徴収しておりません。</p> <p>加えて、府においては、平成22年度から「あんしん修学支援制度」により、年収が500万円未満程度の世帯では、国の就学支援金と合わせて年間最大65万円の助成により、私立高校授業料の実質無償化が、また、平成26年度から生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度が設けられるなど、高校生が安心して進学できるよう手厚い支援が行われているところです。</p> <p>さらに、国の「高等学校等就学支援金制度」が改正され、令和2年度から私立高校分について、年収590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額が引き上げられたことに伴い、府の「あんしん修学支援制度」の助成世帯も年収590万円未満程度まで拡大されました。</p> <p>今後とも、国の動向を注視しつつ、引き続き、支援のより一層の充実や、経済的な負担軽減などを国及び私立学校を所管する京都府に対して要望してまいります。</p> <p>② なお、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、京都府の権限と責任の下に検討されるものと認識しています。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	246
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年度～ 「私立高等学校あんしん修学支援事業」(京都府制度)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯…授業料全額無償化</li> <li>・年収500万円未満程度の世帯 (令和2年度からは年収590万円未満程度) …府内平均授業料(65万円)まで実質無償化</li> <li>・年収500万円～900万円程度の世帯 (平成26年度からは910万円以下) …年間168,800円を助成(令和元年度まで) (令和2年度からは590万円～910万円未満程度の世帯 …年間198,800円を助成)</li> </ul> <p>平成25年11月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <p>平成26年 4月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」を施行</p> <p>平成30年 7月 所得制限の基準が変更 (平成30年6月支給分まで) 市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯 (平成30年7月支給分から) 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が50万7,000円未満の世帯</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	246
要 望 内 容	回 答		
	<p>令和 2 年 7 月 所得制限の判定基準が変更  (令和 2 年 6 月支給分まで)  都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が  50 万 7, 000 円未満の世帯  (令和 2 年 7 月支給分から)  算定基準額 (地方税の課税所得 × 6 % - 市町村民税の調整  控除の額 (政令指定都市の場合は, 調整控除額に 3 / 4 を  乗じる) ) が 30 万 4, 200 円未満の世帯</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	247
要 望 内 容	回 答		
<p>247 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。新定時制単独高校は、新卒以外の希望者も全員対象とすること。</p>	<p>① 令和2年度入学者選抜においては、京都市内に位置する公立夜間定時制で約220名の欠員が生じております。そうした状況の中でも、令和3年度の定時制の募集定員については、府市合意の下、定時制希望者に対して十分対応できるよう、前年度と同数としております。</p> <p>② また、伏見工業高校定時制と西京高校定時制（以下、「両校」）の再編・統合により設置する新定時制高校である「京都奏和高校」については、令和元年度から教育委員会事務局内に開設準備室を設置し、中学校、生徒、保護者など幅広く意見を聞きながら、令和3年度の開校に向け両校の教職員とともに、具体的な検討を進めており、中学校までの段階における不登校経験者や様々な困りを抱えながら学び直しを必要とする生徒などに多様な学びを保障したいと考えております。</p> <p>なお、新卒者以外の方も京都府公立高校入学者選抜要項に基づき、志願資格が認められる場合は、他の受検生と同様の入学者選抜を実施します。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成26年 7月 「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」策定  10月 「新しい定時制高校創設プロジェクト」設置</p> <p>平成27年 3月 「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ（案）に対する  市民意見募集</p> <p>7月 「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」作成  8月 「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」策定  9月 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」設置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	247
要望内容	回答		
	平成28年12月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ(案)作成	
	平成29年 1月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ(案)に対する市民意見募集	
	6月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ策定	
	平成29年度～	「新定時制単独高校の創設に係る開校準備チーム」設置	
	令和 元年度～	「新定時制高校開設準備室」を設置	
	令和 元年 6月	校名案の市民意見募集を実施	
	12月	校名を「京都奏和高校」に決定(京都市立高等学校条例の一部改正)	
	令和 2年度～	「京都奏和高校開設準備室」を設置	

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	248
要望内容	回答		
248 すべての市立高校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進すること。	<p>① 市立学校においては、これまでからすべての人が利用しやすい学校をめざし、増改築工事の実施にあわせてエレベーター設置を進めており、高校については、全9校のうち6校にエレベーターを設置しており、令和3年度開校の京都奏和高等学校についてもエレベーターを設置する予定です。</p> <p>② 未設置校である銅駝美術工芸高校、塔南高校については、これまでから学校の要望等を踏まえ、必要に応じて車いす対応トイレやスロープの設置等のバリアフリー改修を進めておりますが、校舎移転の計画があることから、新校舎の整備計画の中で、エレベーター設置を含むバリアフリー整備を図ってまいります。</p> <p>③ また、紫野高校については、現時点においてエレベーター設置の計画はありませんが、これまでもトイレの改修やスロープ、車いす用階段昇降機の設置等、適宜バリアフリー改修等を行っており、引き続きバリアフリーに配慮しながら、必要に応じて改修等を行ってまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

249 学校，教育現場から体罰を一掃すること。いじめ，暴力，薬物乱用，学級崩壊の現状を正確に把握し，困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。

① 体罰については，生徒指導や指導力向上の研修を行う中で，教員一人一人の意識改革と指導力の向上及び組織的な生徒指導体制の確立を図るなど，根絶に向けた取組を推進してきたところであり，今後とも，その充実に努めてまいります。

② いじめをはじめ，暴力，学級崩壊等の教育課題の解決に向けては，年2回の記名式アンケートの実施や，本市独自に開発した「クラスマネジメントシート」，「生徒指導の三機能（「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」）チェックリスト」の活用により，児童生徒の個々の状況や学級の課題等について早期把握に努めるとともに，教職員間の情報や課題の共有を図ってまいります。

また，多様化する問題行動に対しては，各校のいじめ対策委員会や生徒指導委員会等で指導方針を検討・共通理解するとともに，本市独自に作成した，問題行動への初期対応の迅速化等を図るための具体的対応，指導方法についての手引である「生徒指導ハンドブック」を全教職員に配布し，研修等でも活用することで生徒指導の充実や迅速かつ組織的に対応できる体制を整えており，引き続き，「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底してまいります。

③ 青少年の非行や深刻化する薬物乱用の防止については，引き続き非行防止教室と薬物乱用防止教室を全小・中・高等学校で実施してまいります。

とりわけ，薬物乱用防止教室については，京都府警察など関係機関との緊密な連携の下，各校で学校保健計画に明確に位置付けたうえで，（1）薬物乱用についての基礎知識，（2）薬物乱用が心身にもたらす影響，（3）薬物乱用が社会にもた

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	249
要望内容	回答		
	<p>らす影響, (4) 断り方とその後の対応, (5) 悩んだ時の相談窓口や方法の5つの視点を盛り込んだ内容で実施を徹底するとともに, 実施回数・学年の拡大に取り組むなどさらに充実に努めてまいります。</p> <p>さらには, 令和元年度に, 児童生徒の発達段階に応じた取組が各教科等で一層体系的に実施できるよう「薬物乱用防止教育スタンダード」を作成し, 令和2年度には外部講師との連携を図るなど効果的な授業の在り方を目指したモデル授業に取り組んでおります。今後, イントラネットを介して市立学校全体にモデルを提供し, 授業の質の向上を図り, 地域ぐるみ・市民ぐるみで薬物乱用防止に関する教育を一層推進してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成25年 6月 クラスマネジメントシート活用マニュアルを全市小中学校へ配布 教職員向けの説明会を実施(～7月)</p> <p>平成27年12月 府市連携の取組として, 「高校生自らが考える『薬物乱用防止シンポジウムin京都』」の開催(以降, 毎年度実施)</p> <p>平成28年 6月 薬物乱用防止教育を中心となって担う全市立学校の教職員を対象とした『「薬物乱用防止教室」実施に向けての研修会』の開催(以降, 毎年度実施) 教員用の指導資料として, 「薬物乱用防止教室」実施に向けての指導資料を作成・活用</p> <p>平成31年 4月 「生徒指導の三機能チェックリストの活用」冊子を小・中・義務教育学校全教員(高校・総合支援学校は生徒指導主任)へ配布</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	249
要望内容	回答		
	<p>令和 元年 6月 「薬物乱用防止教室」の学校保健計画への位置付け，5つの視点による実施の徹底，実施回数・学年の拡大への取組</p> <p>令和 2年 1月 「薬物乱用防止教育スタンダード」の作成・活用</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	250
要望内容	回答		
250 スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し、配置日数を増やすこと。	<p>① スクールカウンセラーについては、平成27年度に全ての小・中・高・総合支援学校に配置するとともに、それ以降、配置時間の拡大を進め、令和2年度には、一部小規模校を除く全校で年間280時間以上の配置を完了しており、また、スクールソーシャルワーカーについても、令和元年度に全中学校区への配置を当初の計画から1年前倒しで完了しております。引き続き、よりきめ細かな支援の充実や一層の体制強化に向けて国への要望を含め、取り組んでまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの配置 365,166千円</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置 87,604千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	251
要望内容	回答		
251 学校の中に不登校の児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、教職員を配置すること。ふれあいの杜を増設すること。	<p>① 不登校及びそうした傾向のある児童生徒に対して、各学校では、当該児童生徒に関わる教職員だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めて構成する「登校支援委員会」において情報と取組の共有を図り、一人一人の子どもの背景まで見立てた支援を行うとともに、登校はできても、教室に入りにくい児童生徒に対しては、教室以外の別室等を利用して指導や支援を行うなど校内での居場所づくりを進めております。</p> <p>② 教職員の配置については、支援が必要な児童・生徒の状況に応じて、別室指導などきめ細かな学習支援を行うための配置をするなど、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりに努めており、今後とも、学習支援の充実に向けて、国に対し定数改善を要望するとともに、効果的な人員配置に努めてまいります。</p> <p>③ ふれあいの杜については、平成30年4月に、入級者数の増加等を踏まえ、四条大宮第2学習室を新設したところですが、現在、入級する子どもたちの状況や希望する活動内容等に応じた選択ができるよう、小集団での体験活動を中心とする学習室や教科学習を中心とする学習室を市内6箇所を設置しています。引き続き、不登校状態にある子どもたち一人一人の状況に応じた支援を行い、在籍校への登校や社会的自立に向け、必要な措置を検討してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・ふれあいの杜各学習室運営 13,150千円</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	252
要 望 内 容	回 答		
252 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。	<p>① 総合支援学校高等部職業学科の定員については、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者のニーズにより多く応えるため、順次拡大してきたところであり、職業学科定員は開設当時の約2倍（92名/学年）となっております。</p> <p>② 卒業後の進路保障については、企業就労をはじめ、就労移行支援事業所、就労支援A型・B型事務所への福祉就労、進学など、一人一人のニーズに応じた進路の実現を目指し、産業界や労働・福祉機関と連携して取り組んでおります。とりわけ、就労に向けては、職業学科では3年間で30週程度の実習を行う「デュアルシステム」を推進するとともに、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等が参画する「巣立ちのネットWORK」においても、進路開拓やアフターケア等の取組を進めております。今後とも個別の包括支援プランを活用しながら、生徒一人一人の進路希望の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校  （平成28年度より東山総合支援学校として本校化）</p> <p>&lt;総合支援学校高等部職業学科の定員拡大&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度 48名 → 60名</li> <li>・平成23年度 60名 → 72名</li> <li>・平成25年度以降 72名 → 92名</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	253
要望内容	回答		
253 北総合支援学校の分校設置にあたって、施設整備等について、生徒、保護者、教職員の意見を反映させること。	<p>① 北総合支援学校の児童生徒数増加への対応のため設置を検討している分校については、元格致小学校（平成29～令和元年度に下京雅小学校の仮校舎を設置）の既存施設を有効活用して整備することを予定しており、地元の皆様と協議を進め、受入について決議をいただいたところです。現在、施設改修に係る基本計画の策定を進めているところであり、今後、学校や地元関係者等の意見をお聞きしながら、令和6年度の設置を目指し、準備を進めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北総合支援学校増収容対策 45,000千円【新規】</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	254
要望内容	回答		
254 育成学級の学級編成の基準については、低学年加配、発達差加配などを加味して市独自に改善すること。	<p>① 育成学級については、平成9年度から、対象児童・生徒が1名であっても地域の小中学校に設置してきたところです。また、国から配当された教員定数を活用した柔軟な学級編制や支援が必要な児童・生徒の状況に応じた非常勤講師の配置、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫も行っております。一方、財政状況が厳しい中、本市独自の学級編成基準の改善は困難であり、国に対して、指定都市市長会や指定都市教育委員会協議会を通じて、定数改善を要望しているところです。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	255
要望内容	回答		
<p>255 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。</p>	<p>① 発達障害等支援の必要な児童・生徒への指導・支援のため、小・中・総合支援学校においては、国から配当された教員定数の活用により加配や非常勤講師を配置しており、幼稚園においては、本市独自予算により非常勤講師を配置しております。また、総合育成支援員を必要とする全学校・園に配置するとともに、支援を要する児童・生徒の実態や人数に応じて追加配置をしております。</p> <p>今後とも、支援の在り方について工夫・検討を重ね、きめ細やかな対応ができるよう努めるとともに、教職員の定数改善を国に強く要望してまいります。</p> <p>② LD等通級指導教室については、国からの定数措置のもと、令和2年12月末現在、小学校74校、中学校26校、高等学校2校の計102校に設置しており、小・中学校における設置率は指定都市トップであり、平均（約14％）の約3倍（約42.7％）となっております。引き続き、児童・生徒個々の障害等に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、サポート体制を充実させてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・総合育成支援員配置                          275,153千円</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

256 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。

① 「教員評価に基づく給与査定」については、発揮された能力や業績を認め、処遇上も報われることにより、職務遂行能力の向上と学校組織の活性化につながるものであり、管理職については、京都府と同時期の平成21年12月から、一般教職員についても、京都府と同じく平成25年4月から教員評価を給与に反映しております。また、平成28年4月には地方公務員法が改正され、人事評価を任用・給与などの人事管理の基礎として活用することが、より一層強く求められており、今後とも、制度の適正な実施に努めてまいります。

② 教育実践功績表彰等については、一部の教職員を対象としたものではなく、全ての教職員を対象とし、教職員の意欲と情熱溢れる取組に対して表彰しているものであり、今後とも、「努力をしている教職員が正しく評価される」表彰制度の運用に努めてまいります。

③ 指導力や資質に課題のある教職員に対しては、子どもや保護者及び市民から信頼される学校教育の実現のため、継続的に学校へ訪問し指導を行うなど、適切に対処していく必要があることから、教育公務員特例法に基づき、指導が不適切な教諭等の認定及び指導の改善の程度に関する認定を行っております。これらを行うに当たっては、同法及び指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則に基づき、保護者や専門家、教育関係者から構成される京都市教員指導力判定委員会の意見を聴くこととされております。

また、京都市教職員資質等判定委員会については、京都市職員の分限に関する条例に基づき、公正に客観的かつ専門的な立場から教職員の分限処分に関する事項を

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	256
要望内容	回答		
	<p>決定するために設置しております。今後とも、保護者・市民や子どもたちから信頼される学校教育の実現を目指し適切に対処してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	257
要望内容	回答		
257 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。	<p>① 中学校給食については、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、全生徒を対象とした「校外調理委託方式」・「完全自由選択制」の給食を導入し、本制度の下で、各中学校では、学校と保護者が生徒の昼食の在り方や家庭弁当の教育的効果等についてしっかりと話し合い、各校の実情や生徒一人一人の状況に応じて利用できる制度として定着しています。</p> <p>② こうした中、令和元年度に学校・生徒・保護者を対象に実施した「中学校給食の充実と食育の推進を目的としたアンケート調査」の集計結果を活用し、令和2年度は、中学校及び総合支援学校の全生徒・保護者を対象とした啓発資料として、生徒にとって望ましい食習慣の行動や、今後の取組等をまとめたリーフレットを発行するとともに、小学校6年生を対象とした中学校給食試食体験学習の拡充（令和元年度：53校→令和2年度：85校（実施予定含む））、献立の充実・改善、更には、「ご飯量選択制（現在のご飯量250gに±40gを加えた3種類）」の全校実施に向けた試行実施校の拡大（令和元年度：2校→令和2年度：9校）等に取り組みました。令和3年度は、学識経験者の協力を得て進めている実態調査の詳細分析結果を活用し、今後の中学校給食の更なる充実を図ってまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

258 食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ、安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。給食のパンや食材の小麦は国産を使用すること。

① 国から措置される定数については、栄養教諭を全校配置できるものとなっております。そのような中、食物アレルギーのある児童へのきめ細かな対応や和食の推進など、京都ならではの食育のさらなる推進に向け、平成28年度から、本市独自予算による栄養教諭の配置を進め、平成29年度には全小学校へ配置（複数校勤務）を完了したところです。

今後も、国の定数措置として、全校に配置できるものとなるよう、国に強く要望してまいります。

② 学校給食については、週4回の米飯に府内産米を使用するとともに、令和元年度からは地元との連携のもと年1回「京北産米」を全小学校で提供しております。また、令和2年度は、京都府の京都産和牛等利用促進事業を活用し、京都産和牛及び京都産地鶏を中学校、総合支援学校、定時制高校で3回程度提供するとともに、小学校では令和3年3月に京都産和牛を使用した献立の提供も予定しています。

こうした取組に加え、京野菜を献立に取り入れるなどの地産地消を進めるとともに、添加物を極力使用しない献立作成や調理中の衛生管理の徹底など、引き続き、安全な給食の実施に努めてまいります。

③ 宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉県産の農産物、岩手・宮城・福島・茨城・千葉県産の水産物及び牛乳については、随時、京都市衛生環境研究所において放射性物質の検査を実施し、検査結果を速やかにホームページで公開しているほか、牛肉においても使用前日までに、生産者等が実施している放射能検査の結果を確認しており、引き続き、こうした取組を継続してまいります。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	258
要望内容	回答		
	<p>④ パンや食材への国産小麦の使用については、国産小麦の収穫量等が少ないため、国の検査に加え、本市独自の検査により安全性を確認した外国産の小麦を使用しています。なお、平成28年度から国産小麦を100%使用したパンの使用を始めて以降、順次拡大しており、令和2年度は9回の使用を予定しております。今後とも、可能な限り国産を使用するよう努めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自予算による栄養教諭の配置 35,000千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	259
要望内容	回答		
259 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。給食調理員の熱中症対策に万全を期すこと。	<p>① 技能労務職の業務については、民間委託又は廃止を基本方針として、全市的に徹底した見直しを行っており、学校給食調理員についても、採用を行わないこととしております。</p> <p>② なお、必要な人員については会計年度任用職員の雇用で対応するとともに、一部の学校において、調理業務の民間委託を行い、安定的な学校給食の供給に繋がっているところです。</p> <p>③ アレルギー対応については、学校長、給食主任、養護教諭、栄養教諭、給食調理員、アレルギー専門医（学校医会）等で構成する「食物アレルギー対策検討会議」を設置し、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」を策定しております。「手引」では、アレルギー調理専用区画の確保が困難などの現状においても、適切な除去対応ができる品目として卵（鶏卵、うずら卵）、牛乳（パック入り牛乳）が挙げられており、平成27年度1年間の試行を経て、平成28年4月から全市立小学校で除去対応を開始したものです。除去食実施状況を踏まえ、引き続き安心安全な給食の提供に努めてまいります。</p> <p>④ 給食調理員の熱中症対策としては、平成18年度に全小学校の給食室にエアコンを設置し、こまめな水分補給や休憩を取るなど熱中症予防の注意喚起を行っており、衛生管理に万全を期しつつ、作業環境の改善に努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	259
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成18年 8月 全小学校の給食室にエアコンを設置</p> <p>平成21年 4月 3校で調理業務委託開始</p> <p>平成25年 4月 新たに4校で調理業務委託開始</p> <p>9月 「食物アレルギー対策検討会議」を設置</p> <p>平成26年 2月 「食物アレルギーの緊急対応に関する研修会」実施</p> <p>平成27年 1月 「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」策定</p> <p>平成28年 4月 全小学校給食における卵除去食の提供開始</p> <p>平成29年 4月 新たに5校で調理業務委託開始</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	260
要望内容	回答		
260 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善等、格差是正を図ること。	<p>① 市立小・中・総合支援学校の教員の給与は、児童生徒数や学級数を基に国から本市へ配当される定数に応じて、平成29年度以降、本市が給与を負担していますが、児童生徒数等の変動が見込まれる中で、過員を生じさせないためには、これまでと同様に、一定数の臨時的任用職員の任用が必要です。</p> <p>なお、給与等の勤務条件については、平成30年度から常勤講師の任用に係る改善（新たな任用と前の任用との間に一定の期間を設けるいわゆる「空白期間」の解消）を行うとともに、非常勤講師の会計年度任用職員化に際しては、報酬単価について一定の改善と、勤務時間などの一定の条件を満たす者への期末手当の支給など処遇改善に努めてきたところです。今後とも、国の通知や人事委員会勧告等も踏まえ、適切に措置してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	261
要望内容	回答		
<p>261 教職員の長時間・過密な働き方の改善を急ぐこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変形労働時間制は導入しないこと。</li> <li>・職員の出退勤時間など働き方の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。</li> <li>・持ち時間の上限を決めること。事務職員等学校職員の定数を増やすこと。</li> <li>・休憩時間を確保すること。</li> </ul>	<p>① 教職員の働き方改革や時間外勤務縮減に向けては、平成30年度から事務的な業務や、電話・来客対応などを担う校務支援員を配置し、順次配置を拡大することにより、教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保に努めております。令和2年度については、消毒など感染症対策の充実に向け、国の令和2年度補正予算を活用し、校務支援員を山間部等一部の学校を除いた全校・園へ配置いたしました。引き続き、学校・園と教育委員会が一体となって教職員の負担軽減に向けた環境整備を行い、本市教育の充実に図ってまいります。</p> <p>(校務支援員：非常勤職員、1校あたり週30時間勤務1人又は、週15時間勤務2人を配置)</p> <p>② 令和3年4月から各地方自治体の判断により、条例等により選択的に導入ができるものとなった1年単位の変形労働時間制に係る本市での導入については、導入による効果や課題の他、他都市の状況を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>③ 本市では、教職員の勤務時間を客観的に把握することを目的に、バーコード活用による教職員出退勤管理システムを平成31年4月から導入しています。</p> <p>また、令和元年12月の給特法改正を受け、教育職員の業務量の適切な管理等について定める文部科学大臣指針が策定されたことを踏まえ、本市においても、教育委員会規則を改正し、大臣指針に準じた在校等時間の上限を設定するとともに、在校等時間の縮減に向けた具体的な取組等について記載した「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定し、多様な専門職・外部人材の配置や業務改善を推進しています。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	261
要望内容	回答		
	<p>④ 教職員定数の配当は、持ち時間数に基づくものではなく、児童生徒数や学級数に基づくものであり、また各校において教科指導やその他の校務分掌の分担比率も異なることから、一律に持ち時間数の上限を示すことは困難です。</p> <p>また、事務職員については、国から配当された定数を最大限有効に活用するとともに、厳しい財政状況のもと、各校の実情を考慮のうえ配置を行っているところです。今後とも、国に対し定数改善を要望するとともに、効果的な人員配置や教職員の負担軽減に向けた取組の実施に努めてまいります。</p> <p>⑤ 休憩時間については、各校で設定した休憩時間を所属教職員に周知し、給食指導や生徒指導等、学校特有の課題もありますが、実質的な取得ができるよう、運用しているところです。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市立学校園における働き方改革」の推進 537,500千円 (うち、校務支援員の全校配置 216,000千円【充実】)</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成19年度 「事務効率化プロジェクトチーム」設置</p> <p>平成21年度 タイムカード方式により10校園で試行実施</p> <p>平成22年度 ICカード方式により5校園で試行実施</p> <p>平成23年度 表計算ソフト方式により全校園で実施</p> <p>平成29年 6月 「学校現場の業務改善プロジェクト」に「時間外勤務縮減部会」を設置(小中学校)</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	261
要 望 内 容	回 答		
	平成30年 4月	学校・幼稚園における働き方改革推進校園の指定（40校園） 校務支援員を36校園49名配置 専科指導教員の配置時間数を約1.5倍に拡大	
	5月	部活動指導員を50校51名配置	
	8月	出退勤管理システムを2校で試行実施	
	10月	出退勤管理システムを32校園で試行実施	
	平成31年 4月	出退勤管理システムを全校園に導入 学校・幼稚園における働き方改革推進校園の拡大（81校園） 校務支援員を75校園98名に配置拡大	
	令和 元年 5月	部活動指導員を55校87名に配置拡大	
	11月	部活動指導員を57校97名に配置拡大	
	令和 2年 3月	教育委員会規則において時間外勤務（在校等時間）の上限を設定（原則①1か月45時間以内 ②1年間360時間以内） 京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針の策定	
	4月	京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針の運用開始 校務支援員を114校園145名に配置拡大	
	9月	校務支援員の全校園配置（山間部等一部の学校を除く） ※ 251校園404名	
	12月	部活動指導員を69校143名に配置拡大	

## 要 望 内 容

## 回 答

262 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、以下の措置を講ずること。

- ・休養日は週2日以上、土日のどちらかは休むなどガイドラインを関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。
- ・部活動指導員の活用と科学的知見・教育の条理をふまえた指導を重視すること。
- ・部活動の成績を内申書や人事評価に反映しないこと。
- ・顧問の強制はやめること。

① 小学校については、「京都市立小学校運動部活動等ガイドライン」、中学校については「京都市立中学校部活動ガイドライン」を作成、運用し、各校において適切な部活動運営を行っており、休養日についても土日を含め週2日以上設定しているところです。引き続き、各校の取組状況を把握、検証し、部活動が子どもたちにとっても指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、ガイドラインの遵守を徹底するとともに、スポーツ少年団など関係機関にも本市の取組を周知してまいります。

② 部活動の充実と教員の負担軽減を図るため、平成30年度から本格導入した大会等の引率を教員に代わって行うことができる「部活動指導員」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ臨時任用した、アルバイト先の休業や雇止め等で経済状況が悪化した大学生等23名を含め、令和2年12月末現在、69校に143名を配置しており、令和3年度についても、引き続き教員の負担軽減のため、充実を図ってまいります。

また、部活動での指導力向上については、指導方法や心構え、望ましい部活動運営の在り方などについての正しい知識を持てるようスポーツクラブの指導者や医療関係者等を講師として、部活動顧問、部活動指導員、外部コーチを対象とした研修会を継続的に実施しており、引き続き、部活動指導者の指導力向上に向けた取組を進めてまいります。

③ 京都府公立高等学校入学者選抜の出願提出資料である報告書（内申書）については、生徒の個性をより多面的に捉えるために、総合所見欄にて、学校教育において



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	262
要望内容	回答		
	<p>は、各生徒の実態に応じて特別活動・部活動、また、学校外でのボランティアの活動状況等を記入することとしております。</p> <p>また、部活動を含む勤務時間外の活動は、教員の人事評価の対象外となりますが、企画・立案や準備の状況など、可能な範囲でそのプロセスを把握することは大切であり、勤務時間外の自発的な取組の成果として、他の教職員への自己啓発、さらに、子どもたちの学力向上や規範意識の向上など、学校園全体に大きな教育的効果をもたらした場合などは、一連の教育活動として評価することもあると考えております。</p> <p>④ 部活動の顧問を含めた校務分掌については、学校の状況、教員体制等を総合的に勘案のうえ、校長の責任において決定するものであり、教職員に過重な負担が生じないように配慮しております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	263
要 望 内 容	回 答		
263 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。	<p>① 本市の学校統合及び統合に伴う小中一貫教育校の創設については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意思を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。</p> <p>また、全ての中学校ブロックにおいて、目指す子ども像を共有し、小中合同の研修や授業研究などを通して、互いの良さを取り入れるなど、引き続き、全市において、各中学校区の状況に応じた小中一貫教育の一層の充実に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・小中一貫教育 5,244千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成20年度 小中一貫教育・京都市の5つの視点を策定</p> <p>平成23年度 小中一貫教育を全中学校ブロックへ展開</p> <p>平成27年度 小中一貫教育・京都市の5つの実践を策定</p> <p>平成28年度 全中学校ブロックにおいて、小中一貫教育構想図を策定</p> <p>平成29年 4月 下京雅小学校 開校</p> <p>向島二の丸小学校・二の丸北小学校 一次統合</p> <p>平成31年 4月 向島秀蓮小中学校開校</p> <p>紫野小学校・楽只小学校の統合</p> <p>令和 2年 4月 京都京北小中学校開校</p> <p>※ 幼稚園11園を3園に、小・中学校80校を21校とする統合が実現</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

264 義務教育に係る副教材や給食費は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。

① 我が国では、児童・生徒に直接還元される副教材等の学用品費等については、保護者負担が原則であり、本市でも、これまでから保護者負担をお願いしております。

一方で、保護者負担軽減の観点から、教材の使用や校外活動の実施においては、必要性や効果を十分精査するとともに、教材費等の予算確保に努めており、今後とも、就学援助制度の活用も含めた、保護者負担の軽減に努めてまいります。

また、給食費については、要保護（生活保護費）及び準要保護（就学援助費）児童生徒には、全額を補助しておりますが、それ以外の給食費の無償化は多額の経費がかかる課題であり、他に優先すべき課題も多く国の財政措置がない中、京都市単費での実施は困難と考えております。

② 市立小・中学校における通学費補助については、要保護（生活保護費）及び準要保護（就学援助費）児童生徒には全額を補助し、就学援助児童生徒以外にも、1箇月の定期代が基準額（※）を超える者に基準額を超える部分の補助を実施しております。さらに、同一世帯に対象者が2人以上いる場合、1箇月の定期代が最も高い者以外の通学費負担を全額補助するなど制度の充実も図っております。

※ 市バスの均一区間定期運賃を基準額とし、平成元年度以降の運賃値上げに際しても基準額を引き上げず、保護者負担を増やさないよう対応しております。

③ また、学校統合によって通学が遠距離になる場合については、統合の経緯を勘案して、スクールバスの運行経費を公費で負担したり、通学費を全額補助するなど、

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	264
要望内容	回答		
	<p>個々の事情に応じて対応しております。</p> <p>なお、公共交通機関を利用する全ての児童生徒の交通費を全額公費負担する考えはございません。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費 1,316,706千円</li> <li>・遠距離通学補助事業 26,980千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

265 元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修を行い、地域の避難場所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。元新洞小学校体育館の耐震化を行うこと。

① 避難所等に指定されている閉校施設の体育館・講堂については、災害発生時の地域住民等の避難施設として重要な役割が期待されており、整備の在り方については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めるとともに、防災関連部署とも連携しながら、個々の施設の利用状況や老朽化度合い等を踏まえ、修繕や耐震化等を行うなど適切な維持・管理に努めてまいります。

元新洞小学校の体育館については、コンクリート強度が耐震補強工事に適さないことが判明し、適切な耐震改修工事が施工できないため、今後「学校跡地活用に係る市民提案制度」に基づく事業者提案による跡地活用の中で対応を検討してまいります。

**(令和3年度予算額)**

- ・ 閉校施設の維持・管理 10,508千円
- ・ 避難所指定施設の耐震補強 152,720千円

**(経過・これまでの取組等)**

- 平成26年度 元聚楽小学校の体育館トイレを改修
- 平成27年度 元堰源小学校体育館耐震改修工事实施  
元有隣小学校体育館耐震改修工事实施  
元安寧小学校体育館トイレ改修工事实施
- 平成28年度 元有隣小学校校舎耐震改修工事实施

※ 元格致小学校については、平成29年度から下京雅小学校の仮校舎として使用するための改修工事を実施

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	265
要 望 内 容	回 答		
	平成 29 年度 元生祥幼稚園園舎耐震改修工事実施 令和 元年度 学校歴史博物館耐震改修工事設計 令和 2 年度 元月輪小学校・元梅逕中学校体育館耐震改修工事・学校歴史博物館耐震改修工事実施		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	266
要望内容	回答		
266 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。	<p>① 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定に基づく、首長から独立した合議制の執行機関であり、平成27年4月からの改正法施行後も、その位置づけは変わっておりません。</p> <p>また、首長が主催する総合教育会議において、市長と教育委員会のそれぞれの権限に関する事項について協議・調整を行うなど、市長部局との一層の連携による総合行政としての教育を推進しつつ、これまでと同様、教育委員会の権限と責任の下で、教育改革を一層進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	267
要望内容	回答		
<p>267 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。</p>	<p>① 各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準として、校長が教育課程を編成し、これに基づき教員が指導するものであり、国旗・国歌についても、児童・生徒が、日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるとともに、我が国はもとより、他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を趣旨とする学習指導要領に基づき、指導の徹底を図っております。</p> <p>② また、道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」や「確かな学力」「健やかな体」の基盤となり、児童生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものであると認識しています。平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において教科化が始まっておりますが、これまでの教科化に向けた実践研究も踏まえ、教科書だけでなく地域教材や各校が独自に開発した教材等を活用しながら、学校の実態等に応じて、創意工夫を凝らした授業が展開されております。</p> <p>③ 道徳の評価については、文部科学省通知において「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を丁寧に見取り、児童生徒を認め励ますため、記述で表現することが適切とされております。これを踏まえ本市では、数値によらない評価のあり方等について、研究指定校において研究実践を進めてきており、こうした取組に基づく冊子「特別の教科 道徳 評価について」を平成30年2月に作成し各学校に配布しております。今後とも、学校・家庭・地域が一体となった本市ならではの道徳教育を引き続き推進してまいります。</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

7 青年がいきいきと住み続けられる京都市を  
 268 経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生を  
 生まず、安心して学べる環境のために  
 ・学生アルバイトの実態調査を早急に実施し、市独自の  
 給付制奨学金を創設すること。  
 ・既卒者の奨学金返済の助成制度をつくること。  
 ・国に対し、大学運営費交付金・私学助成の増額と、公立  
 大学への国の支援の拡充を求めること。高等教育無償化  
 の実現と直ちに学費半額の実施を行うよう求めること。

- ① 学ぶ意欲のある学生が経済的理由により進学を断念することがないように、教育費の負担軽減を図ることは重要であると認識しております。
- ② 全国の学生の2人に1人が奨学金を活用しており、京都で学ぶ学生は全国から来ておられ、京都の高校生は全国に進学をされている状況を踏まえると、公平性の観点から、直接的な経済支援については、国において統一的に充実が図られるべきであると考えております。
- ③ このため、本市では、これまでから国に対し、給付型奨学金の創設や無利子奨学金事業等の充実など、学生の修学に係る経済負担軽減策の充実とともに、大学運営の基盤的経費の充実を強く要望してきております。
- ④ また、公立大学への国の支援拡充については、これまでから本市も参画する全国公立大学設置団体協議会（※）を通じて、公立大学の特色を生かした積極的取組への財政支援について要望しております。
- ※ 公立大学の運営に係る共通の諸問題を設置者の立場から解決するために、大学又は公立大学法人を設置・設立する地方公共団体の長で組織する協議会  
 （会員数：73団体。令和2年度会長：岩手県知事）
- ⑤ こうした取組の結果、平成29年度から、国において給付型奨学金の創設や、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与などが実施されております。さらに、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、低所得世帯で

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	268
要望内容	回答		
	<p>あっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度が実施されております。</p> <p>⑥ 今後とも、学生が安心して学べる環境の更なる充実に向け、国に対して引き続きしっかりと要望してまいります。</p> <p>⑦ 学生アルバイトの実態調査については、本市と京都府において、令和2年8月に今般の新型コロナウイルス感染症による学生の就職活動や企業の採用活動への影響に関する調査を実施しており、その中で、アルバイト先の就労環境について調査を行っております。</p> <p>その調査結果の概要については、行政、労働者団体、使用者団体の代表者で構成される「京都労働経済活力会議」において、情報共有を図りました。引き続き、調査結果を踏まえた対策に取り組んでまいります。</p> <p>⑧ 既卒者の奨学金返済の助成制度については、「京都労働経済活力会議」を踏まえ、平成29年度に京都府が創設しており、平成31年1月には、支援対象者の要件を緩和するなど、制度を改正されたところです。</p> <p>引き続き、オール京都の取組として、関係機関との連携を密にし、本事業の活用促進に努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	269
要望内容	回答		
269 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。	<p>① 本市の外郭団体等においては、それぞれの団体の実情に応じて、一般職員との適切な役割分担を踏まえ非正規職員の活用を図っているものであり、今後も適切な任用、配置に努めてまいります。</p> <p>② 本市では、京都府や経済界などとの連携の下、経営者を対象としたセミナーの開催や専門家の派遣、従業員を対象とした能力向上、語学研修、モチベーションアップのための出前研修を行うなど、正規雇用化を促進する取組を実施しております。</p> <p>③ また、令和2年10月に開催された「京都労働経済活力会議」においても、京都で正規雇用化・定着を推進することを確認しております。</p> <p>④ さらに、わかもの就職支援センター内に、就職氷河期世代に当たる方の地域企業への雇用を促進する拠点を設置し、就職相談や地域企業とのマッチングなどを実施しております。</p> <p>⑤ 今後とも、地域企業における正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業応援プロジェクト（中小企業振興対策） 62,300千円 （うち、就職氷河期世代活躍支援事業 16,000千円）</li> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300千円</li> <li>・観光関連産業担い手確保・育成支援 17,600千円 （うち、観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 8,800千円）</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	269
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年 3月 本市, 労働局, 府が共同で経済団体に対し, 「正規雇用の拡大と賃上げ, 長時間労働の是正」について要請 (以後, 毎年度実施)</p> <p>平成29年度 観光関連産業安定雇用促進事業の実施  ~平成30年度</p> <p>令和 元年度~ 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトの実施  令和 2年 ~ わかもの就職支援センター内に就職氷河期世代活躍支援コーナーを設置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
<p>270 ブラックな働き方を根絶し、わかもの就労をすすめるため、以下の方策を採ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラック企業規制条例を早期に制定すること。</li> <li>・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局等との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。</li> <li>・京都市として独自にアルバイトや非正規労働の実態調査をおこない、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。</li> <li>・生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学・専門学校の新入生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。</li> <li>・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実をすすめること。大学政策室とも連携し、ブラックバイト対策を抜本的に充実すること。</li> </ul>	<p>① いわゆるブラック企業・ブラックバイトの根絶に向けては、京都労働局では、法律に基づく厳しい調査、監督指導の徹底を行うとともに、京都市と京都府では、民間企業とのネットワークを生かした周知、啓発を行うなど、各機関がそれぞれの役割を果たしながら、ブラック企業等の対策に取り組んでおります。</p> <p>② 労働基準法などの労働関係法令の規定に違反する企業への対応については、国において是正指導があった事業所や、指導の後、企業名の公表に至った事業所は、ハローワークにおいて新卒求人は受け付けないこととするなど、ブラック企業等の対策を強化しており、引き続き、国等と連携し、実行ある対策を講じてまいります。なお、条例については、制定する予定はありません。</p> <p>③ 本市と京都府では、令和2年8月に今般の新型コロナウイルス感染症による学生の就職活動や企業の採用活動への影響に関する調査を実施し、その中で、アルバイト先の就労環境についても調査を行いました。その結果、勤務時間の減少や勤務先の休業など、約7割以上の学生が、アルバイト先の就労環境に影響があったと回答しております。</p> <p>④ 令和2年10月には、京都経営者協会をはじめとする経済団体や、学生アルバイトの多い業界団体に対し、京都市長、京都労働局長、京都府知事の連名で、「新型コロナウイルス感染症に係る学生アルバイトの雇用維持と適正な就労環境の確保」について要請しております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	270
要望内容	回答		
	<p>⑤ ブラックバイト等の相談窓口については、京都市内では、わかもの就職支援センターをはじめとする市内10箇所に設置し、学生等の相談に対応しております。</p> <p>⑥ 労働法制の啓発については、京都府社会保険労務士会、京都勤労者学園等の労働関係法令の専門家を講師として、中学校、高校、大学等において出前授業などを実施しております。また、学生の視点で作成した啓発動画「働くルールを知ろう～ストップ!ブラックバイト～」を発信しています。</p> <p>⑦ 今後とも、本市大学政策担当とも連携し、わかもの就職支援センターにおけるブラックバイト相談窓口や大学での出前授業の開催など、ブラックバイトの根絶に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成27年11月 「京都労働経済活力会議」において、ブラック企業・ブラックバイトの根絶を、オール京都で取り組むことを確認</p> <p>平成28年 3月 「京都ブラックバイト対策協議会」設置</p> <p>7月 本市、労働局、府が共同で経済団体に対し「学生アルバイトの適正な労働条件の確保」について要請（以降、毎年度実施）</p> <p>平成29年 3月 「学生アルバイトの実態に関するアンケート調査」の実施</p> <p>4月 「京都キャリア教育推進協議会 ワークルール教育等充実会</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	270
要望内容	回答		
	<p>議」の設置</p> <p>平成30年 3月 「学生アルバイトの実態等に関するアンケート調査」の実施</p> <p>令和 2年 8月 「新型コロナウイルス感染拡大による雇用への影響調査」の実施</p> <p>10月 本市，労働局，府が共同で経済団体等に対し「新型コロナウイルス感染症に係る学生アルバイトの雇用維持と適正な就労環境の確保」について要請</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	271
要望内容	回答		
271 大学のまち京都として、地下鉄学生定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。	<p>① 地下鉄事業は、既に300億円を超える累積資金不足を抱える中で、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に収支が悪化し、令和2年度決算をもって経営健全化団体となる可能性が極めて高い状況であり、かつてない危機的な経営状況に直面しております。</p> <p>② 引き続き将来にわたって持続可能な経営を確保していく必要があることから、地下鉄学生定期券の割引率を他の公営事業者の平均まで引き上げることは困難です。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	272
要望内容	回答		
272 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業へ京都市としても独自の上乗せをすること。返済補助制度をつくること。奨学金への利子補給制度を作ること。	<p>① 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業は、若者に対し、経済的負担が軽減できるというインセンティブを与え、京都の中小企業の魅力を向上させることで担い手確保につなげることを目的として、「京都労働経済活力会議」を踏まえ、平成29年度に京都府が創設した事業です。平成31年1月には、支援対象者の要件を緩和するなど、より使いやすく制度が改正されております。</p> <p>したがって、市独自での制度の創設や、制度拡充は考えておりませんが、より多くの中小企業等に活用していただき、より多くの若者の奨学金の返済負担の軽減につながるよう、引き続き、オール京都の取組として、京都府をはじめ、関係機関との連携を密にし、本事業の活用促進に努めてまいります。</p> <p>② 奨学金への利子補給制度については、日本学生支援機構において、在学中の期間は無利子とするとともに、大学を卒業して、返還が始まった後の期間においては、仮に利率が急上昇したとしても、上限が年3%を超えないように低利子とするための利子補給金が毎年度国において措置されております。</p> <p>③ 本市では、これまでから国に対し、学生の修学に係る経済的負担軽減策の充実を強く要望してきたところであり、今後とも、学生が安心して学べる環境の更なる充実に向け、国に対して引き続きしっかりと要望してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	273
要 望 内 容	回 答		
<p>273 ニート・引きこもり・不登校など，社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族に対し，専任の支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。ひきこもり支援のあり方検討分科会を継続し，当事者・家族も委員に加えとりくみの検証を行うこと。</p>	<p>① ニート，不登校など，社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援については，「子ども・若者総合相談窓口」において，助言や支援機関の紹介等を行っており，引き続き，当事者や家族に寄り添った支援を実施してまいります。</p> <p>② ひきこもり支援については，保健福祉センターにおいて，令和2年8月1日付けで，専任の寄り添い支援係長を各センターに1名ずつ，計14名配置し，体制を強化しました。</p> <p>また，ひきこもりは青少年だけに留まらない全年齢層における重要な社会的課題であるとの認識から，令和2年9月に，これまで年齢で分かれていた相談窓口を一元化し，支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付け，新たに同月から，支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」を各区役所・支所ごとに開催するとともに，伴走型支援を行う「よりそい支援員」を配置するなど，全年齢型の支援として再構築を行っています。</p> <p>③ ひきこもり支援は，支援の手法が確立されていない分野であり，新たな支援の仕組みについては，今後，事例の積上げを行ったうえで，適切な場において検証を行ってまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・子ども・若者総合支援事業 11,631千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	273
要望内容	回答		
	<p>・ひきこもり支援 112,815千円</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <p>保健福祉局分 30,674千円</p> <p>子ども若者はぐくみ局分 82,141千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行</p> <p>10月 「子ども・若者総合相談窓口」開設</p> <p>平成30年 9月 ひきこもり支援に取り組んでいる関係団体へのヒアリング調査 ～12月</p> <p>令和 元年10月 京都市社会福祉審議会ひきこもり支援の在り方検討専門分科会 設置</p> <p>令和 2年 8月 各区役所・支所に寄り添い支援係長を配置 京都市社会福祉審議会から意見具申提出</p> <p>9月 京都市ひきこもり相談窓口開設 京都市よりそい支援員設置</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	274
要 望 内 容	回 答		
274 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所 単位の設置すること。	<p>① 青少年活動センターについては、市内に7箇所設置しており、現時点で新たに設置する考えはありませんが、相互の連携を図るなどのネットワーク化に努めるとともに、市内各所においてアウトリーチ手法を活用した事業を実施することにより、全市の青少年の自主的な活動を支援しているところです。今後とも、こうした既存の社会資源を生かしながら、より効果的な事業を展開してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・青少年育成の推進            313,572千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	275
要望内容	回答		
275 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。	<p>① 本市では、これまでから特定優良賃貸住宅の家賃補助を実施しており、若年層の負担軽減に努めてまいりました。</p> <p>また、所得の少ない方に対しては、低廉な家賃で入居できる市営住宅を供給しております。</p> <p>② また、民間賃貸住宅においては、平成30年度から「セーフティネット住宅供給促進モデル事業」として、低額所得の子育て世帯、高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者を対象とした賃貸住宅として登録された住宅に対して、家賃や入居時に必要となる家賃債務保証料に対する補助、改修費に対する補助を試行的に実施しております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民連携による住宅セーフティネットの充実（セーフティネット住宅供給事業） 4,800千円</li> <li>・地域優良賃貸住宅供給促進事業（旧特定優良賃貸住宅制度）142,045千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;特定優良賃貸住宅の家賃減額補助件数&gt;</p> <p>令和2年度 41団地, 789戸</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	276
要望内容	回答		
<p>276 市立芸術大学の移転整備については、教育・研究・創造の環境・条件の一層の整備・拡充を前提に、以下の各項目をふまえること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積半減は、教育・研究・創造活動の環境・条件の後退に繋がるものであり、高度利用以外の対策を練ること。</li> <li>来年度の大規模税収減が危惧されることから、移転計画の練り直しを図ること。</li> <li>現在地については、地域住民の声を生かした活用計画案を策定すること。</li> </ul>	<p>① 新キャンパスの延床面積については、現キャンパスから大幅に増加させるなど学生や教員の創作活動の環境を十分確保するとともに、交流や連携の場としてのテラスやピロティなどを充実させ、教学環境の更なる充実と改善を図ります。</p> <p>② 京都芸大の移転は、京都駅周辺の魅力あるまちづくりの推進のみならず、「世界の文化首都・京都」としての都市格の向上や、文化による社会・経済の活性化につながる事業であります。現在、移転予定地では市営住宅等の解体が着実に進捗し、目に見えてまちの姿が変わり始めており、既に入札手続きを完了している工事については、仮契約を締結していること等も踏まえ、令和5年度の供用開始を目指して予定通り、事業を進めることとしております。</p> <p>大幅な経費削減を伴う設計見直しについては、今後、工事を進めていく中で、可能な限り経費の縮減に取り組んでまいります。</p> <p>③ 芸大跡地の活用については、地域資源を生かした仕事の創出の視点、イノベーションを生み出す産学公連携の視点、洛西地域はもとより西京区ひいては市全体の活性化への寄与の3つの視点を持って、企業や研究開発機関等の誘致を念頭に置き、関係局区からなる検討会議を立ち上げ、全庁横断的に検討を進めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術大学移転整備事業 1,133,828千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	276
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 1月 京都市立芸術大学移転整備方針発表</p> <p>平成27年 3月 京都市立芸術大学移転整備基本構想策定</p> <p>平成28年12月 「西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」の取りまとめ</p> <p>平成29年 3月 京都市立芸術大学移転整備基本計画策定</p> <p>9月 京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定</p> <p>平成30年11月 京都市立芸術大学移転整備事業に係る基本設計発表</p> <p>令和 2年 3月 京都市立芸術大学移転整備事業に係る実施設計発表</p>		

## 要望内容

## 回答

8 文化財の保護，文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を

277 史跡等の現状変更については，観光を優先にした対応を行わず，歴史的文化的価値について，京都府教育委員会や複数の専門家等の意見を聞くなど，十分検討をつくした上で国への申請手続きを行うこと。現状変更を行う際には，工事計画の詳細な指示書を作成し，市の専門職員の工事立会い体制を十分に確保するなど，文化財を確実に保護すること。

① 史跡等の現状変更については，これまでも，本市の文化財保護技師が，京都府教育委員会の文化財保護技師，文化庁の文化財調査官及び外部有識者等と協議を重ねるなど，十分検討を尽くしながら，所有者と調整してまいりました。

文化財の確実な継承があってこそ歴史都市・京都の魅力向上が図られるものであり，今後とも京都府教育委員会や外部有識者等との連携を密にしていまいります。

② また，現状変更が行われる際には，本市から，工事計画等の内容を示した申請書を提出するよう所有者に指導し，提出された申請書については，文化財保護法第125条第3項に基づき，文化庁長官が必要な指示を付してこれを許可することとなっております。

今後も，申請書に誤りや遺漏が生じることのないよう，指導に注力してまいります。

③ 史跡等を担当する文化財保護技師については，平成27年度に，それまでの係長1名係員1名から係長1名係員2名に増やし，工事立会いをはじめ体制を強化しております。

今後も，必要な体制を確保のうえ，文化財の確実な保護に努めてまいります。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	278
要 望 内 容	回 答		
278 財団法人になった京都市交響楽団について、これまでの待遇を後退させないこと。巡回演奏を小学校にも拡大すること。	<p>① 京都市交響楽団楽団員の(公財)京都市音楽芸術文化振興財団(以下「財団」という。)職員化に当たっては、市が京都市交響楽団の設置に責任を持つこと、運営の安定性を確保すること、高い運営自由度の下で一層経営力を強化することの3点を基本方針としています。</p> <p>② 令和元年12月には、京都市交響楽団条例に基づき、本市及び財団で、今後の京響が「目指す姿」やそれを「実現するための戦略」を記載した京都市交響楽団ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定しました。</p> <p>③ 本市においては、ビジョンの推進のため、財団職員化のための基本方針に基づき、楽団経営を行うための必要経費の一部を市が負担することにより、安定した財政基盤に支えられた京都市交響楽団の発展を図るものとしており、今後も必要な財政・人的支援を継続してまいります。</p> <p>④ また、ビジョンにおいて、「子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育プログラムの積極的な展開」や「より多くの幅広い市民に京響の音楽を届ける鑑賞機会の提供」を掲げており、今後も、子どもはもとより、より多くの市民に京響の音楽を届ける取組を進めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・京都市交響楽団事業負担金 860,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	278
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成31年 3月 京都市交響楽団条例制定</p> <p>令和 元年12月 京都市交響楽団ビジョン策定</p> <p>令和 2年 4月 京都市交響楽団条例施行</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

279 京都市美術館の再整備にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・ 付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。
- ・ 京都市美術館は直営を堅持し、運営に当たっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞いて反映させること。
- ・ 公立美術館として、企業のもうけにつながる運営を行わないこと。学芸員は、直営の職員を増やすこと。
- ・ 美術館所蔵品の保全に万全を尽くすこと。
- ・ 入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料は、減免制度を設けること。
- ・ 元市民アトリエなど、市民の創作活動が行える場所の確保として元小学校等を含め、保障すること。文化都市にふさわしい文化振興に努めること。

① レストランは、観覧者の利便に加えて、美術館で開催される展覧会の授賞祝賀式の会場としてもニーズが高く、アンケート調査でも半数以上の方が支持されており、美術館再整備基本計画においても必要な施設と位置付けられております。また、収益向上に繋がることから、将来に渡って美術館を安定的に運営していくうえでも必要な施設です。

なお、付属棟はもともと執務室として設計されており、専用の空調・照明や搬出入の設備もないため、貴重な美術作品の展示に適しておりません。展示スペースとして整備する場合、大幅な改修を行う必要があり、財政的な負担が大きいため困難です。

② 美術館の運営については、京都市が責任を持ち、美術団体に所属される作家を含めて、美術又は美術館運営に関して学識経験のある委員による美術館協議会を設置し、運営に関する事項について審議いただいております。

③ 運営に当たっては、民間のノウハウも活かしながら、効率的かつ効果的なものとなるよう努めてまいります。また、学芸員については、専門的なスキル、実績を有する民間からの人材の活用も含めて必要な執行体制を整えてまいります。

④ 所蔵品の保全については、再整備工事において、最新の消火設備を導入しており、特に展示室や収蔵庫等の作品が入るエリアについては、水を使わないハロン消火ガス設備を設置し、所蔵品のみならず展覧会で展示されている作品の保全に万全を尽くしております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	279
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 再整備後の美術館の観覧料及び使用料については、施設機能の充実など再整備に伴う管理・運営経費の増加，他都市類似施設との均衡，また，受益者負担の観点から踏まえつつ，教育機関による展覧会には割増規定を適用しないなど，適正なものとなるよう改定しました。そのため，減免制度を幅広く適用することは考えておりません。</p> <p>⑥ 市民の創作活動については，それぞれの自主努力の中で活動いただくことが原則と考えており，元小学校をはじめ新たな施設を整備又は設置することや，恒久的に活動場所を保障することは極めて困難です。</p> <p>なお，京都市京セラ美術館において，より幅広い市民が利用でき，美術に親しんでいただけるよう，展示環境を整備し，文化都市にふさわしい文化振興に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・美術館運営 1, 273, 596千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成26年 3月 京都市美術館将来構想策定</p> <p>平成27年 3月 京都市美術館再整備基本計画策定</p> <p>平成28年 3月 京都市美術館再整備基本設計策定</p> <p>10月 ネーミングライツ契約候補事業者の選定</p> <p>平成30年 1月 再整備工事着工</p> <p>令和 元年10月 再整備工事竣工</p> <p>令和 2年 5月 リニューアルオープン</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

280 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。

- ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料とすること。
- ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。
- ・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ・地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。
- ・文化芸術関係者の活動を保証する、恒久的な支援制度を国に求めるとともに市独自としても創設すること。

① 毎年、夏休み期間中にロームシアター京都で開催しております「プレイ！シアター」では、子どもを対象とした、無料で楽しめるコンサートやライブステージ、ワークショップ等を実施しております（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで開催）。また、市内5箇所の文化会館においても、低料金で身近に京都市交響楽団の生の演奏に親しめる「みんなのコンサート」を実施しております。これらの取組については、令和3年度も引き続き実施してまいります。

② また、市民が身近に伝統芸能に親しめるよう、市民狂言会において、子ども（初心者）向けの夏休み特別編を開催するとともに、大学生を対象に、京都市キャンパス文化パートナーズ制度による観覧料の減額を行っております。令和3年度は、上記の取組を引き続き実施するとともに、中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業等も継続して取り組んでまいります。

③ 施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置については、未対応の施設において、厳しい財政状況の中ではありますが、老朽化に伴う機能低下への確実な対応も含めた修繕全体の中で、優先順位を検討して進めてまいります。  
優先順位については、各施設の老朽化や各フロアの設置数、使用状況等を確認し、順次整備を行ってまいります。

④ 新たな文化会館の開設については、本市の財政状況から、困難であると考えております。現在運営している各文化会館については、市民にとって使い心地の良いものであるよう、効率的な点検及び修繕を行ってまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	280
要望内容	回答		
	<p>また、文化会館で実施している「文化芸術活性化パートナーシップ事業」については、応募状況、活動実績、施設の収支等を勘案し、引き続き現在の団体数を維持したいと考えております。市民の鑑賞機会・鑑賞施設については、文化会館や京都コンサートホールを会場に、低料金や無料で参加できる文化事業を実施するなど、市民の鑑賞機会の拡大に努めており、令和3年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>令和2年度から実施している「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金」では、民間施設を含む市内の登録施設を利用し、市民に鑑賞の機会を提供する者に対し、施設使用料等の半額を補助する制度を実施しております。</p> <p>⑤ 京都市文化芸術活動緊急奨励金制度をいち早く実施したほか、文化芸術関係者へのアンケート結果を元に、総合相談窓口の開設、オンライン配信サポートや講座の実施、活動再開への支援等、様々な支援を行っており、恒久的な支援制度については、指定都市市長会等を通じて国へ要望しております。</p> <p>また、令和3年度についても、感染症拡大の影響を注視し、文化芸術活動の継続・再開を支える総合相談窓口の継続設置をはじめ、ふるさと納税寄付金など、民間資金を活用しながら、持続可能な文化芸術の振興を図ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度2月補正予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な文化芸術の振興～ウイズコロナからポストコロナへ～【新規】</li> </ul> <p style="text-align: right;">50,000千円</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出</li> </ul> <p style="text-align: right;">33,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	280
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民狂言会 1,600千円</li> <li>・ 文化会館運営（指定管理料） 245,464千円</li> </ul> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>令和 2年 4月 「京都市文化芸術活動緊急奨励金」創設</p> <p>5月 「京都市の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査」実施</p> <p>7月 「京都市文化芸術総合相談窓口」開設</p> <p>「京都市文化芸術活動再開への発表・鑑賞拠点継続支援金」創設</p> <p>「京都市文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金」創設</p> <p>「オンライン公演モデル事業」実施</p> <p>「ウィズコロナ時代の文化芸術のための連続講座」実施</p> <p>9月 「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金」創設</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

281 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。

① 本市では、競技大会も開催できる体育館として、京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）、武道センター、横大路運動公園体育館、宝が池公園運動施設体育館のほか、地域体育館13箇所に加え、グラウンド、テニスコート、プールなど計41箇所のスポーツ施設を有しており、それぞれ多くの市民、競技団体に御利用いただいております。

② また、「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」により、市内のほぼ全てのスポーツ施設をインターネットで予約することが可能となっており、気軽に御利用いただける環境を整えております。

③ 現在、市府協調による西京極総合運動公園の計画的改修、横大路運動公園の再整備・防災機能強化を進めているほか、水垂運動公園（仮称）の整備における官民連携手法等導入可能性検討や既存の施設の維持改修にも取り組んでおります。

また、本市は、これまでに経験のない危機的な財政状況にあるため、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、少なくとも3年間（令和3年度～令和5年度）については、西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場のメインスタンド照明設備の機能向上、横大路運動公園の多目的グラウンド整備についての予算計上を見送ることといたします。

④ 厳しい財政状況ではありますが、引き続き、多くの市民、競技団体にスポーツ施設を気軽に御利用いただけるよう、施設の利用環境の改善に取り組んでまいります。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	282
要 望 内 容	回 答		
<p>282 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談については、指定管理者任せにせず、市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。</p>	<p>① スポーツ施設の管理運営や維持修繕、市民から寄せられる要望や相談等については、施設を日常管理している指定管理者と情報共有するとともに、本市も自ら状況の把握に努めております。今後とも指定管理者と連携して、責任を持った対応を行ってまいります。</p> <p>② 各施設において、市民の方が気持ちよく、楽しく御利用いただけるよう、立地条件等の実情を踏まえ、それぞれの施設が持つ特色も活かしながら、指定管理者と共に創意工夫を重ね、市民目線に立った運営を行ってまいります。</p> <p>③ また、令和2年度においても、西京極総合運動公園の計画的改修において、既存の多目的トイレの機能向上などの改修も行っております。</p> <p>今後も、既存施設の老朽化対策に当たっては、バリアフリー化等の観点も踏まえながら進めてまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

283 横大路運動公園の再整備，水垂運動公園の整備にあたって，PFI手法ではなく，京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。

- ・最終処分地場跡地の環境汚染対策を講じること。
- ・当面，屋外トイレの改修を急ぐこと。
- ・体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。
- ・グラウンドゴルフの施設を拡充すること。

- ① 横大路運動公園については，災害時の広域防災拠点としての機能を付加するとともに，京都府内の運動公園として準広域・準基幹的な利用が図れるよう，市府協調により，硬式野球場や多目的グラウンド，園路，駐車場の整備を進めているところですが，体育館の大規模な改修等は予定しておりません。
- ② しかし，体育館は開設から約30年が経過し，部分的な改修や設備機器の更新等が必要な状況であることから，今後も，指定管理者との連携を密にして，必要な対応を実施してまいります。  
また，再整備の中で屋外トイレの改修を計画しており，完了するまでの間については，仮設トイレを設置し，御利用いただいております。
- ③ 本市は，これまでに経験のない危機的な財政状況にあるため，令和3年1月に市会にお示した「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ，少なくとも3年間（令和3年度～令和5年度）については，横大路運動公園の多目的グラウンド整備の予算計上を見送ることといたします。
- ④ 水垂運動公園（仮称）の整備については，市民のスポーツ活動に応じた施設の充実に向け，本市の費用負担を抑えるため，民間活力を導入する事業手法により，グラウンド・ゴルフも含めた幅広いスポーツニーズに対応できる運動公園となるよう検討を進めております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	283
要望内容	回答		
	<p>⑤ 水垂運動公園（仮称）の用地については、水垂埋立地の跡地であり、埋立地として廃止した翌年の平成11年度からモニタリング調査を継続して実施し、周辺環境へ影響のないことを確認しております。運動公園の整備時には、適正に環境対策を講じてまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

284 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生・専門学校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナー制度については、スポーツ施設などへの利用を拡大させること。

① 文化施設やスポーツ施設の運営に当たっては、利用者に御負担いただく使用料（利用料金）に加えて、多額の一般財源を投入して運営しております。

② 文化施設の使用料については施設の維持管理のため、利用される方にも応分の負担をお願いしているものであり、その引下げは本市の厳しい財政状況を考慮すると困難であると考えております。

一方、こうした状況の中でも、市内小中学生、満70歳以上の高齢者及び身体障害者等に対する京都市京セラ美術館、京都市動物園、元離宮二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の観覧料等の免除を実施しております。

また、京都の大学生に対する優待制度である「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象を48大学（（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学数）の学生に拡大するなど、青年が各施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。

引き続き、運用状況を適宜検証し、必要に応じて改善していくとともに、新たなPR方法、周知媒体の工夫や新規施設の開拓に努めるなど、制度の充実に向けた取組を進めてまいります。

③ スポーツ施設の利用料金についても、文化施設と同様、その引下げは困難な状況ですが、既に中学生以下の子どもを対象に利用料金の5割減免を実施するとともに、身体障害者等及びその介護者については利用料金の一部免除を行っております。加えて、利用促進を目的として、利用率の低い施設や時間帯において、利用料金の引下げを行い、年齢等にかかわらず、スポーツに親しみやすい環境づくりにも取り組んでおります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	284
要望内容	回答		
	<p>④ 引き続き、各施設において指定管理者による意見箱設置，利用に関してのアンケートを行うなど，利用者の意見を参考にしながら，より一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう改善に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成9年度 市内在住満70歳以上の高齢者について美術館主催展の入館料，動物園入園料，元離宮二条城入城料等を免除</p> <p>平成17年度 中学生以下の子どもについてスポーツ施設使用料の5割減免を実施</p> <p>平成21年度 市内高校生等について美術館主催展の入館料を無料化 スポーツ施設の利用率の低い施設や時間帯における料金減額を実施</p> <p>平成22年度 全ての中学生について動物園入園料を無料化</p> <p>平成25年度 「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象者拡大 市内小中学生について，元離宮二条城入城料，無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅入場料を無料化 障害のある方の利用に係るスポーツ施設利用料金の減免を条例化</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

285 学区ごとに、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。

① 地域の集会所については、自治会等による地域活動の拠点や災害時の避難所として利用される重要な役割を担う施設であると考えております。

そのため、住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として、自治会・町内会が行う集会所の新築や老朽化、災害等に伴う修繕、耐震工事などに要する費用の一部を補助してきたところです。

本市の財政状況が更に厳しさを増す中、市内各所から集会所の新築、改修に係る多くのお問合せをいただいております、お待ちいただいている地域が多数あるなど、直ちに御要望に沿うことが難しい状況であり、年間の交付対象先については、区役所・支所における希望団体とのヒアリング結果等を踏まえ、緊急性等を考慮して決定しているところです。

予算上の制約はありますが、今後も、自治会等の地域からの要望に基づき、自主的な地域活動の一助となるよう支援してまいります。

② また、区役所・支所の会議室については、公務使用の予定がある場合や、公序良俗に反する恐れがある場合を除き、基本的には、広く市民に御利用いただいております。

なお、セキュリティ確保の観点から御利用いただける時間が異なるなど、会議室利用に関しては、各区役所・支所が庁舎管理者として要綱を定め、対応しております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	285
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所新築等補助金 8,000千円</li> <li>※ 補助金交付限度額及び補助率 <ul style="list-style-type: none"> <li>新 築：総工事費の1/2以内、限度額 8,000千円</li> <li>増改築・修繕：総工事費の1/2以内、限度額 4,000千円</li> </ul> </li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;補助金交付件数実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度 7件</li> <li>平成27年度 16件</li> <li>平成28年度 7件</li> <li>平成29年度 16件</li> <li>平成30年度 17件</li> <li>令和元年度 20件</li> <li>令和2年度 8件(予定)</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	286
要 望 内 容	回 答		
286 すべてのいきいき市民活動センターの施設全体のバリアフリー化を行い、多目的トイレの設置は完了させること。施設の見直しにあたっては、増設すること。	<p>① いきいき市民活動センターについては、平成25年度から順次トイレの和式便器を洋式便器に取り替えるバリアフリー化工事を進め、平成29年2月には、全センターへの設置が完了しました。多目的トイレについても、スペースや経費の課題はありますが、一部のセンターに設置しております。</p> <p>② また、令和元年度から、施設全体の在り方について検討を行い、令和3年1月に「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」を策定したところですが、いきいき市民活動センターは、コミュニティセンター廃止後の既存施設を市民共有の貴重な社会資源として有効に活用するという観点から転用したものであり、その経過及び本市の厳しい財政状況から、新たな施設を増設することは考えておりません。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・市民活動センター修繕費 15,000千円</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	287
要望内容	回答		
287 既存の施設の活用も含め、早期に文学館を設立すること。	<p>① 本市出身の作家や本市を舞台にした作品も多く、市内にはそれらのゆかりの地も多くあります。これらを一つの施設で集約する文学館を建設することは想定しておりませんが、今後とも、インターネット等により市内各所の文学ゆかりの地を広くお知らせするなど、文学に関する取組を進めてまいります。</p> <p>② また、令和元年度からは、新たに京都文学賞を創設し、京都を題材とする小説を募集、表彰することにより、新人作家の発掘や、広く市民が文学に親しむ機会の創出を図っており、京都における文学の振興に寄与してまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都文学賞の実施 17,100千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

9 原発からの撤退と再生可能エネルギー政策の抜本的強化を

288 地震や津波想定に対する安全対策や感染症等複合災害への対応が全く不十分であり、国・関西電力に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機の稼働停止を要請すること。

① 本市では、平成24年3月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」をしっかりと受け止め、脱原発依存の実現に向け、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けた、再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置の充実」を図るよう、国への要望を行っております。

② また、関西電力に対し、平成24年度から株主提案を行い、会社の経営方針に「脱原発」を明確に据えるよう要請しております。

③ 東日本大震災以降、再稼働した原子力発電所については、新規制基準に基づき、地震や津波想定に沿った対策が講じられており、国の厳格な審査に適合したものであると認識しておりますが、引き続き、国や関西電力に対して万全の安全対策を求めてまいります。

④ 複合災害への対応については、国の防災基本計画に示された考え方を、京都市地域防災計画（原子力災害対策編）及び市民向けパンフレット「原子力防災の手引き」に反映しました。また、感染症の流行下において災害の発生により避難の必要性が生じた場合に備え、避難所の運営に関しては、京都市避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策編）に基づく対応を行うこととしております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	288
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年度 関西電力に対し、脱原発依存をはじめ、経営の透明性の確保、事業形態の革新など、5項目の株主提案議案を提案（以降、毎年度実施）</p> <p>国への要望として「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けた取組」や「原子力災害対策の推進」を要望（以降、毎年度実施）</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

289 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。

- ・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。
- ・市内観光客等、一時滞在者の避難計画を策定すること。京都市として独自の放射性物質の拡散、被害予測の手法を研究すること。
- ・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、関西電力と国に求めること。
- ・安定ヨウ素剤の備蓄と配布は、国や関西広域連合とも連携してUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。

① 本市の避難計画については、国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策重点区域を対象に作成しております。原子力災害対策重点区域であるUPZ（緊急防護措置を準備する区域）は、国の放射性物質拡散シミュレーション結果を考慮し、国や府と協議するとともに、専門家の意見も聞いて定めております。

② なお、UPZ外の市内の地域についても、原子力災害対策上必要と認める場合は、この計画に準じて対応することとしておりますが、京都市独自の予測手法を研究することは考えておりません。

③ 関西電力との間で、「大飯発電所に係る京都市域の安全確保に関する通報連絡等協定」を平成29年8月に締結しております。また、同時に京都府とUPZ関係市町の確認書に基づき設置された地域協議会において、運転再開に当たって、国及び関西電力から安全対策の取組等の状況について説明を受け、しっかりと安全確保の議論を行うとともに、現地確認も実施しております。

国に対しても、原発の再稼働に当たっては、関係周辺自治体とその住民に対して、十分な説明を行い理解を得ること、また、同意を求める自治体の範囲等の制度的枠組みの整備を求めています。

④ 平成27年4月の国の原子力災害対策指針改正に伴い、UPZ外の安定ヨウ素剤の予防服用は、効果的に実施可能な防護措置ではないため、UPZ外の自治体が安定ヨウ素剤を備蓄する必要はないとされております。

また、関西広域連合と関西電力との覚書により、緊急時には安定ヨウ素剤が必要

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	289
要望内容	回答		
	<p>となる府県市に貸与されるとともに、国においては、万一、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備え、全国で丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー剤15万包が備蓄されております。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災体制の充実 1,251千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

290 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の検診について、自主避難者も対象とした支援を行うこと。

① 福島第一原発事故による被災者への検診については、原発事故発生当時の県民を対象に、福島県が実施している「福島県民健康調査」により、健康状態の把握が行われています。

この県民健康調査については、県外に避難されている方であっても指定医療機関で受診することが可能であり、京都市内においても、一部の指定医療機関で受診可能となっております。

② 原発事故発生当時の県民である「福島県民健康調査」の対象となる方については、市内の指定医療機関において、既に健診の機会が確保されていること、それ以外の方については、福島近隣の県における有識者会議やWHOの報告書等において健康調査の必要性が認められていないことから、本市独自に検診に関する支援を行うことは考えておりません。

## 要 望 内 容

## 回 答

291 「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び、「次期京都市地球温暖化対策計画」の策定にあたって、2020年までに1990年比で温室効果ガス排出量25%削減に対するの評価（総括）を徹底して行い、早急に達成すること。気候危機の認識のもとで、2030年の40%、2050年温室効果ガス排出量ゼロへ向けて政策と進行計画を明らかにすること。

- ① 本市では、市民、事業者の皆様と一体となった取組を進め、エネルギー消費量はピーク時から28%削減、再生可能エネルギーの市内生産量は2010年度に比べ4.7倍に増加し、2018年度の温室効果ガスの排出量は1990年度比で18.5%減と大幅に削減するなど、着実に成果を上げております。
- ② 令和2年度は、温室効果ガス排出量25%削減の目標年度であり、これまでからの創エネ・省エネに係る取組に加えて、新たに太陽光発電パネルと再生可能エネルギー電力のグループ購入事業を実施するなど、目標達成に向けて更なる取組の推進を図っているところです。
- ③ また、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現に向けて京都市地球温暖化対策条例を改正するとともに、次期京都市地球温暖化対策計画の策定に取り組んでおります。
- ④ 令和2年11月市会で議決いただいた改正条例においては、気候危機ともいえる時代に突入していることを明記したうえで、建築物への再エネ導入義務の強化や大規模事業所から中規模事業所までを対象とした排出削減の仕組みづくりなどの踏み込んだ規定を盛り込んでおります。
- ⑤ 次期京都市地球温暖化対策計画については、2050年に向けて重要となる今後の10年間の行動計画であり、ライフスタイル・ビジネス・エネルギー・モビリティの4つの分野の転換を図るための具体的施策を盛り込み、2030年度の削減目標の達成への道筋を示してまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

292 国に対して、再生可能エネルギー政策の抜本的強化を求めること。

- ・「原子力と石炭火力をベースロード電源」とする現行計画を踏襲する第5次エネルギー基本計画（閣議決定）を見直し、「主力電源化」をめざすにふさわしい再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及をはかること。再生可能エネルギー接続を制限・拒否する電力会社の姿勢に対し、厳しく指導すること。
- ・公共性の高い送配電網は公的管理とすること。
- ・固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るとともに、送電会社に送電網の増強義務を課すこと。電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてること。

- ① 電気事業法の改正（平成27年6月）により、令和2年4月から法的分離による発送電分離が実施されました。
- ② 本市では、平成24年3月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」をしっかりと受け止め、脱原発依存の実現に向け、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けた、再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置の充実」を図るよう、国への要望を続けております。
- ③ また、関西電力に対し、平成24年度以降、株主総会の場等において、再生可能エネルギーの飛躍的な導入や送配電部門の所有分離などを要請しております。
- ④ 併せて、京都市長が会長を務める「指定都市自然エネルギー協議会」においても、国に対し、自然エネルギーの最大限の導入及び活用に向けて、自然エネルギーの主力電源化に必要な目標値の設定や予算措置等の充実基盤の整備などを求める政策提言を行っており、引き続き働きかけてまいります。



## 要 望 内 容

## 回 答

293 地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を逆算方式で早期達成すること。再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事業者や市民が参加できるよう、予算規模と各種支援制度を抜本的に拡充し、周知すること。

① 本市では、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に基づき再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向けた取組を推進してまいりました。令和3年度は太陽光発電システム設置等に対する助成制度について、申請書類の簡略化を図り、より利用しやすいものとなるよう見直すなど、自立分散型エネルギー活用の比重を高めるうえでも有効な再生可能エネルギーのあらゆる導入可能性を追求し、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に向けて取り組んでまいります。

なお、今後の再生可能エネルギー比率に係る目標については、現在策定中の次期地球温暖化対策計画において定めることといたします。

② また、最大の再生可能エネルギー源である太陽光発電のポテンシャルを最大限活用するため、初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する「0円ソーラー」のサービスを提供している事業者と施設所有者のマッチングを図る太陽光発電プラットフォーム事業の対象を、市内に施設を所有する事業者だけでなく、住宅や自治会、町内会や商店街等にも拡大するとともに、太陽光発電設備や再生可能エネルギー由来の電気のグループ購入事業を引き続き実施し、価格面で有利になるサービスを選択できる機会を提供してまいります。

**(令和3年度予算額)**

・2050年CO2ゼロをめざす再エネ最大化アクション 138,600千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成15年 4月 住宅用太陽光発電システム設置助成制度を創設

平成25年12月 「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	294
要望内容	回答		
<p><b>10</b> 環境対策とごみ減量推進を</p> <p>294 災害対応を拡充すること。ごみ収集現場の実態把握を進めるとともに、ごみ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用を開始し、増員すること。</p>	<p>① 平成30年台風第21号により全市的に被害が生じた際には、まち美化事務所が飛来物の特別収集を行うなど、これまでから、災害時に迅速かつ臨機応変な対応を行ってきたところです。また、大規模災害発生時においても、災害廃棄物を迅速・適正かつ安全で衛生的に処理し、生活環境の確保と一日も早い復旧・復興を図るため、災害廃棄物の収集運搬・処理の広域連携・支援のあり方や仮置場の適切な運用等の重要性を踏まえるとともに、被災地への職員派遣を通じて得た知見等をもとに、京都市災害廃棄物処理計画を平成31年3月に改定しております。引き続き、災害時に万全な対応ができるよう備えてまいります。</p> <p>② 「ごみ収集業務の70%民間委託化」については、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージや「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に掲げ、取組を推進しているところであり、引き続き、徹底した行財政改革に取り組むとともに、公衆衛生の維持の根幹に関わるごみ収集業務を確実に実施する執行体制はもとより、資源物回収の拡充など、市民サービスの向上と併せて、一層のごみ減量、リサイクルの推進を図る体制を確保してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	295
要望内容	回答		
295 あらゆる焼却灰溶融施設計画を撤回すること。	<p>① 焼却灰溶融施設は、全国で200施設余りが整備されており、溶融技術は確立されたものです。最終処分場の延命策について、考えられる様々な延命策を比較検討した場合、溶融技術の活用は優れた延命効果が得られると評価されており、東部山間埋立処分地の延命策の選択肢の一つであると考えております。</p> <p>今後も、平成27年1月の京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、ごみ減量の目標達成と合わせて、様々な方策について、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成26年 2月 京都市廃棄物減量等推進審議会に「東部山間埋立処分地の延命策の在り方」について諮問</p> <p>3月～12月 京都市廃棄物減量等推進審議会に新たに設置した「東部山間埋立処分地延命策検討部会」を開催（全5回）</p> <p>平成27年 1月 京都市廃棄物減量等推進審議会から「東部山間埋立処分地の延命策の在り方について」を答申</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	296
要 望 内 容	回 答		
296 ごみゼロ社会をめざすことを宣言するとともに、節目標を設定して、次期計画に盛り込むこと。	<p>① 本市では、市民・事業者等の皆様の御理解・御協力のもと、ごみ量をピーク時（平成12年度）の半分以下の39万トンとする目標に向けて着実に取組を推進した結果、令和元年度のごみ量は、ピーク時から半減の41万トンを切り、19年連続での減少となりました。</p> <p>② 一方、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行から約5年が経過し、減量ペースが大幅にダウンしていることから、危機感を持って、生ごみの約4割を占める手つかず食品や食べ残しといった食品ロスや紙ごみの約4割を占めるリサイクル可能な雑がみ等の削減をターゲットに、深掘りした取組を進めております。</p> <p>③ 令和2年度中に策定予定の次期京都市循環型社会推進基本計画においては、目標年度である令和12年度（2030年度）に向け、「くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ」、「質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進」及び「自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築」という3つの基本的な方向性のもとに12の重点施策を定め、プラスチックごみや食品ロス等を主なターゲットとした施策・取組を進めることとし、それらの取組の効果を把握する数値目標として、ごみの「市受入量」や「ごみ焼却量」のほか、「レジ袋使用量」「ペットボトル排出量」「食品ロス排出量」を設定することといたします。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b>  ・「京都市循環型社会推進基本計画」の進捗管理 13,751千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	296
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ減量推進事業 9,000千円</li> <li>・食品ロス削減等推進事業 12,600千円</li> <li>・紙ごみ削減推進事業 14,500千円</li> <li>・使い捨てプラスチック削減推進事業 22,200千円【充実】</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	297
要望内容	回答		
<p>297 OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、国に対しては早期導入を図るよう引き続き要望すること。市としても市内事業者に積極的に働きかけること。</p>	<p>① 拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりについては、市独自での要望に加え、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>② また、デポジット制度は地域単位での実施は難しいため、全国的な制度として実施するよう、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて、引き続き国に要望してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	298
要 望 内 容	回 答		
298 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「税源活用事業」をやめること。	<p>① 有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図るために導入しており、市民の御理解と御協力により、家庭からのごみ量は、導入前と比較して30%削減でき、家庭ごみの収集運搬に係る直接経費だけでも年間約40億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。</p> <p>② 令和3年度からは、次期京都市循環型社会推進基本計画に掲げる重点施策を推進し、ごみ減量を加速させるとともに、更なる資源循環を促進することとしております。</p> <p>③ 今後、本市唯一の最終処分地である東部山間埋立処分地を少しでも長く使用し、次世代につなげていくためにも、ごみ減量を更に力強く進めていく必要があり、家庭ごみの減量に大きな効果を上げてきている有料指定袋の価格の引き下げ等は適切でないと考えております。</p> <p>④ 家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」及び「地球温暖化対策」の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進することで、市民に効果を実感していただけるよう、有効に活用してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

299 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大し、事業所等に協力を呼びかけ、びんや電池などの拠点回収場所を増やすこと。ごみ分別を市民とともに議論する場（タウンミーティング）を地域ごとに実施すること。

① 缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的で、大幅な低コスト化や収集運搬により発生する排ガス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分別の取組に過度な負担をかけないことなどから、合わせて収集しているものです。

② 資源物の分別について、本市では、定期収集及び拠点回収により、政令市で最多の26品目を分別回収しております。

拠点回収においては、15品目を回収する拠点がエコまちステーション14箇所、16品目を回収する拠点がまち美化事務所及び上京リサイクルステーションの計8箇所あるほか、資源物回収ボックス等を設置した3品目以上を回収する資源物回収拠点が122箇所（令和2年12月末時点）あります。

また、まち美化事務所が市民の身近な場所へと出向いて資源物18品目の回収を行う移動式拠点回収事業については、資源物の排出機会の拡大を図るため、令和2年10月から実施場所や回数を大幅に拡充して実施しております。

③ 市民が気軽にごみ分別等の相談ができる、地域における環境行政の拠点窓口として、区役所・支所内に設置している「エコまちステーション」においては、まち美化事務所との連携のもと、ごみ分別等に係る相談の受付やごみ減量に係る普及啓発を行っております。また、市民生活の中でのごみ減量の取組を広げていくため、学区を基本単位として地域に根差したごみ減量活動を自主的に行っている「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援しています。



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	299
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ ごみ減量や分別への理解と実践を呼びかける場として、平成29年度に開始した地域学習会「しまつのこころ楽考」を引き続き実施するとともに、エコまちステーション等を通じて市民の声を取り入れ、ごみ減量・リサイクルの推進に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動式拠点回収事業 19,900千円</li> <li>・ 資源物の回収拠点の設置 127,824千円</li> <li>・ 食品ロス削減等推進事業 12,600千円</li> <li>・ 地域ごみ減量推進会議の活動助成 6,600千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成21年 4月 使用済てんぷら油，蛍光管，リユースびん，乾電池，紙パックのうち3品目以上回収する拠点を資源物回収拠点と位置付け，拠点数の拡大を推進</p> <p>平成22年 4月 古紙，雑がみ，古着類，小型家電等の拠点回収の開始，各区役所・支所内にエコまちステーションを設置</p> <p>平成23年 4月 充電式電池，ボタン電池，使い捨てライター等の拠点回収の開始</p> <p>平成25年 9月 移動式拠点回収事業の本格実施</p> <p>平成26年11月 移動式拠点回収事業の拡充（各元学区で毎年実施に拡充）</p> <p>平成29年 6月 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を開始</p> <p>令和 2年10月 移動式拠点回収事業の拡充（実施場所や回数を大幅に拡充）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	300
要 望 内 容	回 答		
<p>300 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。</p>	<p>① 事業ごみの減量に向け、排出事業者に対する訪問やチラシの配布を通じて、事業所内でのごみの分別の実施方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について指導等するとともに、特に、平成28年4月から事業者に対して義務化した雑がみ等の分別をはじめ、更なるごみの減量に向けた周知・啓発を行っているところです。</p> <p>さらに、各クリーンセンターにおける搬入物検査によって、不適物の混入や分別が不十分であることが判明した場合は、当該排出事業者を訪問のうえ、適正なごみ排出に向けた指導や啓発を実施するほか、延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所(2,600件(令和2年12月末時点))及び市内の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者(72社1,334事業所(令和2年12月末時点))に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなど、直接、指導等を実施しております。</p> <p>② 令和3年度においても事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む事業所を拡大していくなど、きめ細かな指導・啓発を行ってまいります。また、収集運搬業者に対しても、引き続き、各事業所への立入りやクリーンセンターにおける事業ごみの搬入物検査を通じて分別指導を行ってまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都市循環型社会推進基本計画」の進捗管理 13,751千円</li> <li>・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 4,538千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	300
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 7月 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施</p> <p>平成26年10月 事業所における紙ごみ等のごみ減量モデル事業を実施</p> <p>平成27年 9月 中小企業向け紙ごみ減量対策事業の実施</p> <p>10月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」施行</p> <p>平成28年 4月 事業者による雑誌以外の雑がみ及び紙パックの分別の義務化実施</p> <p>&lt;令和2年度の立入指導件数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所 758件 (令和2年12月末現在)</li> <li>・特定食品関連事業者 36件 (令和2年12月末現在)</li> </ul> <p>&lt;令和2年度の搬入物検査に係る事業所訪問指導 (令和2年12月末現在) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導実施件数 237件</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	301
要望内容	回答		
301 商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制について、国まかせにせず、市として積極的に業界に働きかけること。特定レジ袋を廃止すること。	<p>① 商品の過剰包装については、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」）に小売業者の努力義務として、商品の販売時に包装が簡易な商品の推奨や包装の簡素化に努めることを規定し、事業者の取組を促しております。また、消費生活条例においても、事業者が守るべき適正な包装の基準（包装基準）を定め、過大包装を禁止するとともに、百貨店等小売店に対して、過大・過剰包装の追放を文書により、強く要請しております。</p> <p>② プラスチックごみについては、令和元年5月に国において、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2030年までにワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制する目標等が掲げられています。また、同年12月に容器包装リサイクル法関連省令が改正され、令和2年7月に全ての小売業におけるレジ袋有料化の義務化が全国一律で実施されたところです。</p> <p>③ 飲食店からの宅配やテイクアウトの利用が増加し、家庭から排出される使い捨てプラスチック製の容器等のプラスチックごみが増加傾向にある状況を受け、令和2年度7月補正予算を計上し、使い捨てプラスチックごみの発生抑制等に取り組む事業者への助成金交付を行うとともに、発生抑制・分別の徹底のための周知・啓発を実施するなど、使い捨てプラスチックの削減の取組を強化しています。</p> <p>④ 全国一律のレジ袋有料化義務化に伴い、「しまつのこころ条例」を一部改正し、令和2年7月から市内全ての小売業におけるレジ袋の有料化を義務としております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	301
要望内容	回答		
	<p>レジ袋有料化義務化の円滑な導入に向けては、これまでの取組成果や経験をいかし、市民・事業者への周知チラシの配布、事業者へのダイレクトメール送付やオンライン説明会の実施などの各種啓発により、市民の理解の向上及び実施に向けた事業者との連携を図っており、引き続き、レジ袋有料化義務化の定着に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>⑤ 特定レジ袋については、省令において有料化義務化の対象外とされている趣旨を踏まえ、本市において有料化を義務とはせず、条例で特定レジ袋を配布する事業者に対し、有料化又はレジ袋の無償配布を抑制する取組に努めるよう求めています。引き続き、事業者への周知・啓発、市民の理解度の向上に努めるとともに、レジ袋削減につながるマイバッグの利用を促進してまいります。</p> <p>特定レジ袋の取扱いについては、国のガイドラインにおいて、バイオマス素材の配合率の引き上げ等、状況に合わせて見直すこととされており、本市における取扱いについてもこれらを注視して検討を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨てプラスチック削減推進事業 22,200千円【充実】</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

302 防鳥用ネットを改良するなど、ごみ散乱対策を徹底すること。

① ごみ散乱対策として、本市が収集するごみ集積場所を対象に防鳥用ネットの貸出事業を実施しております。ネットをより一層効果的に活用していただけるよう、ごみ量に応じたサイズのネットの貸出等のほか、カラスの生態を踏まえた被害対策や防鳥用ネットの正しい使用方法を記載した市民啓発チラシを作成し、移動式拠点回収や防鳥用ネットの貸与時などの機会に市民に配布するとともに、ホームページや市民しんぶん挟み込み（令和2年10月15日号）に掲載し、周知・啓発を行っております。

② また、ごみ散乱対策として更なる効果が見込めるボックス型の防鳥用ケージについて、ごみの散乱被害防止への効果や収集作業への影響、管理上の課題等を検証するモニター調査を令和2年12月から実施しております。

③ 今後、モニター調査によるボックス型の防鳥用ケージの活用について検証を行うとともに、引き続き、カラス対策などのごみ散乱対策を検討・実施してまいります。

**（令和3年度予算額）**

・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 11,200千円

**（経過・これまでの取組等）**

平成18年 8月 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業開始

令和 2年12月 京都市防鳥用ケージモニター調査開始

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	303
要望内容	回答		
303 住民から寄せられる不法投棄の相談に、責任を持って対応すること。	<p>① 「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し、地域住民、関係行政機関との連携により、不法投棄に係る相談や通報に迅速に対応し、まちの美化を推進しており、今後とも、迅速かつ丁寧な対応に取り組んでまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

304 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。

① 岡田山撤去事業については、地権者の1人である事業者が他の地権者の同意を得て、自らの責任と費用負担により実施しているものであり、基本的に民有地の形質変更の範囲については、土地所有者において決定されるべきものであると考えております。

なお、事業者の撤去計画では、現状の地盤面から上部を撤去し、跡地利用を可能とする内容となっております。

② 撤去事業に係る環境調査については、周辺地域の生活環境保全の観点から、事業者が定期的の実施しております。本市としても、事業者の調査結果を検証するとともに、自ら周辺環境の調査を実施しており、調査結果の概要を本市ホームページで公表しております。

今後も、撤去事業が安全かつ適正に実施されるよう、事業者への指導・監督を行うとともに、環境調査の実施及び公表に努めてまいります。

③ 鎮守池周辺の不法投棄対策については、フェンスを設置するとともに、除草を行うなど、不法投棄を防止する取組を行っているところです。

今後も住民、事業者及び大学生との共汗により清掃活動等に取り組んでまいります。

## (令和3年度予算額)

- ・岡田山撤去関連事業 5,850千円
- ・鎮守池周辺の不法投棄対策 2,535千円



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	305
要望内容	回答		
305 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。	<p>① 当該処分場の設置に必要な廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可については、本市が所管しております。</p> <p>なお、当該許可については、施設の構造基準や維持管理基準などの法に定める基準を満たせば許可しなければならないものとされています。</p> <p>② 当該計画は、1ヘクタールを超える民有林の開発を伴うことから、現在、事業者は、京都府林地開発行為の手続に関する条例に基づく手続を京都府に対して行っており、その後、森林法に基づく林地開発行為の許可及び農地法に基づく農地転用の許可を取得する必要があります。</p> <p>③ 今後、本市への最終処分場の設置許可の申請があった際には、関係部署と十分に連携を図ったうえで、法に基づき厳正に審査してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	306
要望内容	回答		
306 自動車流入抑制を強め、NO2の市環境保全基準を0.02PPMに戻し達成すること。観測地点を増やすこと。	<p>① 京都市内における二酸化窒素（NO2）の濃度は減少傾向にあり、令和元年度は、平成30年度に引き続き、測定を実施した全箇所（令和元年度は13箇所）の大気常時監視測定局で国の環境基準及び市環境保全基準を達成しております。測定地点は、本市への自動車の流入状況等を考慮したうえで適正に配置しております。</p> <p>なお、市環境保全基準については、京都市公害対策審議会（現在の京都市環境審議会）の答申に基づく適正な基準であり、現行の基準を維持したうえで、継続的に全測定局で達成できることを目指してまいります。</p> <p>② 市内への自動車流入抑制策としてのパークアンドライドについては、平成29年度からは、流入抑制に効果的と考えられる一部の大規模駐車場を重点利用促進駐車場として選定しており、令和2年度は観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を通じてパークアンドライドの周知・啓発を強化するとともに、路上看板を活用した誘導等を実施し、重点的に利用促進に取り組みました。</p> <p>③ 令和3年度も、これまでの取組結果を踏まえ、市内への自動車の流入抑制がより効果を発揮するよう、パークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。また、駐車場事業者や周辺自治体と連携して、パークアンドライドの利用促進に向け、より効果的な広報・周知の手法を検討してまいります。</p> <p>④ さらに、市内を走行する自動車の次世代自動車への転換を図るため、引き続き、水素・電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図るとともに、エコドライブの普</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	306
要望内容	回答		
	<p>及啓発等により，NO2の排出削減に努めてまいります。</p> <p>⑤ NO2の固定発生源であるばい煙発生施設を設置している工場・事業場については，大気汚染防止法や本市独自で燃料指導基準等を定めた京都市大気汚染対策指導要綱に基づく届出審査や立入調査を行うことにより，排出基準や指導基準の遵守を指導し，ばい煙の削減に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業 12,573千円</li> <li>・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 22,438千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

11 安心して住み続けられるまちづくりを

307 京都駅周辺に象徴される大企業呼び込み型開発はやめること。

- ・高さ・容積率の規制緩和をやめること。高さ規制の特例許可の基準を緩和しないこと。
- ・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。

① 平成14年度に都市再生特別措置法が制定され、本市では現在、京都駅周辺及び京都南部油小路通沿道で都市再生緊急整備地域の指定を受け、まちづくりを進めております。

② 「京都駅周辺地域」においては、「都市再生安全確保計画」に基づき、鉄道会社等と避難誘導合同訓練を実施するとともに、緊急避難広場や一時滞在施設の指定を拡大するなど、市民や観光客の安心・安全の向上を図っております。

③ 「京都南部油小路通沿道地域」においては、住民・企業にとって快適な都市環境の創出など、「新しい京都を発信するものづくり拠点」の形成を図るべく進都の魅力を高める取組を推進しております。

④ 引き続き、それぞれの地域整備方針に基づき、戦略的な土地利用の促進と安心感の醸成により、新たな都市活力の創出と地域の活性化を図ってまいります。

⑤ なお、都市再生緊急整備地域では、民間事業者による都市計画の提案が可能ですが、その場合でも、本市のまちづくりに係る各種の理念との整合性を持たせたいえ、住民説明会の開催や厳正な都市計画の手続きを経る必要があることに変更はありません。

⑥ また、高さ規制の特例許可については、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとのビジョンの実現に向け、地域の魅力を高める優れた計画を誘導する

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	307
要望内容	回答		
	ものです。令和2年度に実施した市民意見募集等を踏まえ、都市計画手続等を実施しております。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	308
要望内容	回答		
308 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。	<p>① 現行の建築基準法においては、用途変更のみの場合、用途を変更する部分が200㎡以下のものに対して建築確認申請の手続は不要であり、また、建築確認申請を要する用途変更に係る工事においては、工事を完了したときは、その旨を建築主事に届け出ることにより、完了検査は要しないこととなっております。</p> <p>② 旅館業への用途変更に伴う住宅改修については、今後も、関係部署と連携のうえ、適法に実施されるよう取り組むとともに、違反が確知された場合は、厳正に対処してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	309								
要望内容	回答										
309 旅館業・「民泊」事業者，住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。	<p>① 宿泊施設の事業者と住民の間の紛争は，私人間の問題として，当事者間の話し合いをはじめ，民事的な手続きによって解決すべきものと考えております。</p> <p>② 地域住民の不安や具体的なお困りごとについては，医療衛生センター等の職員が相談に応じ，また，必要に応じて現地に直ちに赴いているほか，平成30年8月からは，「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して「民泊」地域支援アドバイザーが適切な助言等を行う「民泊」に係る地域住民の支援事業を開始しており，紛争に至る前に，同アドバイザーが専門的な知識やまちづくりの経験を生かして，協定の締結など地域住民の主体的な取組に対する助言等を行っております。</p> <p>引き続き，地域住民と事業者の調和の確保を図る取組をしっかりと進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・「民泊」対策事業費</td> <td>53,642千円</td> </tr> <tr> <td>（うち，「民泊」に係る地域住民支援事業</td> <td>1,400千円)</td> </tr> <tr> <td>・建築協定等を活用したまちづくり支援事業</td> <td>10,100千円</td> </tr> <tr> <td>（うち，地域に対する専門家派遣等の支援</td> <td>5,100千円)</td> </tr> </table>			・「民泊」対策事業費	53,642千円	（うち，「民泊」に係る地域住民支援事業	1,400千円)	・建築協定等を活用したまちづくり支援事業	10,100千円	（うち，地域に対する専門家派遣等の支援	5,100千円)
・「民泊」対策事業費	53,642千円										
（うち，「民泊」に係る地域住民支援事業	1,400千円)										
・建築協定等を活用したまちづくり支援事業	10,100千円										
（うち，地域に対する専門家派遣等の支援	5,100千円)										

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	310
要望内容	回答		
<p>310 世界遺産を守るうえで、バッファゾーンにおけるホテルやマンションなどの建設を規制すること。景観デザインレビュー制度は、申出書が事業者から提出された段階で市民に公開するとともに、市民が協議に参加できるようにすること。</p>	<p>① 既に世界遺産の周辺においては、高さ規制のほか、建物のデザイン規制等によって、全国にも類のない厳しい景観規制を行っております。</p> <p>さらに、京都市眺望景観創生条例に基づく事前協議（景観デザインレビュー）制度を平成30年10月から運用し、世界遺産等の社寺等（27箇所）とその周辺の建築計画等に対し、本市や専門家との事前協議を義務付けることで、地域特性に応じた優れたデザインへと誘導しております。</p> <p>② 景観デザインレビュー制度における情報公開に関しては、申出書が事業者から提出された段階では建築計画等そのものが確立された内容ではなく、事業者の権利利益を侵害する恐れがあるため、公開することはできませんが、景観に関する許認可の手続きが完了した後は、請求により閲覧いただけます。</p> <p>併せて、本制度は、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた優れた眺望景観の創生を図ることを目的としており、それらの特性を読み解いたうえで良好なデザインへと誘導するための専門性が不可欠であることから、歴史や景観を専門とするアドバイザーと協議を行っております。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全 3,249千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成28年12月 「歴史的景観の保全に関する取組方針」の策定</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	310
要望内容	回答		
	平成30年 3月 京都市眺望景観創生条例等の改正 10月 事前協議（景観デザインレビュー）制度の施行		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	311
要望内容	回答		
311 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了すること。	<p>① 京都高速道路の残る3路線の都市計画決定（廃止）については、堀川通（国道1号）の整備に向けた都市計画決定と併せて進めていくこととしております。</p> <p>② 堀川通（国道1号）の道路管理者である国土交通省と連携し、都市計画決定手続きが進むよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成28年 5月 「京都市京都高速道路検証専門委員会」からの意見書の受領</p> <p>平成30年 1月 「将来道路ネットワーク研究会」による意見書の取りまとめ （「京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方について」）</p> <p>4月 都市計画法第53条第1項に基づく許可に係る審査基準の見直し</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	312
要 望 内 容	回 答		
312 堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。	<p>① 「京都市京都高速道路検証専門委員会」の意見書で示されたとおり、京都市都心部では、特に南北方向の自動車交通需要に対して容量が少なく、需要過多の状態が見受けられ、とりわけ、堀川通（国道1号）の京都駅付近は、道路車線数が6車線から4車線に絞られボトルネックの状態となっており、交通渋滞等の課題を抱えております。</p> <p>② また、平成30年1月には、将来の京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方について、広域的な視点から多様な意見を頂く場として設置した「将来道路ネットワーク研究会」において、堀川通の整備は喫緊の課題との意見が取りまとめられました。</p> <p>③ そのため、新たなバイパストンネル（堀川五条～十条油小路）の可能性などを含め、費用対効果や自動車利用の抑制、環境への配慮等の点を踏まえながら、堀川通の交通円滑化に向けた調査に着手するよう、国に要望してきたところです。</p> <p>④ 現在、国において、堀川通の交通円滑化に向けた調査と車線運用の見直し等による短期的対策を行っており、対策の効果を検証し、必要となる中長期的な対策を検討していくとしております。</p> <p>今後とも「堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の計画策定」について、強く国に要望を行ってまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	313
要望内容	回答		
313 国道1号線，9号線のバイパス計画を撤回するよう，関係各機関に働きかけること。	<p>① 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路では，交通渋滞が発生しているほか，積雪や大雨等の異常気象時及び災害時には，国道や高速道路が同時通行止めとなるなど，隣接都市の社会活動等に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>② 平成30年1月には，将来の京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方について，広域的な視点から多様な意見を頂く場として設置した「将来道路ネットワーク研究会」において，京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ災害に強い道路については整備の必要性が高いとの意見が出されています。</p> <p>③ 空港や港を持たない本市において，広域的な道路ネットワークは，地域の経済活動や市民の日常を支える生命線であることから，国に対し，「京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討」について要望を行っており，引き続き，国や府等と議論を深めてまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

314 空き家対策については以下の内容に力を入れること。

- ・老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。
- ・危険家屋の解体補助制度は、市内全域を対象にすること。予算を増やすこと。

- ① 本市の空き家対策は、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、地域の居場所や芸術家の住まい・制作場所等の地域コミュニティの活性化に資する空き家の活用の促進、さらには、空き家の適正な管理、跡地の活用といった総合的な取組を推進しております。
- ② 加えて、今後、人口や世帯数の減少、自然災害の多発化も予測され、空き家問題の更なる深刻化が予想されることから、令和元年8月に取りまとめた「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」に基づき、放置空き家の発生・長期化の予防や空き家の活用・流通をより一層促進させる取組を実施しております。
- ③ この抜本的な空き家対策により、危険な放置空き家をなくし、市民の安心安全を確保するため、空き家期間が長期にわたるものから順次、固定資産税等の住宅用地特例解除に向けた空き家調査を実施しており、管理不全状態の判定作業が終了したものから通知書を発送しております。なお、市民からの通報等に対しては、区役所・支所との連携の下、管理不全空き家の所有者に自主改善を求める指導等を徹底してまいります。
- また、活用や処分が困難である所有者不明の管理不全空き家については、財産管理人制度を活用し、その敷地等を売却することで、空き家の更なる活用・流通に繋げてまいります。
- ④ 危険空き家への対応については、空き家所有者自らの責任において、適正に行われることが前提です。一方で、まちをより安全にするために、災害時に危険となる

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	314
要望内容	回答		
	<p>密集市街地・細街路の老朽建築物を除却することを目的とした制度として、引き続き、「老朽木造建築物除却事業」を実施してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・空き家対策推進事業 106,593千円</p> <p>&lt;事業内容&gt;</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>空き家に関する普及・啓発</p> <p>総合的なコンサルティング体制の整備</p> <p>地域連携型空き家対策促進事業</p> <p>空き家活用促進のための支援事業</p> <p>法・条例に基づく指導、勧告、命令等の適正管理対策</p> </div> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成25年 7月 「総合的な空き家対策の取組方針」の策定</p> <p>平成26年 4月 「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を施行 区役所に通報窓口を設置 地域の空き家相談員の登録開始</p> <p>6月 空き家活用・流通支援等補助金の創設</p> <p>7月 京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設</p> <p>9月 専門家派遣制度の実施</p> <p>平成27年 4月 代執行による管理不全空き家の除却を実施</p> <p>12月 「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を改正</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	314
要望内容	回答		
	平成28年	4月	固定資産税納税通知に併せた空き家に係るチラシの送付
		7月	京都市空き家等対策協議会の設置
		8月	マイホーム借上げ制度及びおまかせ借上げ制度活用促進補助金の創設
	平成29年	1月	代執行による管理不全空き家の除却を実施
		3月	「京都市空き家等対策計画」の策定
		5月	総合的な空き家対策等をより実効性のあるものとするための制度改正等について国に要望を実施（以降、毎年度実施）
	平成30年	11月	京都市空き家等対策協議会部会の設置
	令和元年	8月	「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」の取りまとめ
	令和2年	2月	代執行による管理不全空き家の除却を実施
	令和3年	1月	代執行による管理不全空き家の除却を実施

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	315
要望内容	回答		
<p>315 不足している市内中心部はじめ，市営住宅の新規建設を行うこと。京町家を含め，民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。</p>	<p>① 市営住宅については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき，必要最小限の建て替え，計画的な集約を行うとともに，既存住棟を長く有効に活用するため，適切な維持管理と，耐震改修やエレベーター設置等の改善を進めております。</p> <p>② また，本市では必要な戸数について市営住宅の空き家整備を実施のうえ，公募を行っており，近年の応募や入居の状況を踏まえると，供給量は充足していると考えられることから，民間が所有する空き家や京町家を市営住宅として活用する予定はありません。</p> <p>③ 引き続き，真に住宅に困窮する方々の居住の安定の確保に向け，市営住宅の適切な維持管理及び供給に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・市営住宅改善事業 3,290,231千円</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

316 「市営住宅ストック総合活用計画」の見直しにあたっては以下の内容を盛りこむこと。

- ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで管理戸数を減らさないこと。公募戸数を増やすこと。跡地は売却せず、公共用地として活用すること。
- ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域に増やすこと。
- ・耐震改修，エレベーター設置は早急にすすめること。その際，入居者の負担増にならないようにすること。
- ・浴室のない市営住宅に浴室を早期に設置すること。シャワー設置，折れ戸への改修を行うこと。
- ・高齢者向け改善工事を早急にすすめること。
- ・障害者向け住宅については，入居者負担ではなく市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- ・畳及び浴槽，住宅用火災警報器等については，全戸対象に全額市の負担で改修・取替を行うこと。

① 改良住宅で発生した空き住戸については，地域コミュニティの活性化を進め，併せて，ストックとしての有効活用を図るため，適宜，一般公募を実施しております。

また，集約後の跡地についても，地域コミュニティの活性化や魅力あるまちづくりに資するよう，有効活用の検討を進めております。

令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」において市営住宅管理戸数の適正化や公募戸数の最適化，市営住宅団地再生事業による跡地の活用を掲げていることも踏まえ，引き続き，空き住戸や集約後の跡地について戦略的な活用を進めてまいります。

② 市営住宅における入居収入基準額については，京都市住宅審議会から，「最低居住水準の住宅を確保することが困難な収入の上限額」として答申を受けた収入基準額に基づき，京都市市営住宅条例において定めており，入居収入基準額の引き上げは現時点では考えておりません。

一方で，中学校修了前の子どもがいる世帯等，特に居住の安定を図る必要がある者などについては，裁量階層に位置付けており，本来の収入基準（月額158,000円）を月額214,000円まで引き上げておりますが，子どもが生まれる前から切れ目ない住宅支援を行うという観点から，令和元年度に，新婚世帯についても裁量階層に追加したところです。

さらに，子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸の供給については，これまでからも優先枠を設けたうえで，実施しており，引き続き公募を行ってまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

③ 耐震改修及びエレベーターの設置等については、同時に実施することにより改善工事に係る入居者の負担軽減及び効率的な事業執行に努めております。

また、住戸の改善については、現時点では、シャワー設置、折れ戸への改修を行うことは考えておりませんが、浴室のない住戸への浴室設置を最優先として実施しているところであり、高齢者等対応住戸改善と併せて、引き続き、取組を進めてまいります。

なお、上記の改善工事等を実施した場合には、国の通知で定められた算出方法に基づき、改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することもあります。

④ 本市では、車いすを利用されている方向けの住戸を整備する一方で、その他の住戸に関しては、バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき、標準的なものを整備しており、入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については、入居者の負担により実施していただくこととしております。

なお、平成29年3月からは、車いす専用住宅の和室の段差解消を行った場合には、原状回復を請求しないこととしております。

⑤ 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕や、電池式の住宅用火災警報器の交換については入居者負担としております。

なお、入居者の負担軽減を図るため、平成25年度から、設置後10年以上経過した風呂釜について、修繕負担区分を公費負担に見直しており、さらに令和2年度

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	316
要望内容	回答		
	<p>からは、浴槽について、入居者の故意・過失等による場合を除き、使用できない状態となった時は、公費で取り替えるよう、修繕負担区分の見直しを行っております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅管理運営 4,597,044千円</li> <li>・市営住宅改善事業 3,290,231千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;改善事業／令和2年度対象事業分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・檜原市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年 4月～平成31年 3月 耐震改修工事，エレベーター設置工事（5，6，11号棟）</li> <li>令和 2年 6月～ 耐震改修工事，エレベーター設置工事（9，10，12，13号棟）</li> </ul> </li> <li>・大受市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年 3月～平成30年 7月 耐震改修実施設計（1，2号棟）</li> <li>平成31年 3月～令和 2年 3月 耐震改修工事（1号棟）</li> <li>令和 2年 1月～ 耐震改修工事（2号棟）</li> </ul> </li> <li>・下鳥羽市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年 7月～平成28年 3月 耐震改修等実施設計</li> </ul> </li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	316
要望内容	回答		
	令和元年6月～令和元年10月 工事発注に向けた設計見直し 令和2年6月～ 耐震改修等工事		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	317
要望内容	回答		
317 公共住宅であるUR住宅の削減・民間売却方針の撤回を国に求めること。	<p>① 都市再生機構は、国土交通省所管の中期目標管理法人である独立行政法人であり、国及び地方公共団体から要求及び要請ができるものは、災害の発生等により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合とされていることから、UR住宅の削減・民間売却等の方針については、都市再生機構が自主的に判断するものと考えております。</p> <p>② 京都府住生活基本計画において、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保のため、公営住宅、UR賃貸住宅等の公的賃貸住宅を適切に供給することとされており、UR都市機構の方針はこれに合致していると考えております。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

318 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。

① 市営住宅の再整備等の大規模な事業を行う場合には、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」において、市営住宅団地再生事業によるライフサイクルコストの縮減等を掲げていることを踏まえ、引き続き、本市のPFI導入基本指針に基づき、民間活力導入可能性調査を行い、PFI手法を含めた民間活力の導入の可能性などを総合的に判断したうえで、適切な事業手法を検討してまいります。

**(令和2年度2月補正予算額)**

・市営住宅団地再生事業 15,000千円

**(令和3年度予算額)**

・市営住宅団地再生事業 2,123,087千円

(うち、73,788千円【充実】)

**(経過・これまでの取組等)**

<PFI手法を用いた団地再生事業>

・八条市営住宅

平成27年 9月 団地再生事業における民間活力導入可能性の調査

～平成28年 3月

平成28年 6月 団地再生事業における事業手法の検討等

～平成30年 3月

平成30年 5月 事業者との契約締結

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	318
要 望 内 容	回 答		
	平成31年 1月 解体撤去工事（1～4号棟） ～令和 元年 5月 令和 元年 6月 更新棟新築工事 ～令和 2年10月 令和 2年11月～入居開始		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	319
要望内容	回答		
<p>319 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。バスの路線の新設・増便、その他の方法により、交通問題の解決をはかること。</p>	<p>① 洛西・向島の両ニュータウンにおいては、少子高齢化や人口減少が急激に進行し、活力が低下しており、この状況を打破するための様々な分野の活性化策として、地域住民をはじめ、学識経験者や関係事業者等が協議・検討し、平成29年3月、「洛西ニュータウンアクションプログラム（以下「洛西AP」という。）」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「向島MV」という。）」が策定されました。</p> <p>② 平成29年4月から、「洛西AP」及び「向島MV」に基づき、「子育て」、「高齢者」、「公園関係」、「住環境」等の様々な分野において、地域住民、事業者、大学、行政などが連携を図りながら、ニュータウンの活性化に取り組んできました。</p> <p>③ 令和3年度は、洛西ニュータウンにおいては、タウンセンター及びサブセンターの有効活用等について、関係機関と連携し、地域住民の御意見を伺いながら協議を進め、向島ニュータウンにおいては、元向島中学校跡地の本格的な活用方法の検討を進めてまいります。また、両ニュータウンにおいて、地域住民主体で進めるまちづくり活動の継続支援等に取り組んでまいります。</p> <p>④ 交通利便性の向上については、洛西ニュータウンにおいて、洛西地域を運行する全てのバス・鉄道事業者の連携の下、様々な公共交通利用促進の取組を進めてきた結果、洛西地域から阪急桂駅、JR桂川駅を結ぶバスの運行本数は1日当たり450本を超えるまでになっております。また、向島ニュータウンにおいては、生活交</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	319
要望内容	回答		
	<p>通の利便性向上を目指し、地域住民が事業者等と協議を進めながら、「住環境ワーキンググループ」等において検討しており、行政として引き続き、支援を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュータウンの活性化に係る取組の推進 10,327千円</li> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 5,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;洛西APに係る取組&gt; (令和2年12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度洛西AP推進会議 (第1回: 12月)</li> <li>・各テーマ別の「ワーキンググループ」の開催 (延べ11回) など</li> </ul> <p>&lt;向島MVに係る取組&gt; (令和2年12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度向島MV推進会議 (第1回: 8月, 第2回: 12月)</li> <li>・各テーマ別の「ワーキンググループ」の開催 (延べ26回) など</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	320
要望内容	回答		
<p>320 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度を拡充すること。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。</p>	<p>① 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、高齢者や障害のある方をはじめとする全ての住民にとって必要なものであることから、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、助成制度を実施してまいりました。しかしながら、近年は申請件数が募集件数を下回るなど、当該制度に対する需要が減少傾向であることから、今後の制度の在り方について検討する必要があるものと考えております。</p> <p>② 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則であり、厳しい財政状況、また、公平性の観点からもそれらの改修に対する助成制度を創設することは困難と考えております。</p> <p>なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年4月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設  令和元年度 助成対象を道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能にする工事にのみ変更</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、階段などの段差の解消</li> <li>・通路や開口部の拡幅</li> <li>・上記に付随する手すりの設置、床のノンスリップ化</li> </ul> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	321
要 望 内 容	回 答		
<p>321 都市公園の整備目標（10㎡/人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。</p>	<p>① 都市公園の整備については、開園から50年以上が経過し、老朽化した公園が多くある中、現在は既存公園の再整備を重点的に進めているところです。</p> <p>② 新規公園の整備については、厳しい財政状況の中ではありますが、土地区画整理事業等に伴い生み出された用地など、用地買収を伴わず公園用地が確保できる場合に進めてきたところです。</p> <p>③ 一人当たりの公園面積については、令和元年度は、宝が池公園の拡張や広沢池とその周辺を公園に位置付けることにより、平成30年度末現在4.91㎡/人から、令和元年度末現在5.1㎡/人と、増加を図ったところです。</p> <p>公園面積に算入できる市民緑地についても、東本願寺前での整備を予定しており、令和3年度から工事に着手することとしております。今後とも、市民緑地の整備も含めて、既存公園の一部未開園部分の開園や、史跡などのオープンスペースを都市公園とすることで、市民一人当たりの公園面積の増加に努めてまいります。</p> <p><b>（令和2年度2月補正予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民緑地整備事業（東本願寺前） 38,355千円</li> </ul> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民緑地整備事業（東本願寺前） 231,990千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	322
要 望 内 容	回 答		
<p>322 大宮交通公園のリニューアルの際の設計や工事計画案及び、公園内に設置予定の飲食店など便宜施設については、地域住民にしていねいに説明し、要望を聞くこと。人気のゴーカート等の乗りものは、事業計画に取り入れること。</p>	<p>① 大宮交通公園については、令和元年12月に整備計画を決定し、広報発表を行うとともに、関係学区の住民を対象とした説明会の実施や、近隣住民への工事説明資料の各戸配布など、丁寧な説明に努めてまいりました。また、ガソリンエンジンのゴーカートに代えて、ユニークな形状の「おもしろ自転車」を取り入れることとしており、令和3年春に再開園する予定です。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 8月 「大宮交通公園のあり方」について、京都市都市緑化審議会から答申受け</p> <p>平成30年12月 大宮交通公園整備事業公募設置等指針の配布</p> <p>平成31年 4月 設置等予定者として大和リース(株)を選定、公表</p> <p>令和 2年 6月 工事着手</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	323
要望内容	回答		
323 公園の整備にあたっては、パークPFI方式は採用しないこと。	<p>① 本市においては、管理している公園の多くで老朽化が進展し、また、少子高齢化に伴う公園利用世代の変化や自然災害の頻発等により、公園に対する住民のニーズが変化してきており、地域の実情に沿った公園の再整備が必要となっています。</p> <p>② そのような中、平成29年6月に都市公園法が改正され、街区公園をはじめとした都市公園の新たな整備手法として、民間活力による公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIの導入が可能となったことから、大宮交通公園の再整備において初めてこの制度を活用し、令和3年春に再開園する予定です。</p> <p>③ 今後、公園再整備にあたっては、公園の特性や地域を取り巻く状況、周辺住民のニーズを十分に把握するとともに、本市が策定したまちづくり方針を含め、民間事業者からの提案がこれらに適合したものであるかどうかについて、十分に検証したうえで、本制度をはじめとする幅広い手法を用いて、公園の魅力向上、質の向上に繋げてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	324		
要望内容	回答				
324 老朽化トイレの改修箇所数を増やすこと。トイレにトイレットペーパーを設置すること。	<p>① 令和2年12月末現在、建設局が管理する921公園のうち、トイレは仮設を除くと282箇所あります。</p> <p>② 老朽化トイレの改修については、公園の再整備やトイレのリニューアルにより実施しており、引き続きトイレの利用環境の改善等に努めてまいります。</p> <p>③ トイレットペーパーについては、管理事務所が現地に設置されている指定管理公園（宝が池公園子どもの楽園，梅小路公園，大宮交通公園（休園中））及び円山公園に設置しています。また，街区公園においても，現在，生祥公園（中京区）及び有隣公園（下京区）等においてトイレットペーパーを設置しており，引き続き，地域において補充等の御協力をいただける公園に設置を進めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・ トイレットペーパーホルダーの設置</td> <td style="text-align: right;">372千円</td> </tr> </table>			・ トイレットペーパーホルダーの設置	372千円
・ トイレットペーパーホルダーの設置	372千円				

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	325
要望内容	回答		
325 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。	<p>① 都市公園への自動販売機設置は、都市公園の防災機能及び公園利用者の利便性向上に加え、維持管理費用の貴重な財源を確保する取組として実施しております。</p> <p>② 都市公園に設置した自動販売機については、省エネルギー対応や景観に配慮したデザインとしており、今後とも都市公園を美しく保つための財源を確保する取組として継続してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	326
要望内容	回答		
326 公園の定期的な除草など維持管理，街路樹の管理予算を増やすこと。	<p>① 公園，街路樹の維持管理については，厳しい財政状況の中ではありますが，公園の自動販売機設置事業者から支払われる使用料や，街路樹の沿道事業者から募る協賛金等も活用しながら予算の確保に努め，取り組んでまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理 1, 275, 603千円</li> <li>・街路樹等育成管理 767, 416千円</li> </ul>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	327
要 望 内 容	回 答		
<p>327 屋外広告物対策については、引き続きいねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。許可期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。</p>	<p>① 屋外広告物の規制と指導に当たっては、これまでの取組と同様、市民・事業者に必要な説明と丁寧な助言を行い、御理解をいただけるよう、引き続き努めてまいります。</p> <p>② なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設については、これまで条例に基づき是正いただいた事業者との公平性の観点から困難であると考えております。</p> <p>また、許可期間の延長につきましては、国土交通省が策定した屋外広告物条例ガイドラインで「許可等の期間は、三年をこえることができない」と規定しており、本市におきましても、景観の維持向上及び老朽化に対する安全確保の点から考慮して、許可期間を3年としております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・ 広告景観づくり推進事業 101,480千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;屋外広告物の取組について&gt;</p> <p>平成 8年度 屋外広告物等に関する条例の改正 (許可期間を1年から3年に延長)</p> <p>平成19年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	328
要望内容	回答		
<p>328 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。</p>	<p>① 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした改正条例を、平成27年4月に施行しました。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	329
要望内容	回答		
329 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため大型倉庫の建設を中止させること。	<p>① 葵祭等の祭事に必要な祭礼道具を収める祭事庫については、景観法をはじめとする各法に基づく認定等を行っており、今後、本市の規制に適合した整備が行われることとなっております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年10月 都市計画法に基づく建築許可  景観法及び京都市眺望景観創生条例に基づく認定  12月 建築基準法に基づく建築確認済証の交付</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	330
要望内容	回答		
<p>330 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。</p>	<p>① 堀川通に面した二条城東側空間は、世界遺産・二条城の正面玄関にふさわしい景観の創出と市民や来城者の安全性の確保を目的とした整備を実施し、平成29年10月に事業が完了しました。駐車場については、縮小・再配置したものであり、その運用等に当たっては、今後も、周辺住民と締結した協定書を遵守するとともに、駐車場運営事業者である京都市都市整備公社と共に、住民の御理解を得られるよう、適切な運営を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年 3月 元離宮二条城東側空間整備基本計画策定</p> <p>平成28年 2月 第2駐車場見直し計画の周知</p> <p>12月 出水学区住民福祉連合協議会と協定締結</p> <p>平成29年 1月 整備工事着工</p> <p>4月 第3駐車場、駐輪場、第2駐車場オープン、散策路供用開始</p> <p>6月 第1駐車場オープン</p> <p>10月 エントランス広場オープン(整備事業完了)</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	331
要望内容	回答		
331 世界遺産仁和寺の門前でのホテル建設計画に特例許可を与えないこと。	<p>① 建築基準法に基づく用途許可については、周辺の住居の環境を害する恐れがないこと等の一定の条件の下で、建築審査会における審議など、所定の手続を経て、許可を受けることで建築が可能となるものであり、法が予定する正当な判断手法の1つです。</p> <p>② 当該計画地は、かつてガソリンスタンドやコンビニの建設が計画されましたが、地域住民の皆様が景観や風情を守るため力を合わせて阻止された経過があります。そのような場所であるからこそ、事業者は上質宿泊施設誘致制度を活用し、計画初期段階から約3年にわたり、周辺住民と協議を重ねるなど、丁寧に検討を進められています。</p> <p>③ これらのことを踏まえ、引き続き、地域に受け入れられ、安全安心の向上や文化の維持継承につながるよう調整を進めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	332
要望内容	回答		
332 岡崎・南禅寺界隈の別荘庭園群の歴史的文化的景観を壊すホテル建設の中止を求めること。	<p>① 左京区南禅寺草川町のホテル計画については、既にまちづくり条例及び中高層条例に基づく手続が完了していますが、これまで事業者による任意の説明会を4回開催し、現在、近隣住民との協議を継続して行っております。</p> <p>また、当該ホテル計画については、平成30年12月に京都市美観風致審議会景観専門小委員会に諮問したうえで了承されており、平成31年1月に風致地区条例に基づく許可を行っており、現在工事中です。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;ホテル計画&gt;</p> <p>平成30年 3月 まちづくり条例に基づく近隣説明会の開催(1回目)</p> <p>6月 まちづくり条例に基づく近隣説明会の開催(2回目)</p> <p>7月 まちづくり条例に基づく再説明状況報告書の提出(まちづくり条例の手続完了)</p> <p>8月 中高層条例に基づく近隣説明会の開催</p> <p>10月 中高層条例に基づく説明状況報告書の提出(中高層条例の手続完了)</p> <p>事業者による任意の説明会の開催(1回目)</p> <p>12月 事業者による任意の説明会の開催(2回目)</p> <p>京都市美観風致審議会景観専門小委員会に諮問</p> <p>平成31年 1月 風致地区条例に基づく許可</p> <p>2月 事業者による任意の説明会の開催(3回目)</p> <p>3月 建築基準法に基づく建築確認済証の交付</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	332
要望内容	回答		
	<p>風致地区条例に基づく変更許可 事業者による任意の説明会の開催（4回目）</p> <p>令和 元年10月 風致地区条例に基づく変更許可 中高層条例に基づく標識記載事項変更届の提出</p> <p>令和 2年 5月 風致地区条例に基づく変更許可 9月 風致地区条例に基づく変更許可 12月 風致地区条例に基づく変更許可 中高層条例に基づく標識記載事項変更届の提出</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

333 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。

- ・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。
- ・法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。
- ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
- ・労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。
- ・「アスベスト調査台帳」を早期に作成すること。
- ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を、国に求めること。

- ① 大気汚染防止法では、建築物の解体等を行う際に、アスベストの有無を事前調査し、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示すること、届出の対象となるアスベストが使用されている場合には、事前に届出し、作業基準を遵守することが義務付けられています。本市では、当該届出の立入調査に加え、その他届出等の立入調査の際にも、アスベストに係る事前調査結果の掲示、作業方法等を確認し、アスベストの飛散防止を徹底するよう指導を行っているところです。
- ② 建築物の解体時に行われるアスベストの飛散防止措置については、関係法令によって適切な実施が義務付けられているものであることから、助成の対象とはしておりません。不法投棄対策としては、本市職員等による監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両に対する路上検問などを実施し、不法投棄の未然防止・早期発見に努めております。
- ③ 「レベル3」建材については、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出の受付時や現場への立入調査時に、アスベストの有無の事前調査の実施状況や調査結果の掲示状況の確認を行うとともに、除去の際には十分に湿潤化を行う等、アスベストの飛散防止に努めるよう指導を行っております。
- また、完了検査については、届出者から提出される作業完了報告書に基づき、除去作業が適切に行われたことを確認しているところであり、引き続き、アスベストの飛散防止のための安全対策を講じてまいります。
- ④ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことの



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	333
要望内容	回答		
	<p>ある従業者等に対する健康診断，健康管理手帳，労災補償等の問合せ受付，相談が各労働局等で実施されているほか，平成22年7月の石綿健康被害救済法の一部改正により，救済給付の対象となる疾病が拡大されております。</p> <p>今後とも，国の動向を注視してまいります。</p> <p>⑤ アスベスト調査台帳については，国からの通知を受け，本市内で吹付けアスベスト等を使用した可能性のある建築物についての情報収集を進め，順次整備を行っているところです。今後も必要な情報収集を進め，整備を行ってまいります。</p> <p>⑥ 継続して使用される既存建築物のアスベスト対策への支援として，京都市吹付けアスベスト除去等助成事業において吹付けアスベストの含有調査や除去等工事に対する助成を行っており，引き続き支援を行ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・吹付けアスベスト除去等助成事業                      3,528千円</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

334 違法造成であり、土砂崩れも起こした大岩山の対策については、産業廃棄物を含んだ土砂の全量撤去を行うこと。

① 大岩山の違法造成については、土地管理者に対し、宅地造成等規制法（以下「法」という。）に基づき、恒久的な安全対策を実施するよう指導を継続してまいりましたが、土地管理者は、令和2年3月30日から自主的に是正工事に着手しております。

② 違法造成に対する指導につきましては、本市が法適合性を確認した是正計画に基づき、土地管理者が自主是正工事を完成させるまで遅滞なく進めていくよう、進捗状況の把握に努めながら、厳しく指導を継続してまいります。

③ また、不測の事態が生じることも考慮し、代執行を行わざるを得なくなった場合は速やかに代執行へ移行できるよう、引き続き、体制を維持してまいります。

**（令和3年度予算額）**

・大岩山に係る行政代執行経費 155,770千円

**（経過・これまでの取組等）**

平成30年 7月 大岩山の南側斜面において土砂流出が発生

11月 緊急的な災害防止措置の完了

平成31年 2月 災害防止措置命令（恒久的な安全対策）

令和 元年 7月 行政代執行法に基づく戒告（恒久的な安全対策）

令和 2年 3月 土地管理者が自主是正工事に着手

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>◆安全安心の消防活動を</p> <p>3 3 5 消防職員の削減計画は撤回し、人員・装備の両面で増強すること。</p>	<p>① 本市の人口当たりの消防職員数は、他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>② 昭和 3 0 年代の 7 0 0 件をピークに火災は年間 2 0 0 件程度まで減少しており、さらに、住宅用火災警報器の普及などにより、火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから、消防戦術の見直しや消防隊等の部隊配置の適正化等に取り組んでおります。また、救急件数の増加により、救急車の現場到着時間は全国的に遅延傾向の中、本市では救急隊を増隊するなどして、全国トップクラスの現場到着時間を維持しております。</p> <p>今後は、令和 3 年 1 月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」を踏まえ、市民のいのちと暮らしを守るために必要な体制を確保しつつ、効率的・効果的な執行体制を確立してまいります。</p> <p>③ 災害時の情報収集体制強化のための消防用ドローンの 2 機 2 4 時間運用の実施や救急需要の増加に対応した日勤機動救急隊の配置など、必要とされる消防ニーズに対して、効果的かつ効率的な手法を検討し、導入してまいりました。</p> <p>今後とも、消防活動態勢の強化を図るため、総合的な見地から消防の装備及び機能を増強し、また集約するなど、適切な消防力の確保に努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	336
要望内容	回答		
336 消防団員，水防団員の処遇の改善にっそう努めるとともに，団の運営費を増額すること。	<p>① 消防団員については，平成26年度の退職報償金引上げ，平成27年度の報酬制度創設により処遇改善を図っております。団運営費についても，平成27年度，平成30年度に増額しております。令和3年度も引き続き，更なる団員確保を見据えながら，退職報償金，報酬，団運営費の確保に努めてまいります。</p> <p>② 水防団員については，平成30年度に出動手当等の改善を行い，また，活動環境の充実のため，装備（水防服等）の見直しを行いました。</p> <p>さらに，令和2年度からは水防活動時の要となる水防倉庫の建替えに着手しており，令和3年度も引き続き，水防団員の環境改善及び運営費の確保に努めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員退職報償金 78,900千円</li> <li>・消防団員報酬 180,000千円</li> <li>・消防団運営 42,000千円</li> <li>・水防事務組合負担金 30,945千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆上下水道事業の充実を

337 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。

① 「京都市水共生プラン」の推進に向け、全庁的な取組として、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、具体的な取組について行動計画を策定するとともに、本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成23年度からは、次世代を担う子どもたちに、水共生学習会を開催しており、更なる啓発に努めております。

今後とも、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の普及・啓発を図ってまいります。

② プランの条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たっての、市民や事業者との連携の在り方等も考慮しながら、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。

## (経過・これまでの取組等)

平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定

平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行

8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定

(※以降、毎年度策定)

10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行

平成23年度～ 水共生学習会等を開催

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	338
要望内容	回答		
338 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること。福祉減免制度を設けること。	<p>① 現在の水道料金及び下水道使用料は、徹底した経営の効率化を行い、水道事業・公共下水道事業の累積収支の均衡を図ったうえで、老朽化した配水管更新のスピードアップなど持続可能な事業運営を確保するため、世代間の負担の公平性も踏まえ設定した適正な料金水準であると考えております。</p> <p>② 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2018－2022）」においては、更なる経営努力により、現行の水道料金・下水道使用料水準の維持を目指しておりますが、今後厳しい経営環境が長期的に継続する見通しであることを踏まえ、世代間の負担が公平なものとなるよう、外部有識者や市民の声もお聴きしながら、水道料金・下水道使用料の体系や水準の在り方について検討してまいります。</p> <p>③ また、水道料金及び下水道使用料の生活困窮者等への福祉減免制度の創設については、特定の利用者の料金を減免することにより、他の利用者とその負担を転嫁することになることから、料金負担の公平の原則の下、実施する考えはございません。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成23年 9月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始  平成24年11月 同委員会から意見書の提出  平成25年 3月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2013－2017）」策定  8月 上下水道料金改定（平成25年10月1日検針分から適用）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	338
要 望 内 容	回 答		
	平成30年 3月 「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018-2027） 京（みやこ）の水ビジョンーあすをつくるー」及び「京都市上 下水道事業 中期経営プラン（2018-2022）」策定		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	339
要 望 内 容	回 答		
339 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	① 資産維持費は、平成25年に実施した料金改定において、財政収支の見通しを踏まえ、配水管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えております。		



## 要 望 内 容

## 回 答

340 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水の停止はやめること。

- ① 水道料金等の滞納者に対しては、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には、職員が訪問し、督促及び給水停止の予告を行い、さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払方法を含めて、相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めておりますが、それでも納付いただけない場合は、やむを得ず給水停止を実施しております。
- ② 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に応じた、丁寧な相談と対応を行っております。
- ③ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成21年度から生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催しており、引き続き、保健福祉局と上下水道局で情報共有を行い、連携を深めてまいります。
- ④ なお、令和2年5月18日から新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少したなどの事情により上下水道料金の支払が困難なお客さまに対しては、申し出により最長6箇月の支払猶予制度を実施しております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	341
要望内容	回答		
341 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。	<p>① 宅地内に残存する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事費用の一部を補助する「鉛製給水管取替工事助成金制度」については、平成30年度に行った助成金額の上限額の増額や助成対象範囲の拡大など、充実した助成金制度を令和3年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>② また、同制度の利用を促進するために、引き続き、ホームページ、市民しんぶんへの掲載等による周知や京都市指定給水装置工事事業者への周知を行うとともに、空き家等で鉛製給水管が残る宅地において、新たに水道の使用を開始するお客さまに対し、申込時における同制度の周知徹底に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛製給水管取替工事助成金制度 6,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成29年度 助成金の上限を5万円から10万円に増額</p> <p>平成30年度 助成金の対象範囲に、敷地境界から水道メーターまでの範囲を追加し、宅地全体に拡大</p> <p>それに伴い、助成金の上限額を10万円から15万円に増額</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	342
要 望 内 容	回 答		
342 水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度の創設を，引き続いて国に求めること。	<p>① 水道事業に統合した旧地域水道事業の施設の再構築や耐震性及び安全性の強化などの経費については，他都市などとも連携しながら，引き続き，国に対して国庫補助制度の創設を求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 元年度 全国市長会，日本水道協会等 要望回数6回</p> <p>令和 2年度 全国市長会，日本水道協会等 要望回数5回</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	343
要望内容	回答		
343 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。	<p>① 雨水貯留施設設置助成金制度について、申請手続の簡素化を図るため、平成30年12月に申請等の郵送による受付を開始しました。今後もより利用しやすい制度となるよう、市民の声を聴きながら検討してまいります。</p> <p>また、雨水の流出抑制に資する雨水貯留施設や雨水浸透ますについては、設置目的や意義を周知するとともに、公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導に努めており、今後も更なる普及を図ってまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設設置助成金制度 4,500千円</li> <li>・雨水浸透ます設置助成金制度 7,600千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;雨水貯留施設設置助成金制度&gt;</p> <p>平成17年度 国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を得て、「雨水貯留施設設置助成金制度」を創設</p> <p>平成22年度 助成対象となる雨水貯留施設の容量を拡大（100リットルから500リットルを80リットル以上に拡大）</p> <p>平成27年度 雨水貯留施設1基あたりの助成金額を増額（購入費用の2分の1（上限2万5千円）から4分の3（上限3万7千5百円）） 助成対象基数の拡大（1基から4基）</p> <p>平成29年度 雨水貯留施設設置工事費用についても助成対象に追加（設置工事費用の4分の3（上限1万円））</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	343
要望内容	回答		
	<p>&lt;雨水浸透ます設置助成金制度&gt;</p> <p>平成23年度 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の1つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を創設</p> <p>平成25年度 雨水浸透ます1基あたりの助成金額を増額（1万円から2万5千円） 助成限度額を増額（3万5千円から10万円）</p> <p>平成26年度 助成対象の拡大（開発行為により設置された雨水浸透ますを追加）</p> <p>平成27年度 1回のみであった助成回数の制限を撤廃 雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額の増額（2万5千円から上限10万円）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	344
要望内容	回答		
<p>344 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された布設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。</p>	<p>① 私道内の公共下水道は、他の公共下水道と同様、本市において維持管理を行い、更新も行っております。</p> <p>② 私道内に埋設されている共同排水設備については、私有財産であることから、設置者及び居住者（利用者）において維持管理を行うことを基本としております。</p> <p>③ 共同排水設備に係る助成制度は新規施設のみを対象としておりますが、私道内への公共下水道管布設の制度が昭和37年度から実施されているため、同年度以前から共同排水設備が布設されている箇所については、私道所有者全員の承諾が得られた場合に、要望を受けて公共下水道管を公費で布設する取組を実施しております。</p> <p>④ 私道内において、公共下水道管が布設されていない箇所については、土地所有者から公共下水道施設設置の承諾を得られないなど、布設困難な理由が箇所ごとに異なるため、一律に布設困難箇所に対する補助支援制度を設けることは考えておりません。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	345
要望内容	回答		
345 猛暑対策として、ミストシャワーをさらに普及すること。	<p>① 夏の暑さ対策やヒートアイランド対策などに効果があるほか、水道水の新たな利用方法や環境にやさしい特性を広くPRできることから、本市では、水道水を利用したミスト装置の普及促進に取り組んでおります。</p> <p>② これまでに、市内の保育所や幼稚園等への簡易型ミスト装置の配布（605施設）を行ったほか、京都駅前バスのりば（A～Dのりば）やタクシー乗り場、四条通バス停（四条河原町・四条高倉）、市役所分庁舎等へのミスト装置の設置を進め、令和2年度からは、新たに京都市京セラ美術館及び京都市交流促進・まちづくりプラザ（阪急洛西口）にも設置を行っております。</p> <p>③ また、市内各所でのイベント等に対し、ミスト装置の貸出しを実施しており、これらの取組を継続して実施することで、ミスト装置の更なる普及促進を図ってまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・ミスト事業 4,238千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成23年度 「澄都くんと元気にミストシャワー」事業 ～平成30年度</p> <p>平成24年度 「京（みやこ）の駅ミスト」事業の開始</p> <p>平成28年度 「京（みやこ）のまちなかミスト」事業の開始</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

346 市民と連携し、景観にも配慮しながら琵琶湖疏水の沿道整備を行うこと。「近代土木遺産」としての琵琶湖疏水にふさわしい活用・研究ができるよう、琵琶湖疏水記念館の予算を増額すること。

- ① 疏水の沿道整備については、これまでから景観にも配慮しながら、樹木管理及び除草や通路損傷箇所の修繕等の日常的な維持管理を随時行っており、今後も適切な維持管理に取り組んでまいります。
- ② 疏水沿いの認定道路については、道路パトロールや市民からの通報に基づき、損傷箇所の補修等を行っており、今後も適切な維持管理に取り組んでまいります。
- ③ 東山自然緑地内の疏水沿いの園路については、樹木管理及び除草や園路の修繕等の日常的な維持管理を行っており、引き続き、必要な予算の確保に努めながら、適切な園路管理に取り組んでまいります。
- ④ 疏水沿いの東山自然緑地については、平成28年度から令和2年度までの5箇年を掛けて、『四季の花木を楽しめる京都の新しい花の名所』となるよう、市民の声を聴きながら再整備に取り組んでおり、最終年度となる令和2年度は、整備完了に向けて取り組んでおります。引き続き、市民の憩いの場となるよう、適切な維持管理に努めてまいります。
- ⑤ また、琵琶湖疏水が、明治23年の竣工から130周年を迎えた令和2年6月、日本遺産に認定されたことを受け、本市では、琵琶湖疏水沿線のフィールドミュージアム化に取り組んでおります。
- ⑥ 令和2年11月には、本市が文化庁に申請していた「琵琶湖疏水記念館を中核と



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	346
要望内容	回答		
	<p>する文化観光拠点計画」が文化観光推進法に基づく拠点計画に認定されたところです。</p> <p>⑦ この認定を機に、琵琶湖疏水記念館をフィールドミュージアムの情報発信拠点に位置付けるとともに、文化観光推進法に基づく国庫補助を活用してデジタル化も含めた整備を行い、琵琶湖疏水記念館の更なる魅力向上と情報発信強化に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地維持管理（疏水大津・山科地区） 23,200千円</li> <li>・緑地維持管理（疏水夷川・分線地区） 22,600千円</li> <li>・緑地維持管理（疏水伏見地区） 15,900千円</li> <li>・東山自然緑地樹木管理 5,500千円</li> <li>・文化観光推進法事業 75,000千円【充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成28年度 園路舗装、植栽、施設等の更新  ～令和2年度</p> <p>平成31年 3月 琵琶湖疏水記念館開館30周年リニューアルオープン  令和2年 6月 文化庁の日本遺産に認定  令和2年11月 文化観光推進法に基づく「琵琶湖疏水記念館を中核とする文化観光拠点計画」の認定</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	347
要 望 内 容	回 答		
347 疏水を利用した小水力発電等の再生エネルギーの活用を進めること。	<p>① 本市では、これまでから再生可能エネルギーの取組として、上下水道施設において、浄水場、水環境保全センター等に太陽光発電を、石田水環境保全センターに放流水の落差を利用した小水力発電を導入しております。また、下水処理工程で発生する汚泥から、バイオガスである消化ガスを生成し、汚泥焼却炉等の燃料として利用しております。</p> <p>② 令和2年度は、再生可能エネルギーによる温室効果ガス排出量削減を推進するために、専門のコンサルタント業者による上下水道施設への小水力発電の更なる導入の可能性について調査を実施し、導入に向けた課題の整理を行いました。</p> <p>③ この結果を踏まえ、引き続き様々な可能性を検討し、小水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模太陽光発電事業の売電収入 143,782千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	348
要望内容	回答		
<p>348 琵琶湖が放射能汚染された場合について、飲料水への被害想定を行い、対策をとること。</p>	<p>① 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき、原子力災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合には、緊急時モニタリングや浄水処理の強化等を行い、水道水の安全を確保してまいります。</p> <p>また、水道水の摂取制限に至った場合には、応急給水槽・配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保、「災害時協力井戸」の活用、民間企業との協定等による飲料水の供給等により代替水を確保してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	349
要 望 内 容	回 答		
349 民間活用を目的とした上下水道局本庁舎移転計画は撤回すること。	<p>① 市内南部エリアに点在する水道・下水道の事業所や本庁舎を集約した上下水道局の事業・防災拠点（南部拠点）の整備については、上下水道事業を取り巻く経営環境が今後も厳しい見通しの中、効果的・効率的な業務執行体制の構築と災害等に備えた危機管理体制の強化を図ることを目的としており、平成30年9月に「京都市上下水道局南部拠点整備事業基本計画」を策定、令和元年12月に事業契約を締結し、現在、整備を進めております。</p> <p>② 事業手法については、設計、建設、維持管理等を一括して実施することによる業務の効率化、民間事業者の創意工夫やノウハウを生かした資産の有効活用が期待できるPFI手法を用いて事業を進めることで、今後も持続可能な経営を行い、市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けてまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成30年 3月 「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）京（みやこ）の水ビジョンーあすをつくるー」策定</p> <p>9月 「京都市上下水道局南部拠点整備事業基本計画」策定 （産業交通水道委員会にて報告）</p> <p>令和 元年 5月 PFI法に基づく特定事業の選定 入札公告</p> <p>12月 落札者が設立した特別目的会社（SPC）と事業契約締結</p> <p>令和 2年 6月 基本設計の公表</p>		

## 要望内容

## 回答

350 上下水道事業の民間活用計画はストップし、民営化・コンセッション方式の導入は行わないこと。

- ① 水道・下水道は、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、快適で文化的・衛生的な生活を支える重要なライフラインであり、水道・下水道サービスを確実に提供していくためには、公共性と経済性を併せ持った公営企業において、事業を安定的に運営する必要があると考えております。
- ② そのためにも、本市の経営責任の下、定型的な業務や民間にノウハウや実績が蓄積されている業務等で、民間に委託してもサービス水準の維持等に支障がないものは積極的に民間委託を進めてきたところであり、今後も持続可能な事業運営のため、引き続き、民間活力の積極的な導入を進めてまいりたいと考えております。
- ③ なお、コンセッション方式は、平成30年度の水道法改正において、多様な官民連携の選択肢を広げるため、地方公共団体に事業認可を残したまま導入することが可能となりましたが、今後も十分な調査・研究が必要であることから、現時点では、導入する考えはございません。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	351
要望内容	回答		
351 市バス・地下鉄事業，上下水道事業の消費税は，料金に上乗せしないこと。	① 消費税は，消費一般に負担を求める間接税であり，市バス・地下鉄の運賃や水道料金等についても，適正に転嫁し，利用者が公平に負担すべきものと考えております。		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆生活道路優先の道路環境整備を

352 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅工事は中止すること。

① 鴨川東岸線は、鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び、市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっております。

出町柳から塩小路通間については整備が完了し、塩小路通以南の事業区間のうち、第3工区（塩小路通から岸ノ上交差点間）が未整備であるため、市内幹線道路の南北軸の強化や第2京阪道路や新十条通へのアクセスの向上等、道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。

② 第3工区については、令和3年1月に市会にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」において、少なくとも集中改革期間である令和3～5年度の予算計上を見送ることとしておりますが、今後、できる限り早期の完成を目指してまいります。

**（経過・これまでの取組等）**

第1工区 平成 5年度 整備完了  
～平成21年度

第2工区 平成 9年度 事業着手  
平成23年度 橋りょう下部工工事完成  
平成26年度 九条跨線橋耐震工事完了  
平成30年度 橋りょう上部工工事完成  
令和 元年度 供用開始

第3工区 平成28年度 予備設計  
～平成29年度

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 2
要 望 内 容	回 答		
	平成 3 0 年度 道路詳細設計等 ~令和 元年度 令和 2 年度 工事着手		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	353
要望内容	回答		
353 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。	<p>① 国道9号の西京区千代原口地区及び右京区葛野地区において、国土交通省が京都西立体交差事業を実施しております。</p> <p>葛野地区については、千代原口地区や京都第二外環状道路の完成による交通状況の変動を注視していくと聞いております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年 2月 千代原口地区地下トンネル開通 4月 京都第二外環状道路全線開通</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	354
要望内容	回答		
354 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。	<p>① 都市計画道路北泉通の整備については、地域の防災機能の向上、道路ネットワークの形成による利便性の向上、歩道ネットワークの形成による安全性の向上など、事業効果の高い事業と考えており、地域住民からも早期完成を求める強い要望を頂いております。</p> <p>② 橋りょう工事については、平成28年度から着手し、令和元年6月に完了しました。令和元年度からは、橋りょうに接続する道路等の工事に着手しており、令和3年3月の供用開始に向けて引き続き整備を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・北泉通 1,644千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成20～22年度 街路基本調査を実施  平成23～24年度 都市計画変更手続きを実施  平成24年度 事業認可取得、用地測量  平成25年度 物件調査、詳細設計  平成26～27年度 物件調査、用地買収、詳細設計  平成28年度 用地買収、橋りょう工事（橋脚及び右岸橋台）  平成29年度 用地買収、橋りょう工事（左岸橋台及び橋桁架設）  平成30年度 橋りょう工事（左岸橋台及び橋げた架設）  令和元年度 北泉通（高野川左岸側）道路改築工事</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 4
要 望 内 容	回 答		
	令和 2 年度 北泉通（高野側右岸側）道路改築工事		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	355
要望内容	回答		
<p>355 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制、通学時間帯の流入規制など安全対策・整備をすすめること。</p>	<p>① 平成27年7月に策定した「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」の下に、土木事務所、京都府警察、教育委員会で構成する「通学路安全部会」を設置し、必要に応じ各区役所・支所を加え、通学路の危険箇所における課題や対応について情報を共有し、安全対策を推進しております。</p> <p>② 対策の一つである「ゾーン30」（指定した区域で制限速度を30キロとし交通安全を確保）については、これまで、市内37箇所（令和2年10月末時点）で実施しており、通学路における通学時間帯に合わせた車両交通規制についても、プログラム策定後、市内8箇所（令和2年3月末時点）において実施しております。</p> <p>③ 今後も、通学路部会等により得た知見をいかし、関係機関との緊密な連携の下、通学路を含む生活道路の安全対策に取り組むとともに、京都府警察が進める「ゾーン30」の新たな区域の設定についても、連携して進めてまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b>  ・交通安全施設整備費 1,091,302千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成24年度 市内全小学校の通学路の緊急総点検（平成24年8月末までに緊急に対策が必要なもの等の第1次対策完了）  平成25年度 第2次対策により道路管理者の対策完了（平成25年5月末）</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	355
要望内容	回答		
	<p>平成27年度 「京都市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の交通安全対策を計画的・継続的に実施</p> <p>平成27年度 863箇所</p> <p>平成28年度 77箇所</p> <p>平成29年度 109箇所</p> <p>平成30年度 228箇所</p> <p>令和元年度 104箇所</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	356
要 望 内 容	回 答		
356 歩道の傾斜を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。	<p>① 本市では、交通バリアフリー法（平成12年制定）に基づき、平成14年10月に「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定し、市内14箇所の重点整備地区の選定を行い、平成20年度末までに全地区の道路特定事業計画を策定しました。</p> <p>これまでに7地区の整備が完了しており、残る7地区についても整備を進めております。</p> <p>② また、平成23年度末に「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、新たに市内10地区の新重点整備地区の選定を行い、既に全地区の「道路特定事業計画」の策定が完了し、これまでに6地区において、事業に着手しております。</p> <p>③ また、土木事務所においては、「京都市道路のためのバリアフリーの手引き」に基づき、歩道整備事業等を行う中で、バリアフリー化に努めております。</p> <p>④ 今後も事業実施に当たっては、各地区の優先度を見極めながら取組を進めていくとともに、国補助金の確保に努め、着実な事業進捗を図ってまいります。</p> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <p>・道路のバリアフリー化事業 215,850千円</p>		

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

平成14年10月 平成22年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定(14地区(25駅)の重点整備地区を選定)

平成15年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定(平成20年度に完了)

平成22年度 重点整備地区の全駅(25駅)のバリアフリー化の完了

平成24年 3月 令和2年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定(10地区(11駅)の重点整備地区を選定)

平成24年度 太秦地区及び大宮地区の基本構想の策定

平成25年度 JR藤森地区、深草地区及び西院地区の基本構想の策定  
太秦地区及び大宮地区の道路特定事業計画の策定  
大宮駅(阪急)のバリアフリー化の完了

平成26年度 阪急嵐山・松尾大社地区、上桂地区及び桃山地区の基本構想の策定  
JR藤森地区、深草地区の道路特定事業計画の策定

平成27年度 西院地区の道路特定事業計画の策定  
太秦駅、JR藤森駅(以上、JR西日本)及び深草駅(京阪)のバリアフリー化の完了

平成28年度 西大路地区の基本構想の策定  
桃山地区の道路特定事業計画の策定  
嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅(以上、阪急)及び西院駅(京福)のバリアフリー化の完了  
京都地区の道路のバリアフリー化の完了

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 6
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 9 年度	稲荷地区の道路のバリアフリー化の完了	
	平成 3 0 年度	阪急嵐山・松尾大社地区の道路特定事業計画の策定 上桂地区の道路特定事業計画の策定	
	令和 元年度	烏丸地区の道路のバリアフリー化の完了	
	令和 2 年度	西大路地区の道路特定事業計画の策定	



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	357
要望内容	回答		
357 土木事務所の予算を増額するなど、生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。	<p>① 生活道路については、引き続き地域から寄せられる身近な補修要望に応えられるよう、令和2年度と同額程度の舗装補修の予算を確保し、取り組んでまいります。</p> <p>② また、街灯については、引き続き市民要望を基に現地調査を行い、必要な箇所について設置を行ってまいります。</p> <p>③ 厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き、必要な予算の確保に努め、安心・安全でより良い市民生活の実現を目指してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路維持補修費 3,797,380千円</li> <li>・交通安全施設整備費 1,091,302千円</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	358
要望内容	回答		
358 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	① 里道については、厳しい財政状況の中、現状のまま維持管理することを基本としており、道路改良を行うことは困難ですが、市民からの要望や現地の状況等を踏まえ、適切な維持管理に努めてまいります。		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	359
要望内容	回答		
<p>359 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。</p>	<p>① 私道については、公道と同様、重要な機能を有していることから、これまで助成制度の見直しを行いながら地元が実施される舗装工事を支援してきました。</p> <p>平成22年度からは、排水施設の改修を助成対象に加えるとともに、助成率を50%から75%へと引き上げ、さらに、平成25年度からは袋路となっている私道についても助成対象に加えました。</p> <p>また、平成27年度からは、これまで5月から8月までの3箇月間であった受付期間を通年に拡大するなど、助成制度の更なる利用促進を図っているところです。</p> <p>なお、本制度では、舗装とそれに付帯するL型街渠を一体的に整備することにより、私道の整備が促進されるものとしているため、助成対象をL型街渠等の単独工種に拡大することは考えておりません。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私道整備助成金 7,500千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

360 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。

① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」により、民間事業者による整備の促進を図っており、バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を含めた整備についても、助成対象としております。

② また、京都市駐車場条例において、自動二輪車の駐車場を確保するため、一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付けるとともに、必要となる自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の台数を減らすことができることとしています。

③ さらに、京都市自転車等放置防止条例に基づく自転車駐車場付置義務制度では、一定規模以上かつ特定の建築物に自転車や原動機付自転車の駐車場の設置を義務付けています。

④ 今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。

**(令和3年度予算額)**

・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 8,000千円

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	360						
要望内容	回答								
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始</p> <p>平成26年 4月 市営自転車等駐車場におけるバイク（125cc以下）の受入れ開始</p> <p>平成26年10月 京都市駐車場条例の改正による自動二輪車の駐車施設の付置の義務付け</p> <p>&lt;京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績（平成21年度～令和2年度）&gt; 102件 自転車5, 149台分, バイク1, 842台分（令和2年12月末時点）</p> <p>&lt;市営自転車等駐車場及び駐車場におけるバイクの受入れ台数&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>市営自転車等駐車場</td> <td>18箇所</td> <td>1, 824台</td> </tr> <tr> <td>市営駐車場</td> <td>7箇所</td> <td>549台</td> </tr> </table>			市営自転車等駐車場	18箇所	1, 824台	市営駐車場	7箇所	549台
市営自転車等駐車場	18箇所	1, 824台							
市営駐車場	7箇所	549台							

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	361
要望内容	回答		
<p>361 自転車走行レーンの拡充やレーンの違法駐車対策の強化を図ること。自転車利用者への安全対策の徹底や保険加入の促進などの対策を更に強化すること。</p>	<p>① 自転車走行環境の整備については、これまでから、重点地区（都心部地区、西院地区、らくなん進都地区）において京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、車道の左側に矢羽根と自転車マークの設置を進めており、引き続き、自転車利用者の安心・安全が確保できるよう自転車走行環境整備に取り組んでまいります。</p> <p>② 違法駐車対策については、矢羽根と自転車マークの設置箇所は自転車走行場所であることを、自動車教習所における講習等を通して自動車の運転手に対し周知しております。</p> <p>また、「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部を中心に、違法駐車等防止指導員により、違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど、引き続き、効果的な指導・啓発活動を展開してまいります。</p> <p>③ 自転車利用者への安全対策については、「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、様々な自転車安全教室を開催し、ライフステージに合わせた自転車安全教育を実施しております。</p> <p>また、自転車の基本的なルール等を分かりやすく解説した冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を、市内の全保育施設、小中高校等に加え、全大学・短大にも配布しております。</p> <p>④ 自転車保険の加入義務化については、自転車安全教室及び自転車イベント等、あ</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	361
要望内容	回答		
	<p>らゆる機会を通じて、周知啓発に努めております。また、平成29年度には、専用コールセンターを設置したところであり、引き続き加入促進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>⑤ 今後とも、学校や警察、地域等とも連携しながら、京都ならではの自転車安全教育及び効果的な保険加入促進の啓発に努めてまいります。また、令和3年春に、大宮交通公園に開設するサイクルセンターにおいて、安全教育を更に推進してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車走行環境整備事業 7,700千円</li> <li>・ 自転車安全利用教育の実施 27,600千円</li> <li>・ 違法駐車等防止対策事業 878千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;自転車走行環境整備&gt;</p> <p>整備延長 151.6km (令和2年12月末時点)</p> <p>&lt;自転車安全利用・自転車保険&gt;</p> <p>平成22年度 「京都市自転車安心安全条例」の制定</p> <p>平成26年度 「自転車マナーアップフェスタ in 京都」の開始(以降、毎年度実施) ※令和2年度は新型コロナウイルス拡大防止のため中止</p> <p>平成28年度 自転車保険の加入義務化に係る「京都市自転車安心安全条例」の</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	361
要望内容	回答		
	<p>改正</p> <p>平成29年度 自転車保険専用コールセンターの設置 「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の創設 事業者・レンタサイクル事業者 自転車保険の加入義務化開始 「京都市自転車安全教育プログラム」の策定</p> <p>平成30年度 自転車利用者 自転車保険の加入義務化開始 京都サイクルパス制度の開始 (「健康長寿のまち・京都いきいきポイント事業」との連携)</p> <p>令和元年度 自転車保険加入勧奨動画の作成</p> <p>&lt;違法駐車対策&gt;</p> <p>平成7年4月 「京都市違法駐車等防止条例」の施行</p> <p>平成23年10月 「中心市街地重点路線等クリア作戦」の開始</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	362
要望内容	回答		
<p>12 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足をまもること</p> <p>362 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。条例には、行政区や学区への交通協議会の設置、住民参画による地域交通計画の策定を明記し、実施すること。</p>	<p>① 交通は市民生活や社会経済活動を支える不可欠な基盤であり、本市としては、国、交通事業者、地域住民等としっかりと連携し、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づく取組を着実に推進していくことが重要であると考えております。</p> <p>② また、「歩くまち・京都」の実現に向けては、市民公募委員をはじめとして、学識経験者、有識者、経済団体、交通事業者、行政機関など幅広い分野の委員からなる懇談会「『歩くまち・京都』推進会議」を設置し、これまでからも本市の交通施策全般について、多様な視点から議論していただいております。さらに、観光地交通対策や、駅等のバリアフリー化の推進、「歩いて楽しいまちなか戦略」等の個別のテーマごとにも、地域代表を含む市民、関係団体、学識経験者、交通事業者などの参画による協議体を設置し、それらの会議体における議論や合意形成を踏まえ、各事業の着実な推進を図っております。引き続き、全市的な観点の協議体をはじめ、各区役所とも密に連携し、交通政策に係る諸課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(令和2年度2月補正予算額)</p> <p>・ 駅等のバリアフリー化の推進 16,500千円</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <p>・ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 5,000千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	362
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） 2, 252千円</li> <li>・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 5, 230千円</li> <li>・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 22, 438千円</li> <li>・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 6, 840千円</li> <li>・駅等のバリアフリー化の推進 62, 695千円</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

363 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。

- ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
- ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
- ・新しい公共交通システム（LRT）などを具体化すること。

- ① 本市では脱「クルマ中心」社会の形成に向け、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、「既存公共交通の利便性向上」「歩行者優先のまちづくり」「歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換」を施策の柱とし、「自動車分担率20%未満」を目指して取組を進めております。
- また、本戦略策定から10年が経過し、交通を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえて、令和2年度に新たに、「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会を設置し、本戦略の改定等について検討を進めているところです。
- 今後も、これまでの取組成果をいかしつつ、クルマに過度に依存しない、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組を一層推進してまいります。
- ② パークアンドライドについては、令和2年度は観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を通じてパークアンドライドの周知・啓発を強化するとともに、路上看板を活用した誘導等を実施し、重点的に利用促進に取り組みました。令和3年度も、これまでの取組結果を踏まえ、市内への自動車の流入抑制がより効果を発揮するよう、パークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。また、駐車場事業者や周辺自治体と連携して、パークアンドライドの利用促進に向け、より効果的な広報・周知の手法を検討してまいります。
- ③ 新しい公共交通システムについては、新技術の進展を注視しつつ、これまでに実施した新交通システムに関する調査、さらには、他都市の先進事例を踏まえ、国や民間企業等にも働きかけを行いながら、幅広い視点から検討してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	363
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 5,000千円</li> <li>・観光地等交通対策(「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦) 22,438千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成14年度 5箇所, 1,700台分のパークアンドライド駐車場をスタート(以降, 毎年度充実)</p> <p>平成28年11月 「京都都市圏パークアンドライド駐車場登録制度」の開始(駐車場管理者からの自発的な登録申請の受付)</p> <p>平成30年11月～「自動運転による新たな都市交通システムに関する調査」の実施</p> <p>令和元年 秋 観光シーズン期(11月末)時点で, 134箇所, 7,670台分のパークアンドライド駐車場の広報による利用の促進</p> <p>令和2年 秋 観光シーズン期(11月末)時点で, 151箇所, 7,797台分のパークアンドライド駐車場の広報による利用の促進</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	364
要望内容	回答		
<p>364 横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、国に働きかけることを含め、対策をとること。</p>	<p>① 本市では、「京都市交通バリアフリー全体構想」（平成14年10月策定）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」（平成24年3月策定）により、重点整備地区に選定した計24地区において、地区ごとの道路特定事業計画を策定し、生活関連経路等において、道路のバリアフリー化工事を順次進めております。</p> <p>バリアフリー化に当たっては、限られた道路幅員などの諸条件の中、できる限り誰もが安心・安全に利用できるよう段差・勾配の改善などを実施しております。</p> <p>② また、本市が管理する横断歩道橋については、平成27年度に、利用実態等から存続の必要があるものを除き、原則撤去するとの方針を打ち出しており、その際に国が管理する市内の横断歩道橋についても、国に本市の考え方をしっかりと説明し、理解を得ております。</p> <p>③ 今後とも、本市のバリアフリー全体構想及び横断歩道橋管理の方針に基づく取組を進めるとともに、横断歩道橋に係る御要望の内容については、管理者である国に伝えてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	365
要望内容	回答		
<p>365 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。</p>	<p>① 東大路通については、平成28年度に取りまとめた「今後の取組内容」※に基づき、歩道の横断勾配改善や祇園バス停付近の部分的な歩道拡幅、東大路通東側エリアにおける魅力ある道路整備による誘導促進を進めております。</p> <p>※ このうち、令和2年度を目標に進める「短期・中期の取組」では、「歩道環境の改善」、「バス待ち環境の改善」、「回遊性及び案内誘導の向上による歩行者の分散」を視点として取組を行うこととしています。</p> <p>② 令和3年度は、「東大路通歩行空間創出推進会議」等を通じて地元住民や関係機関との情報共有を図りながら、令和2年度を目標に進めてきた歩道の横断勾配改善やバス待ち環境の改善等を含めた「短期・中期の取組」の効果検証を進めてまいります。</p> <p>また、自動車の流入抑制については、全市的な取組として、パークアンドライドの利用促進を進めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 6,840千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年～ 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」の要望提出（平成30年度まで継続して要望）</p> <p>平成21年 2月 東山区交通安全対策協議会から「東大路通の車道幅員の見直し</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	365
要 望 内 容	回 答		
	<p>を含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出</p> <p>平成22年 7月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置 (平成23年3月まで計3回開催)</p> <p>平成24年 3月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置</p> <p>8月 「東大路通整備構想」の策定</p> <p>平成27年12月 「今後の取組方針※」をまちづくり委員会で説明</p> <p>平成28年11月 バス停移設等の社会実験を実施</p> <p>12月 東山区全11学区を対象とした「意見交換会」を開催</p> <p>平成29年 3月 第11回「東大路通歩行空間創出推進会議」を開催し、「今後の取組内容」を決定</p> <p>4月～「今後の取組内容」に基づき取組を推進</p> <p>5月 「意見交換会」の結果及び「今後の取組内容」を公表</p> <p>令和 元年 8月 「第13回東大路通歩行空間創出推進会議」を開催</p> <p>※ 今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、安心・安全な歩行空間の創出に向けた取組を進める。</li> <li>○ 歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し、交通影響が少なく効果的な対策を検討・実施する。</li> <li>○ 「車線数の減少を伴う道路空間の再構成（2車線化）」については、現状では実施せず、長期的に検討を行う。</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	366
要 望 内 容	回 答		
<p>366 京都駅八条口（南口）駅前広場については、駐輪場の屋根、自転車レーン、観光バスの駐車時間の延長など引き続き改善をおこなうこと。ショットガン方式については、待機場を近くに設置する、タクシー事業者の負担額を減らすなど、見直しを行うこと。</p>	<p>① 京都駅八条口駅前広場については、駐輪場、自転車レーン、タクシー及び観光バスの利用に関することを含め、関係団体等と十分に協議を重ね、運営してまいりました。今後も継続して、学識経験者、地元関係者、タクシー・バス事業者、京都府警察等で構成するエリアマネジメント会議等において、十分に意見交換を行ったうえで、八条口駅前広場がより利用しやすいものとなるよう運営の改善に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都駅八条口駅前広場運営 37,781千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成28年 3月 駅前広場プレオープン  4月 タクシーショットガン運用開始  駅前広場ランドオープン</p> <p>平成29年 4月 貸切バス乗降場の予約制、バスショットガン運用の開始  7月 貸切バス乗降場の料金制の開始</p> <p>11月 タクシー待機場、貸切バス乗降場及び貸切バス臨時駐車場の指定管理開始</p> <p>平成31年 3月 第12回京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催  令和 2年 3月 第13回京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催</p>		



## 要 望 内 容

## 回 答

367 交通不便地域対策は、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。

① 高齢化が進行する中で、公共交通の果たす役割は非常に大きく、市民生活の足の確保は、重要な課題です。

② 交通手段の確保については、まちづくりや地域の活性化、福祉等の視点も踏まえ、地域の中で十分に御議論いただくことが重要であり、これまでから、地域と区役所・支所、関係行政機関、交通事業者が連携し、地域の需要や実情に合った交通手段の確保策や、地域が主体となったモビリティ・マネジメントの取組などを、地域と共に検討してまいりました。

③ 平成29年度から、地域、事業者、行政によって「日常生活に必要で、充実すべきものである」という合意や利用目標の設定が行われたバス路線について、民間バス事業者が実施する社会実験を支援しております。

平成29年10月から増便運行が開始された「鏡山循環バス」及び「くるり山科」については、利用客数が順調に増加し目標人数を大きく超えたことから、令和2年10月から本格運行に移行されました。

また、平成31年3月から実証運行が開始された「小金塚地域循環バス」、令和元年12月から実証運行が開始された「西幡枝線」についても、支援を行っているところです。

令和3年度においては、高齢化等が進行する中、多様な移動ニーズに対応するため、地域住民が主体となった生活交通確保の取組についても支援するなど、引き続き、市内周辺部における生活交通の維持、確保に向け、民間バス事業者等への支援及び働きかけを進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	367
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者等への支援 11,080千円 (うち、地域主体の生活交通への支援 2,000千円【新規】)</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 6月 「京都市生活交通バス路線充実等補助金交付要綱」を制定 10月 鏡山循環バス及びびくるり山科の増便運行開始(実証)</p> <p>平成31年 3月 小金塚地域循環バスの実証運行開始</p> <p>令和 元年12月 左京区岩倉幡枝地域でのバスの実証運行開始</p> <p>令和 2年10月 鏡山循環バス及びびくるり山科の増便運行が本格運行へ移行</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	368
要 望 内 容	回 答		
<p>368 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」において具体化を急ぐこと。「引き続き改善方策を検討する地区」さらに、すべての鉄道駅とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。JR西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。</p>	<p>① 令和3年度は、重点整備地区について、引き続き、西大路駅（JR西日本）、鳥羽街道駅（京阪）のバリアフリー化を進めてまいります。</p> <p>② 重点整備地区における道路のバリアフリー化については、道路特定事業計画に基づき順次整備を進めているところであり、令和3年度は、西院地区において工事を行い、重点整備地区内の道路のバリアフリー化整備を進めてまいります。</p> <p>③ 西大路駅（JR西日本）の南側駅舎のバリアフリー化については、東海道新幹線の高架の柱や基礎による構造上の課題や、工事中の利用者の安全確保上の課題があるため、現時点での整備は困難であることから、北側駅舎開業後に駅の利用者の流動状況を踏まえて検討するべきものとなります。</p> <p><b>（令和2年度2月補正予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅等のバリアフリー化の推進 16,500千円</li> </ul> <p><b>（令和3年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅等のバリアフリー化の推進 62,695千円</li> <li>・ 道路のバリアフリー化事業 215,850千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成14年10月 平成22年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（14地区（25駅）の重点整備地区を選定）</p>		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	368
要 望 内 容	回 答		
平成 1 5 年度	重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成 2 0 年度に完了）		
平成 2 2 年度	重点整備地区の全駅（2 5 駅）のバリアフリー化の完了		
平成 2 4 年 3 月	令和 2 年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（1 0 地区（1 1 駅）の重点整備地区を選定）		
平成 2 4 年度	太秦地区及び大宮地区の基本構想の策定		
平成 2 5 年度	J R 藤森地区，深草地区及び西院地区の基本構想の策定 大宮駅（阪急）のバリアフリー化の完了		
平成 2 6 年度	阪急嵐山・松尾大社地区，上桂地区及び桃山地区の基本構想の策定		
平成 2 7 年度	太秦駅，J R 藤森駅（以上，J R 西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化の完了		
平成 2 8 年度	西大路地区の基本構想の策定 嵐山駅，松尾大社駅，上桂駅（以上，阪急）及び西院駅（京福）のバリアフリー化の完了		
平成 3 0 年度	東福寺地区（鳥羽街道エリア）の基本構想の策定		
令和 元年度	西院駅（阪急）のバリアフリー化の完了		
令和 2 年度	桃山駅（J R 西日本）のバリアフリー化の完了		

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	369
要 望 内 容	回 答		
369 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。	<p>① バス利用環境等について、民間バス運行エリアと市バス運行エリアとの間で格差が生じているため、平成29年度から市内周辺部において市民の足の役割を担う民間バス事業者に対して、バス利用環境の整備に対する支援を進めてまいりました。その結果、バス事業者と協議が調ったものについては、令和元年度末で全て整備が完了いたしました。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 6月 「京都市民間バス利用環境整備補助金交付要綱」を制定</p> <p>平成30年 3月 民間バス利用環境整備補助金の補助対象項目に「車内用液晶表示器の整備」を追加</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

370 JR奈良線の複線化事業にあたっては、事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。また、周辺住民から寄せられた要望・苦情にたいねいに対応すること。

① 騒音調査については、事業主体であるJR西日本において、環境影響評価に基づき、必要な対策を講じながら進めており、家屋調査についても、JR西日本において、必要に応じて実施しています。今後も、周辺住民に御理解いただくため、同社に対して、引き続き丁寧に対応するよう働き掛けてまいります。

**(令和3年度予算額)**

・ JR西日本への補助金ほか 1,527,529千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成25年11月 環境影響評価の配慮書を提出

平成26年 3月 環境影響評価の方法書を提出

平成27年 3月 環境影響評価の準備書を提出

11月 環境影響評価の評価書を提出

平成28年 3～4月 環境影響評価の評価書を縦覧

平成29年 3～5月 JR奈良線複線化事業に係る地元説明会を開催

5月 複線化工事の着工（以降、JR西日本において施工中）

以降 随時、事業に係る地元説明会を開催

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	371
要望内容	回答		
<p>◆市バス・地下鉄の改善を</p> <p>371 民間の参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。</p>	<p>① 市バス事業は、市域のバス輸送の約85パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守っております。規制緩和の是非は国において議論されるものと認識しております。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

372 市民の交通権を保障するため、住民から要望のあるバス路線を確保すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。

- ① お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会等における地域からの御要望や、交通局に直接いただく電話・メールなど、様々な媒体を通じて随時伺っており、可能な限り、各取組に反映させてまいりました。
- ② また、市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、お客様の御利用状況や沿線状況の変化に対応した見直しを行っており、地域が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域においては、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境の向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。
- ③ 全国的な運転士や整備士の担い手不足の影響等により経営状況が悪化する中、新型コロナウイルス感染症の影響により、かつてない危機的な経営状況に直面しておりますが、引き続き、現有の車両・人員を最大限に活用して、利便性向上に取り組むとともに、一般会計の任意の財政支援を受けない運営を継続してまいります。



## 要 望 内 容

## 回 答

373 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。

- ① 地域住民が主体となったバス運行については、既に北区雲ヶ畑地域をはじめ、左京区久多地域や右京区水尾地域等で実施されており、本市予算による運行補助や国からの運行補助を受けるための支援を行っております。
- ② また、令和3年度から多様な移動ニーズに対応するため、地域住民が主体となった生活交通確保の取組についても支援してまいります。
- ③ 市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、お客様の御利用状況や沿線状況の変化に対応した見直しを行っており、地域が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域においては、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境の向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。
- ④ 全国的な運転士や整備士の担い手不足の影響等により経営状況が悪化する中、新型コロナウイルス感染症の影響により、かつてない危機的な経営状況に直面しておりますが、引き続き、現有の車両・人員を最大限に活用するとともに、共に市民の足を支える民間バス会社としっかり連携し、更なる利便性向上に努めてまいります。

## (令和3年度予算額)

- ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）

2, 252千円

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	373
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者等への支援 11,080千円 (うち、地域主体の生活交通への支援 2,000千円【新規】)</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	374
要 望 内 容	回 答		
374 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。バスの均一区間を市内全域へ広げること。	<p>① 市バス・地下鉄事業については、新型コロナウイルス感染症の影響によりかつてない危機的な経営状況にあり、更なる減収要素となる運賃の値下げは極めて困難です。</p> <p>② 市バスの均一運賃区間の拡大については、より分かりやすい料金体系となり、同区間を対象としたバス一日券の利用範囲が広がるなど、お客様の利便性向上に大きく寄与するものと認識しております。</p> <p>この間、各民間バス会社と協議を進めた結果、京都バス株式会社の御理解を頂き、嵯峨・嵐山地域、岩倉・修学院地域及び上賀茂・西賀茂地域へと拡大するとともに、令和3年3月には、西日本ジェイアールバス株式会社の御英断により、高雄地域への拡大を予定しております。</p> <p>③ 残る桂・洛西地域及び横大路地域においても、各民間バス会社の御理解と御協力を得られるよう努めているところですが、均一運賃区間の拡大は、競合する民間バス会社の経営に与える影響が大きいことに加え、コロナ禍により、民間バス会社の経営も危機的な状況にあることから、合意を得ることが更に困難な状況になっております。</p> <p>引き続き、お客様の更なる利便性向上に向け、関係バス会社と粘り強く協議してまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

375 バスとバス，バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし，利便性の向上を図ること。

- ① 平成29年4月に，これまでトラフィカ京カードを対象に実施してきた乗継割引を交通系ICカードにも適用したほか，平成31年3月には，トラフィカ京カードによる乗継割引額を拡充し，さらに，同カードを京都バスでも御利用いただけるようにして，市バス・地下鉄と京都バス間を乗り継ぐ場合にも同様の乗継割引を受けられるようにするなど，乗継割引の拡充を図ってまいりました。
- ② また，平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」において，分かりやすく効率的な乗車券となるよう，各種割引乗車券の抜本的な見直しを行い，ICカードを中心とした割引制度への再構築に取り組むことを掲げ，令和2年12月には，市民の方が多く利用されているICカードを対象に乗継割引の更なる拡充を図るなどの具体案をお示ししたところです。
- ③ 市バス・市バス間の無料乗継については，実施時期を慎重に判断する必要がありますが，将来的な実現に向けて取り組んでまいります。一方で，市バス・地下鉄間の無料乗継については，経営に与える影響が極めて大きいことから，現時点で実施は困難であるものの，将来的な検討課題と認識しております。

## 要 望 内 容

## 回 答

376 バス一日券は500円に値下げすること。バス一日券及び昼間割引券は市内全域で利用できるようにすること。

① バス一日券は、平成12年当時700円で発売していたものを、規制緩和に伴う民間事業者の新規参入対策として500円に大幅に値下げして以降、平成26年の消費税率引き上げに伴い、市バスの普通運賃を220円から230円に改定した時も発売価格を据え置いてまいりました。

② 一方で、平成26年3月の嵯峨・嵐山地域をはじめとした市バスの均一運賃区間拡大により利用範囲が広がり、均一運賃区間内の京都バスでも御利用いただけるようになるなど、バス一日券の利用価値は格段に高まっていました。また、この一日券を御利用のお客様は、平均で4回以上の御乗車をいただいております。1乗車当たりの運賃が125円(500円÷4回)と、普通運賃(均一運賃230円)と比べて大きな価格差が生じておりました。

こうした中、学識経験者等からも御意見を頂き、バス一日券の価格は大幅値下げ以前の700円が妥当であるとし、平成30年3月から当面の間600円に改定したものであります。令和2年12月にお示ししたとおり、令和3年10月には、700円に価格適正化を図ってまいります。

③ 均一運賃区間内で御利用いただけるバス一日券及び昼間割引回数券を市内全域で御利用いただくには、均一運賃区間を市内全域に拡大する必要があります。

均一運賃区間の拡大は、競合する民間バス会社の経営に与える影響が大きいことに加え、コロナ禍により、民間バス会社の経営も危機的な状況にあることから、合意を得ることが更に困難な状況ですが、引き続き、お客様の更なる利便性向上に向け、関係バス会社と粘り強く協議してまいります。

要 望 内 容

回 答

377 バス待ち環境改善へ、以下の点を計画的に進めること。  
 ・ベンチや上屋は、設置困難箇所についての研究をすすめ、設置箇所を増やすこと。  
 ・点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。

① 市バスでは、バス待ち環境の向上を目指し、これまで、バス停上屋・ベンチ等の整備を積極的に進めてまいりました。

一方、全国的な運転士や整備士の担い手不足の影響等による経営状況の悪化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、かつてない危機的な経営状況に直面しております。

こうした中、経費の節減を図るため、令和3年度は、バス停上屋やバス接近表示器など多額の費用を要する設備の新規整備を延期することとしておりますが、ベンチの整備などの実施可能な取組を行い、快適なバス待ち環境の維持に努めてまいります。

② 点字ブロックについては、視覚に障害のある方に安心してバスに御乗車いただくために、これまでから多くのバス停留所に敷設してまいりました。今後も、停留所施設を改良する際には、道路管理者の協力を得ながら、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいります。

(令和3年度予算額)

- ・バス停上屋整備 6,350千円
- ・バス停ベンチ 2,904千円
- ・バリアフリー化をはじめとした停留所の環境整備 3,900千円

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	377
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;令和2年12月末時点における累計設置数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停上屋           654箇所</li> <li>  うち広告付き上屋   217箇所</li> <li>・バス接近表示器    548箇所</li> <li>・バス停ベンチ       887箇所</li> <li>・「バスの駅」       66箇所</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	378
要望内容	回答		
378 バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。	<p>① 市バス運転士の給与は、平成12年に、国家公務員のうち自動車運転手などの技能労務職に適用される給料表に準じる形で企業職給料表第5を導入しました。民間事業者と比較しても遜色ない給与水準であることから、適切な給料表であると考えており、引き続き、現行制度を適正に運用してまいります。</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	379
要望内容	回答		
<p>379 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策についても直営と同じ対応をすること。</p>	<p>① 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながらバスネットワークを維持するための有効な手段と判断しております。</p> <p>② 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。</p> <p>③ そのうえで、受託者選定の際には、本市としても委託先の運転士の労働条件に係る関係資料の提出を求め、法令を遵守し、安全性が確保されていることを確認するとともに、毎年ダイヤ改正の際には、業務量の変化に対して人員の増減が適正であることをその都度確認しております。</p> <p>④ また、委託先における事故防止については、毎月開催している「全市バス安全運行推進会議」等において、交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有することなどにより、同じ目標に向かって取組を進めております。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・管理の受委託 委託料 5,524,719千円</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	380
要望内容	回答		
380 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。	<p>① 市バス・地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	381
要望内容	回答		
381 回送バスを減らすこと。	<p>① 回送運行は、市バス営業所から離れたバス停を起点・終点とする系統の運行に必要不可欠なものですが、運行回数については最小限となるよう努めております。</p> <p>② これまで実施してきたダイヤ改正において、回送運行の一部を営業化するなど、この間、回送バスの運行の縮減に努めてまいりました。</p> <p>③ 引き続き、可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営となるよう努めてまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	382
要望内容	回答		
382 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。	<p>① 本市では、全てのお客様に安全・安心に地下鉄を御利用いただくため、烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置を掲げ、令和4年度中に北大路駅へ先行設置するとともに、残る11駅についても、令和10年度までに設置する具体的な計画を令和2年3月に策定いたしました。</p> <p>② しかしながら、市バス・地下鉄両事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響によりかつてない危機的な経営状況に直面しております。とりわけ地下鉄事業においては、令和2年度決算で経営健全化団体となる可能性が極めて高い状況です。</p> <p>こうした状況の中、持続可能な安定経営を目指し、日々の運行に必要な設備更新等はしっかりと行いつつ、ゼロベースでの事業の見直しを行う必要があります。</p> <p>③ 烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置については、設置方針そのものに変更はありませんが、約110億円もの巨額の投資が必要であることや、財源として20億円以上の一般会計からの出資等を見込む事業であることから、令和3年1月にお示しした「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」にも掲げたとおり、令和3年度に着手することとしていた車両改造を延期することといたしました。</p> <p>④ 一方で、北大路駅への可動式ホーム柵の設置については、運行管理システムの更新に合わせ工夫することで車両改造を伴わない従来方式でできることや、京都府視覚障害者協会から、陳情書が提出された経緯があることも踏まえ、予定どおり令和4年度中の供用開始に向け、令和3年度は可動式ホーム柵の製作及び設置に必要な工事等に取り組んでまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	382
要望内容	回答		
	<p>⑤ なお、現在進めております烏丸線9編成の新型車両への更新については、老朽化に伴うものであることから、予定どおり令和7年度までに全駅への可動式ホーム柵設置に必要な自動列車運転装置を搭載した車両への更新を進め、令和3年度中に1編成目の営業運行を開始する予定です。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北大路駅の可動式ホーム柵にかかる費用 <span style="float: right;">41,754千円</span></li> <li>・烏丸線新型車両(1編成)の導入費用 <span style="float: right;">1,610,300千円</span></li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和 元年 8月 烏丸線新型車両9編成の入札・契約  令和 2年 5月 北大路駅可動式ホーム柵の設計に着手</p> <p>&lt;ホームの転落防止対策&gt;</p> <p>東西線 平成9年の開業当初より全駅にホームドアを設置  烏丸線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年12月 烏丸御池駅に可動式ホーム柵を設置</li> <li>平成27年10月 四条駅に可動式ホーム柵を設置</li> <li>12月 京都駅に可動式ホーム柵を設置</li> <li>平成28年 8月 可動式ホーム柵未設置の12駅に「注意喚起ライン」を設置</li> <li>平成28年 9月 四条駅、京都駅等で啓発活動を21回実施</li> <li>～令和 3年 1月</li> </ul>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	383
要望内容	回答		
<p>383 残るすべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。</p>	<p>① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」等により、民間事業者による整備の促進を図っており、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に一定数の駐輪場を確保しております。</p> <p>今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>② 市営駐輪場の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長承認を得て定めることとしております。</p> <p>引き続き、駐輪場の利用状況、近隣施設の利用料との均衡等の社会情勢の変化を踏まえ、指定管理者とも連携し、適切な利用料金の設定に努めてまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 8,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成21年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始  &lt;実績(平成21年度～令和2年度)&gt;  102件 自転車5,149台分、バイク1,842台分(令和2年12月末時点)</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	384
要望内容	回答		
384 地下鉄ホームのベンチを増やすこと。	<p>① 地下鉄駅のホーム階におけるベンチについては、混雑時において、お客様がスムーズに通行できるように設置する必要があり、かつ、緊急時において、避難経路として必要な通路幅を確保しなければならず、増設については、安全面の観点から困難と考えております。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	385
要 望 内 容	回 答		
<p>13 公正・公開・市民参加の市政運営を 385 マイナンバー制度は廃止すること。</p>	<p>① マイナンバー制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」に基づき実施するものであり、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤となるものです。</p> <p>② また、令和元年6月に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定され、マイナンバーカードの一層の普及促進が求められるとともに、令和2年10月27日には、武田良太総務大臣から都道府県知事及び市区町村長宛に、より一層の普及促進に努めることを要請する書簡が発出されたところです。</p> <p>本市としても、「マイナンバー法」に基づき、引き続き適切に対応してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年 5月 「マイナンバー法」の制定  平成27年10月 マイナンバーの通知開始  平成28年 1月 マイナンバーの利用開始  マイナンバーカードの交付開始  9月 マイナンバーカードの日曜交付の実施  平成29年10月 区役所・支所におけるマイナンバーカード申請受付の実施  11月 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始  マイナポータルの本格運用開始</p>		



令和3年度予算要望に対する回答		NO.	385
要望内容	回答		
	平成30年 4月	子育てワンストップサービスにおける電子申請の開始	
	平成31年 1月	証明書のコンビニ交付の開始	
	令和 元年 6月	「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の決定（令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）	
	令和 2年10月	ターミナル証明書発行コーナー（4箇所）でのマイナンバーカード交付開始 武田良太総務大臣から普及促進に努めることを要請する書簡の発出	

令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	386
要 望 内 容	回 答		
386 市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務につながる自衛隊への個人情報の提供はやめること。	<p>① 自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められていることから、本市がその役割を果たすことは当然であり、戦争に協力するものではありません。また、自衛隊法施行令第120条には「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されており、防衛省と総務省との間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において問題となることはないことが確認されております。</p> <p>② 平成30年度には、これらの規定等に基づき、防衛省からの協力依頼を踏まえ、個人情報保護の観点から、個人の住所、氏名、生年月日、性別が記載されている住民基本台帳全件の閲覧、書写しから、対象者を限定し、住所、氏名のみを宛名シールで提供する方法へと改めたところ です。</p> <p>③ 自衛隊への情報提供に当たりましては、個人情報の複写・複製・委託の禁止、責任者の明確化、残った個人情報の返却など、必要な事項を覚書として締結し、個人情報の保護に万全を期しております。</p> <p>④ 今後とも、防衛大臣及び自衛隊京都地方協力本部からの依頼に基づき、法令に沿って、適切に取り組んでまいります。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## (経過・これまでの取組等)

- 平成30年 5月 「自衛官募集等の推進について（依頼）」依頼文收受  
 11月 個人情報保護審議会
- 平成31年 1月 「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）」自衛隊京都地方協力本部から依頼文收受  
 2月 個人情報の取扱いに関する覚書の締結  
 4月 宛名シール等引渡し
- 令和 元年 5月 「自衛官募集等の推進について（依頼）」依頼文收受  
 自衛隊京都地方協力本部から22歳対象者に係る宛名シール複写等の返却  
 9月 自衛隊京都地方協力本部から18歳対象者に係る宛名シール複写等の返却
- 令和 2年 2月 「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）」自衛隊京都地方協力本部から依頼文收受  
 「自衛官募集等の推進について（依頼）」依頼文收受  
 3月 宛名シール等引渡し  
 5月 自衛隊京都地方協力本部から22歳対象者に係る宛名シール複写等の返却  
 7月 自衛隊京都地方協力本部から18歳対象者に係る宛名シール複写等の返却

## 要 望 内 容

## 回 答

387 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。

- ① ネーミングライツは、市民や事業者の皆様の支援により本市施設等の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与するものと考えております。
- ② ネーミングライツの導入に当たっては、市会の「ネーミングライツ検討会議」での議論を踏まえ、平成29年5月市会において市会基本条例が改正され、重要な公の施設にネーミングライツを導入することについて市会の議決を経るとともに、それ以外の施設も含め、公募前に市会へ報告することとしております。
- ③ 令和元年度からは、事業者からの提案を受けてネーミングライツの導入を決定する手法に加え、本市がネーミングライツを導入する施設をあらかじめ特定して市会の議決を経たうえで、事業者に対して提案を働き掛けていく新たな取組を行うことにしました。
- ④ これを受け、令和2年2月市会に、スポーツ関連の10施設を「通称を命名する権利の付与の対象とする施設」として定める議案を付議し、可決されております。
- ⑤ 今後も、市民や市会の理解を得ながら、ネーミングライツの導入を推進してまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

388 指定管理者制度のこれ以上の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と指定管理者の労働者の労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。利用料金制度は行わないこと。

- ① 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。
- ② 同制度によって運用している施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。今後とも、制度の対象となる施設については、同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。
- ③ 利用料金制は、指定管理者による創意工夫を引き出すことのできる手法であり、施設の目的や特性に応じて、引き続き活用を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	389
要 望 内 容	回 答		
<p>389 市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。</p>	<p>① 国や他都市の水準を上回る福祉や教育，子育て支援等を維持しながら持続可能な行財政を確立するためには，簡素で効率的な執行体制の確保が必要であることから，正規職員と臨時・非常勤職員の適切な役割分担の下，適正な人員配置を行っております。</p> <p>② 臨時・非常勤職員については，これまでから報酬の増額や休暇の充実など，処遇の改善を行ってきたところであり，会計年度任用職員の勤務条件についても，「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（令和2年4月1日施行）の趣旨や本市の実情等を踏まえ，常勤職員との均等・均衡等を考慮して決定したところです。今後とも，職務・職責に応じた勤務条件であるよう，必要な検討を行ってまいります。</p> <p>③ また，「民間にできることは，民間に」を基本方針に，委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部署については職員を減員する一方で，市民のいのちと暮らしを守り，本市の都市特性を踏まえた質の高い行政サービスを提供するために人員が必要な部署にはしっかりと増員するなど，引き続き，職員数の適正化に取り組んでまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	390
要望内容	回答		
<p>390 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。</p>	<p>① 京都市債権管理条例において、「市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。」と規定しております。</p> <p>② 本市においては、催告等による納付勧奨を行っても、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納付する資力があると確認できたときは、差押えを執行することとしております。ただし、個別事情等により、差し押さえることが適当でないと認められるときは、徴収緩和の措置を講じております。</p> <p>また、差押えの執行に当たっては、生活保障の観点から、給与等の差押禁止額等、法令に定められている差押禁止財産の規定を厳格に遵守してまいります。</p>		

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	391
要 望 内 容	回 答		
<p>391 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないよう管理者に対し、プライバシー権、肖像権などを周知徹底すること。設置にあたっては近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。設置場所に、設置者、連絡先を明示させること。</p>	<p>① 本市では、自治連合会や町内会などの地域団体に対し、防犯カメラの導入費用の一部を補助する「防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しております。防犯カメラの補助に当たっては、地域住民の合意形成が得られていることを確認するため、地域団体の総意で設置することを証する資料の提出を求めています。</p> <p>② また、各地域団体に対し、防犯カメラの適正管理、画像の利用、提供の制限、管理・運用規定の策定、設置場所における設置主体の明示等を定めた京都府の「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求めるなど、丁寧な指導に努めております。</p> <p>③ 引き続き、防犯カメラの設置者や管理者に対し、ガイドライン等に沿った適正な管理・運用を実施するよう指導の徹底に努めることにより、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の中で、地域の意向を踏まえて防犯カメラ設置促進補助事業を実施してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <p>・世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 76,453千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成24年 2月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業のモデル実施 7月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設</p>		



令和 3 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	391
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 26 年 7 月 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」協定締結</p> <p>平成 27 年 4 月 補助対象に事業者等を追加（～平成 29 年度）</p> <p>令和 2 年度中 推進運動を継続・発展させるため、本市と京都府警察で新たに協定を締結予定</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

392 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み部落差別を固定化する危険性があり、国に対して廃止を求めること。京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。

- ① 本市では、これまでから「京都市人権文化推進計画」において、同和問題を解決すべき重要課題の一つに掲げ、人を「生まれ」や「住んでいる地域」を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指し、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めております。
- ② 「部落差別の解消の推進に関する法律」では、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされており、本市においては、引き続き、本法を踏まえ、人権文化推進計画に基づき、教育・啓発等に取り組んでまいります。
- ③ なお、本市では、人権問題について、市民意識の現状を把握し、人権施策の推進のための基礎資料とするため、計画策定や計画見直しに当たり、人権に関する意識調査を実施しております。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	393
要望内容	回答		
<p>393 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。</p>	<p>① 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>② まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を実現するためには、人権啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、効果的に推進することが必要です。なお、市職員の公費による集会等の参加については、これまでからも適正化を進めており、今後も引き続き、同和問題に限らず様々な人権課題への取組に関する情報収集の一環として、本市が主体的にその必要性を判断してまいります。</p> <p>③ 今後とも、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。</p> <p><b>(令和3年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 25,852千円</li> <li>・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 2,610千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年 3月 「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

394 ヘイトスピーチを規制する「京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を活かし、運用については、市長の責任においてヘイトスピーチを規制し、実効性のあるものにすること。

① 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」においては、施設の使用許可の最終判断は施設管理者が行いますが、運用に当たっては使用許可の判断基準に違いが出ないように設置者となる本市の責任の下で行うべく、実際に事案が発生した場合は、総合企画局や文化市民局が各施設管理者と連携する庁内体制を整備しております。また、公の施設の管理者等を対象とした説明会でもその旨を周知しております。

② ヘイトスピーチ解消法では、国や自治体の責務として、相談、教育、啓発の取組を行うことが定められており、関係機関と連携しながら、法の趣旨を踏まえた対策を進めております。また、同法において、禁止、罰則といった規制による対策は盛り込まれていないことから、更なる取組を進めるため、国に対しても実効性のある対策を要望しているところです。

**(令和3年度予算額)**

・多文化共生施策の推進 25,953千円

**(経過・これまでの取組等)**

平成27年 6月 「不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある対策の推進」について、国への要望を実施（以降、毎年度実施）

平成30年 6月 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を策定

## 要 望 内 容

## 回 答

395 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。

- ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化し、特殊サギ等多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めること。とくに、高齢者や障害者の消費者被害を未然に防止するために後見人制度の周知や見守り活動等の対策を強化すること。
- ・相談員は、会計年度任用職員の雇用形態ではなく、正規雇用とすること。夜の時間帯や休日の相談を実施すること。

- ① 消費生活総合センターにおける相談体制については、消費生活相談員資格等の専門的な資格を持った相談員を会計年度任用職員として任用しており、土日祝日の電話相談の開設や相談受付時間の延長など、消費者の相談機会を拡充したほか、必要に応じて相談員を増員するなど、相談体制の整備・拡充を図ってまいりました。
- ② 高齢者、障害者や認知症等、判断力が十分でない方などの相談を受けるに当たっては、事業者との自主交渉が困難な場合が多いことから、あっせん交渉を積極的に行うなど、特にきめ細かく対応して問題解決を図るとともに、必要に応じて成年後見センター等の関係機関を案内しております。  
また、高齢者等の消費者被害を未然に防ぐに当たっては、高齢サポート（地域包括支援センター）との連携強化を図るとともに、広報物を活用した啓発や講座・イベント等を開催するなど、高齢者等自身あるいは高齢者等を見守る立場にある方への啓発に積極的に努めております。  
引き続き新たな手口にも十分注意しながら、啓発を強化していくとともに、市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し、あらゆる機会を捉えて、消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう、努めてまいります。
- ③ 特殊詐欺対策については、広報物を活用した啓発のほか、京都府警察及び京都府と連携した各種イベント等における啓発の実施等、取組を進めてまいりました。引き続き京都府警察及び京都府との更なる連携を図り、特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	395
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談           6, 7 1 1 千円</li> <li>・多重債務者対策       6 4 5 千円</li> <li>・消費者啓発       1 3, 0 7 2 千円</li> </ul>		

要 望 内 容

回 答

396 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め、解決を図ること。

① 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設や、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。

② 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正による過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や、相談機会の拡充等の本市の取組などにより、状況に一定の改善が見られております。

③ 今後も、多重債務問題でお困りの消費者が、気軽に相談していただけるよう専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署とも連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。

(令和3年度予算額)

・多重債務者対策 645千円

(経過・これまでの取組等)

平成19年10月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置  
「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画  
12月 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)を開設  
平成20年4月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設  
平成22年6月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を開催

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	396
要望内容	回答		
	9月	多重債務特別相談ところの健康相談を同一会場で実施（第2・第4水曜日）	
	平成23年 5月	多重債務相談専用ダイヤル（256-3160）の相談受付時間を延長	



## 要 望 内 容

## 回 答

397 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に、産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進のため、雇用を生み出す施策を拡充すること。

- ① 北部山間地域の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって住み続けることができるよう、これまでから、道路、交通、光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進、地域水道等のインフラ整備をはじめ、地域の生活支援、民間事業者が行う新規就農者の育成や定住促進に繋がる温室栽培施設整備に対する支援など農林業の振興による就労の創出、学校教育環境の整備等に取り組んできたところです。
- ② また、北部山間かがやき隊員による地域力を活かした活性化策に取り組むとともに、北部山間地域の魅力発信、移住相談、地域の取組支援、田舎暮らし体験、定着支援という流れで移住促進の取組を進めております。
- ③ これまでに、北部山間移住相談コーナーを通じて54組112人が移住しております。令和元年度に専属の移住相談支援員をコーナーに配置し、移住サポート体制の強化、空き家の更なる活用を図るとともに、令和2年度からは、北部山間かがやき隊員の任期終了後の地域での定着・定住に向け、隊員が地域で起業するために必要な経費を助成しており、引き続き地域の移住促進の機運をより一層高め、北部山間地域への人の流れがより確かなものとなるよう、地域の活性化や移住・定住の促進にしっかり取り組んでまいります。
- ④ なお、現行の京都市過疎地域自立促進計画の根拠法令である「過疎地域自立支援特別法」については、令和2度末をもって期限切れとなりますが、国では後継となる新法の制定に向けた検討を進めており、国の動向を注視しつつ、策定準備を進めてまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	397
要望内容	回答		
	<p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部山間地域への移住促進事業 13,660千円</li> <li>・ 北部山間かがやき隊員との協働による地域活性化の推進 36,779千円</li> <li>・ 北部山間地域の持続可能なまちづくり～北部山間かがやき隊員起業等支援～ 2,000千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 9月 京北地域活性化企画本部の立ち上げ</p> <p>平成27年 8月 「京都 京北未来かがやきビジョン」策定</p> <p>9月 北部山間振興本部会議の立ち上げ</p> <p>平成28年 3月 「京都市過疎地域自立促進計画(平成28～32年度)」策定</p> <p>7月 「京都市北部山間かがやき隊員」3名配置</p> <p>「京都市北部山間移住相談コーナー」開設</p> <p>「京都市北部山間移住促進地域助成制度」創設</p> <p>10月 ホームページ「住むなら京都」に「京の田舎暮らし」ページを開設</p> <p>平成29年 4月 「田舎暮らし体験住宅」2軒開設(山国, 宇津)</p> <p>「京都市北部山間かがやき隊員」4名増員</p> <p>平成30年 4月 「田舎暮らし体験住宅」2軒開設(周山, 小野郷)</p> <p>7月 「京都市北部山間かがやき隊員」2名増員</p> <p>平成31年 4月 京都市北部山間移住相談コーナーに「移住相談支援員」1名新規配置</p> <p>令和 2年 6月 「北部山間かがやき隊員起業支援制度」創設</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

398 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。

- ・広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
- ・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
- ・被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
- ・黒い雨訴訟について、控訴を取り下げるよう国に強く求めること。
- ・国に対して、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
- ・平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を、他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
- ・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

① 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間（「特別の教科」道徳）等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めております。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中学校の沖縄方面への修学旅行の実施を見送りましたが、行先を広島・長崎方面へ変更するなど、戦争の悲惨さや平和の尊さについての学びを継続しております。令和3年度は、感染状況等を勘案した上で修学旅行の在り方について検討して参ります。

② 被爆者の方々の健康実態については、国の責務の下、実施主体である京都府から委託を受けて、各区の健康長寿推進課で健康診断を実施しております。

③ 被爆者の援護施策については、国の責務の下、都道府県が行うべき業務となっており、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。

④ 黒い雨による被害については、国で第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会を立ち上げ、同区域の設定について再検討を行うため、これまで国で蓄積されてきたデータの最大限の活用等や最新の科学技術により、可能な限りの検証を行うこととされております。訴訟については、引き続き国の動きを注視してまいります。

令和3年度予算要望に対する回答		NO.	398
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ また、原爆症認定基準の見直しについても、被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により、一定議論が行われてきました。社会状況等の変化により、国が検討するものであるため、本市としては、引き続き国の動きを注視してまいります。</p> <p>⑥ 本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和首長会議とともに、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。</p> <p>また、本市独自に、市民に平和の尊さを見つめ直す機会としていただくための「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。</p> <p>⑦ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>(令和3年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子爆弾被爆者検診委託料 60千円</li> <li>・被爆者援護事業補助金 400千円</li> </ul>		

担 当：総 合 企 画 局 市 長 公 室 政 策 企 画 調 整 担 当

T E L：075-222-3034    F A X：075-213-1066